

児童相談所による一時保護委託の実態と在り方
報告書

令和8年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

第1章 調査研究の実施概要	1
I. 事業実施目的	1
II. 調査研究の構成	2
III. スケジュール	4
IV. 成果の公表方法	4
V. 検討委員会	5
第2章 児童相談所調査	7
I. 実施概要	7
II. 調査結果	8
第3章 児童養護施設調査	59
I. 実施概要	59
II. 調査結果	60
第4章 一時保護専用施設調査	94
I. 実施概要	94
II. 調査結果	95
第5章 里親・ファミリーホーム調査	124
I. 実施概要	124
II. 調査結果	125
第6章 委託一時保護中のこども調査	164
I. 実施概要	164
II. 調査結果	165
第7章 ヒアリング調査	202
I. 実施概要	202
II. 調査結果	203
第8章 考察	213
I. 調査結果分析	213
II. 考察	251

資料編

- アンケート調査票① 児童相談所
- アンケート調査票② 児童養護施設
- アンケート調査票③ 一時保護専用施設
- アンケート調査票④ 里親・ファミリーホーム
- アンケート調査票⑤ 委託一時保護中のこども

第 1 章 調査研究の実施概要

I. 事業実施目的

児童相談所による一時保護件数は 52,411 件（令和 5 年度）と増加傾向にあり、一時保護件数全体に占める一時保護委託の割合は半数弱を占めており、そのニーズは高く不可欠である。

一時保護施設については、一時保護施設のこどもの権利擁護や個別ケアの推進が図られるよう、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和 6 年内閣府令第 27 号）を策定し、令和 6 年 4 月より施行するとともに、一時保護の基本的な業務の在り方等を示した、「一時保護ガイドライン」を全面改正し、一時保護施設においてこどもの状況等に最も適した環境等で生活やケアの質が確保され、こどもの最善の利益が図られるようすすめているところであるが、一時保護委託においてもこどもの権利擁護や個別ケアの推進が図られ、こどもの生活や支援の質を確保するための取組みが必要である。

令和 6 年度調査研究事業「一時保護の実態と在り方」において収集・分析した、一時保護や一時保護委託の在り方を検討するための基礎となるデータを踏まえ、今後一時保護施設との両立を図りながら一時保護委託において適切なアセスメントと個々の状況に応じたケアが展開されるよう、児童相談所や一時保護委託先等への調査を実施し、一時保護委託の在り方を検討することを目的とする。

II. 調査研究の構成

1. 本調査研究の調査対象とした委託一時保護

令和6年度調査研究事業「一時保護の実態と在り方」において児童相談所や一時保護委託先等への調査を実施していることから、今年度は昨年度調査との重複がないよう配慮し、一時保護委託の在り方を検討するうえで重要と考えられる点を中心に、以下を対象として調査を実施した。

○対象は、学齢児の委託一時保護

委託一時保護中のこどもの権利擁護の実態把握が目的の1つではあるが、乳幼児と学齢児では委託一時保護の考え方が異なるため、今回は学齢児のみを対象とした調査とした。

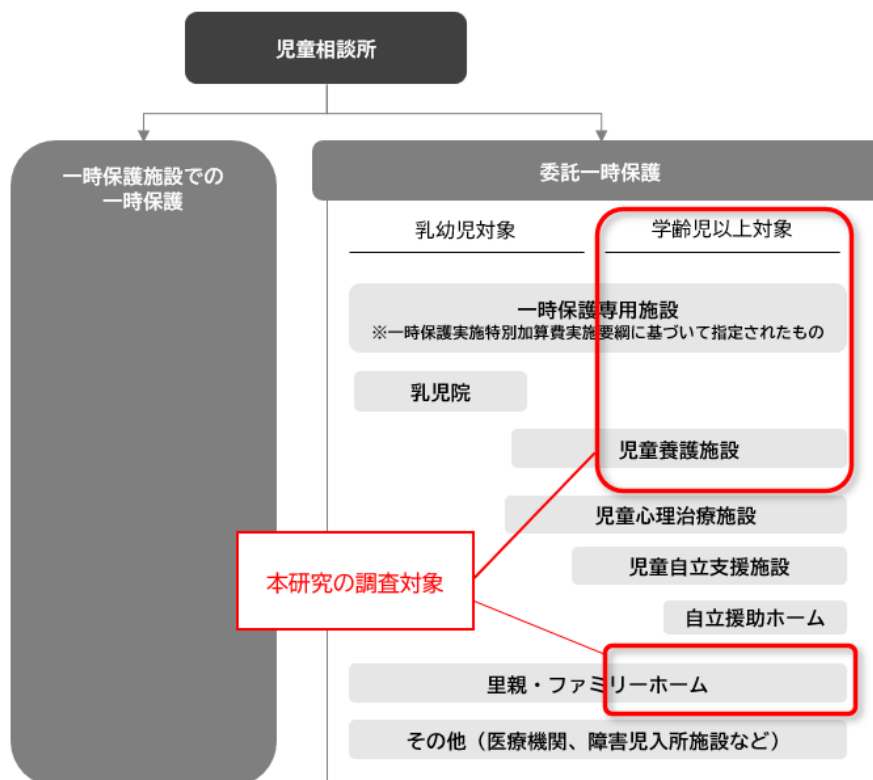
○医療機関や、児童心理治療施設、児童自立支援施設等への委託一時保護は対象外

「一時保護施設と委託一時保護との両立を図りながら」という観点から、児童相談所における委託一時保護の位置づけ（一時保護施設での保護と、委託一時保護をどのように整理しているか）を確認することが、調査目的の1つである。そのため、こどもの特性や支援の専門性の観点から、一般的に委託一時保護が適切である医療機関等への委託一時保護ケースは、本調査では対象外とした。

○措置予定のこども（28条ケースを含む）の委託一時保護は対象外

28条ケースを含め、施設入所や里親委託を前提とした委託一時保護は、他の一時保護とは目的が異なるため、本調査では対象外とした。

図表 1-1 児童相談所による一時保護先と本調査研究の対象



2. 本調査研究の調査内容

(1) 児童相談所調査

一時保護委託の在り方を検討するうえで、児童相談所が一時保護施設と一時保護委託をどう位置付けているか（どのように使い分けているか）を確認する必要がある。しかし、実態は一時保護施設の定員超過により、児童相談所が本来こうあるべきと考える「一時保護委託の在り方」では運用できていない可能性が高い。そこで、児童相談所における一時保護委託の使い方の現状を確認するとともに、児童相談所が考える一時保護委託の在り方、またその実現のために必要だと思うこと、課題等を把握することを目的として、アンケート調査を行った。

また、昨年度の調査において委託先から不安や悩みなどとしてあげられている事項を踏まえ、委託先が安心して子どもを受け入れられるようにするために児童相談所として行っている工夫・取組み等を確認した。

(2) 児童養護施設（一時保護専用施設）及び里親・ファミリーホーム調査

児童養護施設（一時保護専用施設）や里親・ファミリーホーム（以下、「里親等」という。）への一時保護委託において、「緊急保護」の対応が求められている実態がある。昨年度の委託先への調査において、「子どもに関する情報が少ない」「子どもへの接し方がわからない」等の意見が多く挙げられている等、一時保護委託の受入れに苦慮している状況が見受けられた。

一時保護委託には、通学が可能であったり、制限の少ない環境での生活の場等の役割が期待されるところであるが、実態としては一時保護施設と同様の制限や対応等が求められ、本来期待されていた子どもの生活の場の確保につながっていない可能性がある。

どのような子どもが一時保護委託されており、委託を受けるにあたってどのような課題があるか、児童相談所等に求めたい支援等を確認するとともに、委託先として実現したい子どもの生活（一時保護委託の在り方）についての意見を確認することを目的として、アンケート調査を実施した。

※本調査研究において、一時保護専用施設とは、一時保護実施特別加算費実施要綱に基づいて指定された施設等を指す。

(3) 委託一時保護中の子ども調査

委託一時保護中の子どもの生活・支援の実態を確認するために、委託先だけでなく、子どもたちがどのような生活をし、どう感じているのかを聞くことは重要であると考え、委託一時保護中の子どもへのアンケート調査を実施した。

(4) 児童相談所および委託先へのヒアリング調査

一時保護施設と一時保護委託の使い分け方や、一時保護委託の活用方法について、具体的にお伺いするため、児童相談所にヒアリング調査を行った。また、一時保護委託の現状や委託を受けるにあたっての課題について具体的にお伺いするため、一時保護専用施設にヒアリング調査を行った。

III. スケジュール

図表 1-2 スケジュール

	R7年						R8年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会	調整			●		●		●	●
児童相談所調査		調査票作成			発送	実施	集計		
児童養護施設（一時保護専用施設）調査	照会	調査票作成			発送	実施	集計		
里親・ファミリーホーム調査		調査票作成			発送	実施	集計		
委託一時保護中のこども調査		調査票作成			発送	実施	集計		
ヒアリング調査							調整、実施		
とりまとめ・報告書作成								報告書作成	

IV. 成果の公表方法

本事業の成果をとりまとめた本報告書は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社のホームページにて公開する。

V. 検討委員会

1. 委員構成

検討委員会の委員は以下のとおりである。

図表 1-3 検討委員会委員 ※敬称略 五十音順 ◎座長

◎	河野 洋子	大分大学 福祉健康科学部社会福祉実践コース 講師
	川松 亮	明星大学 人文学部福祉実践学科 常勤教授
	北川 聡子	日本ファミリーホーム協議会 会長
	坂田 大輔	三重県中央児童相談所 副所長兼一時保護室長
	角南 和子	角南法律事務所 弁護士
	平本 実	社会福祉法人三愛学園 児童養護施設さんあい 施設長
	右田 佳子	川崎市南部児童相談所所長

2. 開催概要

検討委員会の開催概要は以下のとおりである。

図表 1-4 検討委員会の開催概要

	開催日時・場所	主な検討内容
第1回	令和7年10月2日(木) 18:00~20:00 ZOOM開催	1. 事業実施計画について 2. アンケート調査について (児童相談所/児童養護施設(一時保護専用施設) /里親・ファミリーホーム/委託一時保護中のこども)
第2回	令和7年12月26日(金) 9:30~11:30 ZOOM開催	1. アンケート調査について (12/19時点の状況について) 2. 委託一時保護の在り方と検討すべき課題について 3. ヒアリング等の追加調査について
第3回	令和8年2月3日(火) 18:30~20:30 ZOOM開催	1. アンケート調査結果報告 (児童相談所/児童養護施設/一時保護専用施設 /里親・ファミリーホーム/委託一時保護中のこども) 2. ヒアリング調査について 3. 調査研究事業の考察について
第4回	令和8年3月9日(月) 15:00~17:00 ZOOM開催	1. ヒアリング調査について 2. 本調査の考察について 3. 報告書について

第2章 児童相談所調査

I. 実施概要

1. 実施目的

一時保護施設との両立を図りながら委託一時保護を効果的に活用し、こどもにとってよりよい形での一時保護が行える環境を確保するとともに、一時保護委託先が安心してこどもの受入れや対応を行えるよう、また委託先における適切なアセスメントと個々の状況に応じた支援が展開されるよう、委託一時保護の実態や児童相談所との連携等について把握し、委託一時保護の在り方を検討することを目的として、児童相談所へのアンケート調査を実施した。

2. 調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 2-1 調査概要

調査対象	全国の児童相談所
調査期間	令和7年11月7日（金）～ 令和7年12月19日（金）
調査方法	郵送配布・郵送回収 ・要望のあった児童相談所にはメールにて Word ファイル配布・回収
配布・回収数	配布 : 242 件 回収 : 194 件 回収率 : 80.2%

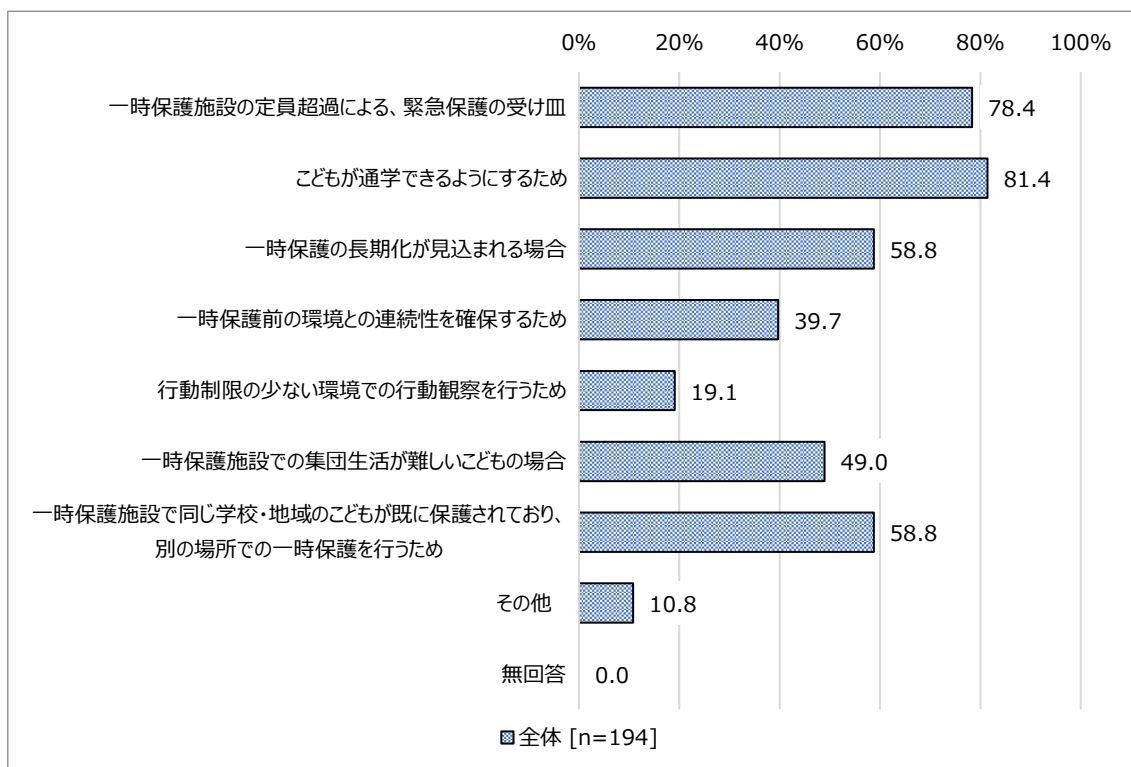
II. 調査結果

1. 児童相談所における一時保護の考え方について

(1) 問1. 児童相談所における委託一時保護の位置づけ（委託一時保護を検討する理由）

児童相談所における委託一時保護の位置づけ（委託一時保護を検討する理由）は、「こどもが通学できるようにするため」が81.4%、「一時保護施設の定員超過による、緊急保護の受け皿」が78.4%、「一時保護の長期化が見込まれる場合」「一時保護施設で同じ学校・地域のこどもが既に保護されており、別の場所での一時保護を行うため」がいずれも58.8%となっている。

図表 2-2 児童相談所における委託一時保護の位置づけ〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

（一時保護施設での受入れが難しい場合）

- 定員超過にならないための委託
- 定員超過以外の理由による一時保護施設の受入れ不可
- 定員は超過していないが、一時保護施設内に対応が難しいこどもがあり、安全面等から現状以上の受入れが適当でないと判断された場合

（一時保護施設が遠い、ない）

- 管内に一時保護施設がないため、委託一時保護が前提となる
- 一時保護専用施設が当所から最も近い
- 当所は一時保護施設が遠方にあるため、近隣の施設や里親への委託一時保護を主に行っており、迅速にこどもを受け入れられるような体制を整えている

（性別・年齢・きょうだい等の個別事情への対応）

- 性別、こどもの状態像により、他児と同室で生活させられないとき
- きょうだいを保護する場合、幼児が含まれるとき

(その他)

- 特に行動観察を必要としないこどもを、行動制限の少ない環境で過ごさせるため
- 施設退所後のアフターケア等

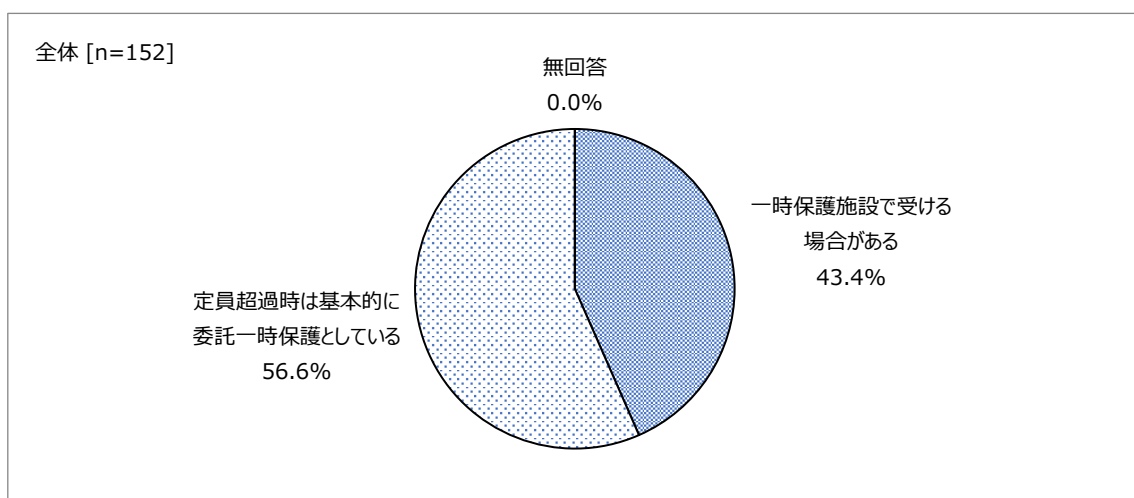
(2) 問 2. 一時保護施設の定員超過時について

問 1 で「一時保護施設の定員超過による、緊急保護の受け皿」と回答した児童相談所に、一時保護施設の定員超過時について聞いたところ、以下の通りであった。

ア. 一時保護施設の定員超過時でも、一時保護施設で一時保護を受ける場合はあるか

一時保護施設の定員超過時でも、一時保護施設で一時保護を受ける場合はあるかは、「定員超過時は基本的に委託一時保護としている」が 56.6%、「一時保護施設で受ける場合がある」が 43.4%となっている。

図表 2-3 一時保護施設の定員超過時でも、一時保護施設で一時保護を受ける場合はあるか



イ. 一時保護施設で受ける場合と委託一時保護とする場合の判断基準（違い）

問 2. (ア) で「一時保護施設で受ける場合がある」と回答した児童相談所に、一時保護施設で受ける場合と委託一時保護とする場合の判断基準（違い）を聞いたところ、主に以下の回答があった。

【一時保護施設での保護とする場合】

(発達・障害・精神的ケアが必要なこども)

- 障害や特性があり適当な委託先がない場合
- 非行傾向がある。情緒不安定。定期通院が必要
- 非行や障害や精神疾患等により、受託可能な委託先がない場合
- 強い発達特性等、養育が非常に困難である場合。心理ケア等を集中して行いたい場合

(無断外出・自傷他害等の行動上の問題があり、集団生活が困難なこども)

- 無断外出や粗暴な行為等のおそれのあるこども
- こどもの発達特性があり、行動障害があるこども、非行傾向があるこども
- 発達特性から小集団の生活でも難しいこども。自傷、他害、無断外出の可能性のあるこども、個別処遇の必要なこども

- 自傷他害や器物損壊等行為、飛び出し等の行動が予測されるなど落ち着いて過ごすことが難しいこどもやアセスメントが必要なこども
- こどもが保護に納得していない。行動に課題があり、委託先に適応することが難しい。アレルギー等の対応が必要

(夜間・休日対応時の保護の場合)

- 休日、夜間の緊急一時保護で受け皿がない
- 休日、夜間帯で委託先と調整ができない場合

(夜間帯の身柄付通告など、委託調整の時間的余裕がない場合)

- 夜間や休日に、警察からの身柄付通告については、定員を理由に断ることが難しいため
- 警察からの身柄付通告を休日夜間等において対応する場合、委託先と調整を要する時間を得難いことから、一時保護施設で受ける場合

(適当な委託先がない・空きがない場合)

- 適当と思われる委託先に空きがない場合
- こどもの状態に応じた適当な委託先がない場合
- こどもの特性に対応可能な一時保護委託先がない
- 原則として定員を超過しないように委託するが、こどもに適した委託先がない場合、委託先が見つかるまでの期間、定員超過で受け入れる

(保護者との対立等で安全確保が必要なこども)

- 保護者の連れ戻しのリスクなどが高いこども
- 職権保護など、保護者との対立などから安全に保護する必要がある場合
- 法的対応が必要であったり、保護者と対立してしまい、委託先の安全が確保できない場合
- 保護者の奪還のリスクがあるこども。こどもが勝手に帰宅してしまう可能性がある場合。触法事案のケース

(アセスメント・行動観察が必要なこども)

- 一時保護施設での行動診断をしっかり行う必要がある
- 行動観察が必要なケース。協同面接、被害確認面接が見込まれるケース
- 被虐待の影響の見立て等、一時保護施設での行動観察やケアが妥当な場合
- 警察通告、虐待等による一時保護等、こどもの調査やケア、行動観察が必要である場合
- 一時保護歴がなくこどもの状況についてアセスメントができていないこどもについては一時保護施設を優先している

(基本的に一時保護施設で受け入れる)

- 基本的にはすべてのこどもを受け入れる
- 定員超過でも基本的に一時保護施設で受けている
- 慢性的に定員超過しており、通常でも定員超過して保護している

(その他)

- 個別の事例により、その時点での判断になるので、こどもの特徴、条件によって基準は設けていない

【委託一時保護とする場合】

(問題や発達特性が少なく、委託先での生活が可能と思われるこども)

- 施設的环境下でも生活可能なこども
- 発達特性がなく、対人関係もとやすいこども
- 委託一時保護施設的环境下で生活を送ることができるこども
- 非行等の大きな問題がなく、委託先でも対応可能なこどもの場合
- こどもが保護に納得しており、他所でもトラブルをおこさずに過ごせる
- 一時保護にあたり、こども、家庭ともに問題がない(少ない)と思われる場合

- 所属等でのトラブルが少なく、初めての集団においても適応可能だと考えられることも
- 強い発達特性等、養育が非常に困難という状態ではないことも、かつ、通学や一時保護の長期化が必要となる場合
- 所属の調査や一時保護施設でのアセスメントにより、委託先施設の集団や生活に適応して生活できると判断したことも、乳幼児や小学校低学年で課題の少ないことについては委託一時保護を優先している

(通学・生活の継続が可能なことも)

- 中高生年齢で通学させたい
- 高齢児（高校生）で通学が必要なことも
- 委託一時保護施設から在籍校に通学できることも
- ある程度アセスメントができており、専門的な支援の必要がない、通学可能なことも
- 日常的に登校状況が良く、登校希望が強い場合。期末テスト、発表会などの学校行事がある場合
- 学校への通学保障、一時保護施設でなくても落ち着いて生活できる。体調管理や通院を委託先でも対応可能かどうか
- 就学前の幼児や委託先から所属への登校が可能と見込まれることも。養護ケースなど、抱える問題が比較的少ないことも

(委託先の受入れ条件が合う場合、調整できる場合)

- 委託先との調整が可能な場合
- 開所時間内で調整が可能な場合
- 委託先を確保できた場合、委託一時保護とする
- ケース概要をお伝えし、受入れ了承を得られる場合
- こどもにとって適当と思われる委託先が受入れ可能な場合
- こどもの状況や一時保護期間等、委託先の受入れ条件と合う場合

(虐待以外の養護ケースや保護者の理解がある場合)

- 親の入院など単純な養育相談など
- 保護者や親族から追及の恐れが低い場合
- ケースワーク上、委託先の保護で差し支えない場合
- 虐待以外の養護ケース、虐待ケースであっても保護者が一時保護に理解しているケース
- 既に介入済みであるケースで、保護者からの了解が得られることについては委託一時保護をすることがある
- 保護者都合の一時保護等、こどもの調査やケア、行動観察があまり必要でない場合。きょうだいを一緒に一時保護する場合（一時保護施設では年齢・性別により分離される）

(その他)

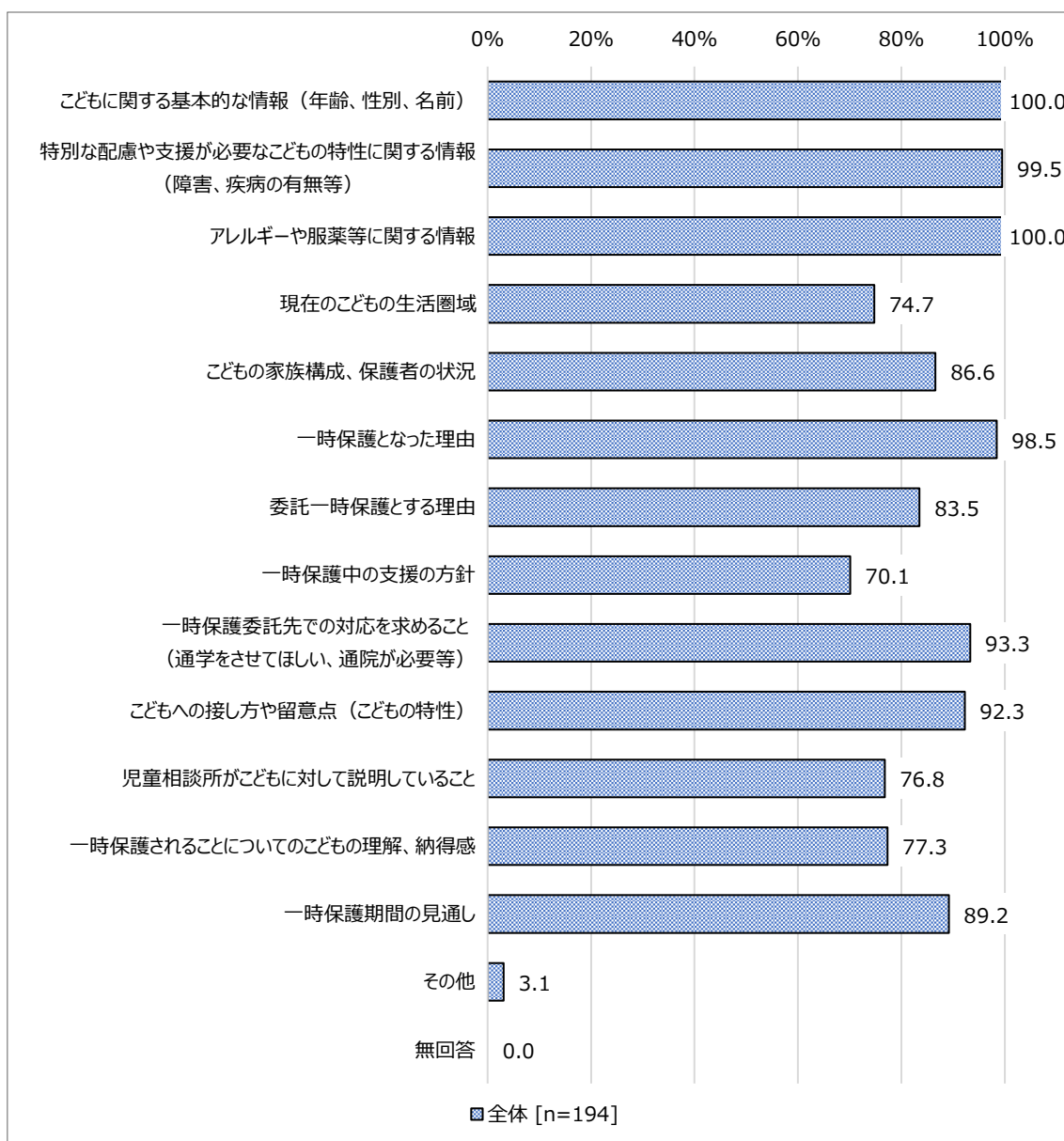
- 短期の保護期間。期間が決まっているレスパイト利用
- 個別の事例により、その時点での判断になるので、こどもの特徴、条件によって基準は設けていない

2. 一時保護委託先とのやりとりについて

(1) 問3. 委託先に最低限伝えるべきと考える情報

委託先に最低限伝えるべきと考える情報は、「子どもに関する基本的な情報（年齢、性別、名前）」「アレルギーや服薬等に関する情報」がいずれも 100.0%、「特別な配慮や支援が必要な子どもの特性に関する情報（障害、疾病の有無等）」が 99.5%、「一時保護となった理由」が 98.5%となっている

図表 2-4 委託先に最低限伝えるべきと考える情報(複数回答)



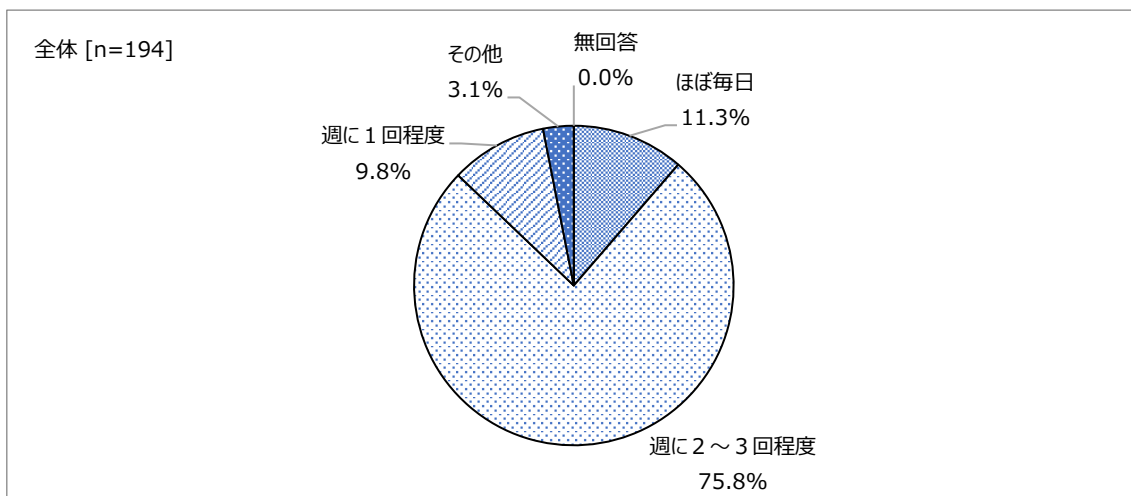
【「その他」の主な内容】

- 持ち物
- 身体検査の有無
- 保護者への一時保護先の開示の有無
- 登校状況や学習状況、家庭での様子、ADL
- これまでの児童相談所の対応経過や心理検査の結果等把握している必要な情報
- 保護者からの電話連絡や面会の可否、電話・面会に来る可能性のある人物があればその情報、保護者の今後の意向、本児に対する思いなど

(2) 問4. 一時保護委託先との情報共有の平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)

一時保護委託先との情報共有の平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)は、「週に2～3回程度」が75.8%、「ほぼ毎日」が11.3%、「週に1回程度」が9.8%となっている。

図表 2-5 一時保護委託先との情報共有の平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)



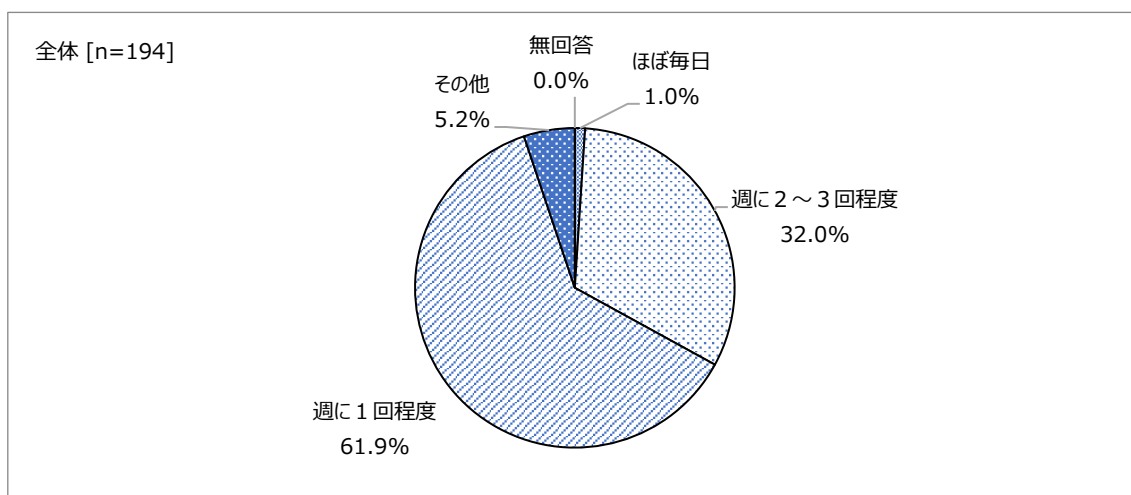
【「その他」の主な内容】

- 必要に応じて随時
- ケースに応じ週1～3回程度
- 委託直後は週に2～3回程度、その後は週に1回程度
- 委託先とこどもの状況により、ほぼ毎日～週に1回程度になると思われる
- 委託先やこどもの状況により異なるためケースバイケースである

(3) 問5. 児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために施設に訪問する平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)

児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために施設に訪問する平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)は、「週に1回程度」が61.9%、「週に2～3回程度」が32.0%、「その他」が5.2%となっている。

図表 2-6 児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために施設に訪問する平均的な頻度
(委託一時保護の開始後の1週間)



【「その他」の主な内容】

- 必要に応じて随時
- ケースに応じ週1～3回程度
- ケースによるが、週1～2程度
- ケースバイケースで対応している
- ケースによる（支援状況や方針による）
- 委託先施設が近接する場合は、週に2～3回、遠方の場合は週1回以下となることもある

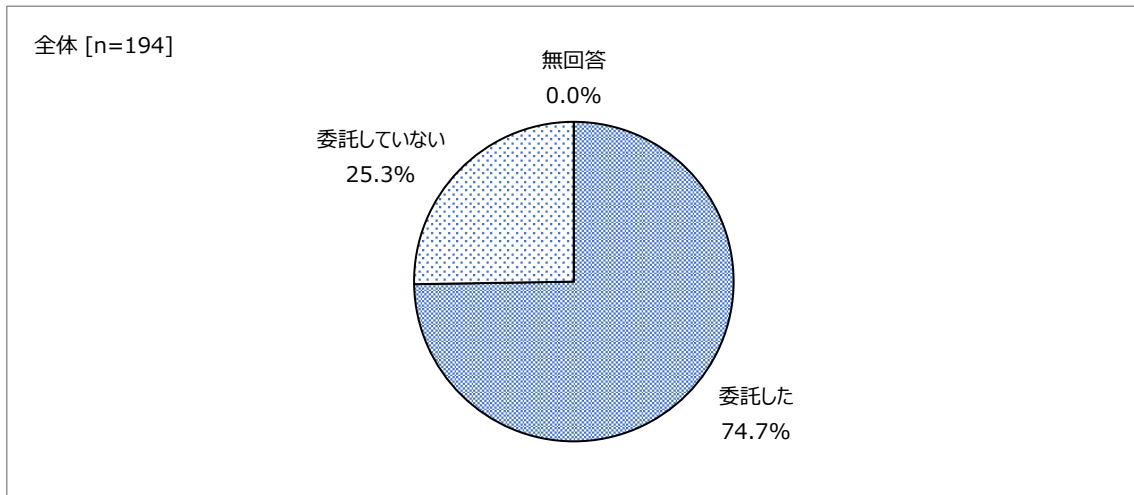
3. 一時保護委託先の現状や期待すること

<こどもの通学等について>

(1) 問6. こどもが通学できるようにすることを目的とした、委託一時保護の有無（令和6年度）

こどもが通学できるようにすることを目的とした、委託一時保護の有無（令和6年度）は、「委託した」が74.7%、「委託していない」が25.3%となっている。

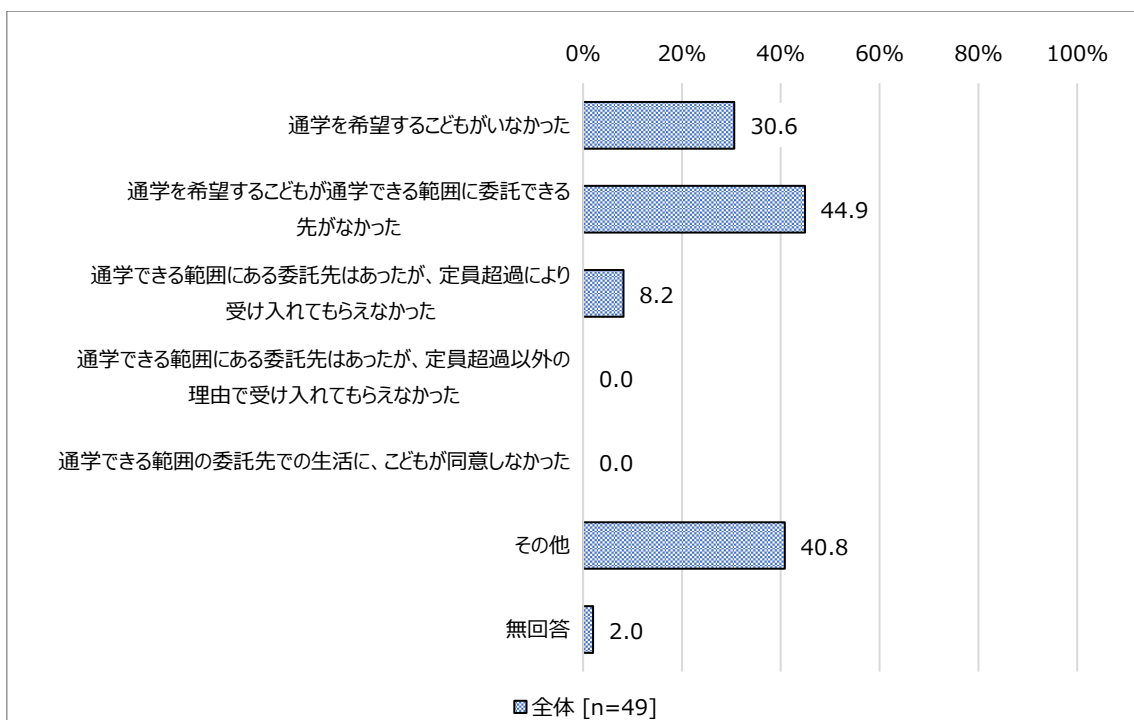
図表 2-7 こどもが通学できるようにすることを目的とした、委託一時保護の有無(令和6年度)



(2) 問7.委託しなかった理由

問6で「委託していない」と回答した児童相談所に、委託しなかった理由を聞いたところ、「通学を希望するこどもが通学できる範囲に委託できる先がなかった」が44.9%、「その他」が40.8%、「通学を希望するこどもがいなかった」が30.6%であった。

図表 2-8 委託しなかった理由[複数回答]



【「その他」の主な内容】

（一時保護施設から通学している）

- 一時保護施設から通学したため
- 一時保護施設で通学支援を行っている
- 必要な場合は、一時保護施設からの通学を行うため
- 一時保護施設で登校を行っているため、登校を目的に委託一時保護を行う必要がない

（保護者が子どもに接触する可能性があるなど、リスクがあるため）

- 保護者が子どもに接触するリスクがあるため
- 一時保護中の調査や子どもの安全面を考慮したため
- 保護者との接触リスクがあること、通学にかかる人手がないこと、通学途上における事件、事故のリスクがあること

（通学を目的とした委託を検討していない）

- 通学を理由に委託を検討していない
- 一時保護施設に学習指導員がいるため、一定の学習機会の確保ができているため
- 基本的に措置前提で通学できるよう体制作りを行っているため、委託していないとの回答になる
- 委託先を決める際に、通学できる範囲かどうか考慮はするが、「通学できるようにする」事を目的とした委託はなかった

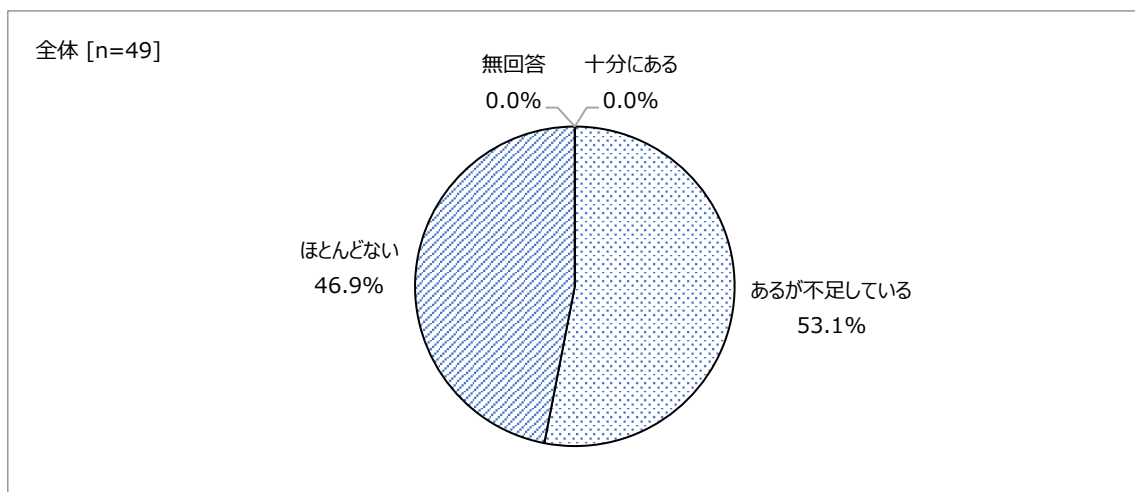
（その他）

- 行動観察、指導等が必要だった

（3）問 8．在籍校への通学に対応（送迎や自力登校を認めているなど）している委託先の充足感

問 6 で「委託していない」と回答した児童相談所に、在籍校への通学に対応（送迎や自力登校を認めているなど）している委託先の充足感を聞いたところ、「あるが不足している」が 53.1%、「ほとんどない」が 46.9%、「十分にある」が 0.0%、「無回答」が 0.0%であった。

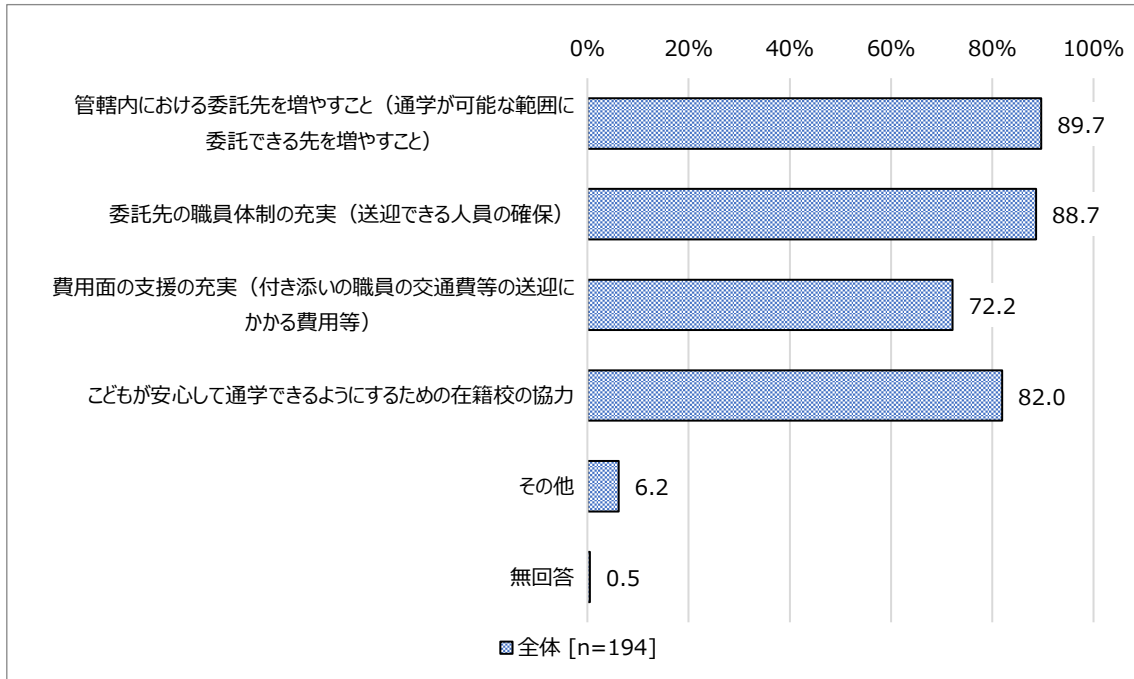
図表 2-9 在籍校への通学に対応(送迎や自力登校を認めているなど)している委託先の充足感



(4) 問9. 委託一時保護により、こどもが通学できる環境をつくるために、必要だと思う施策

委託一時保護により、こどもが通学できる環境をつくるために、必要だと思う施策は、「管轄内における委託先を増やすこと（通学が可能な範囲に委託できる先を増やすこと）」が89.7%、「委託先の職員体制の充実（送迎できる人員の確保）」が88.7%、「こどもが安心して通学できるようにするための在籍校の協力」が82.0%となっている。

図表 2-10 委託一時保護により、こどもが通学できる環境をつくるために、必要だと思う施策〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

（保護者・こども・関係者の理解）

- 保護者の理解・許可
- 委託先管内の学校の協力
- 親の同意とこどもの了解

（安全に通学できるための体制整備等）

- 委託先職員や関係する者の能力向上
- タクシー会社などの契約ができると良いと思う
- 通学先の教員確保等受入体制の充実も必要
- 安全管理（連絡手段、虐待加害者との接触防止）
- 通学時の安全確保対策、事故時等の連絡体制の整備
- 保護者がこどもに接触しないようするための法令整備と具体的な手立ての確立

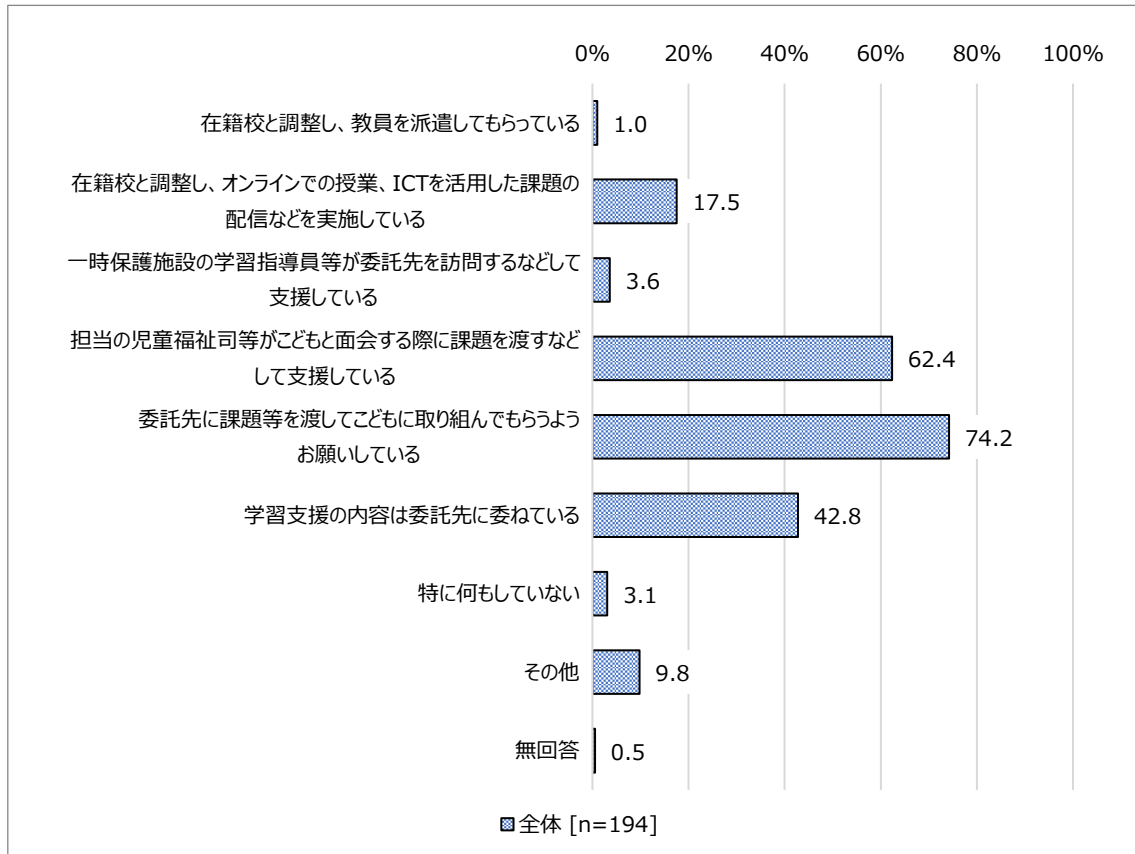
（通学時の事故の保障）

- 通学中の事故に対する保障
- 通学にかかる事件事故に備えた保障の充実

(5) 問 10. 委託一時保護したこどもの通学がかなわない場合の学習支援対応

委託一時保護したこどもの通学がかなわない場合の学習支援対応は、「委託先に課題等を渡してこどもに取り組んでもらうようお願いしている」が 74.2%、「担当の児童福祉司等がこどもと面会する際に課題を渡すなどして支援している」が 62.4%、「学習支援の内容は委託先に委ねている」が 42.8%となっている。

図表 2-11 委託一時保護したこどもの通学がかなわない場合の、学習支援対応〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

（通学できない場合は委託しない、期間を短縮する）

- 通学可能なこどものみ委託している
- 通学できない場合、委託一時保護はしていない
- 通学できない場合、就学年齢のこどもは委託しない
- 学習に影響がでないよう、委託一時保護の期間については必要最小限にとどめている

（在籍校と調整し、課題を用意するなどして支援している）

- 在籍校と調整し、課題等を準備してもらい取り組んでもらう
- 在籍校から教材を預かり、委託先で取り組ませてもらっている
- 在籍校と調整し、こどもの学習進度に応じた課題を準備してもらい児童福祉司が渡す

（民間・外部委託等により支援している）

- 外部委託により学習支援員を派遣している
- 里親については、里親支援センターがタブレットを貸し出して、オンライン学習に取り組ませることもある
- 民間委託している学習支援員を派遣し、こどもの習熟度に合わせた学習支援や原籍校からの課題に取り組んでいる
- 自治体として委託一時保護児童への学習支援事業を実施。委託先に学習支援員を派遣し、そのこどもにあった学習支援を実施している

(該当する事例がない)

- ケースがなかった
- 事例がないため、未検討
- 現状そのようなケースはない

(6) 問 11. 通学がかなわない場合、有効だと思う学習支援と実施するにあたり必要だと思う施策

委託一時保護したこどもの通学がかなわない場合、有効だと思う学習支援の方法、また、それを実施するために必要だと思う施策について聞いたところ、主に以下の回答があった。

(オンライン授業・ICT 活用による学習支援)

■ オンライン・ICT 一般

- ICT を活用したオンライン授業
- 個人情報漏洩に留意した形でのオンライン授業
- オンラインでの授業、ICT を活用した課題提出など
- オンラインでの個別授業、自主学習できるコンテンツの提供
- オンライン授業が有効。ただし、委託先の秘匿等、セキュリティ対策が必要

■ 通信環境等の整備

- 学習用タブレットの貸与
- オンライン授業・タブレットの活用・Wi-Fi 環境の整備
- オンラインは必要だと思うが、学校外にアクセスできない端末が必要
- オンラインを利用した支援が有効だと思うが、端末を使つての通信にセーフティネットが必要である
- オンライン授業の実施に備えた一時保護施設のハード面の整備（Wi-Fi 環境の整備、専用個室の確保など）

■ 環境整備のための財政的支援

- 委託先でのオンライン・ICT 環境の整備とその財政的支援
- ICT を活用した学習教材等の利用。その利用に係る費用の確保
- （タブレット等）教材の準備に係る事務費等について学校への補助
- 委託先におけるインターネット環境の整備に伴う措置費等の確保が必要
- オンライン授業、そのために必要な環境を整えること、それに伴う経済的支援
- オンライン授業の実施→費用面や環境整備のための予算化、有効なオンライン授業等の実施例の横展開
- 教育委員会等と協議して、オンライン授業の充実、タブレット端末の整備等が推進できるように、予算要望等を行っていきたい

■ 学習室・職員体制の確保

- オンライン授業のためのインターネット環境、学習室の充実
- 在籍校のオンライン授業を受けられる環境整備、授業を受けるための部屋の確保、Wi-Fi 環境の整備等ハード面の充実を図る
- オンラインによる受講。それを実施するためには、個別に対応できる委託施設の職員体制と設備、および学校の協力が必要だと思う
- 学校の学習進度に合わせた学習支援として、タブレット等の ICT を活用するのが有効だと思うが、その学習を支援する専門の職員が必要（委託先の職員・里親等では対応できない）

■ 在籍校と協力のオンライン授業・課題の配信

- タブレットを活用した在籍校教員による支援
- オンラインでの授業参加。通信機器の整備。在籍校の理解、協力
- オンライン活用や動画視聴等による在籍校との連携方法の制度化

- オンライン学習、動画視聴、在籍校のサポート（モニタリング、フォロー）
- 教育委員会の協力を得てのオンライン授業など・学習指導員の配置
- オンライン、ICTを活用した支援については、学校や教育委員会の理解を得ていく必要がある
- 在籍校とのオンラインでの授業や、委託一時保護先への、在籍校教員の面会や学習教材の提供
- 学校で使用している教科書、プリントを渡して自己学習をしてもらう。可能であれば担任とオンライン面談の機会をつくる

（教員・学習指導員等の派遣・訪問）

- 教員の定期訪問
- スクールソーシャルワーカーや支援員による訪問型の支援
- 一時保護施設の学習支援員の派遣
- 学校の教師、家庭教師が委託先に訪問し、学習支援を行う
- 教育委員会を調整窓口とした、委託先への教員の派遣制度
- 訪問教育。在籍校からに限らず教員を委託一時保護先に派遣する
- 委託一時保護先で、こどもの学年に合わせて学習支援をおこなう人材の確保（教員経験がある、守秘業務を順守できる、等の条件が必要）、在籍校からの教員派遣
- 一時保護専用施設に学習指導員を配置する基準を設け、財政支援できると良い。また、児童養護施設等へ委託一時保護した場合、在籍校が学習保障するように、教育行政側が仕組み作りと体制整備をすると良いと思う

（在籍校等との協力による課題の提供等）

- 在籍校と連携し、学習プリントを提供する
- 学校から課題を用意してもらい、プリントを提出、添削していただくなど
- 学校から学習教材や課題を預かり、委託先の職員へ対応を依頼。進捗について学校と共有する
- 学校から定期的に課題プリント等を預かり、委託先に渡す・保護者から家で使っている学習教材があれば預かる
- 在籍校から課題を出してもらい、成績を付けてもらうような配慮を明記するような通知を教育サイドから出して欲しい
- 在籍校理解が少ない（一時保護された時点でかかわりが切れてしまうことが多い印象）。一時保護施設側も同様の考え方があり、委託された時点でかかわりが終了してしまっている

（学習塾・家庭教師等の活用）

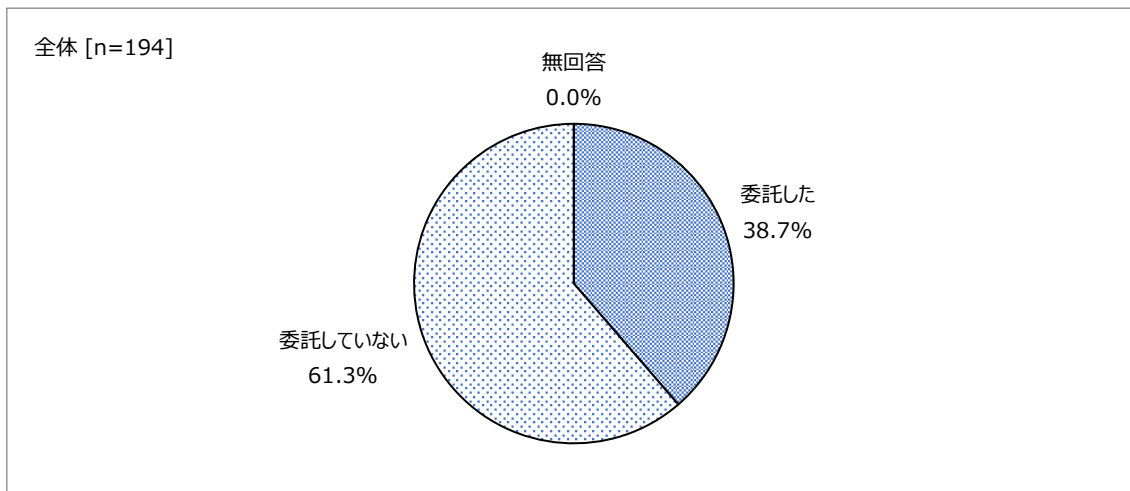
- 学習塾の活用
- 地域ボランティアの活用
- 塾、家庭教師の活用。そのための教育費の増額
- 生活保護世帯学習支援事業（家庭教師）の流用
- 学習アプリなどの活用。学習サポーターなどの職員派遣
- 近くのフリースクールや教育支援センターに一時的に通えるようにする
- 民間学習塾（無料学習塾を含む）の利用、経費支援。教育センターの適応指導教室等の一時的な利用
- 家庭教師の派遣。施設が雇うのではなく、都道府県単位で事業契約をして、委託後すぐに家庭教師訪問を開始
- オンライン授業を実施している学習塾との提携・家庭教師の活用・委託先の近くの学校への転校を伴わない一時的な通学（国レベルでの調整）
- 一時保護期間やこどもの特性、委託一時保護先の規模にもよるため一概に言うのは難しいと考えるが、例えば学習塾の出張授業があると便利かもしれない。しかし、経済的な負担が大きいため、配置にあたって補助があるとよい

<こどもの権利制限の少ない生活の場の確保について>

(7) 問 12. 「こどもの権利制限が少ない生活」を送れるようにすることを目的とした、委託一時保護の有無（令和6年度）

「こどもの権利制限が少ない生活」を送れるようにすることを目的とした、委託一時保護の有無（令和6年度）は、「委託した」が38.7%、「委託していない」が61.3%となっている。

図表 2-12 「こどもの権利制限が少ない生活」を送れるようにすることを目的とした、委託一時保護の有無（令和6年度）



(8) 問 13. 委託先に対して期待した生活の自由度

問 12.で「委託した」と回答した児童相談所に、委託先に対して、どのような生活の自由度を期待したか聞いたところ、主に以下の回答があった。

(通学の自由)

- 通学、通園
- 通学を含めた外出
- 原籍校へ登校
- 登校や部活動の参加
- 部活動の練習、大会への参加

(外出・社会活動の自由)

- 外出、余暇活動など
- 地域での活動
- 通学や通学以外の外出
- 職員付き添いでの外出
- 学習のための外出、アルバイト
- 塾・習い事へ通うことができること
- 遅い門限（バイト、夜間高校通学）
- アルバイトの保障等。自立した生活を目指すため
- 施設の行事等への参加、外出、措置を見据えた場合は通学
- 在宅と同じバイト先に行くことができるなど、生活の変化が少ないこと
- 比較的自由な外出や行動が可能となること。比較的プライバシーや個々の生活が保たれること

- 一般家庭で生活するような自由な外出（担当との個別な買い物等）や、生活リズムを体験して欲しい

（スマートフォン・通信機器等の利用の自由）

- スマートフォンの所持
- 携帯電話の使用について
- 学校の関係でのスマートフォン使用
- 必要な範囲での携帯電話の使用
- 通信制限の解除
- 通信機器の利用
- ゲームができる、スマートフォンの使用ができる
- 委託先のルールの中で、SNS が利用できるように
- スマートフォンの所持、利用に関してなど、こどもの主体的な生活に期待した
- こどもの年齢や状況に応じて、通学以外の外出や通信の利用範囲などの制限緩和を期待
- 特に中高生に対して、スマートフォンの所持というところに抵抗が強い方が多く、ケースによっては児童自立援助事業所等に委託し、スマートフォンの使用制限をかけずに対応した事例があった

（家庭的・柔軟な生活環境の確保）

- プライベート空間確保
- 一般的な家庭と同様な自由度
- 兄弟交流の実施。家庭養育に近い条件
- 家庭生活と変わらない学校生活と友人関係
- 家庭の中での少人数での刺激の少ない生活
- 日課が一時保護施設より緩やかな生活を送ること。施設職員との外出。施設への行事参加
- 元の学校に通学できる、普段の生活により近い形で生活できる、静かに落ち着いて過ごす時間を確保できる、等
- 家庭的な雰囲気の中で生活させる。集団生活上の一律の規律でなく、こどもの特性に応じた柔軟な対応を期待している
- 委託先の敷地内で屋外活動が自由にできる環境。家庭に近い生活環境（ユニット）で日課等がない時間の過ごし方ができる環境
- できるだけ家庭に近い生活が送れること。委託一時保護の期間が長くなるようなら、ストレス軽減のために外出の機会を作ってもらうこと
- こどもやその保護者、里親によって変わってくるため、一概に回答することは難しいが、通常の家と変わらない程度の生活の自由度（下校時間、入浴時間等）

（持ち物の自由）

- 化粧品などの持ちもの
- 可能な範囲での私物の利用
- 一時保護児童の所持物の制限緩和

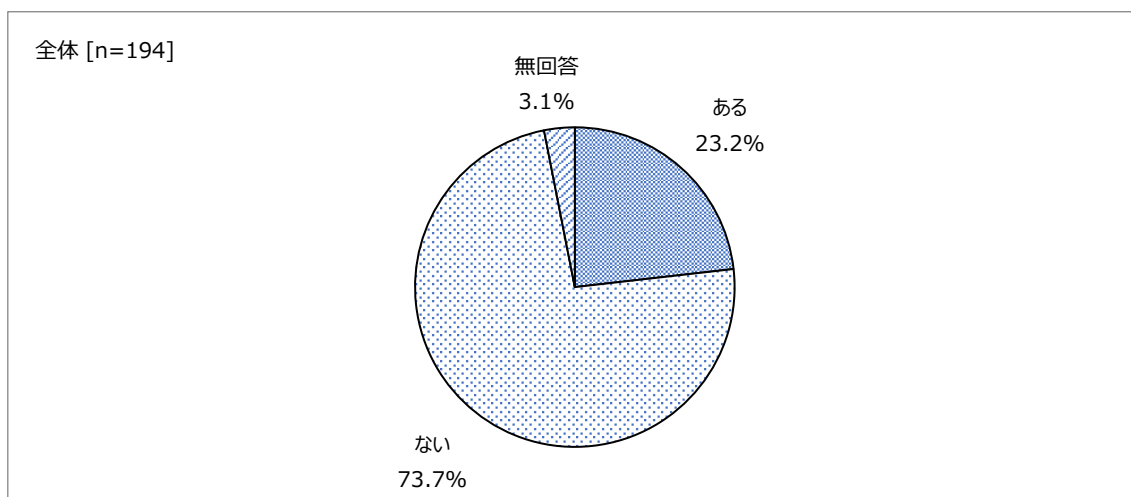
(9) 問 14.一時保護委託先の生活の自由度

すべての児童相談所に、管内の一時保護委託先での生活の自由度について聞いたところ、以下の回答があった。

ア. 個人のスマートフォンが持てる一時保護委託先の有無【児童養護施設（専用施設）】

個人のスマートフォンが持てる児童養護施設（専用施設）の有無は、「ない」が 73.7%、「ある」が 23.2%となっている。

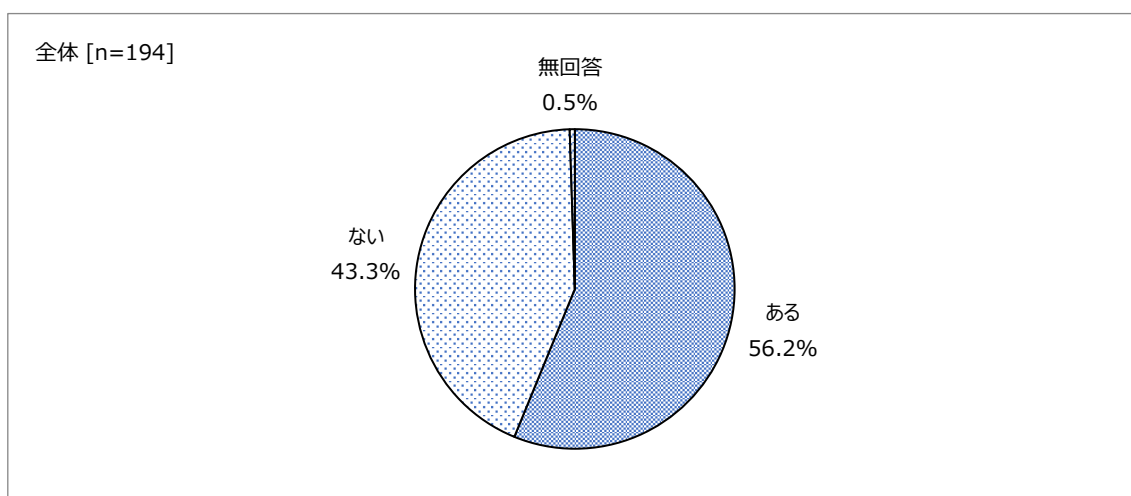
図表 2-13 個人のスマートフォンが持てる【児童養護施設(専用施設)】の有無



イ. 個人のスマートフォンが持てる一時保護委託先の有無【里親・ファミリーホーム】

個人のスマートフォンが持てる里親・ファミリーホームの有無は、「ある」が 56.2%、「ない」が 43.3%となっている。

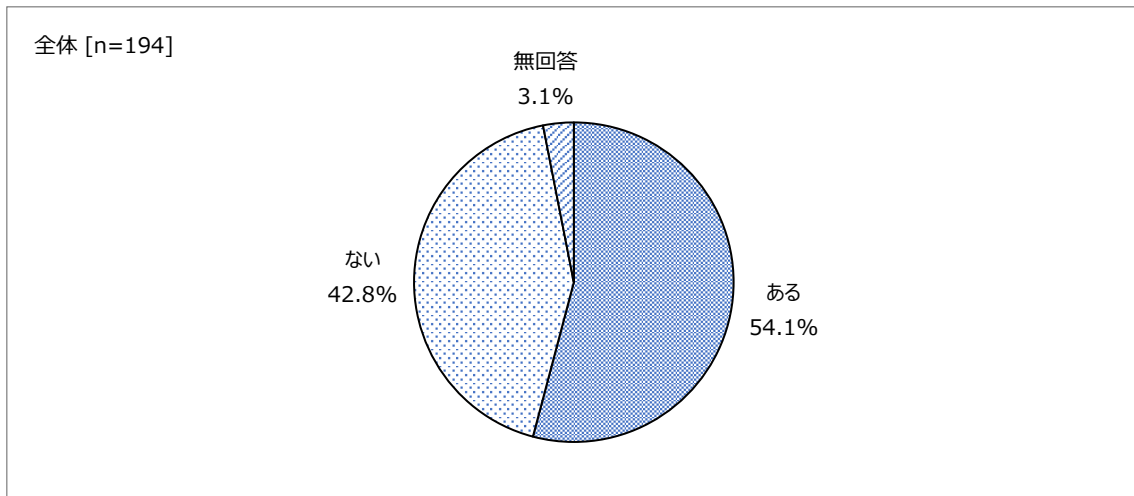
図表 2-14 個人のスマートフォンが持てる【里親・ファミリーホーム】の有無



ウ. 通学以外での外出ができる一時保護委託先の有無【児童養護施設（専用施設）】

通学以外での外出ができる児童養護施設（専用施設）の有無は、「ある」が 54.1%、「ない」が 42.8% となっている。

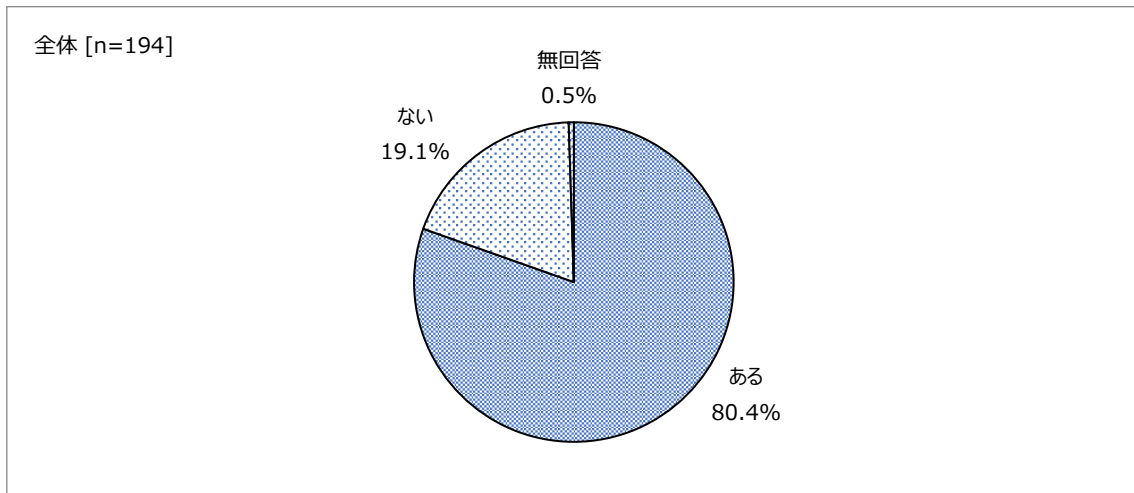
図表 2-15 通学以外での外出ができる【児童養護施設（専用施設）】の有無



エ. 通学以外での外出ができる一時保護委託先の有無【里親・ファミリーホーム】

通学以外での外出ができる里親・ファミリーホームの有無は、「ある」が 80.4%、「ない」が 19.1% となっている。

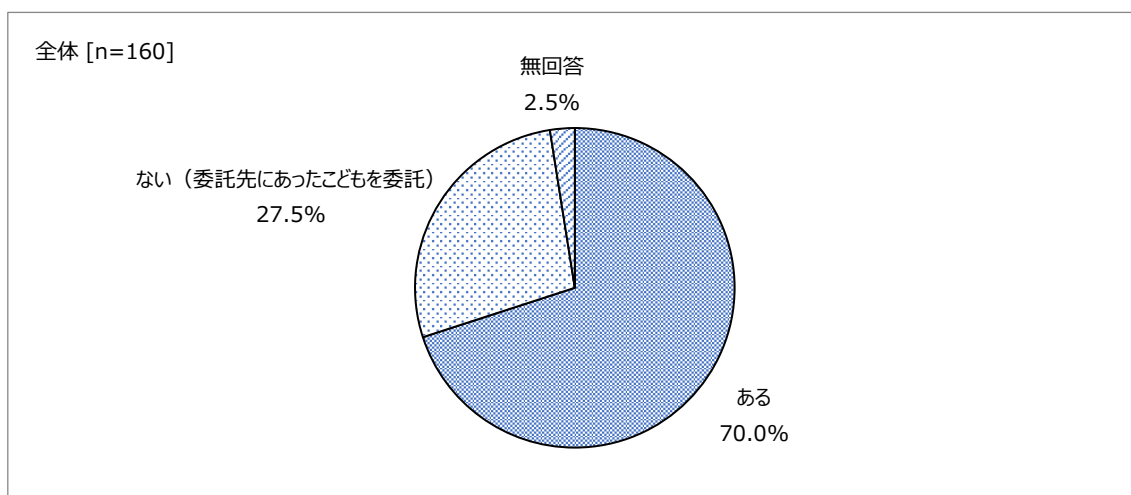
図表 2-16 通学以外での外出ができる【里親・ファミリーホーム】の有無



(10) 問 15. 委託先では禁止されていなくても、児童相談所として、スマートフォンの利用や外出の禁止等を委託先に依頼することはあるか

問 14 のいずれかに「ある」と回答した児童相談所に、委託先では禁止されていなくても、児童相談所として、スマートフォンの利用や外出の禁止等を委託先に依頼することはあるか聞いたところ、「ある」が 70.0%、「ない（委託先にあったこどもを委託）」が 27.5%となっている。

図表 2-17 委託先では禁止されていなくても、児童相談所として、スマートフォンの利用や外出の禁止等を委託先に依頼することはあるか



<こどもの行動観察について>

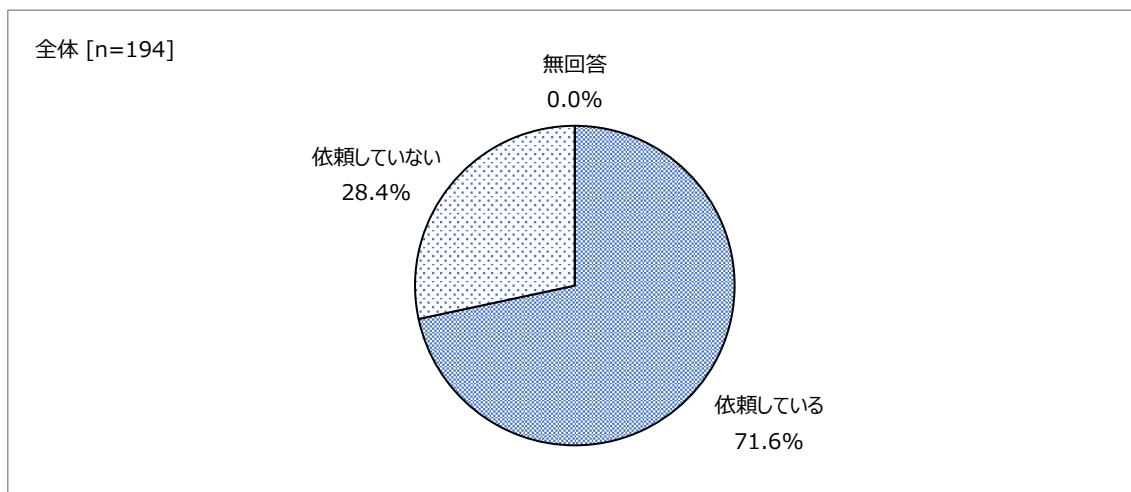
(11) 問 16. 一時保護委託先に行動観察を依頼しているか

すべての児童相談所に、一時保護委託先に行動観察を依頼しているかについて聞いたところ、以下の通りであった。

ア. 児童養護施設に「こどもの行動観察」を依頼しているか

児童養護施設に「こどもの行動観察」を依頼しているかは、「依頼している」が 71.6%、「依頼していない」が 28.4%となっている。

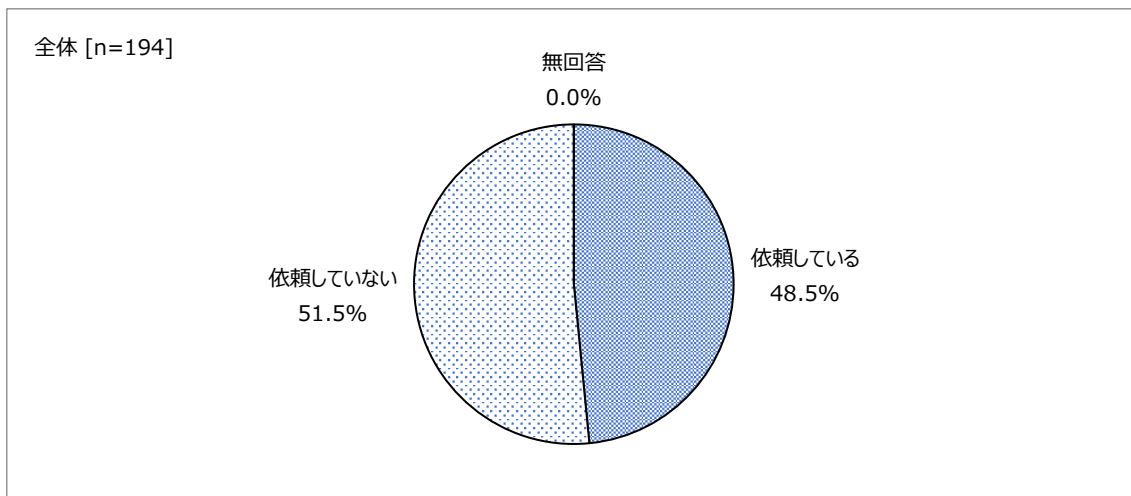
図表 2-18 児童養護施設に「こどもの行動観察」を依頼しているか



イ. 里親・ファミリーホームに「こどもの行動観察」を依頼しているか

里親・ファミリーホームに「こどもの行動観察」を依頼しているかは、「依頼していない」が 51.5%、「依頼している」が 48.5%となっている。

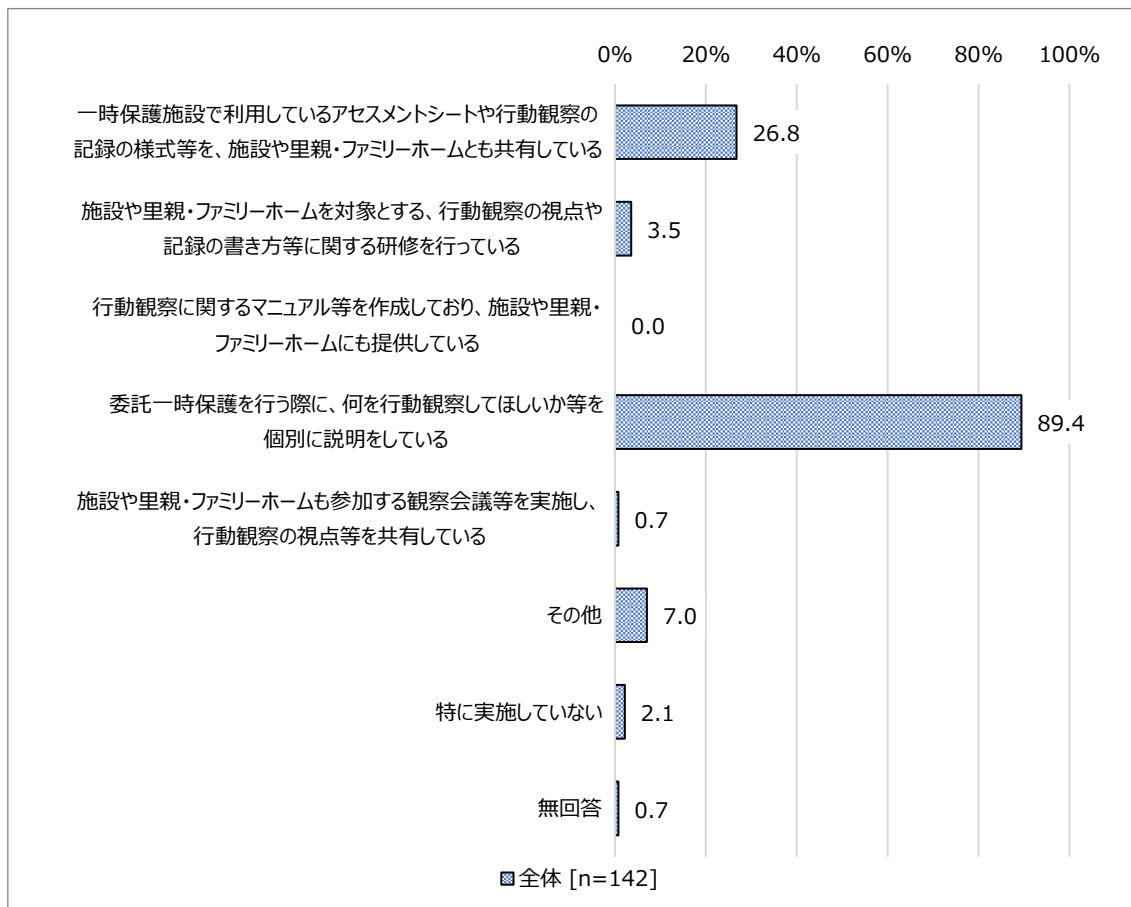
図表 2-19 里親・ファミリーホームに「こどもの行動観察」を依頼しているか



(12) 問 17. 委託先で、こどもの行動観察をできるようにするために、児童相談所として行っていること

問 16 のいずれかで「依頼している」と回答した児童相談所に、委託先で、こどもの行動観察をできるようにするために、児童相談所として行っていることを聞いたところ、「委託一時保護を行う際に、何を行動観察してほしいか等を個別に説明をしている」が 89.4%、「一時保護施設で利用しているアセスメントシートや行動観察の記録の様式等を、施設や里親・ファミリーホームとも共有している」が 26.8%、「その他」が 7.0%となっている。

図表 2-20 委託先で、こどもの行動観察をできるようにするために、児童相談所として行っていること〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

（記録の作成を依頼している）

- 里親専用の行動観察記録の様式提供
- 里親への委託の場合、記録の様式を渡している
- 日誌を依頼し、「気づいたこと」を記載いただく

（個別に状況を聞き取っている）

- 電話等で随時状況確認している
- こちらが聞きたいことを伝えて報告をもらう
- 口頭報告、委託業者の様式によるもの
- 児童福祉司が施設等職員から個別に聞き取っている

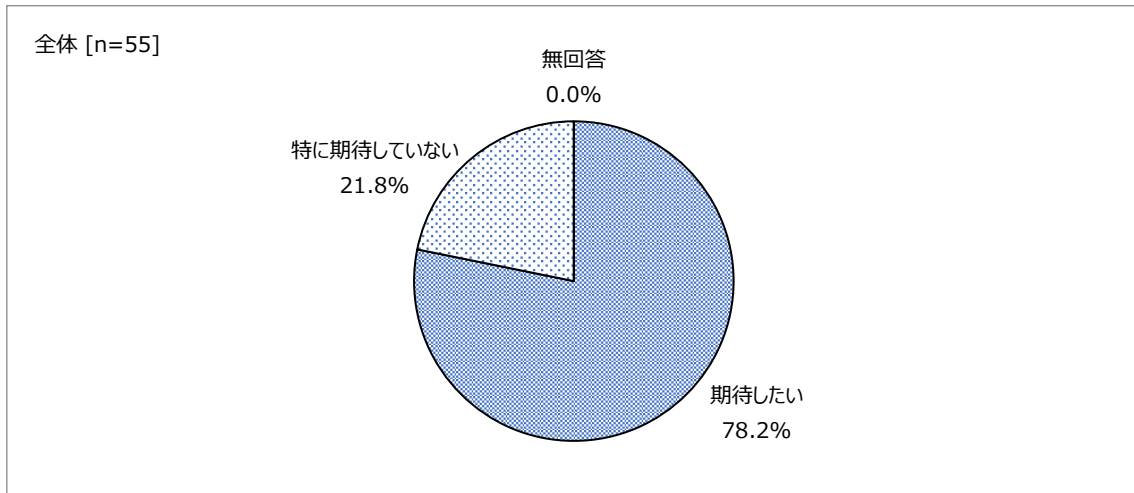
(13) 問 18. 一時保護委託先に行動観察を期待しているか

問 16 のそれぞれで、「依頼していない」と回答した児童相談所に、一時保護委託先に行動観察を期待しているか聞いたところ、以下のとおりであった。

ア. 児童養護施設に「こどもの行動観察」を期待するか

児童養護施設に「こどもの行動観察」を期待するかは、「期待したい」が 78.2%、「特に期待していない」が 21.8%となっている。

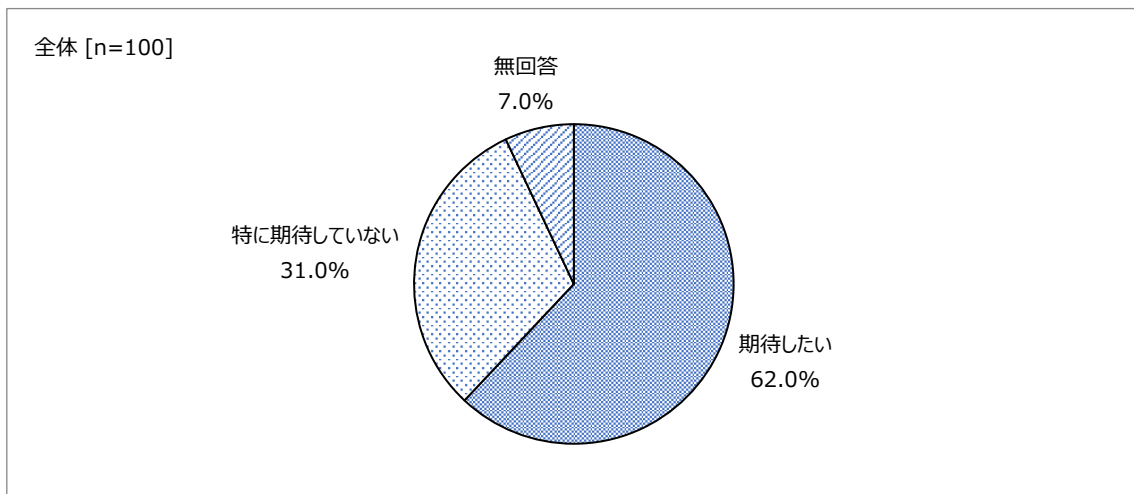
図表 2-21 児童養護施設に「こどもの行動観察」を期待するか



イ. 里親・ファミリーホームに「こどもの行動観察」を期待するか

里親・ファミリーホームに「こどもの行動観察」を期待するかは、「期待したい」が 62.0%、「特に期待していない」が 31.0%となっている。

図表 2-22 里親・ファミリーホームに「こどもの行動観察」を期待するか



(14) 問 19. 一時保護委託先に行動観察を期待しない理由

問 18 のいずれかで「特に期待していない」と回答した児童相談所に、一時保護委託先に行動観察を期待しない理由を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(行動観察は一時保護施設で実施するべきだから)

- 行動観察が必要なこどもは一時保護施設において対応しているため
- 行動観察ができていない状態で委託しているため、こどもの生活を最優先にしてもらいたいため
- 行動観察が必要なこどもについては、一時保護施設（難しい場合は児童養護施設）に一時保護（委託）を依頼している
- 里親（ファミリーホーム含む）の場合、家庭的な養育環境を期待しており、行動観察が必要な場合は一時保護施設、児童養護施設を選択する
- 行動観察が必要なこどもについては、一時保護施設に一時保護すべき。それをしないで委託することは、支援上で当該児童に不利益を惹起する懸念があり、乱暴である
- 行動観察が必要な場合は一時保護施設での保護とするため（児童福祉司、児童心理司等、多職種の連携による総合的な見立てが必要）。特に里親では、個人の価値観や文化等に影響された観察となると考えるため

(里親・ファミリーホームの負担配慮・家庭的環境を重視)

- 里親への負担を軽減し、自然にこどもを迎え入れてもらうため
- 里親家庭は様でなく、一律に行動観察を求めることはできない
- 委託先では、こどもが安心して生活できることが第一目的であるため
- 里親、ファミリーホームの負担になると思われるため。こどもの生活を支援することに注力していただきたい
- 里親、施設の場合、一時保護施設が満床のため緊急で依頼をして、まずは安心安全な場所の確保を優先
- 里親に委託一時保護するこどもについては、乳児や通学を必要とするこどもであるため、こどもの居場所としての役割を第一としているため
- 里親・ファミリーホームでは「こどもの行動を観察する」視点ではなく、こどもが安心して生活できる環境を整えてもらうことに意識を向けて欲しいため

(専門性・人員不足・体制面の課題)

- 行動観察には専門性が必要だから
- 一定の水準の担保が必要であるため
- 一時保護のアセスメントができる職員ではないため
- 里親は一般家庭であり、複数の目で見ておらず、主観的になることもあり得るため
- 里親等に行動観察を行うスキルがあるか不明。行動観察は専門職員に依頼したい
- 里親家庭は様々であり、行動観察ができるだけの研修等の十分な体制がとれていないため
- 施設側に関しては委託一時保護児童に人員が割ける程、職員がいない。里親・ファミリーホームに関しては委託児童との絡みもあり、委託一時保護児童の行動観察としてフラットな見方をしてくれるのか疑念がある
- 生活の様子などを聴取することはあるが、里親・ファミリーホームの場合、一時保護施設や児童養護施設のような専門性がないため、また養育者が固定されることから、行動観察の客観性を保つことが困難であるため

(行動観察を要しないケースが多い)

- 里親やファミリーホームに委託一時保護を行うケースはほとんど行動観察を要しないケースであるため
- 行動観察ができる程の期間を委託一時保護していないため
- 「行動観察」という正式な形でなくても、こどもの生活の様子は共有している。また、「行動観察」が必要な場合は委託を選択しないか、一時保護施設で受入れ可能となった時点で移動を行っている
- 「期待しない」というよりも、一時保護先にそこまでお願いすることが難しい、というのが実情。なお、委託中の様子については、児童相談所職員が委託先を訪問する、あるいは電話で状況の聞き取りを行っている

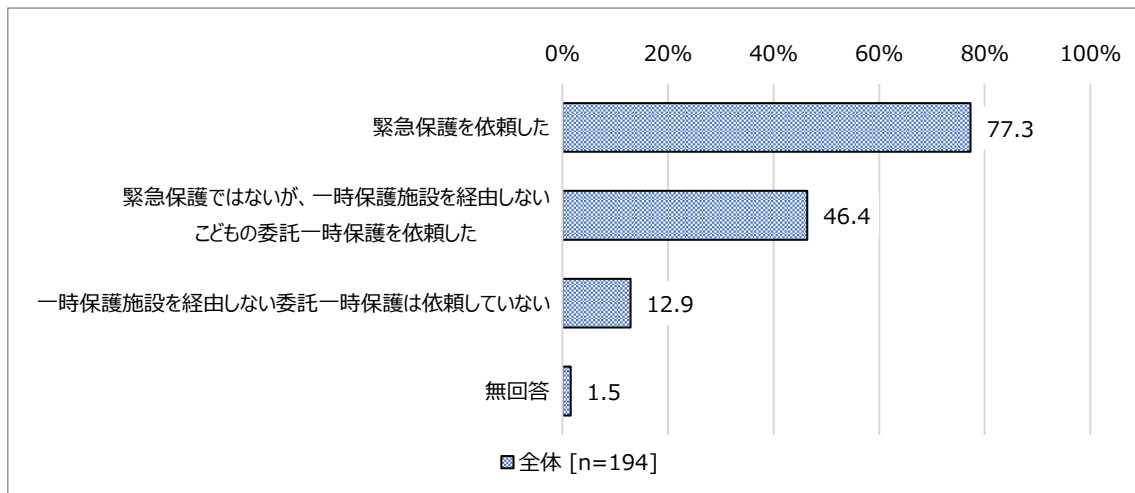
- 児童養護施設、里親・ファミリーホームは行動観察＝行動診断所見作成機能を求める機関ではないし、その機能の整備を求める法令、要綱はないと思われる。ただし、こどもの特徴を見立てる力は持っており、こどもの生活の様子を報告してもらうことで児童相談所も対象児童の特徴を把握できている現状がある

<緊急保護の受入れ>

(15) 問 20. 令和 6 年度に新たに一時保護したこどものうち、一時保護施設での一時保護を行わず、直接、児童養護施設や里親等への委託一時保護を行ったことはあるか

令和 6 年度に新たに一時保護したこどものうち、一時保護施設での一時保護を行わず、直接、児童養護施設や里親等への委託一時保護を行ったことはあるかは、「緊急保護を依頼した」が 77.3%、「緊急保護ではないが、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護を依頼した」が 46.4%、「一時保護施設を経由しない委託一時保護は依頼していない」が 12.9%となっている。

図表 2-23 令和 6 年度に新たに一時保護したこどものうち、一時保護施設での一時保護を行わず、直接、児童養護施設や里親等への委託一時保護を行ったことはあるか〔複数回答〕



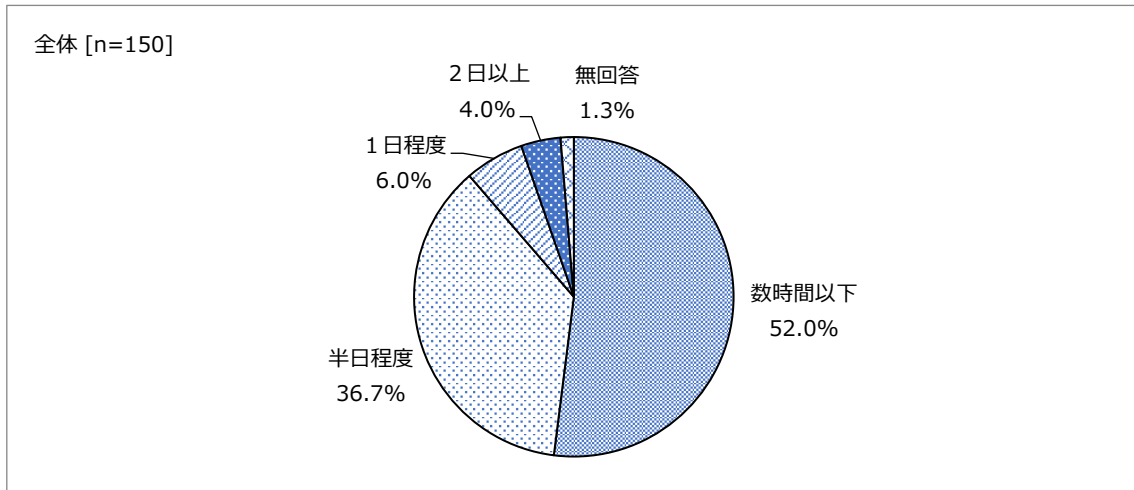
(16) 問 21. 児童養護施設や里親・ファミリーホームへの緊急保護の依頼

問 20 で「緊急保護を依頼した」と回答した児童相談所に、児童養護施設や里親・ファミリーホームへの緊急保護の依頼について聞いたところ、以下のとおりであった。

ア. 令和6年度に緊急保護を依頼したこどもについて、児童相談所の依頼から施設で受け入れるまでの最短期間

令和6年度に緊急保護を依頼したこどもについて、児童相談所の依頼から施設で受け入れるまでの最短期間は、「数時間以下」が52.0%、「半日程度」が36.7%、「1日程度」が6.0%となっている。

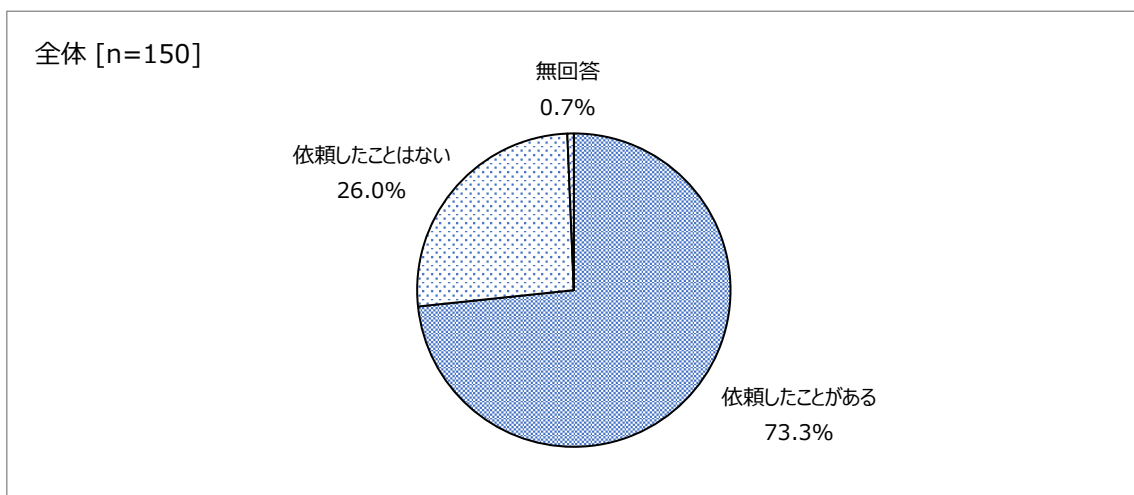
図表 2-24 令和6年度に緊急保護を依頼したこどもについて、児童相談所の依頼から施設で受け入れるまでの最短期間



イ. 夜間（19時以降）の緊急保護受入れ依頼の有無（令和6年度）

夜間（19時以降）の緊急保護受入れ依頼の有無（令和6年度）は、「依頼したことがある」が73.3%、「依頼したことはない」が26.0%となっている。

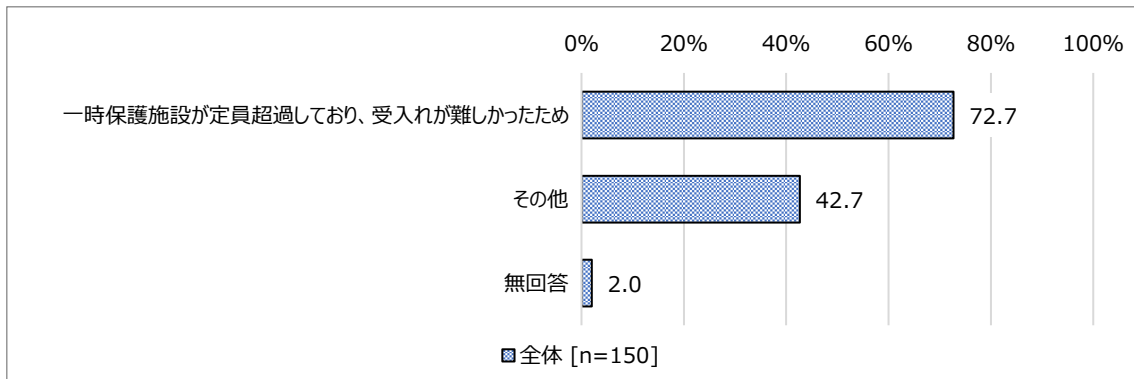
図表 2-25 夜間(19時以降)の緊急保護受入れ依頼の有無(令和6年度)



ウ. 一時保護委託先に緊急保護を依頼した理由

一時保護委託先に緊急保護を依頼した理由は、「一時保護施設が定員超過しており、受入れが難しかったため」が72.7%、「その他」が42.7%となっている。

図表 2-26 一時保護委託先に緊急保護を依頼した理由〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

（定員超過していないが、一時保護施設の状況により受け入れられないため）

- ・ 一時保護施設が定員超過はしていないが受入れが難しかったため
- ・ 定員には達していても、一時保護施設が不安定な状態にあるとき
- ・ 一時保護施設の入所児童の状況から受入れが難しかったため
- ・ 既に一時保護しているこどもの対応に手を割いており受入れが困難であったため
- ・ すでに部屋数いっぱいの子どもの入所しており、就寝後の時間帯で同室の調整が難しかった

（こどもの特性等により、委託一時保護がよいと判断したため）

- ・ こどもの特性や子ども同士の相性を考慮して
- ・ こどもの特性上、一時保護施設での受入れが困難なため
- ・ 幼児等、自由度の高い生活環境が望ましいと考えたため
- ・ 自傷、他害のおそれがあり、一時保護施設での安全確保が困難であったため

（一時保護施設が遠方にあるため）

- ・ 一時保護施設が遠いため
- ・ 保護先と施設との距離が近かったため
- ・ 夜遅いため、近くの一時保護委託先を選択
- ・ 長距離移送による子どもへの負担を軽減するため
- ・ 夜間等の理由で移送による、こどもの負担軽減のため
- ・ 都道府県内に一時保護施設は一ヶ所しかなく、かなり遠方であるため
- ・ 地理的条件により、子どもを一時保護施設へ移送するのが困難だったため

（他の一時保護児童との接触を回避するため）

- ・ 一時保護施設に同じ学校の子どもがいたため
- ・ 一時保護施設に先に友人など回避したい子どもがいる
- ・ 同じ学校地域の子どもが既に保護、性被害等の重複等

（通学のため）

- ・ 登校の担保
- ・ 通学のため
- ・ 登園（所）、通学保障のため
- ・ 養育者不在に伴う一時保護で、現籍校へ通うため近隣の一時保護委託先へ依頼した

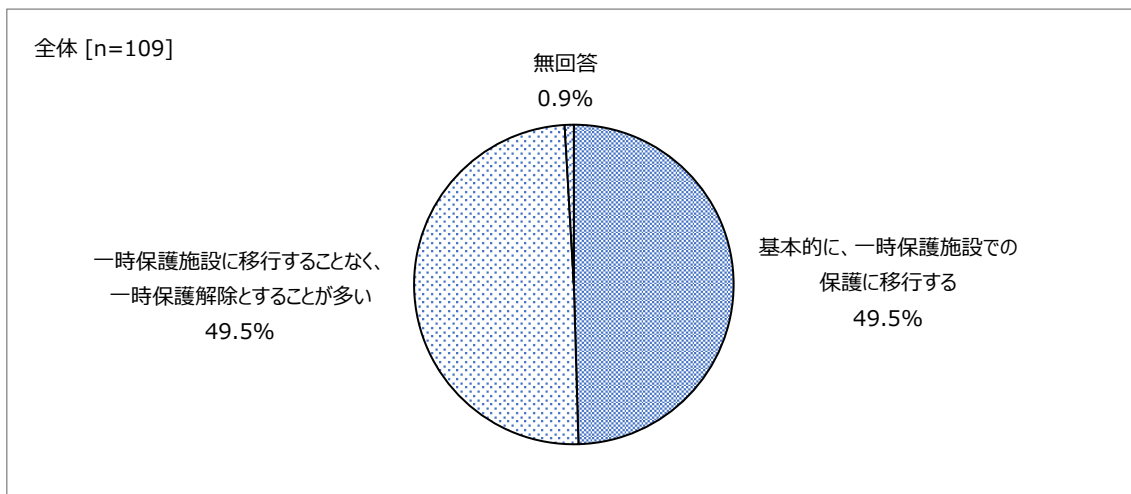
(その他)

- 兄弟のため
- 里母の緊急入院のため
- 過去に委託実績があった場合など
- 以前入所していた母子生活支援施設に避難したため
- 委託先施設で短期入所（ショートステイ）を利用した歴があることもあったため

工. 緊急保護の委託一時保護をすることもについて、定員に空きができれば一時保護施設に移行することを前提としているか

ウで「一時保護施設が定員超過しており、受入れが難しかったため」と回答した児童相談所に、緊急保護として委託一時保護をすることもについて、定員に空きができれば一時保護施設に移行することを前提としているかを聞いたところ、「基本的に、一時保護施設での保護に移行する」「一時保護施設に移行することなく、一時保護解除とすることが多い」がいずれも 49.5%であった。

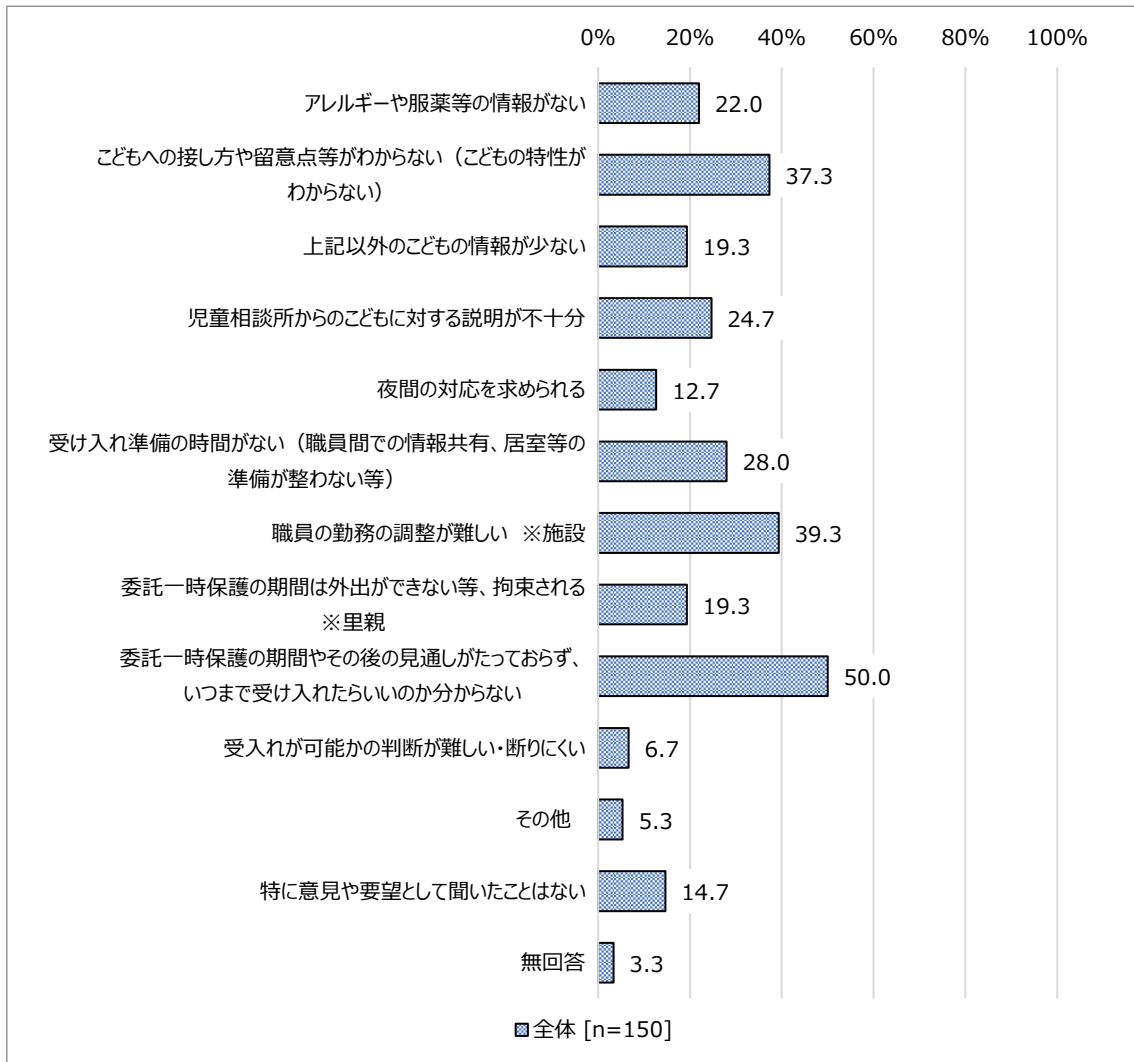
図表 2-27 緊急保護の委託一時保護をすることもについて、定員に空きができれば一時保護施設に移行することを前提としているか



オ. 緊急保護を依頼した一時保護委託先から、あげられた意見や要望

緊急保護を依頼した一時保護委託先から、あげられた意見や要望は、「委託一時保護の期間やその後の見通しがたっておらず、いつまで受け入れたらいいのかわからない」が 50.0%、「職員の勤務の調整が難しい ※施設」が 39.3%、「子どもへの接し方や留意点等がわからない（子どもの特性がわからない）」が 37.3%となっている。

図表 2-28 緊急保護を依頼した一時保護委託先から、あげられた意見や要望〔複数回答〕



【「少ない」と感じた子どもの情報】

（子どもの特性・健康・生活面の情報）

- 子どもの特徴など
- 食事面、健康面など
- 病歴（てんかん発作、アナフィラキシーショック）
- 食べ物の好味、就寝時間を含めた生活サイクルについて

（子どもの思い・委託一時保護に対する考え）

- 本児の動機付け
- 子どもの保護に対する理解度等
- 子どもの考えていること。子どもの生活習慣

(保護者に関する情報)

- 家族に関する情報
- 保護者の情報を詳しく知りたい
- 生活パターンや今までの生き立ち
- 家族の様子（対応を求められることはあるか）

(学校での状況、通学・学習の方針)

- 学校等での状況
- 学校、学習はどうするのか
- 学校など所属している集団の情報

(その他)

- 方針の共有
- 小さい事でも何でも知りたい
- 緊急保護のため全般に不足

【「その他」の主な内容】

(受診の判断・病院の付き添いについて)

- 通院の付き添いはできない
- 受診の判断や対応をどうするのか

(衣類の不足)

- 衣類の不足
- 下着、衣類の準備ができない
- 委託先が里親宅の場合は、2～3日分の着替えを用意してほしい

カ. 緊急保護を依頼した一時保護委託先が、安心して子どもを受け入れられるようにするためにやっている取組や工夫

緊急保護を依頼した一時保護委託先が、安心して子どもを受け入れられるようにするためにやっている取組や工夫について聞いたところ、主に以下の回答があった。

(委託開始時の情報共有の徹底)

- 期間の見通しをできるだけ伝えるようにしている
- できるだけ詳しく、子どものようすを伝えるようにしている
- ケースの概要、子どもの特徴、健康状態等や今後の見通しを説明
- できるだけ子どもの情報（体調面、生活のリズム、性格など）を伝えるようにしている
- 子どもの基本情報や家族の状況を丁寧に伝え、一時保護委託先が子どもの状態像を理解しやすいように伝えている
- アレルギーや服薬などの必須情報は、迅速に入手し一時保護前に伝える。これまでの生活状況、学校状況等をできるだけ確認し、今後の生活の中で予測される行動等を事前に伝える

(情報提供シートを活用している)

- 情報共有のための「一時保護委託シート」作成し共有
- 子どもの保護に係る必要な情報は、フェイスシートで提供すると共に口頭でも丁寧に説明する
- フェイスシート（子ども・家族の基礎情報、一時保護の目的、理由等）を作成して一時保護委託先に渡している
- 受入先が必要とする情報を記載する「一時保護依頼票」を児童養護施設と協議して作成し、一時保護委託先と子どもの情報を共有している

- アレルギーや服薬等の情報にもれがないよう、チェックリストを作成している。こどもの特性について、簡単にまとめた資料を委託先に渡すこともある
- こども情報を関係機関（学校や市町村等）から収集し、整理したアセスメントシートを委託先に提供している。委託後もこども情報や見通しが分かり次第、委託先と共有している

（委託一時保護開始後のこまめな情報共有）

- 密な連絡と情報共有
- 電話や訪問を通して連携を図っている
- 委託一時保護開始後の定期的な訪問を実施など
- 可能な限りの情報提供、委託一時保護開始後のこまめな連絡、相談体制
- 基本的にある情報のみで受入れてもらっているが、追加等あれば遅滞なく共有するようにしている
- 保護翌日は必ず委託先を訪問し、その後も毎日電話連絡、行ける時はなるべく行くようにしている
- 児童相談所と委託先は定期的に状況を共有し、問題発生時には迅速に対応できる体制を整えている

（こどもへの丁寧な説明、コミュニケーション）

- 委託先及びこどもと十分なコミュニケーションを図るよう努める
- 定期的に委託先を訪問し面接（こども）、施設職員と面接をして共有している
- こどもへの動機付けをていねいに行う。状況によっては休日等でもこどもへの対応を行う
- 直接児童相談所職員が委託先に行き、保護理由、権利擁護、一時保護のルールなどを説明する
- 保護理由の説明。委託先（施設、里親）についての説明。生活についての説明（委託先と一緒に）
- 意見聴取を行う中で委託先の説明や保護後の流れをこどもに説明し、説明した内容を委託先と共有する

（担当の職員や里親支援センターによるフォロー）

- 里親・ファミリーホームの場合、委託一時保護開始の場面に、里親担当や里親支援センターができる限り同席するようにしている
- 児童票やアレルギー情報、服薬情報等書面での共有だけではなく、直接、担当児童福祉司等がケースの状況を対面で説明している
- 里親、ファミリーホームへの委託一時保護では、担当児童福祉司の他に里親児童福祉司や里親支援専門相談員等が里親宅等へ説明等を実施している
- 緊急的な対応として委託一時保護を実施した場合、保護翌日以降、主に児童福祉司が委託先にこどもの情報や児童相談所の対応方針等を適宜説明している
- 緊急対応した職員とケース担当職員が違う場合が多いので、ケース担当職員ができるだけ翌日には児童面談や施設職員との打ち合わせをおこなうようにしている

（委託先の困り事や緊急時に対応する）

- 丁寧なケース概要の説明と有事の際の速やかな対応
- できるだけ委託先の困り事を聴き、速やかに対応するようにする
- 対応に苦慮した場合に、夜中でも電話で相談可能であることを伝えている
- 委託時に説明する時間をとり、心配なことや懸念することがないか確認する。委託後にも定期的に様子伺いの連絡や訪問を行い、困り事がないか把握する
- 何かあった時の児童相談所の連絡先について、休日体制も含めお伝えする。委託するこどもの情報と対応方法等について、必要に応じ書面を作成して渡すなど、委託先の不安が軽減されるよう説明を行う

（物品・生活用品等の支援）

- 育児用品の貸し出し
- 衣類等、必要な物品を一時保護施設より貸し出している

（委託を受けやすいこどもを委託する）

- なるべく問題行動のないこどもをお願いしている
- 里親については、あらかじめ受入条件を確認している

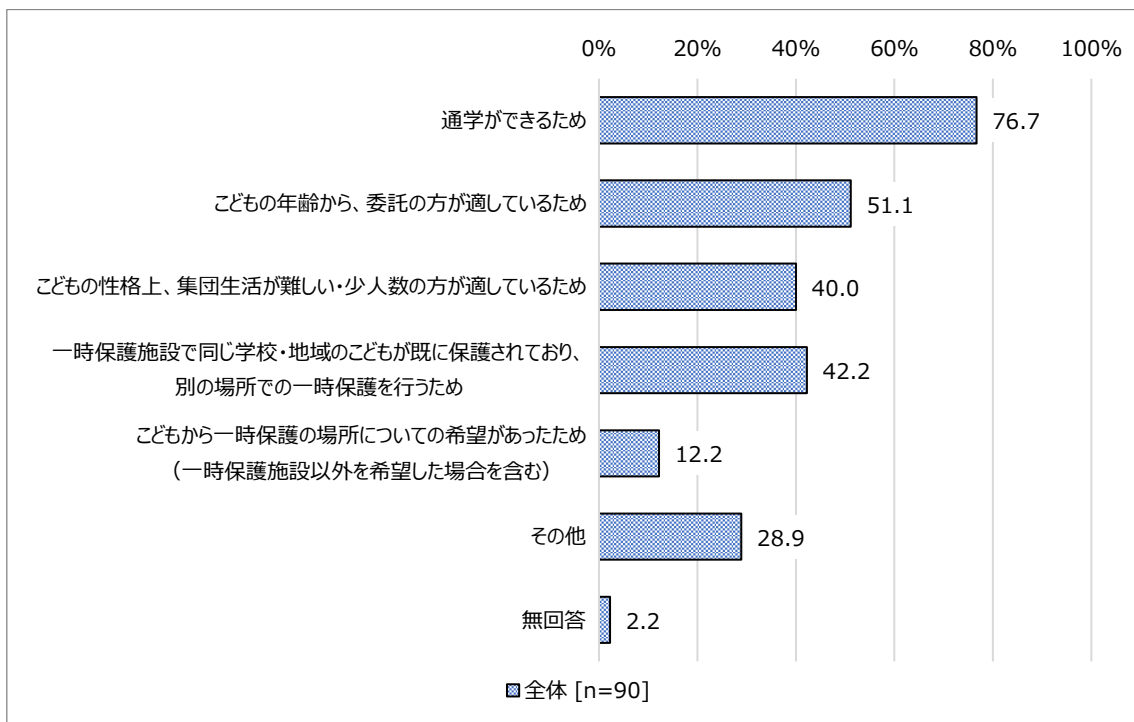
(その他)

- 緊急保護を断られることが多く、委託先の経験が積み重ならず、対応策をみつけ出すのは困難である

(17) 問 22. 一時保護施設ではなく、一時保護委託先での一時保護の方が適切だと判断した理由

問 20 で「緊急保護ではないが、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護を依頼した」と回答した児童相談所に、一時保護施設ではなく、一時保護委託先での一時保護の方が適切だと判断した理由を聞いたところ、「通学ができるため」が 76.7%、「こどもの年齢から、委託の方が適しているため」が 51.1%、「一時保護施設で同じ学校・地域のこどもが既に保護されており、別の場所での一時保護を行うため」が 42.2%であった。

図表 2-29 一時保護施設ではなく、一時保護委託先での一時保護の方が適切だと判断した理由〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

(一時保護施設の定員超過、定員調整のため)

- 一時保護施設の空きを維持するため
- 一時保護施設が受け入れてくれないため
- 一時保護施設が定員超過しており、受入が難しかったため

(こどもの負担を軽減するため)

- こどもの負担軽減のため、過去に保護歴のある施設での保護が適切と判断
- 以前、こどもが当該施設に一時保護委託されており、こどもが慣れていたので

(措置入所が見込まれるため)

- 里親委託の前のマッチング期間として
- 措置入所、里親委託を予定しており、環境の変化を最小限とするため
- 措置入所が見込まれたため、措置入所の可能性を含め委託を依頼した
- 措置を前提としていたため。また、過去の一時保護で行動診断ができていたため

(他の入所児童やきょうだいの調整のため)

- きょうだいを別の場所で保護するため（問題行動抑止のため）
- きょうだいと同じ委託先で一時保護することが可能であったため
- 一時保護施設に既に保護されていることも、過去に無断外出を企画するなどがあり、安全が保てない恐れがある事由がある場合

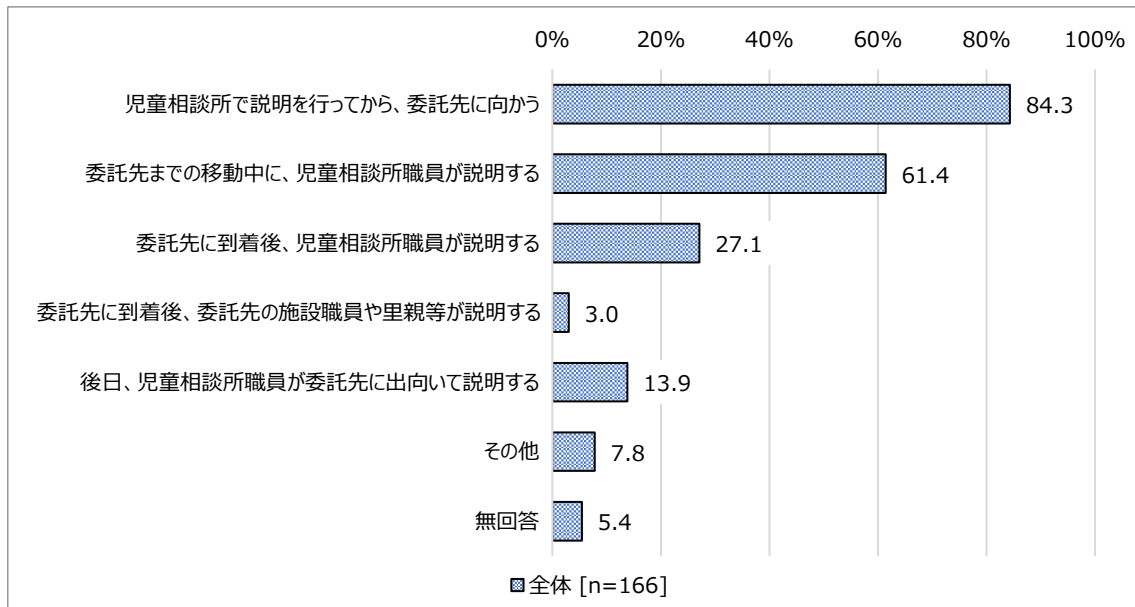
(その他)

- 短期間での家族間調整のため
- 医療受診や保護者との交流を考慮
- アセスメント済みで短期間で安定した生活が見込まれるため
- 当所は一時保護施設が遠方にあるため、近隣の施設や里親への委託一時保護を主に行っており、迅速にこどもを受け入れられるような体制を整えている

(18) 問 23. 一時保護施設での一時保護を経由せずに、直接委託一時保護を行う場合、こどもへの一時保護（委託）に関する説明の仕方

問 20 で「緊急保護を依頼した」「緊急保護ではないが、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護を依頼した」のいずれかを回答した児童相談所に、一時保護施設での一時保護を経由せずに、直接委託一時保護を行う場合、こどもへの一時保護（委託）に関する説明の仕方を聞いたところ、「児童相談所で説明を行ってから、委託先に向かう」が 84.3%、「委託先までの移動中に、児童相談所職員が説明する」が 61.4%、「委託先に到着後、児童相談所職員が説明する」が 27.1%であった。

図表 2-30 一時保護施設での一時保護を経由せずに、直接委託一時保護を行う場合、こどもへの一時保護(委託)に関する説明の仕方〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

(ケースに応じて対応が異なる)

- ケースバイケース
- 保護理由や委託先の場所によって対応が異なる

(委託前に事前に説明する)

- 委託前に説明するための面談を設定
- 保護者入院の間の委託など事前にわかっている場合は事前に説明
- 一時保護開始前にこどもに説明して、こどもの意見を聴取している

(こどもと面会した場所で説明する)

- 学校等一時保護を行った場所で説明する
- こどもとの面接場所（学校や保育園など）
- 学校に出向いて説明したのち、委託先へ移動する
- こどもと面会した場所で職員が説明を行ってから委託先へ向かう
- 学校・保育所等からの保護の場合、保護についての面接時に説明

(19) 問 24. 委託一時保護について、こどもの理解や納得を得られるよう、児童相談所として工夫していること

すべての児童相談所に、委託一時保護について、こどもの理解や納得を得られるよう、児童相談所として工夫していることを聞いたところ、主に以下の回答があった。回答は、問 28 で回答した一時保護施設の状況ごとにまとめている。

【一時保護施設が「常に定員超過」の児童相談所】

(一時保護や委託の目的・理由、今後の見通しについて説明する)

- 自宅で生活できないことを丁寧に伝える
- 委託保護をする理由をこどもが理解できるように説明する
- 一時保護の必要性や目途について、目で見てわかるように図で示す
- 分かる範囲内での見通しや次回会いに来る日についての説明
- 事前に、一時保護の場所が変わる可能性があること、その理由をこどもが理解しやすい言葉で伝える
- こどもからの意見聴取を丁寧に行い、一時保護の理由について説明している。また、一時保護中に担当児童福祉司や児童心理司が面接で今後についてこどもの意見を聞き、一緒に考えること、保護者とも相談・調整していくこと等を伝えている

(委託先や委託先での生活について説明する)

- 委託先の生活環境やルールなどを丁寧に説明するようにしている
- 施設については、パンフレットや、ホームページなどを見ながら説明
- できるだけ生活がイメージできる内容や写真を用いた説明を行うようにしている
- こどもへは、委託一時保護先の状況（居住環境や立地、養育者・他利用時の人数や年齢構成、およびその委託期間など）についていけないに説明し、意向を必ず確認している
- 里親宅での生活をできるだけ具体的に説明（里親宅の家族や委託児童・生活のスケジュール）。一時一時保護施設での生活と委託先での生活を比較し通学保障などメリットについて説明している。委託一時保護予定施設の職員に事前に来てもらい、こどもへ生活日課等の説明をしてもらう機会を設定することもある

(こどもの年齢や理解力に応じたわかりやすい説明をする)

- 説明資料や図を用いて、丁寧な面接に努める
- こどもへの説明リーフレットを用いて分かりやすく説明する
- こどもの年齢や理解力に合わせて分かりやすい説明を心がけている
- こどもの年齢や理解度の応じた言葉を使い、視覚的資料（イラストや簡単な説明書）を使用している

(こどもの意向を確認している)

- 委託一時保護をする前に、こどもに意見聴取をしている
- こどもの意見聴取シートを作成、活用し、こどもの声を聞き漏らさないよう丁寧な対応を心がけている
- 「こどもの意見聴取チェックリスト」を作成し、こどもの意向を確認するとともに、納得、理解できていない点を把握して説明を尽くす

(こどもの権利について説明する)

- 困った時の SOS の出し方についても確認している
- 委託施設の職員だけでなく、児童相談所の児童福祉司や児童心理司が定期的に会いに来ることや困ったときに誰に相談したらよいか明確に伝える

(一時保護施設での保護と同じ)

- 一時保護時と同様に行う、面会には来ると伝える
- 一時保護について丁寧に説明しているが、委託先の詳細の説明をじっくりできていない現状である

- 委託一時保護特有の工夫はなく、一時保護施設に保護する場合と同様の説明を行っている（一時保護施設が児童相談所併設でないため、一時保護施設への保護でも遠方へ移送している）

【一時保護施設が、「一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない」児童相談所】

（一時保護や委託の目的・理由、今後の見通しについて説明する）

- 委託一時保護により得られるメリットをよく説明する
- 児童相談所で保護できない理由を説明し、理解を求めている
- 委託一時保護に至る経緯や理由や今後の見通しについて、丁寧に説明をしている
- 委託する理由の説明や、委託に切り替えるタイミングについて一時保護施設職員と協議して行っている
- こどもが見通しを持てるように、「なぜ」「なんのために」「このあとどうなるのか」等、不安が軽減できるように、担当児童福祉司、児童心理司で、こどもの年齢や特性に応じたわかりやすい方法で伝えている

（委託先や委託先での生活について説明する）

- 日課や持ち込める物を説明する
- 保護先の環境や留意点をあらかじめ説明しておく
- 委託先での生活、雰囲気、ルールなど丁寧に説明する
- 写真などを見せながら、具体的な生活イメージが持てるよう説明を行っている
- 委託の場合、他の措置児童との生活の違いについても併せて説明をしている

（委託先の見学を行う）

- 見学をすることもある
- 里親宅に長期で委託一時保護する際は、事前に見学に行くこともあった
- 委託先について説明し、事前面会や事前見学を行い、こどもの理解を得るようにしている

（こどもの年齢や理解力に応じたわかりやすい説明をする）

- こどもの特性や年齢に合った丁寧な説明をこころがけている
- こども向けの説明資料を一時保護の際に携帯し活用している
- 一時保護（委託）の理由を、保護者及び児童相談所職員から年齢や特性に応じた伝え方で説明するようにしている
- こどもの年齢や理解力に合わせて、わかりやすい言葉やイラスト等を用いて説明する。（可能な状況であれば）家族から説明してもらう

（こどもの意向を確認している）

- 絵カードなどこどもの年齢や発達に応じた意見聴取
- 意見聴取や意見表明を通してこどもの考えや意向を確認している
- こどもの権利擁護ノート等を活用しながら、こどもの意向も確認しつつ説明している
- こどもの意見を聞く機会を確保し、こどもが自ら意見を述べることができるように支援している
- 委託前（保護開始前）にこどもにいていないに説明実施して、こどもの理解を得てから委託としている

（こどもの権利について説明する）

- こどもの権利ノート等を使い、こどもがわかりやすいように丁寧に説明している
- こどもが児童相談所に連絡したいときは、委託先に伝えればいつでも対応できることを伝えている
- こどもの権利ノートを活用し説明を行っている。アドボケートへの意見表明ができることを説明している。里親やファミリーホームの良さやそこで生活するメリットを説明している

（一時保護施設での保護と同じ）

- 委託かどうかの違いについて説明していない
- 委託かどうかによらず、一時保護の理由、場所、生活、当面の見通し、面会等について丁寧に説明している

(その他)

- 保護者の状況にもよるが、可能なタイミングで保護者とも面会できる機会を持てるようにするなどこどもの不安や希望を聴く状況を作る

【一時保護施設が、「定員以下で運営できている」児童相談所】

(一時保護や委託の目的・理由、今後の見通しについて説明する)

- なるべく保護に至る状況や見通しを説明
- こどもの理解力に合わせて保護理由を説明する
- 一時保護の理由や保護委託をする理由をこどもの状況に合わせて説明し続けること
- こどもの年齢や能力等に応じて、一時保護の理由や今後の見通しなど、できるだけ丁寧な説明に心がけている

(委託先や委託先での生活について説明する)

- 委託先の環境や日課等を丁寧に伝えるようにしている
- できるだけ見通しや委託先でのルールなどについて説明し、納得してもらうようにしている
- こどもが安心できるよう、委託一時保護のこどもにとってのメリットを伝える。(例：きょうだい同部屋、同年齢児がいる等)
- 委託先等の状況を丁寧に説明する。日課等の生活のイメージや委託期間、担当者との面会予定等、見通しが持てるようにする
- 委託する場所（生活する場所）について、事前に説明し、パンフレット等も使い、なるべくこどもにわかりやすいように説明するようにしている

(委託先の見学を行う)

- 事前見学、マッチングを実施する
- 緊急でなければ事前に里親や施設職員との面会を行う

(こどもの年齢や理解力に応じたわかりやすい説明をする)

- 年齢に応じた書面（絵カード等）で説明
- こどもの理解度に合わせていない説明
- 言葉だけでなく、視覚的にわかりやすいように工夫している
- こどもの年齢や理解力に応じて、担当職員がこどもにわかりやすいように資料や説明用紙等を用いて面接を行っている

(こどもの意向を確認している)

- こどもの同意を基本としている
- こどもの意見聴取を行い、納得してもらったうえで一時保護している
- こどもの意見を聴くようにしている。意見に対しては答えられる範囲で応えている
- 意見聴取等措置として、保護先変更の際も必ずこどもの意見を聞くようにしている

(こどもの権利について説明する)

- 権利ノートを用いて、一時保護やこどもの権利について説明
- 説明の際に、権利ノートを手渡している
- こどもの気持ちや意見も今後聞いていくこと、これからのことを一緒に考えると伝えている

(一時保護施設での保護と同じ)

- （委託一時保護に限らず）可能な範囲で保護先の生活を説明する

(20) 問 25.一時保護（委託）について子どもに説明した際に、子どもから聞かれた意見

一時保護（委託）について子どもに説明した際に、子どもから聞かれた意見（不安・不満、要望、期待等）を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(委託先の職員・入所児童や生活環境に関する不安・期待)

- どのような子どもが他にいるのか
- 子どもが何人くらいか、年齢、性別
- どんな子どもが生活しているか。きょうだいと同じ建物（フロア）なのか
- 委託先の養育者や他入所児との関係についての不安
- ほかの入所児童と差別されないか、仲良くできるかどうか不安
- いじめられたりすることはないのか
- どういった職員がいるのか、相部屋か、何人入所しているのか
- どんな所か不安。個室がいい
- どのような場所なのか、ひとり部屋なのか
- どこにあるのかなど施設に対する質問は多く聞かれる
- どんな食事が出るか、ほかの子どもがいるか
- 環境が変わることへの不満
- 新しい環境や人になじむことが苦手
- 慣れた一時保護施設や周りの子どもを離れることへの不安
- 集団適応や集団生活ができるか不安、集団や生活環境への期待感
- どんな生活になるか
- どのような生活環境なのか。一日の生活の流れはどのようになっているのか
- 委託される施設についての不安（どんな子どもがいるのか、洗濯とかどうしたらいいのか等）
- 一時保護施設よりも自由が多い生活日課の方が、むしろ退屈。時間の過ごし方がわからない
- 委託一時保護の場合、一時保護施設での生活よりも比較的自由度が高いことや少人数での生活であることから気楽という声があった

(通学したい、部活動等に参加したい)

- 登校、登園したい
- 部活に出たい
- 学校行事や習い事に参加したいとの要望あり
- 学校に行けることに、期待もあれば、不安（行きたくない。友だちへの説明。）を語ることもあり
- 学校に通えるのか（通えない場合の学習の遅れや、行事への参加の有無について心配する意見もあり）
- 学校へは通学できるのか、部活動へ参加できるか、バイトは続けられるか、バイト先に連絡してよいか
- バイトや資格試験等への対応

(スマートフォンやインターネットを利用したい)

- スマートフォンを持てるのか
- スマートフォンが使えないことに対する不満
- スマートフォン、インターネットの利用をしたい
- 中高生の場合、スマートフォンの利用が可能かどうか気にすることが多い
- クラブ活動をしているため、スマートフォンが持てないと困る（練習、試合時間の連絡等）
- スマートフォンの制限に関する抵抗を示す子どもが多い（通信や面会等ができなくなることへの不安が強い）

(委託先での生活のルールについて)

- 生活上のルール
- ゲームを使用したい
- ゲームはできるのか、自分のゲームを持っていけるのかなどの質問を受けることがあった
- ゲームはできるか、外出できるか

- 外出などの制限が嫌。やる事が無い、退屈
- 自由がない
- 持ち物の制限。自由に出入りしたいなど
- おこづかいがあるか、バイトができるか、外出ができるか
- 門限はあるか。自由に外出できるか。お金を使っても良いか、など
- 生活上の制限やルールへの不満（外出不可、スマートフォン使用不可、私服着用不可等）

（家族・友達と会いたい、連絡を取りたい）

- 親や友人に連絡する、会うことができないのか
- 親に会えるのか。友人が心配するので連絡を取りたい
- 兄弟で一時保護委託先が別々になることを説明した際、次はいつ会えるのかと質問があった
- 学校の友だち、きょうだいに会いたい、連絡がとりたい
- 友達と連絡が取れるのか、などの質問や意見があった
- 急に自分がいなくなることで友達や周囲の人にどう思われるか不安
- 家から離れることを寂しいと表現したり、学校に通えないのは嫌だという意見があったり、また、親や友達がどう思うかなど一時保護されたことが人間関係に与える影響や不安について聞くことが多い

（一時保護期間・今後の見通し）

- 保護理由・保護期間
- どのくらいの期間一時保護となるのか
- 一時保護の見通し（いつ家に帰ることができるか）
- 家に帰りたい。早く帰りたい
- 家に帰りたい、施設に行きたくない、いつ帰れるのか
- いつまで（委託先に）いるのか。父と母はこれからどうなるのか
- 帰宅できるのか、親の反応、いつまでここに居させられるのか等
- いつまで一時保護先にいるのか、家に帰れるのか、など先の見通しへの質問や不安
- こどもの置かれている状況により異なるが、これからどうなるのかなどの想いが聞かれる
- そのまま、その場所で本委託になれるのか（ならなければいけないのか）。一時保護期間が変わってくるのか

（児童相談所職員や保護者との面会について）

- いつ来てくれるのか
- 保護者と面会できるか。児童福祉司・児童心理司と話したい時にどうすればよいか等
- 次、いつ児童相談所職員が会いに来るのか、話をしたい時はどうすればよいか、連絡方法、一時保護施設に戻ることはあるか
- 保護者の連れ戻しなどの不安

（一時保護施設が良い、委託先に行きたくない）

- 場所がどこであれ行きたくないという先行き不安
- 一時保護施設がいい、一時保護施設に戻りたい
- 一時保護施設の経験のあるこどもが、一時保護施設を希望する発言をすることあり
- 「行きたくない」「慣れた場所から離れたくない」と委託保護に消極的な意向を示される場合がある
- 高齢児で複数回保護されているこどもの場合、一時保護施設は嫌、養護施設など自由な場所がよいと言われる
- 一時保護施設の生活に慣れると、委託先の説明時に「一時保護施設にずっといたい」「一時保護施設の先生やこどもと離れたくない」といった発言がある。その他、委託先で「ゲームやスマートフォンは使えるか」等、ルールや娯楽の違いを気にすることもいる

(21) 問 26. 一時保護委託先に対して、委託されることもや委託先が安心して一時保護が行えるようにするために、行っている取組や工夫

一時保護委託先に対して、委託されることもや委託先が安心して一時保護が行えるようにするために、行っている取組や工夫について聞いたところ、主に以下の回答があった。回答は、問 28 で回答した一時保護施設の状況ごとにまとめている。

【一時保護施設が「常に定員超過」の児童相談所】

(委託先にできる限り多くの情報を提供する)

- 委託先に情報提供書を発行している
- 可能な範囲でこどもの情報を収集し委託先に伝える
- こどもの健康状態や過去の生活習慣など児童相談所が把握している事前情報を丁寧に共有している
- こどもや保護者に関して確認すべき事項を整理した、施設との情報共有シートの導入を予定（R8 から実施予定）
- 委託先へは、こどもに関する情報や今後の見通し等可能な範囲で伝えている。こどもとは児童福祉司や児童心理司が面接をこまめに入れている

(委託先との定期的な情報共有・コミュニケーション)

- 密に連絡を取り合う
- 情報共有。普段からのコミュニケーション
- 定期的な面接や電話等での情報共有を行っている
- 委託先とこどもの特性や状況を共有し、定期的に連携を取っている

(こどもへの説明、フォロー)

- 意見聴取の実施
- 事前に、委託先がどのような場所であるのか、こどもが理解しやすい言葉で伝えておく
- こどもが安心できる物をなるべく持っていきようにしたり、こどもが好きなものを伝えるようにしている

(委託後の委託先・こどもへの面接・訪問)

- こまめに様子を見に行く、話を聞く
- 委託中の児童福祉司等の訪問や様子確認の電話
- 里親の場合、フォスタリングによる里親のフォロー
- 随時児童心理司等が訪問して気持ちを聞き取り、保護者との話し合いの進捗について伝える

(物品・環境面での支援)

- 衣類等、当座養育に必要な物品の貸与を行う
- 書籍や漫画などこどもの娯楽グッズを貸し出している
- それまでの生活でこどもが使用していた物（ぬいぐるみ、タオルなど）は早くこどもに届けられるよう配慮している
- 里親に委託一時保護する際は、可能であればこどもの荷物（お気に入りのおもちゃや洋服等）も持参するようにしている。

(困ったとき、緊急時の対応、体制の確認)

- 対応に困った時に相談がしやすい状況
- 休日や夜間の緊急相談先を案内している
- こどもや委託先からの要望があれば、速やかに対応
- 一時保護委託先でトラブルなどがあった場合や委託先から要望があった時は速やかに対応するようにしている。保護者との面接内容や方向性見通しを適宜共有するようにしている

【一時保護施設が「一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない」児童相談所】

（委託一時保護について説明する）

- 権利ノートの補助資料を活用し、子どもや委託先に対して丁寧に説明している
- 里親向けの一時保護の説明用紙を作成し、委託との違いや注意点が理解しやすくなるよう工夫している
- 疑問や質問に丁寧に応える

（委託先にできる限り多くの情報を提供する）

- 可能な限り、ケースの情報を多く把握することに努め、委託先と共有している
- 子ども、保護者に関する情報、保護の目的、今後の見通しを可能な限り伝える
- 委託先へは児童相談所が把握している情報をできるだけ丁寧に説明するようにしている
- 自己主張が苦手な子どももいるため、委託児童のお気に入りのキャラクター、好きな遊び、好きな食べ物、苦手なこと、性格の長所と短所など、子どもの情報は担当者からも極力多く伝えるように心がけている

（委託先との定期的な情報共有・コミュニケーション）

- 定期的な情報共有、方針について共有
- 委託中に対応に苦慮している点がないか連絡を密に行う
- 委託中に、保護者面接を行った後など、支援の進捗状況を丁寧に報告するようにしている
- 委託直後はまめに訪問面接や電話連絡を取るようにしている

（子どもへの説明、フォロー）

- 委託前（保護開始前）に子どもにいないに説明実施して、子どもの理解を得てから委託としている
- 施設と連携し、子どもに対して、困っていることがあれば児童相談所が対応したり、会いに行くことの説明をする
- 面会、外出、外泊などを必要に応じて行い、子どもも委託先も納得できるようにしている
- 送り届けたときに、顔合わせし、しばらく慣れるまで一緒にいる（様子を見る）。翌朝には可能な限り連絡して、様子伺いをする

（委託後の委託先・子どもへの面接・訪問）

- 児童福祉司、児童心理司の訪問面接
- 子ども、委託先にこまめに会いに行く。連絡をとる
- 委託一時保護中に定期的に訪問し、児童面接を実施
- 子どもに対しては頻繁に面接を行って細やかな説明や報告を行う。調査やアセスメントを迅速に行い、必要期間以上の一時保護にならないようにしている

（困ったとき、緊急時の対応、体制の確認）

- 困った際の対応手順の確認を行う
- 緊急時にはいつでも連絡が受けられる旨の説明
- 子どもや親の状況を委託先に丁寧に説明し、何か問題等があれば児童相談所に相談するように伝えている

（その他）

- 親との連絡、子どもの病院受診は児童相談所が立ち会う

【一時保護施設が「定員以下で運営できている」児童相談所】

（委託先にできる限り多くの情報を提供する）

- 児童相談所が提供できる情報をまとめて伝えるようにする
- 委託先との情報共有（家庭のことや子どもの様子について）
- 子どもに関する情報をできる限り集めて、直ちに委託先に伝える
- 最低限、委託先には、フェイスシート程度の基本情報の提供を行うようにしている

(委託先との定期的な情報共有・コミュニケーション)

- こまめに連絡をとり合って情報交換する
- 委託先との連絡をこまめに行い、こどもの状況を共有すること
- 特に委託当初は密に連絡を取ったり、面接の頻度を高くする

(こどもへの説明、フォロー)

- こどもの好きなもの（食べ物やおもちゃなど）を事前に伝え、準備してもらうなどしている
- 慌てず、こどもの話は丁寧に聞く。小さい不安、訴えでも、受けとめて丁寧に答えるようにしている
- 事前に見学へ行き、施設職員から直接ルール等の説明をもらっている。通学路と一緒に確認する
- こどもに対してはアドボケート事業も併せて実施しており、第三者に話を聞いてもらえる機会も設けている

(委託後の委託先・こどもへの面接・訪問)

- 委託後のフォローを手厚くする
- 極力保護期間中に児童相談所職員が訪問等するようにしている
- 里親宅へ委託した際には、週に1回程度、家庭訪問により委託状況を確認し、里親が負担と感じていること等がないか確認をするように取り組んでいる
- 委託した後、翌日には委託先への訪問や電話連絡をするようにしている。里親支援センター、里親支援専門相談員にも連絡し、訪問等を行っていただき、切れ目のない支援を行うようにしている

(物品・環境面での支援)

- 必要物品の準備（衣類等）

(困ったとき、緊急時の対応、体制の確認)

- 不適応等あれば児童相談所が責任をもって対応することを伝える
- こどもに対して緊急対応が必要になった場合、すぐに対応すること
- 委託中の困りごとはいつでも児童相談所に相談してもらうよう、バックアップ体制があることを伝える

(その他)

- 契約、責任の明確化

(22) 問 27. 委託一時保護・委託先に期待したいこと

委託一時保護・委託先に期待したいことを聞いたところ、主に以下の回答があった。回答は、問 28 で回答した一時保護施設の状況ごとにまとめている。

【一時保護施設が「常に定員超過」の児童相談所】

(安全・安心な生活環境の提供)

- 安全にこどもを預かってもらえることが最もお願いしたいところである
- できるだけ制限の少ない環境の中で、こどもの権利を保障した安心・安全な生活環境の提供
- 不安や混乱の中で保護されたということを理解したうえで、安心感を抱けるような関わり、寄り添いをしていただきたい
- 傷ついたり戸惑ったりしているこどもが多いため、安全に配慮しつつこどもにとって居心地が良いように対応していただけるとありがたい

(緊急時や夜間の受入れ)

- 緊急時の受入れに対応
- 緊急時に即対応いただけること
- 緊急保護の可能性（虐待等）が常にあり、受入れについて柔軟に対応してほしい
- 夜間に一時保護専用施設以外を探すのはとても困難なため、すべて一時保護（専用）施設で受け入れてもらいたい

(積極的・こどもの特性等に応じた柔軟な受入れ体制)

- 積極的な受入れ
- とにかく間口広く相談にのってもらいたい
- 定員に空きがある場合は受託してほしい
- きょうだいは極力一緒に受けていただけるとありがたい
- 障害福祉サービス事業所で、委託一時保護を受けて下さるところが増えるとありがたい
- 乳児を預かることができる（乳児院に空きがないため。特に新生児を受けられるとよい）
- 2歳未満のこどもで体調不良等あっても無条件で受け入れてくれたり、障害が重くても受入れが可能な委託先があるとよい
- 保護児童が安定した生活が遅れるよう数日の受入期間ではなく、こどもや家庭の事情に応じて柔軟に受入期間を設定してほしい

(通学支援・学習環境の保障)

- 通学、通園支援
- 通学、通園の送迎
- オンライン学習などの充実
- 学習支援など、できるだけこどもにプログラムがあるとよい
- 学齢児童については在籍校へ通学させてもらえるとありがたい

(委託先ならではの生活)

- 普段と変わらない生活（里親家庭）
- 学習権の保障や少しでも一般社会に近い生活を送れるようにするためにも、良質な委託先が増えるとよい
- 食事・睡眠などの基本的な生活習慣や医療や服薬のサポートを通じて、日常生活の安定化につなげることを期待している

(委託中の児童相談所との連携・情報共有)

- 委託中の記録（こどもの様子）
- 児童相談所との情報共有を密にしてほしい

(専門性の向上)

- こどもが安心できる環境設定と適切な行動観察
- アセスメント力の向上。被措置児童等虐待への理解と、虐待の防止が徹底できること

(その他)

- こどもの様子を観察した結果をふまえ、保護者にこどもへの関わり方に助言してもらうこと。保護者との交流への理解と協力が得られること

【一時保護施設が「一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない」児童相談所】

(安全・安心な生活環境の提供)

- こどもに寄り添った安心できる対応
- こどもが安心して生活できる環境の提供
- こどもが安心、安全に過ごすことができる環境作り
- こどもが安全・安心して生活ができるように安全確保と心身のケア等を今後もお願いしたい

(緊急時や夜間の受入れ)

- 緊急的な一時保護の受入れ
- 夜間、緊急時の受入れ等の対応協力
- 夜間、休日を含めてスムーズな受入れ
- 一時保護専用施設における時間外の受入れ
- 急な委託での受入れ体制づくり、受入れ枠の確保

(通学支援・学習環境の保障)

- 登下校の送迎
- 学校の補助支援
- 日中の学習の補助やレクリエーション活動
- 通学区域内のこどもの受入れ登校対策
- 学習プログラムをそのこどもに応じて作ってほしい
- 学校等への登校を可能な限り実現できる体制

(こどもの特性や状況に応じた柔軟な対応、受入れ)

- こどもの特性に合った柔軟な対応
- 特性があるこどもの対応が可能な委託先が増えてほしい
- こどもの特性について、十分な理解を持って対応できるよう期待したい
- こどものペースに寄り添って頂く。距離感（物理的・心理的）を意識してもらう

(通院の対応)

- 軽微な怪我、病気での通院対応
- こどもの外部医療機関への受診は、可能な範囲で対応して頂けると非常に助かる
- こどもが医療機関への受診が必要な場合は、一時保護委託先で対応してもらいたい

(その他)

- 他の入所児童からの情報漏洩防止対策

【一時保護施設が「定員以下で運営できている」児童相談所】

(安全・安心な生活環境の提供)

- こどもが安全安心して生活できること
- こどもが安心して生活できる環境の提供。温かく受容的な雰囲気など
- こどもが不安や緊張を抱えていることを理解し、受容的な態度で接する
- 措置児童、委託一時保護によらず、こどもにとって安全安心を提供してほしい
- こどもが安心して生活できる安定した環境の提供や、日常生活をとおした治療的支援
- 大人に気持ちを受けとめてもらえる経験。こどもの不安感を軽減できるように積極的な声かけ

(緊急時や夜間の受入れ)

- 緊急保護の受入れ
- 緊急時でも早急に受入れ体制を整えてもらいたい
- 急に依頼となることも多いが、できるかぎり委託を受託してほしい
- 緊急的な対応になるケースが多いため、児童相談所からの委託依頼になるべく迅速に対応いただけることを期待する

(柔軟な受入れ体制)

- 柔軟な受入れ
- 幅広い年齢層のこどもの受入れ。期間を限定しない受入れ
- 一時保護棟はあっても人員不足で開設されていないので、人員を確保して開設してほしい

(通学支援・学習環境の保障)

- 通学ができるとよい（単独でも付き添いでも）
- 登校やアルバイト、習いごと等、保護前の生活でこどもが取り組んでいたことを継続できるよう協力してほしい
- 委託一時保護中も可能な限り通学させたいケースが多いため、通学支援を依頼できるかを確認しながら対応している

(委託先ならではの生活)

- 家とは違う経験をし、何らかの違う体験をできると良い
- 食事、睡眠、清潔など、日常生活のリズムを整える

(委託中の児童相談所との連携・情報共有)

- こどもの生活の様子等の情報共有
- こどもの言動で心配なこと、気になることを児童相談所と共有すること
- 委託先（児童相談所等）との連絡を密にし、報告、連絡、相談を適切に行う
- 疑問や不安、困りごとなどについて、児童相談所へ速やかに連絡をし、共有を図ること

(専門性の向上、専門的な対応)

- 専門性の向上
- 個別面談の実施、専門性の向上、行動観察
- 必要に応じ、観察だけでなく、ケアを行ってほしい
- 施設並みに技量のある里親やファミリーホームが求められる
- 保護期間中のこどもの丁寧な観察（健康状態、行動、推測された心理状態等）

(通院の対応)

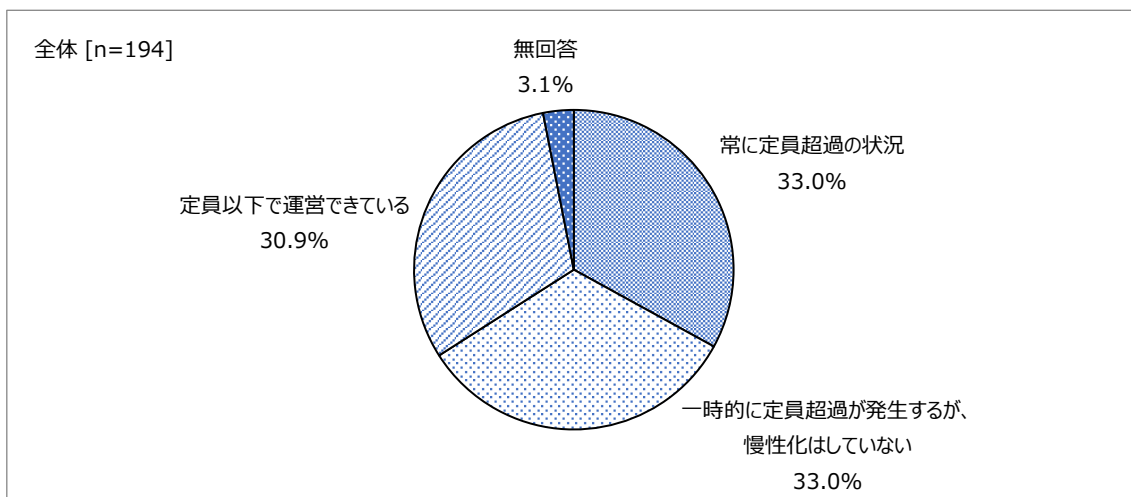
- 通院同行
- 受診等に柔軟に対応してもらいたい

4. 一時保護施設の状況について

(1) 問 28. 一時保護施設の入所状況

一時保護施設の入所状況は、「常に定員超過の状況」「一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない」がいずれも 33.0%、「定員以下で運営できている」が 30.9%となっている。

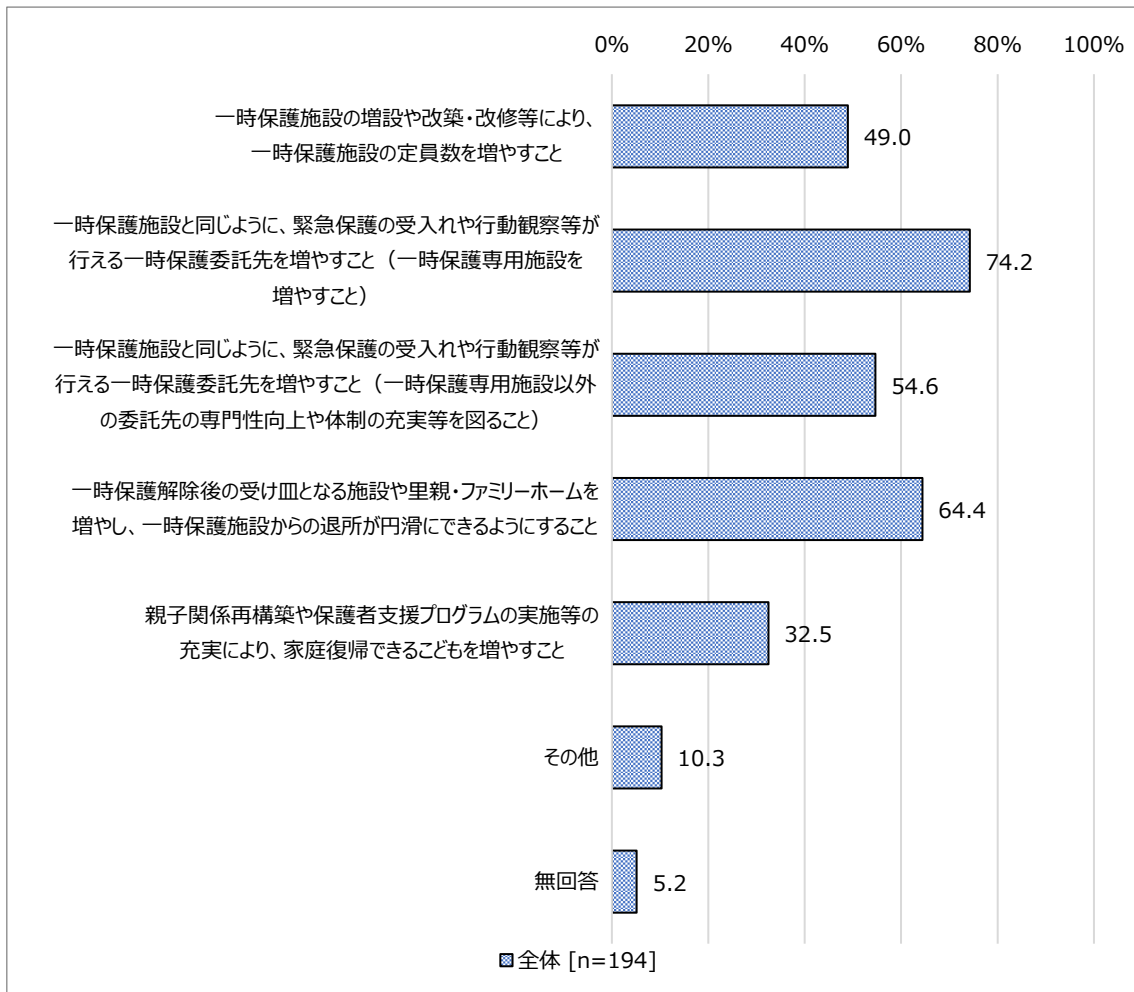
図表 2-31 一時保護施設の入所状況



(2) 問 29. 一時保護施設の定員超過を解消するために必要だと思う取組(優先度が高い3つ)

一時保護施設の定員超過を解消するために必要だと思う取組(優先度が高い3つ)は、「一時保護施設と同じように、緊急保護の受入れや行動観察等が行える一時保護委託先を増やすこと(一時保護専用施設を増やすこと)」が74.2%、「一時保護解除後の受け皿となる施設や里親・ファミリーホームを増やし、一時保護施設からの退所が円滑にできるようにすること」が64.4%、「一時保護施設と同じように、緊急保護の受入れや行動観察等が行える一時保護委託先を増やすこと(一時保護専用施設以外の委託先の専門性向上や体制の充実等を図ること)」が54.6%となっている。

図表 2-32 一時保護施設の定員超過を解消するために必要だと思う取組(優先度が高い3つ)(複数回答)



【「その他」の主な内容】

(一時保護施設の職員の増員・体制強化、力量の向上)

- 職員の力量向上
- 職員を充実させること
- 人員不足の解消及び増員
- 職員の増員と職員配置の改善
- 一時保護施設の職員確保(募集しても応募がない)
- そもそも一時保護施設が定員の半分以下でも対応困難として受入拒否する状況が続いているため、一時保護施設の体制充実が急務

(早期のアセスメントによる一時保護期間の短縮)

- アセスメントを早期に行い、保護期間を短くすること
- 早期にアセスメントを実施し、処遇を決定できる仕組み、人員

- 保護した後の支援を早期の段階で組み立て、一時保護を長期化させない
- 定員超過になることなく運営しているが、一時保護施設での入所期間の短縮が必要

(地域の相談力の向上、在宅支援メニューの充実等による一時保護の予防)

- 児童福祉司スーパーバイザーの増員等で、家庭支援の時間の確保
- 地域における相談能力を高め、一時保護を予防できるようにする
- ショートステイや在宅の養育支援プログラムなど、在宅支援サービスの充実により、一時保護以外の選択肢を増やす
- 一時保護でなくとも、ショートステイ、家庭へのヘルパー派遣、夜間預かりの充実など、在宅向けの支援メニューの充実によって対応できるケースも多々見受けられる。特に市町村においては、このような在宅向けの支援メニューの充実を望む

5. 一時保護を必要とするこどもの状況

(1) 問 30. 一時保護を必要とするこどもの健康状態（令和 7 年 11 月 1 日時点）

すべての児童相談所に、一時保護を必要とするこどもの健康状態について聞いたところ、以下のとおりであった。

図表 2-33 一時保護を必要とするこどもの健康状態(合計)[複数回答]

		アレルギーへの配慮が必要なこども	服薬管理が必要なこども	定期薬以外に、必要な時にだけ服薬する薬が処方されているこども	歯科医院に定期的な通院が必要なこども	歯科以外の医療機関に定期的な通院が必要なこども	その他医療的な対応が必要なこども
合計		306	978	338	149	745	201
一時保護施設		254	841	293	123	628	178
委託	児童養護施設	36	112	38	25	91	21
	里親・ファミリーホーム	16	25	7	1	26	2

(注 1) 表中の医療的対応が必要なこどもの人数は問 30 に回答した児童相談所 175 か所の回答をもとに作成。

(注 2) 令和 6 年度における一日あたりの保護人員数は、一時保護施設が 2,804 人、委託一時保護が 2,456 人（福祉行政報告例）。

【「その他」の主な内容】

【一時保護施設】

- 偏食
- 夜尿
- 低身長
- 婦人科
- 皮膚疾患
- 性感染症
- ケガの受診
- てんかん疑い

- インスリン管理
- 自傷等キズの処置
- 学校検診の未受診
- 性被害に対する受診
- アトピー性皮膚炎の塗布薬
- 脳外科手術を控えた子どもがいた
- 児童精神科の通院・入院の調整
- ニキビ治療薬、点眼薬、点鼻薬など
- 水腎症ステント除去術（日帰り手術）
- 市販のぬり薬、内服薬（頭痛、腹痛等）
- 保護中の体調不良（頭痛・発熱・皮膚トラブル等）による受診

【児童養護施設】

- 夜尿
- 淋病
- 低身長
- 腹膜透析
- アセスメントのための受診
- 保護中の体調不良（頭痛・発熱・皮膚トラブル等）による受診

【里親・ファミリーホーム】

- 夜尿
- 淋病
- 低身長

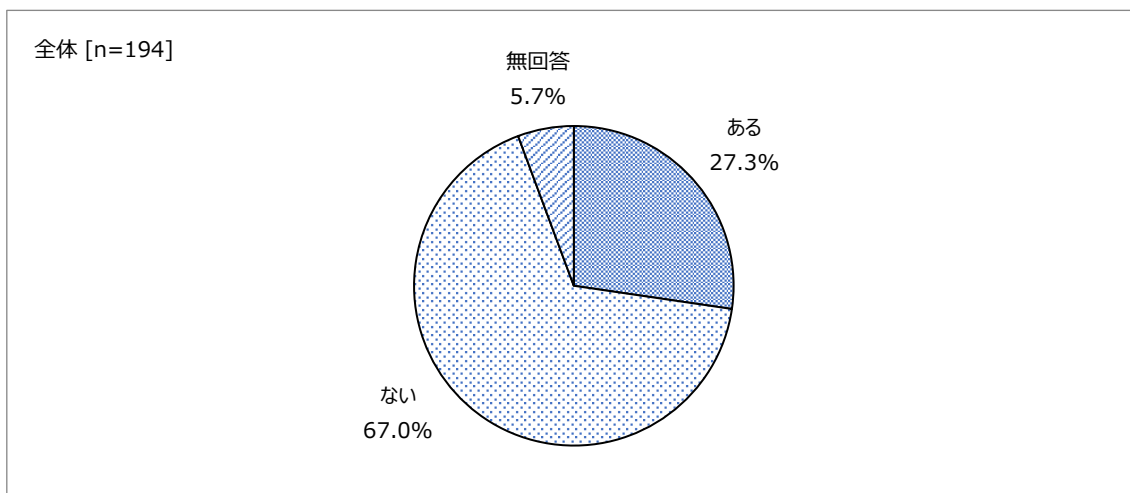
6. 一時保護専用施設について

※一時保護実施特別加算費実施要綱に基づいて指定された施設等をいう。

(1) 問 31. 児童相談所の管内での、一時保護専用施設の有無

当児童相談所の管内での、一時保護専用施設の有無は、「ない」が 67.0%、「ある」が 27.3%となっている。

図表 2-34 当児童相談所の管内での、一時保護専用施設の有無



(2) 問 32. 一時保護専用施設の良い点と課題

問 31 で「ある」と回答した児童相談所に、一時保護施設と比べて、一時保護専用施設の良い点と課題について聞いたところ、主に以下の回答があった。

ア. 一時保護施設よりも、一時保護専用施設の方が「良い」と思うところ

(少人数・家庭的な雰囲気与生活できる)

- 少人数で手厚い支援ができる
- 小規模で家庭的な養育環境が確保できる
- 施設規模が小さいため、落ち着いて生活できる
- 少人数であり、こどものニーズに合わせた処遇が可能
- 落ち着いた空間で、より普通の生活に近い形で日常生活を送れる
- 少人数で刺激が少なく、相対的にルールも家庭に近い。対応する職員が一定
- こどもの人数が少ないため個々のこどもの物理的なスペースや職員との関わりにゆとりがあり、職員の目が行き届きやすい

(個室がある、ユニット制である)

- 女児専用施設である
- 個室が確保されている
- 男女別であり、性別で生活を分けることが適切なこどもに良い
- 個室がある施設が多く、高年齢児童も落ち着いて生活できる
- 委託できる年齢や性別を区切っているため、集団が比較的落ち着いている

(自由度が高く、権利制限の少ない生活ができる)

- 自由度が高い
- 開放的であること
- こどもの権利制限が少ない
- 行動制限が少なくアットホーム
- 学習を含む日課のバリエーション
- こどもへのより柔軟な対応が期待できる
- 開放処遇であるため、こどものストレスが軽減
- 自由度が高く、活動範囲が広い、個室ですごせる
- 開放型で無断外出の恐れがないこどもには、より落ち着いた生活ができる

(通学ができる)

- 通学支援が得られる
- 通学、通園できている
- 通学が可能な場合がある
- 場所によるが、通学（送迎含む）対応が可能など

(地域にある・立地が良い)

- 地域にある
- 児童相談所から近い
- 管轄児童相談所から近く、こどもとの面接が組みやすいところ
- 地域（地元）の受け皿として活用している、近場にありすぐに対応がしやすい

(専用であること、充実した環境)

- 専用性の高さ
- 設備面が充実している
- 専用設備、専任職員が対応している。入所児童との接触が少ない
- 入所措置児童との生活の違い（登校の有無やスマートフォン等、私用の使用制限の有無）がないこと

(一時保護の受け皿として重要)

- 乳児院の枠が確保できること
- 保護のキャパシティは多いに越したことはない
- 枠が別であるため、受入れに余裕がある
- 年齢が同じ、非行系のこどもと分離できる
- 施設との併設のため入所後の生活イメージがもちやすい

イ. 一時保護施設と比べて、一時保護専用施設の「課題」と思うところ

(職員数・体制の不足や確保の困難さ)

- 職員数が少ない
- 職員の確保・定着
- 職員不足で閉鎖していた時期が半年程ある
- スタッフ数が十分に確保されているとは言えない状況
- 一時保護施設に比べ職員が少なく緊急対応に懸念がある
- 職員配置が少なく、日中のトラブルに対応できない施設が見受けられる
- 職員体制が厳しいので、本体施設がサポートしないといけない状況がある
- 職員数が少なく目が届きにくく、こども間のプライバシーの保障や教育の保障がされにくい
- 十分に手厚くケアできる職員配置基準となっておらず、母体施設との連携により、なんとか職員体制を維持できていると聞くことがある

(受入れ対象・人数に制限がある)

- 受入の人数が制限される
- 保護できる性別、年齢が限られる
- 受け入れるこどもの年齢や特性等が限られる
- 非行傾向や粗暴性が強いこどもの受入れが難しい
- 対象年齢が限られており、高年齢児の受入れが難しい
- 職員のこどもへの対応力、指導力、年齢、性別による制限がある
- 職員体制から、無断外出等の行動上の課題の大きいこどもの受入れが難しい
- 事前にこどもの特性等の情報を詳細に求められ、対応が難しいと判断されたこどもは受入れ不可になる

(安全確保の難しさ、対応力の不足)

- 逃亡が容易である
- 無断外出されやすいところ
- 対応やアセスメント力に不安を感じる
- 開放的なため非行児童への対応困難。専門職の不足
- 職員の経験が不足しており、こどもが問題を起こした時の対応が難しい
- 委託中にこどもの対応が難しいと施設が感じると、すぐ児童相談所に戻すよう要求される

(行動観察・アセスメントが困難)

- 行動観察が難しい
- 児童心理司等によるアセスメントがやりにくい
- アセスメント（心理検査等）に時間がかかる
- 児童相談所と離れていて面接等をこまめに入れられない
- 措置を前提とした場合、心理診断や行動観察に難点がある
- 日課の枠が緩いため、行動観察の質が不十分になりがちである
- 担当の児童福祉司や児童心理司が気軽に面接を組みにくい。一時保護専用施設からの現場の声が届きにくい

(学習・生活環境の課題)

- 日課が定まっていない
- 通学ができず学習面の保障が難しい
- 他児との交流が専用施設内に限られ、孤立しがちである。運動プログラムがない
- 学習支援専従の職員がいないため、通学できなければ施設内でこども本人のやる気などにより、取組み時間、内容が左右される

(専用施設が不足している)

- 現在稼働していない
- 一時保護専用施設の数が少ないため、つねに満床
- 地域によっては指定が進まず、利用できる範囲が限定的
- 市のショートステイの利用と重複しているため、利用できないことがある
- 常に定員超過していることにより、専門性の高い支援を受けることができない

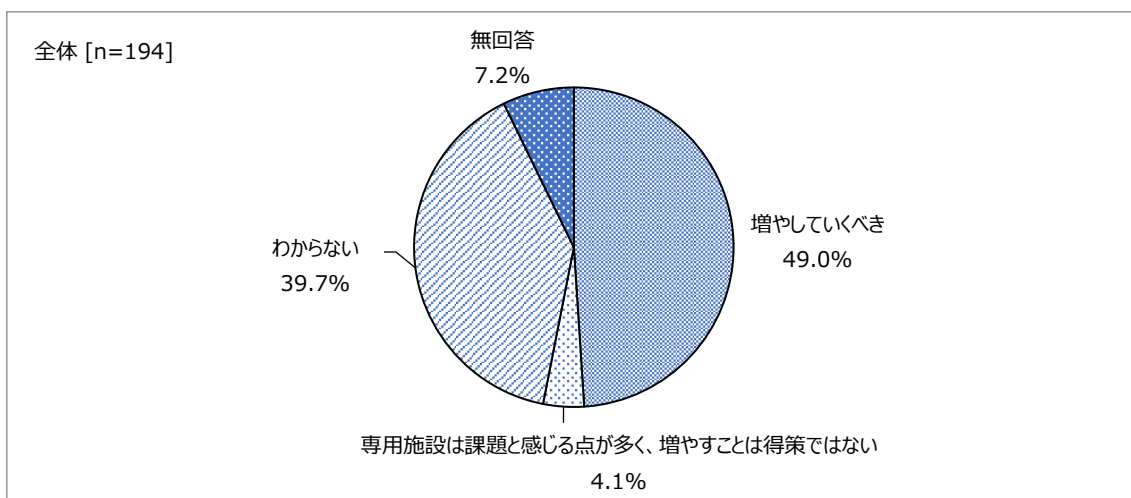
(その他)

- 入所児と一時保護児との交流場面での支援者や入所児側のとまどい
- 施設に併設されている一時保護専用施設の運営は本体施設の運営により影響を受けやすい

(3) 問 33. 今後、一時保護専用施設が増えていくと良いと思うか

今後、一時保護専用施設が増えていくと良いと思うかは、「増やしていくべき」が 49.0%、「わからない」が 39.7%となっている。

図表 2-35 今後、一時保護専用施設が増えていくと良いと思うか



(4) 問 34. 一時保護専用施設を増やすべき／増やすことは得策ではないと思う理由

問 33 で「増やしていくべき」「専用施設は課題とを感じる点が多く、増やすことは得策ではない」のいずれかに回答した児童相談所に、その理由をきいたところ、主に以下の回答があった。

ア. 増やすべきだと思う理由

(定員超過・受け皿不足の解消のため)

- 一時保護の件数が増加しているため
- 一時保護施設の増床が見込めないため

- 容易に一時保護施設を開設できないため
- 一時保護の受入れ先が不足しているため
- 一時保護が必要なタイミングを逸さないため
- 日々委託先を探すことに、多くの時間をかけているため
- 一時保護先が確保されれば、円滑に一時保護できるため
- 一時保護施設の定員を超過しての受入れが常態化しているため
- 空き状況によってこどもの移送が頻繁に発生し、子どもへの負担が大きい
- 加害者、被害者を同時に一時保護する等、別々の場所での保護が求められる場合でも対応が可能となるため
- 一時保護の場所が不足し、必要な一時保護ができなかったり、きょうだいを別々の場所で一時保護せざるを得ないため
- 一時保護施設は定員超過が常態化しており、委託一時保護先も少ないことから、一時保護先の一つとして確保できるため
- 委託一時保護できる施設は限られており、委託先確保に苦慮している。一時保護専用施設は受入れを積極的に検討してもらうことができるため、増加してほしいと思う
- 児童養護施設の定員内で委託一時保護を引き受けている場合は、受入れ可能人数は流動的であり常に少ない。そのため、一時保護専用施設を増やすことにより、一定の受入れ可能人数を確保することができる

(こどもの多様なニーズ・特性への対応のため)

- こどもにとってより適した環境を提供するため
- 場所、施設の特徴から選べるように増やしていくべき
- こどもの状況に合わせて選択できる委託先が増えることが望ましい
- こどもの状況に応じて対応できる選択肢が増えるのは、こどもの負担軽減につながる
- 通学保障だけでなく、こどもの特性やニーズに合わせた個別の対応が可能となるため
- 一時保護施設の強みと一時保護専用施設の強みを使い分けることでこどものニーズに応じた対応ができる
- 一時保護のケースは多くあり、年齢、性別、特性などにより、同一の場所で保護できない状況も多数あったため
- 措置児童と委託一時保護の支援が異なる点があり、一時保護委託先の負担が大きいと考える。支援の受け手であるこどもにとっても同様だと考える

(権利制限の少ない環境で一時保護するため)

- 柔軟に対応できるが増える
- こどもの権利制限をなくすことができる
- 登校支援が可能になることで、こどもの利益につながるため
- 通学を保障するためにも、地域分散化し、小規模施設で手厚い支援を受けられると良い
- 少人数で自由度の高い生活を送ることができるため。こどもよってのストレス、負担が軽減されるため
- 一時保護施設は安全確保を第一に運営されており、こどもの権利制限が多くなるを得ない。安全確保を要さず、権利擁護が不要なこどもに対して一時保護専用施設が増えると良い
- こどもの一時保護の状況によって、一時保護施設で長く一時保護をすることなく、小規模で家庭的な生活環境で生活でき、条件が揃えば登校することを保障することが必要と思われる

(地理的な課題の解消のため)

- 移送にかかる時間を減らすため
- 自治体内に一時保護（専用）施設が一ヶ所しかないため
- 近隣での一時保護施設ができれば学校登校や当所の支援が行いやすい
- 地理的な事情（都道府県内の一時保護施設は、当事務所から遠方にしかないため）
- 一時保護施設が都道府県内で二ヶ所しかなく、近くに一時保護を安定的に受け入れられる施設があることが望ましいため

- 当センター管内に一時保護専用施設がないこと。管内の施設等に指定されることで円滑なケースワークが展開できることが期待できるため
- 児童相談所に一時保護施設を併設しておらず、一時保護施設まで片道 1 時間以上の時間を要するため移送の負担が大きい。一時保護施設を増設する見込みはないため、せめて管内児童養護施設に一時保護専用施設を指定してもらえると負担軽減につながる
- 一時保護施設が遠方であり、夜間、休日の移送が子ども及び職員の負担となる。また、警察からの身柄付き通告（虞犯、性格行動）は短期間の一時保護で親子間調整が図られる事例も多く、管内に安心して保護を依頼できる施設があるとよい

（行動観察のニーズが高まっているため）

- 行動観察もお願いしたいので一時保護専用施設が増えると良い
- 一時保護の空きがなく適切なタイミングで行動観察の保護ができないため
- 安全面の確保だけでなく、特性等行動観察の必要な子どもが増加しているため

イ. 増やすことは得策ではないと思う理由

- 一時保護施設を増設すべき
- 職員配置基準に課題があると感じている
- 当所においては定員超過をしていないこと、増やすことによって行動観察が分かりづらくなる事から得策ではない
- 当所では所外での施設確保が必要な程ではなく、管内の児童養護施設は地域的に人材確保が難しく、一時保護専用施設の指定は難しいと思われるため
- 管内に一時保護専用施設を運営できる母体がないため、専門性を担保したうえで、新たに指定することは非常に困難。管外の場合、当所は定員超過することが無いため、さほど需要がない
- 一時保護専用施設の指定について各法人等に依頼するも、小規模ユニット化による法人の体制が経営上(人件費等)の問題や人材確保の状況などからなかなか指定は進まないと考えられるため、一時保護施設の増設等や入所枠の拡大など検討した方が現実的と考えられるため
- 現状では本来の児童養護施設等の定員に満たない子どもの受入れも受け入れてもらえず、職員の配置、子どもの問題行動、被措置児童虐待などの理由から難しい状況。一時保護受入れの可能性があるのか、懐疑的である
- 母体である児童養護施設でも人員不足の問題が生じており、増やしていくことが難しいのではと感じている。児童養護施設の運営が安定して（人員が）いれば、増やすことも可能なのではと思うが、その方策が現時点では見えないため。しかし、一時保護専用施設があれば通学の可能性は広がると思う

第3章 児童養護施設調査

I. 実施概要

1. 実施目的

一時保護施設との両立を図りながら委託一時保護を効果的に活用し、こどもにとってよりよい形での一時保護が行える環境を確保するとともに、一時保護委託先が安心してこどもの受入れや対応を行えるよう、また委託先における適切なアセスメントと個々の状況に応じた支援が展開されるよう、委託一時保護の実態や児童相談所との連携等について把握し、委託一時保護の在り方を検討することを目的として、児童養護施設へのアンケート調査を実施した。

2. 調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 3-1 調査概要

調査対象	全国の児童養護施設
調査期間	令和7年11月7日(金)～令和7年12月19日(金)
調査方法	郵送配布・郵送回収 ・要望のあった児童養護施設にはメールにてWordファイル配布・回収
配布・回収数	配布 : 607件 回収 : 335件 回収率 : 55.2%

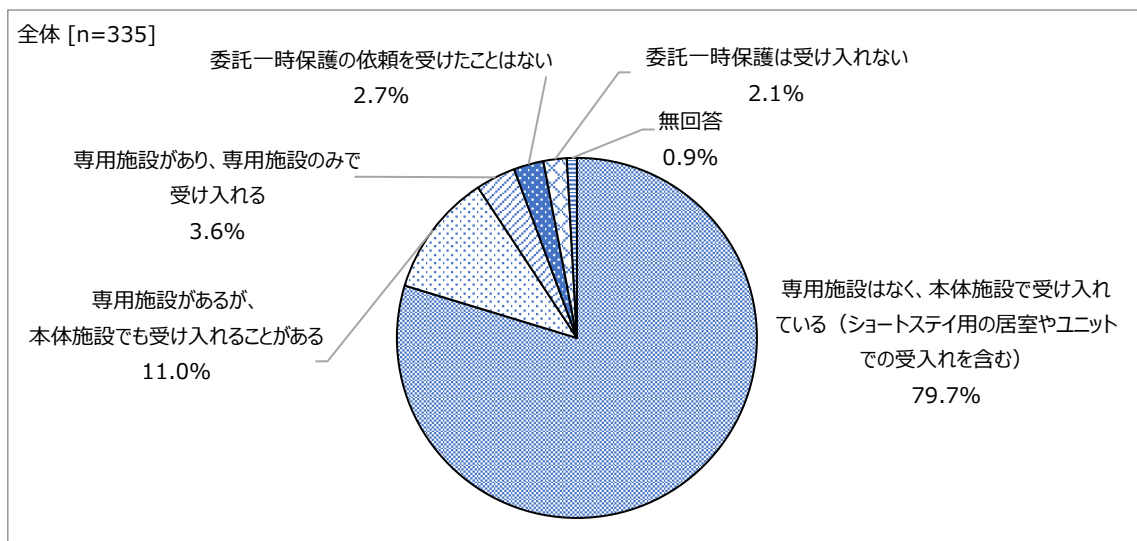
II. 調査結果

1. 委託一時保護の受入れ状況について

(1) 問1. 委託一時保護の受入れ方針

委託一時保護の受入れ方針は、「専用施設はなく、本体施設で受け入れている（ショートステイ用の居室やユニットでの受入れを含む）」が 79.7%、「専用施設があるが、本体施設でも受け入れることがある」が 11.0%、「専用施設があり、専用施設のみで受け入れる」が 3.6%となっている。

図表 3-2 委託一時保護の受入れ方針

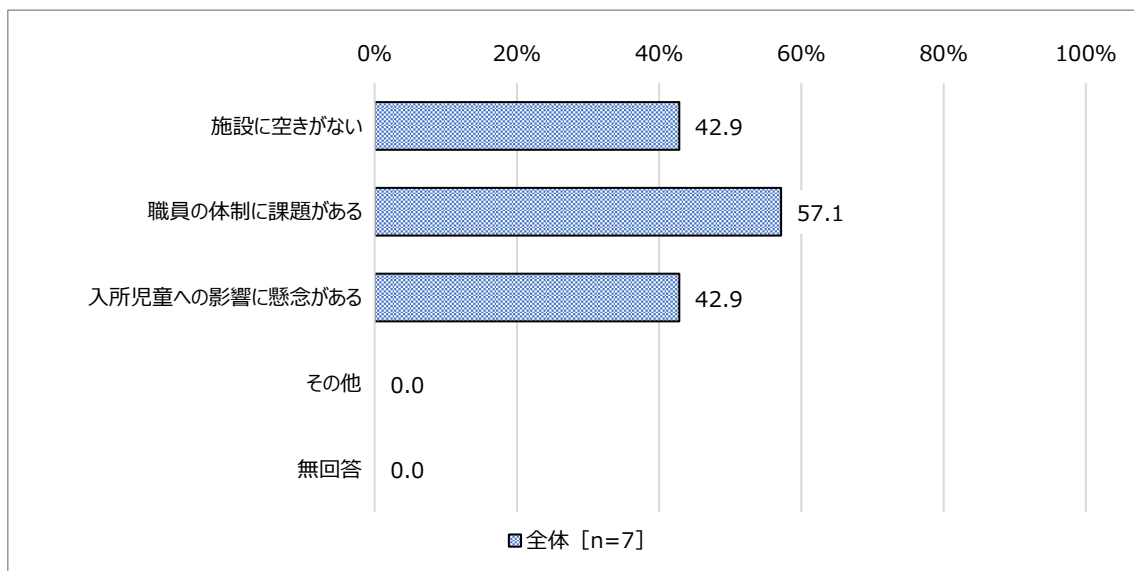


(2) 問 2. 委託一時保護を受け入れない理由

※問 2 は、問 1 で、「5. 委託一時保護は受け入れない」と回答した施設を対象にしている。

委託一時保護を受け入れない理由は、「職員の体制に課題がある」が 57.1%、「施設に空きがない」「入所児童への影響に懸念がある」がいずれも 42.9%となっている。

図表 3-3 委託一時保護を受け入れない理由〔複数回答〕



【「入所児童への影響に懸念がある」の主な内容】

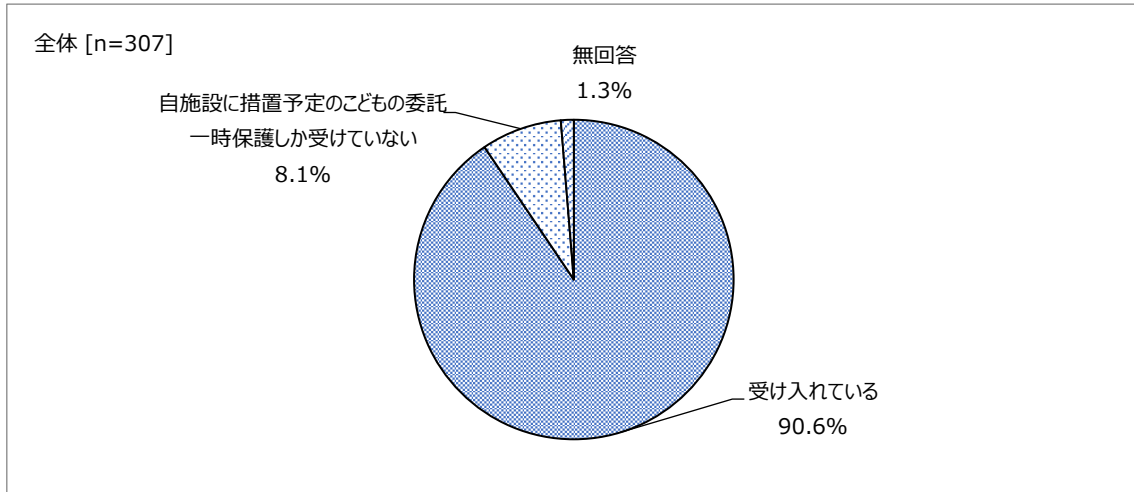
- 入所児童と、一時的な保護を一緒に見ることが難しい
- 入所児童が帰れる家があることに対して不満を持つ
- 入所児童の多くは家庭に帰れず、一時保護児童は帰れることが多い

※問 3 以降は、問 1 で、「1. 専用施設はなく、本体施設で受け入れている」「2. 専用施設があるが、本体施設でも受け入れることがある」と回答した施設（本体施設で委託一時保護を受け入れている施設）を対象にしている。

(3) 問3. 措置予定のこども（28条ケース含む）以外の本体施設における委託一時保護の受入れ有無

措置予定のこども（28条ケースを含む）以外の本体施設での委託一時保護の受入れ有無は、「受け入れている」が90.6%、「自施設に措置予定のこどもの委託一時保護しか受けていない」が8.1%となっている。

図表 3-4 措置予定のこども(28条ケース含む)以外の本体施設における委託一時保護の受入れ有無

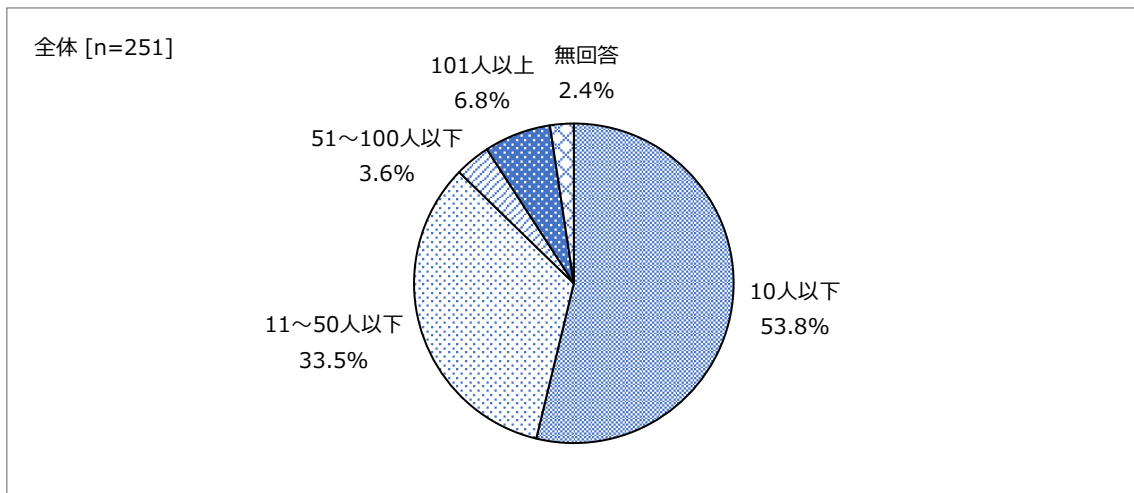


※問4以降は、問3で、「1.受け入れている」と回答した施設を対象にしている。

(4) 問4①. 委託一時保護の延受入れ人数（令和6年度）

委託一時保護の延受入れ人数（令和6年度）は、「10人以下」が53.8%、「11～50人以下」が33.5%、「101人以上」が6.8%となっている。

図表 3-5 委託一時保護の延受入れ人数(令和6年度)



※令和6年度に受け入れていない31施設は除く

図表 3-6 委託一時保護の延受入れ人数(令和6年度)

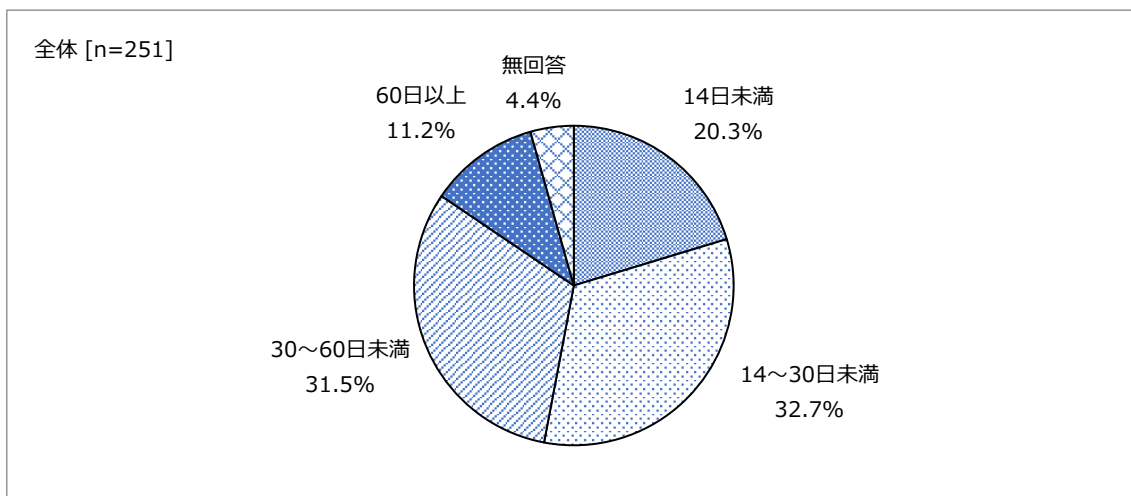
	最小値	最大値	平均値
[n=245]	1	1,206	45.7

※令和6年度に受け入れていない31施設および無回答6施設は除く

(5) 問4②. 1人あたりの平均保護日数（令和6年度）

1人あたりの平均保護日数（令和6年度）は、「14～30日未満」が32.7%、「30～60日未満」が31.5%、「14日未満」が20.3%となっている。

図表 3-7 1人あたりの平均保護日数(令和6年度)



※令和6年度に受け入れていない31施設は除く

図表 3-8 1人あたりの平均保護日数(令和6年度)

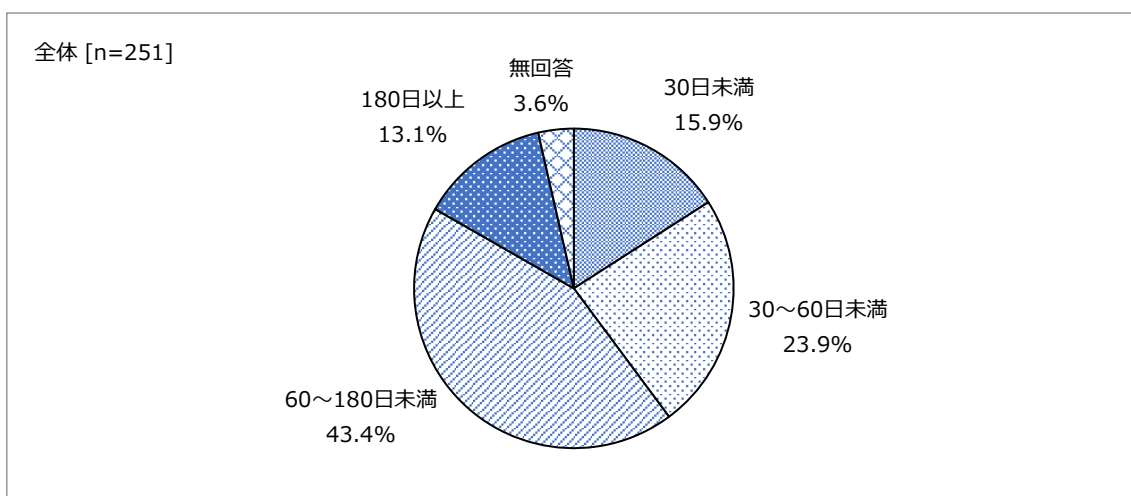
	最小値	最大値	平均値
[n=240]	2	365	33.9

※令和6年度に受け入れていない31施設および無回答11施設は除く

(6) 問4③. 最長の保護日数（令和6年度）

最長の保護日数（令和6年度）は、「60～180日未満」が43.4%、「30～60日未満」が23.9%、「30日未満」が15.9%となっている。

図表 3-9 最長の保護日数(令和6年度)



※令和6年度に受け入れていない31施設は除く

図表 3-10 最長の保護日数(令和6年度)

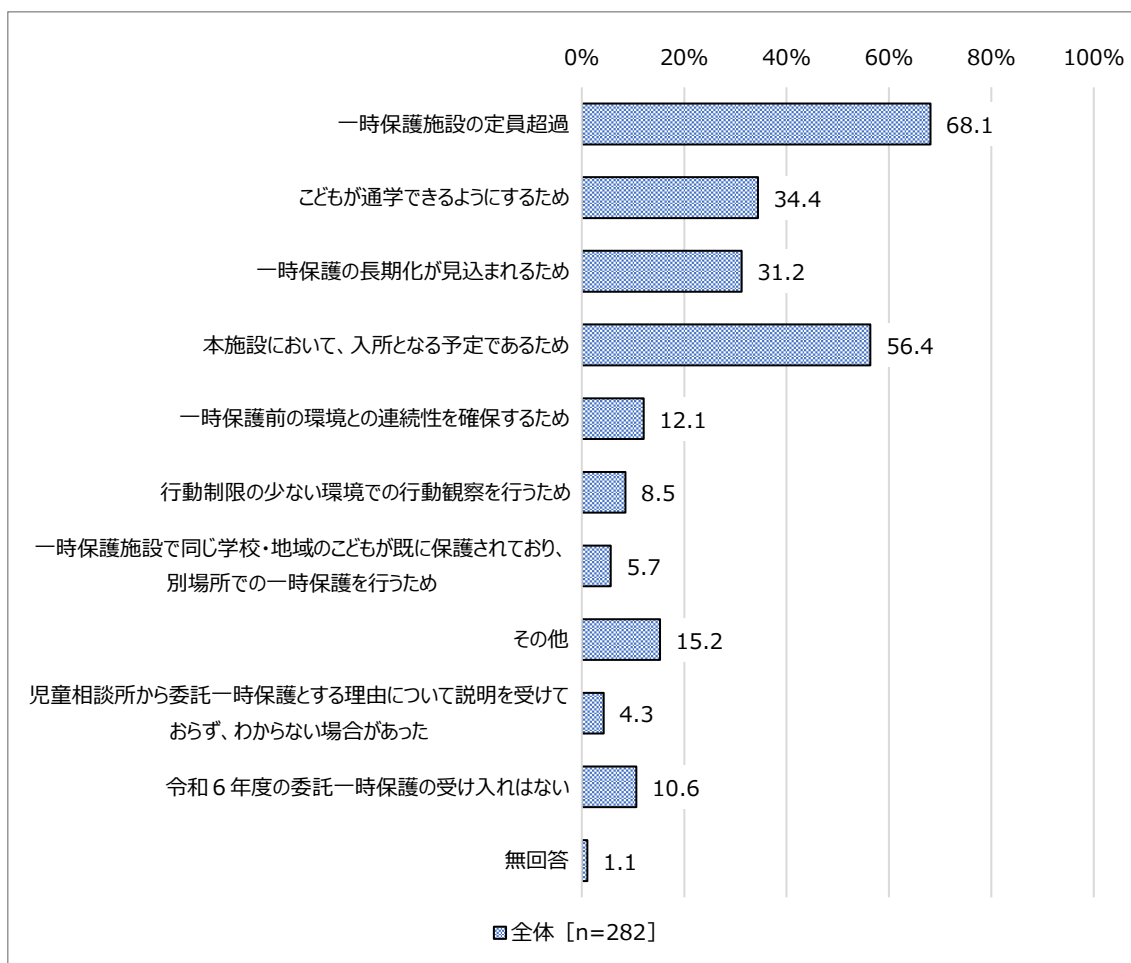
	最小値	最大値	平均値
[n=242]	4	375	95.6

※令和6年度に受け入れていない31施設および無回答9施設は除く

(7) 問5. 委託一時保護を依頼された理由(令和6年度)

委託一時保護を依頼された理由(令和6年度)は、「一時保護施設の定員超過」が68.1%、「本施設において、入所となる予定であるため」が56.4%、「子どもが通学できるようにするため」が34.4%となっている。

図表 3-11 委託一時保護を依頼された理由(令和6年度)[複数回答]



【「その他」の主な内容】

- 一時保護施設の職員不足による受入れ困難
- 一時保護施設が遠い。一時保護施設に余裕がない(定員空きはあるが)
- 児童相談所一時保護施設内での子どもたちの関係性を考慮して
- 他施設が一杯で受入れ困難
- 保護者の身柄引き受け拒否
- 保護者の死亡
- 里親との関係悪化、子どもが施設入所希望していたため
- 入所からの一時保護の切り替え。保護者が入所同意取り下げ
- 里親委託までのマッチング期間として
- きょうだいで保護してもらいたい、姉の入所に伴い入所を予定してほしいという理由
- 夜間の緊急対応として
- 自然災害の危険性から避難のため

(8) 問6. 委託一時保護の受入れが難しいこどもの特性や委託の条件

委託一時保護の受入れが難しいこどもの特性や委託の条件を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(自傷・他害等のおそれがあるこども)

- 希死念慮のあるこども
- 自傷行為が頻繁にある、他児童への暴力の可能性が高い
- 本体施設が男女混合のため、性加害児については断っている
- 職員に対して暴力を振うこども
- 粗暴性があり、施設での生活に困難を抱えるこども
- 暴力暴言が強いこどもについては他児の影響も強いいため、受入後早期の移動をお願いすることがある

(無断外出のおそれがあるこども)

- 飛び出し等行動化が激しいこども
- 無断徘徊のある高齢児童
- 無断外泊の可能性が高いこども
- 家出願望や過去にその行動を取ったことのあるこども
- 脱走などの離脱行為がある場合は安全確保が難しい

(非行・問題行動があるこども)

- 触法行為が顕著である
- 物盗り・性・危険行為（刃物・火・暴力）
- 虞犯行為を繰り返しているこども
- 万引き癖があるこども、距離感の近いこども（境界線が守れない）
- 問題行動（酒・たばこ・無断外出、自殺企図等）
- 非行傾向が強く施設内での秩序維持が困難
- 施設のルールを極端に逸脱する場合は継続保護が難しい

(医療的ケアや配慮が必要なこども)

- 医療的ケアニーズの高いこども
- 夜間医療的ケアが必要なこども（看護師が夜間不在のため）
- 向精神薬等服薬児童
- 投薬、アレルギー等の把握が難しいこども
- 著しいアレルギーのあるこども・医療的対応が常時必要なこども

(発達特性のあるこども)

- 障害（発達障害含む）などの特性が強すぎる場合
- 発達障害を持ち感情のコントロールが難しいこども
- 情緒が不安定で指示が伝わりにくいこども
- 集団生活が困難なほどの発達特性があるこども
- こどもに特殊性があり、本来であれば児童心理治療施設、児童自立支援施設で受け入れるべきこども

(入所児童との関係・入所児童への影響に配慮が必要なこども)

- 入所児童との関係（年齢や行動傾向）に不安がある場合
- 入所児童との特性の相性
- 入所児と同じユニットでの生活になるため、入所児に影響が出るリスクが高いケースは難しい
- 専用のスペースではないため、行動化や他児に影響されやすいこどもは難しい
- 本施設のこどもと知り合いであり、危機管理的に難しい場合
- 入所しているこどもと同じ学校に通っている（特に高校生）

(一時保護に納得していない・理解が十分でないこども)

- 一時保護となっている現状を受け入れられていないこども
- 委託前に、何で委託されるのか、こども自身が理解していない
- 親子分離を納得していないこどもは難しい
- 施設での保護の説明がなく、施設にもルールがあり、守るべきことが理解できていない場合

- 一時保護にこどもが納得していない、又はその理由を理解しておらず、保護中に施設での生活に適応できなくなる
- 一時保護に本人が同意していない場合、納得していない場合。特に中高生だと、出ていってしまう可能性が高い

(その他)

- 一時保護期間が不明確なケース
- ADLの獲得が未熟
- 中学生以上のこども
- 中3になってから特に進路選択前の一時保護
- 一度に3人以上の多兄弟ケース
- 兄弟で、1人は施設、片方が一時保護される場合も難しい
- 宗教上の理由で、食事制限があるこども
- 保護者がこどもを探している
- 一時保護前の居住地から通学を継続希望される場合、当施設より遠方の場合は、職員が送迎するため、職員の調整が難しい場合がある

(9) 問7. 問6で回答したこどもを受け入れるとした場合、必要と考えられる施策や児童相談所や行政に求める支援等

問6で回答したこどもを受け入れるとした場合、必要と考えられる施策や児童相談所や行政に求める支援等を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(自傷・他害等のおそれがあるこども)

- 特性に応じた対応（希死念慮、自殺企図）、留意点について細かく情報、方針があると良い
- 児童相談所のこまめな面接、アセスメント
- 一時保護解除等の対応を早急にしていただきたい
- 本施設で対応困難になった時、すぐに一時保護施設で受け入れてもらうこと
- 職員配置の充足、設備改築費等の資金援助

(無断外出のおそれがあるこども)

- 委託一時保護されるこどもに十分な説明がなされること
- 一時保護の見通しと問題が起きた場合の児童相談所の迅速な対応
- 児童相談所、施設との連携体制、警察との連携を整える
- 一時保護専用施設の指定・手厚い職員の配置
- 中舎制でも職員配置を手厚くできるような措置費制度

(非行・問題行動があるこども)

- 一時保護施設で保護するケースと委託一時保護のケースの見極め
- 適切に対応できる機関への保護
- 該当行為の頻度、発生後の対応についての情報提供
- 問題が生じた場合、すぐに対応してもらうこと
- 一時保護専用ユニットの整備と人材確保・児童相談所との連携強化

(医療的ケアや配慮が必要なこども)

- 児童相談所及び学校等にはできる限り多くの情報を求める（こどもの特性等）
- 職員の確保（専門職の拡充）、職員の専門性・スキルの向上、研修の充実
- 夜勤ができる看護師の人員費と人材確保（人材不足のため）
- 24時間の医療体制が取れるシステム・組織の構築
- 既存の設備では対応が難しいので福祉器具のレンタルやヘルパーの協力をお願いしたい

(発達特性のあるこども)

- 集団で適応するか不安な場合は期間を設定して受け入れる

- 受入れの際に特性と対応策、支援の任方を知らせる
- こどもの特性に応じて、一時保護施設を分けて対応してもらいたい
- こまめな面談、情報共有、施設になじめなかった場合の受け皿の確保
- 職員の増員

(入所児童との関係・入所児童への影響に配慮が必要なこども)

- 児童相談所の児童福祉司の定期的性のある関わり
- 一時保護専用施設のような、他児童との接触を極力避けることができるハード面での整備と人材確保（人件費含む）
- 入所している措置児童と別の設備や職員が必要であると考えられるのでそれを実施できる予算が確保されると良い
- どうしても施設の生活が難しいと判断した場合は即座に生活の場を変更してもらえることを条件にしてほしい

(一時保護に納得していない・理解が十分でないこども)

- 一時保護開始時におけるこどもへの説明、見通し。こどもが理解、納得したうえでの利用
- 施設に連れて来る時点で本人との約束事をしっかり決めて来てほしい
- 一時保護となっている現状の理解ができるよう、しっかりと話し合っ欲しい
- 本人との丁寧なやりとり
- 定期的な面談および説明

(その他)

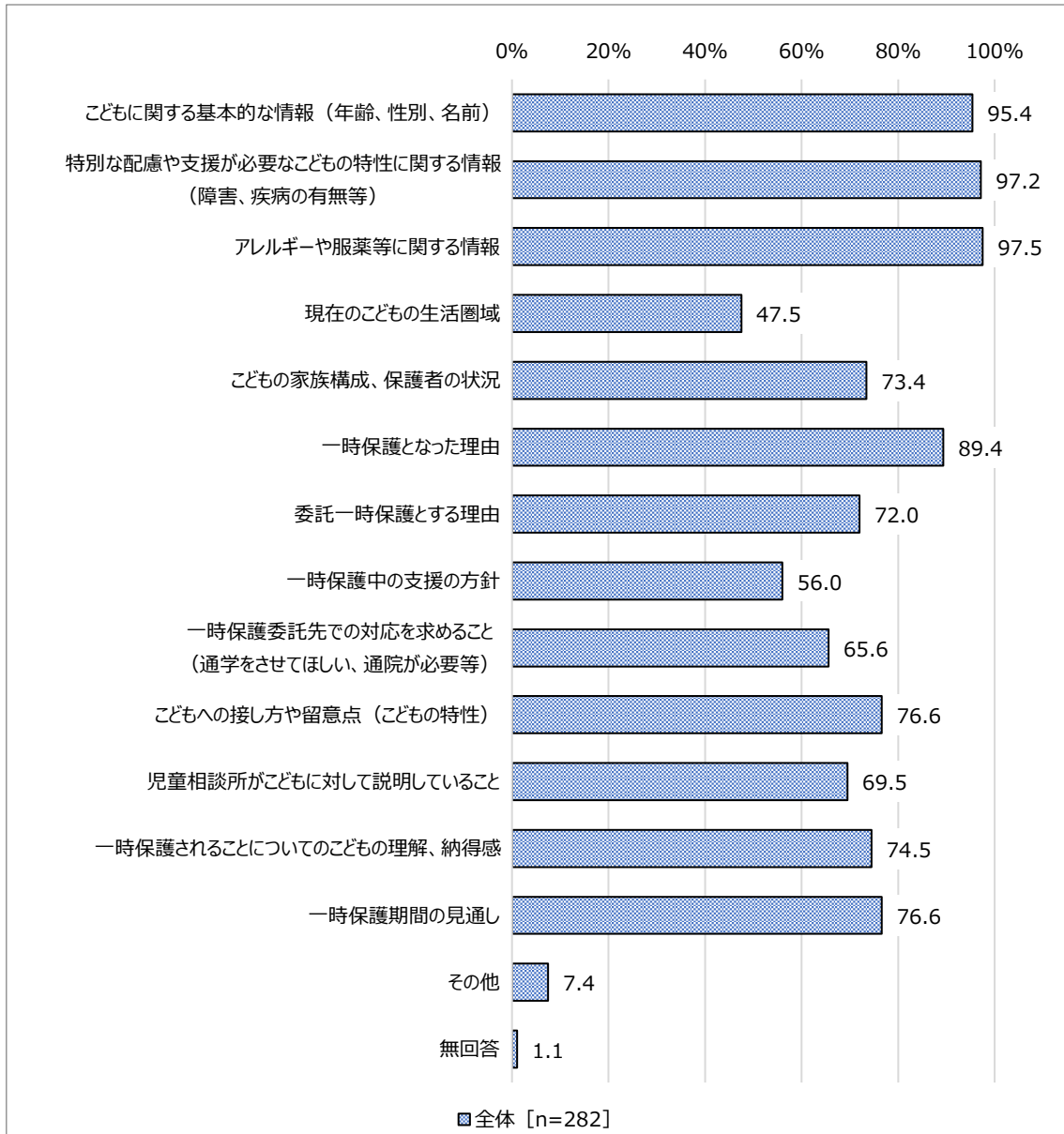
- （多きょうだいケースについて）児童相談所や行政による職員派遣
- （中学生以上のこどもについて）公立児童養護施設に一時保護専用施設を指定してほしい

2. 委託一時保護における児童相談所とのかかわりについて

(1) 問8. 委託一時保護の依頼時に最低限提供してほしい情報

委託一時保護の依頼時に最低限提供してほしい情報は、「アレルギーや服薬等に関する情報」が 97.5%、「特別な配慮や支援が必要なこどもの特性に関する情報（障害、疾病の有無等）」が 97.2%、「こどもに関する基本的な情報（年齢、性別、名前）」が 95.4%となっている。

図表 3-12 委託一時保護の依頼時に最低限提供してほしい情報〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

- 学力レベル
- 服のサイズ
- 一時保護前の家庭や、学校での様子、施設入所の可能性の有無
- 過去の保護歴（他施設含め）
- 生育歴の中での性加害、性被害の有無
- 保護者の意向、学力、IQ など、入所児童と同じ内容

- 子ども・保護者の一時保護されることについての理解、納得感
- 子ども自身が考える、今後の方向性

(2) 問9. 委託一時保護を受けた際に、情報が足りずに困った経験、その内容

委託一時保護を受けた際に、情報が足りずに困った経験、その内容を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(医療・健康に関する情報)

- アレルギーの有無・血液型・日常生活動作（ADL）
- 食物アレルギーの情報が不足しており、子ども本人から教えてもらうことがあった
- 食物アレルギーの有無について「無」と聞いていたが「有」で、その食材を提供してしまっていた
- 入浴の仕方、薬の塗り方、既往歴
- 病気等の体調について
- 医療機関受診や服薬についての情報がなく、委託中に施設側がどこまですれば良いのか分からなかった

(こどもの特性に関する情報)

- 特性、問題行動の有無（過去も含め）
- 情緒面や発達面の情報
- 発達に問題があるとの情報はあるが、具体的な事例でもいいので欲しい
- 暴力、自傷、性加害、飛び出し行為・こどもの特性や行動面での問題等の情報不足のため、入所児童とのトラブルに発展することがある
- 発達特性について児童相談所から共有がされておらず、環境変化に馴染めず施設を飛び出すことがあった
- 身辺自立が身につけていなかった子どもを受け入れた際、入所児童とは離れた場所（個室）であったため発覚するのが遅れ、不衛生な状態で過ごさせることがあった
- 不穏、パニックがある子どもに対する対応、声かけについて、今までうまくいった支援方法がわかると、保護の際、お互い安心感を持って向き合うことができると思う

(保護の見通しに関する情報)

- 一時保護期間や見通し、方針が全く分からず、子どもに何の説明もできずに困った
- 保護期間、見通しがたらず準備物や登校支援をどこまですればよいか迷った
- 一時保護期間やその後の見通しが立てにくい場合、職員体制の調整に苦慮した
- 一時保護の見通しが立っておらず、ただ保護が長期化してしまう
- 入所を見据えての一時保護委託が、最終的には、入所せずに家庭復帰になった

(家庭・生活に関する情報)

- こどもの保護者の状況
- 保護者からの取り戻しリスクがどの程度かの情報提供
- 保護者が当施設で一時保護を実施していることを知っているか否か
- 家族との関係性
- 漠然と発達上の特性の情報だけで、毎日の生活に関する情報が足りないことがあった
- 家での過ごし方や、学校の状況などの情報がなく、必要な物をそろえることができなかつたり、家での生活とどのように違うのか説明するときに困った

(子どもへの説明状況に関する情報)

- 子どもへの一時保護に対する説明や納得度についての共有が不足していたことがあった
- 本人が現状をどのように理解しているか
- 本児への説明の内容（解除の見通し、その後の見通し含めて）
- 今後の見通しや子どもとどのような話をしているかが不明で、こどもの不安が大きくなってしまった
- 子どもが保護されることに納得しておらず、それを聞かされてなかったためこちら警戒しておらず、玄関から外に出て、勝手に自宅に帰ってしまっていた
- 高学年児に関しては、保護に納得できないまま、入ってきていることで生活支援の困難さを感じた

(一時保護の理由・経緯に関する情報)

- 一時保護の理由の詳細データが教えられていない

- 保護者の状況やこれまでの経過
- 委託一時保護の理由や期間が明らかにされず保護対象児より質問責めにあい対応に苦慮した
- 一時保護中にきちんと安心できる説明があればよいが、不確かな応答により、入所児童との生活の差に不安と不満が起きた事があった
- 通学の継続をする際、相手の学校とのやりとりがうまくいかないことがあった。学校側から保護理由の説明を求められたことがあった
- 里親委託が不調になったケース。不調の理由の詳細が知らされぬまま、のちに暴力事案で不調になったことが分かった

(情報の不一致・遅れ)

- 受入れ前と受け入れた後の情報に食い違いがあった
- 一時保護時に聞いていた情報に誤りがあった場合、混乱する
- 児童相談所からこどもに関する資料が届かず遅れることが多い
- 心理判定が遅れて実施することになるので、こどものことがよくわからないまま受け入れることになる
- ケース記録は後日と言われ、しばらく経っても届かなく困った
- 情報の更新が行われない
- 最新の情報（面会制限他）を伝えてほしい
- それまでに児童相談所が関わっていたにも関わらず、情報が小出しで、問い合わせないともらえない事があった

(緊急保護のケース)

- 緊急で夜間に受け入れるときは、ほとんど情報がない
- 緊急の場合、全く情報のない状況での受入れとなることがあり不安になることがあった
- 情報がないのは児童相談所も緊急保護等の場合は仕方のないこと。ただ、必要な情報がなければこどもの安心・安全のため施設としては受入れができない
- 必要な情報はこちらから聞くことができるので特に大丈夫だが、緊急でのケースで依頼があると、児童相談所も把握していないことが多いので受入れの不安がある
- こどもが置かれていた状況の把握があれば（保護開始後でもいいので）こどもの気持ちの理解につながるので、情報の更新は必要

(その他)

- 情報が足りず、保護中のこどもを遊びに連れていったら、家の近くだった
- 施設がある市内のこどもが一時保護された事があり、他児とのかかわりが一時保護前にあった事
- 学力や IQ など、一時保護後にアセスメントすることになり、学校に通わせる際、学校と情報共有が不十分となった
- 性別年齢のみで、服や下着などサイズが判らず準備ができない時がある
- プライバシーや個人情報の兼ね合いから、児童福祉司によって情報提供の量が変わってくる
- 児童相談所が知っている限りの情報は教えてくれるので特に困ったということはない
- その都度確認をしているため、困ったことはない

(3) 問 10. 委託一時保護受入れの際の児童相談所からの情報提供について、課題や要望

委託一時保護の受入れにあたり、児童相談所からの情報提供について課題だと思うこと、要望を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(事前の情報共有)

- 情報は少しでも必要なので、しっかりと共有してほしい
- 委託の時点で、分かっている情報は極力提供してもらいたい
- 受入の可・否に関わらず情報をたくさんいただけている方が、現実的に受入が可能か、調整できる
- 情報があとから分かるものがあり、こどもも施設も困る
- こどもの家族構成や、一時保護になった理由など、こちらから聞かねば教えてもらえない

(児童相談所の適切なフォロー)

- 毎日でも状況の変化や得た情報の連絡を行ってほしい
- 既存の一時保護ではなくこちらで見ることの理由と、方針を示していただけたら安心感は強くなると感じる
- どのような対応が効果的か、一番情報を持っているのは児童相談所になるので、助言をもらえることを期待する
- 児童相談所の児童福祉司および児童心理司の定期的な関わり
- 心理面接や児童福祉司面接後のフィードバックが少ない
- 一時保護が長期にわたってしまう場合に子ども達の不安（学校についてなど）が増幅していったり、施設入所児童との兼ね合いも難しくなったりするため、一時保護児童との面談（児童福祉司、児童心理司）を定期にお願いしたい

(今後の見通しに関する説明)

- 今後の方針と解除等の見通し
- 見通しがつけにくい中でもある程度見通しの開示
- 緊急であるほど情報が少ない傾向となるのは仕方ないと思うが、大きな方向性は確認しておきたい
- 措置児童と違い社会診断、心理診断、援助指針などが開示されないため子どもに聞かれても説明できない
- 保護の見通しを子どもにも説明しておくこと

(こどもの特性に関する説明)

- こどもの特性や行動などは細かく教えてほしい
- こどもと職員との関係ができるだけ円滑に進むよう、特性などの情報はより詳しく提供してほしい
- 家庭や関連機関への聞きとり、行動観察の結果や検査結果等をいただけるとありがたい
- 特に食物アレルギーや感染症等の健康状態に関する情報は、命に関わるため、詳細の情報提供をお願いしたい
- 「特性はない」とお聞きしていても、実際に受け入れてみると、対応が難しい場合がある

(家庭や学校に関する説明)

- 保護者や学校の情報がわかると受入れしやすい
- 保護者対応で気をつけるべきこと
- 保護者との交流の在り方
- 入所児童に危害がないよう、家族の情報、予想される行動の事前情報
- 今までに児童相談所が関わっていたこどもであれば本人の特性、家族や学校の様子もにごすことなく伝えて欲しい

(児童相談所の担当者により対応が異なる)

- 担当者により情報量が違う
- 児童福祉司の力量によって、聞き取りに差があり、情報が来ない時もある
- 情報提供の内容や提供までのスピードなどが対応の児童福祉司によって違う
- 依頼を受けた児童福祉司と引率してくる児童福祉司が違い情報が少ない事があるので、できる限り早めに情報が頂ければと思う
- 緊急ということは理解しているが、施設へ連れてくる職員が、こどもとの関係性がなく、こどもの情報がわからない時がある

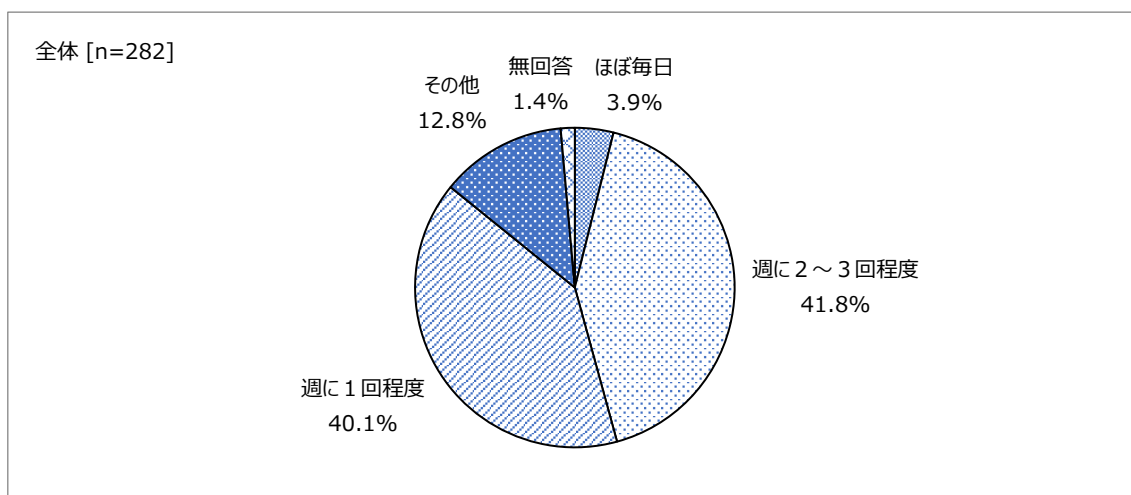
(その他)

- 健康診断をうけてきてほしい
- 施設のルールを事前に子どもに伝え、納得してもらう
- こどもの発達に応じて理解できるように一時保護になる理由を落とし込んでから連れて来て欲しい
- 警察からの緊急一時保護の際、児童相談所職員がいないので情報が少ない。（金曜日など特に困る）
- 情報の早さ、チャット等で情報共有したい
- 短期間であっても命を預かるので、口頭の引き継ぎだけでなく、書類で情報を引き継いでもらいたい
- 把握すべき情報のリスト化、取り決めやチェックリスト等の活用、統一化を求めたい
- 児童相談所も情報収集のために最大限の努力をしていると思うので、引き続き、対応をお願いしたい

(4) 問 11. 児童相談所との情報共有の平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)

委託一時保護後の1週間における児童相談所との情報共有の平均的な頻度は、「週に2～3回程度」が41.8%、「週に1回程度」が40.1%となっている。

図表 3-13 委託一時保護後の1週間における児童相談所との情報共有の平均的な頻度



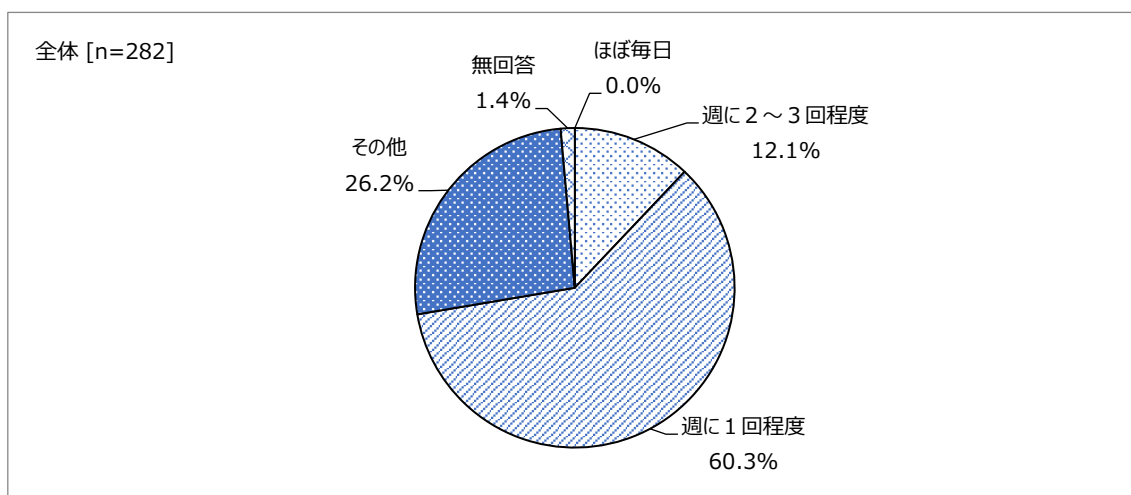
【「その他」の主な内容】

- ケース、担当児童福祉司による
- こどもの状況により異なる
- 確認することがあればその都度連絡を取っている

(5) 問 12. 児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために来所する平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)

委託一時保護後の1週間における、児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために来所する平均的な頻度は、「週に1回程度」が60.3%、「その他」が26.2%、「週に2～3回程度」が12.1%となっている。

図表 3-14 委託一時保護後の1週間における、児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために来所する平均的な頻度



【「その他」の主な内容】

- ケースによる
- 担当児童福祉司による
- 委託になった理由による
- 児童相談所と連携をとり、必要に応じて面会などを行う

3. 委託一時保護中のこどもの生活や支援について

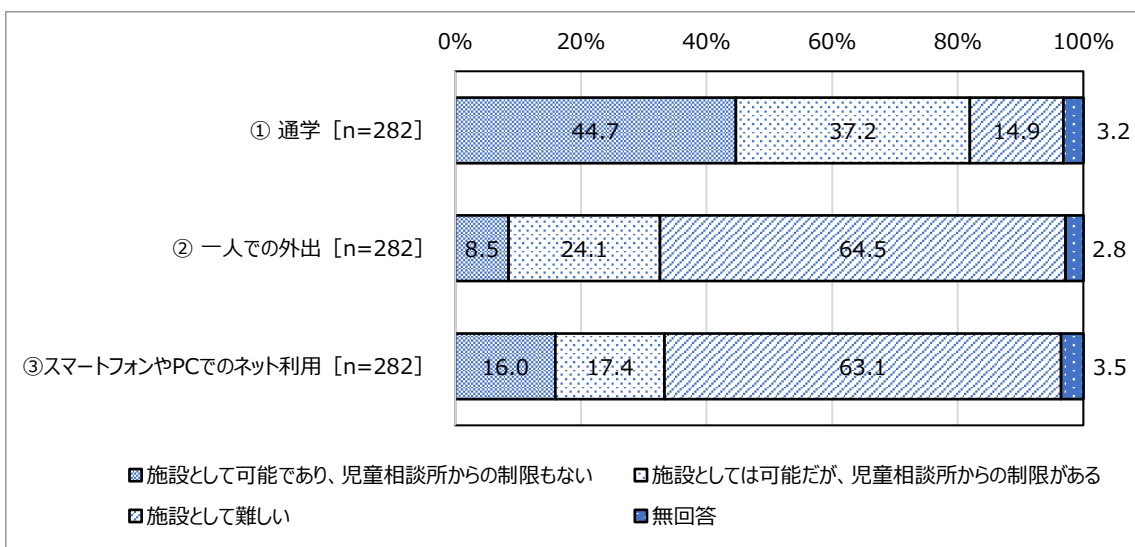
(1) 問 13. こどもの生活上の制限

こどもの生活上の制限は、通学は「施設として可能であり、児童相談所からの制限もない」が 44.7%、「施設としては可能だが、児童相談所からの制限がある」が 37.2%、「施設として難しい」が 14.9%となっている。

一人での外出は「施設として難しい」が 64.5%、「施設としては可能だが、児童相談所からの制限がある」が 24.1%、「施設として可能であり、児童相談所からの制限もない」が 8.5%となっている。

スマートフォンや PC でのネット利用は「施設として難しい」が 63.1%、「施設としては可能だが、児童相談所からの制限がある」が 17.4%、「施設として可能であり、児童相談所からの制限もない」が 16.0%となっている。

図表 3-15 こどもの生活上の制限



(2) 問 14. 問 13 で、「3. 施設として難しい」と回答した場合の理由

問 13 で、「3. 施設として難しい」と回答した場合の理由を聞いたところ、主に以下の回答があった。

① 通学

- 送迎可能な職員配置でない
- 立地条件
- 通学時の安全確保ができない
- こどもの行動の把握が難しい
- 親が無理矢理連れて帰るリスク
- 情報の秘匿性が確保できない
- 生活圏が近くなってしまうため
- 一時保護期間がわからず通学の判断がつかない
- 入所が決定している一時保護なら問題ないが目途のない通学は手続き等時間がかかるため
- 手続き上の問題もあり、短期では学校側も難色を示す。学校との関係を悪くしたくない

② 一人での外出

- 土地勘のない場所における一人での外出はリスクが高いため

- 特性がつかみきれず、安全性も確保できないため
- 施設職員の目が無いので、事故や、行方不明にあう危険性があるため
- 外出先での保護者等との接触・連れ去り
- 事故や犯罪に巻き込まれたときの責任問題が不明瞭だから
- 施設が市の中心部から離れているため
- 施設のルールで一人での外出は許可していない（措置児童含む）

③スマートフォンや PC 等でのインターネットの利用

- 外部との接触や居場所が特定されるリスクがあるためこどもの安全確保という面で難しい
- SNS でのトラブル・保護者とのやりとりを職員が管理しきれないため
- 個人情報の流出（本人及び、入所児童）
- Wi-Fi 環境にないこと
- スマートフォン等については、入所児童の高校生だけの利用としており、入所児童全員の利用は、施設のネット環境が限界であり費用も掛かるため
- 施設として入所児童にもインターネット利用を制限しているため
- 年齢、入所の経緯にもよる
- 施設にあるタブレットは職員同席で活用を許可している
- 共用のパソコン、タブレットは措置児童との差がない範囲で使用可能

(3) 問 15. 在籍校への通学ができない場合のこどもの学習保障としての取組

在籍校での通学ができない場合に、こどもの学習保障として、施設で取り組んでいることを聞いたところ、主に以下の回答があった。

(教材の提供・職員による学習支援)

- 問題集の購入
- 学習プリントを作って取り組む
- 対象児の学年や学習能力に合わせたドリルワークをしている
- 施設内での学習への付き添い
- 図書室の本や参考書等の貸し出し、自主学習の見守りをする

(学習時間の設定)

- 日課の中に学習に取り組む時間がある
- ドリルやワークブックなどそのこどもに応じて 1 日に 2 時間程度行っている
- 自主学習の時間を設ける
- 学習時間を決めて、声かけをしたり、職員がついて一緒にしたりする
- 入所児童の学習時間に一緒に学習する

(学校との連携)

- 在籍している小学校からドリルやプリント・テストなどを提供してもらっている
- 児童相談所の児童福祉司を通じて、学校（通っていた場所）へ連絡を取って頂き、課題等を提示してもらったり、教科書等を持ってきて頂く
- 一時保護前の学校と連携し、オンラインの学習補助（教室）で授業をうけている
- 在籍校教員との面接

(外部人材の活用)

- 学習支援員の方に来てもらう
- 一時保護児童のための学習ボランティアを導入している
- 家庭教師の活用
- 学習塾の利用
- NPO 法人による学習支援

(オンライン学習・タブレット学習)

- オンラインで配信授業を受ける
- パソコンやタブレットによる学習
- 学年、学力、特性などを考慮したプリント学習やタブレット学習

(校区内の学校に通学)

- 施設のある校区の学校への体験入学（通学）
- 措置児童が通っている小中学校への通学
- 委託が長期になる場合は、区域外通学の手続きを行い通学させている
- 一時保護委託後にすぐ学校に通学できるシステムがあり、学習保障について確立されている

(その他)

- 中間教室利用の検討
- 教育委員会に来てもらい学習指導をもらう

(4) 問 16. こどもの日中活動についての工夫

こどもの日中活動について、施設において工夫して取り組んでいることを聞いたところ、主に以下の回答があった。

(運動・外遊び)

- 運動機会の確保。（園庭、休みの小学校施設利用など）
- 室内遊びだけでなく、体を動かせるように体育館を使用したり、外遊びの時間を作ったりしている
- バドミントンなど体を動かす時間の設定
- 職員がついて、公園や山や（虫とり等）川へ（魚とり等）連れ出して遊ぶ
- ゲームの制限等を作り、夏は川遊びやグラウンドでの外遊び。冬はスキーや雪遊びなど、季節ならでの遊び体験ができるようにしている

(余暇の充実)

- DVD や貸し出しゲーム機
- ボードゲームやパズルなどをたくさん取り入れている
- ゲームがないので、動画配信サービスを導入
- こどもが興味をもってやれることを提案する（本、工作、塗り絵など）
- 必要に応じてプレイルーム等を利用

(外出)

- 近場の散歩
- 2週に1回の外出の機会
- 職員と一緒に買いもの、公園への外出など
- できる限り外出機会（買い物や公園等）を設けるようにしている
- 小遣いを支給しており、職員同行で買い物に行き、日中、遊べる物を購入したり、好きなおやつを購入できるようにしている
- 児童相談所から許可が出れば市内外出等の対応を取っている

(行事・体験)

- 野外活動や調理体験など
- 手芸、ピアノなどの教室への参加
- 誕生日やクリスマス、お正月等のイベントは一時保護委託中であっても楽しめるよう配慮する
- 季節に合わせた製作、料理教室、（一時保護期間が長くなれば）施設で実施している太鼓やソーラン節への練習参加
- 土日祝日や夏休み等の長期休暇期間に、入所児童と同じ活動をして、行事にも参加が可能

(お手伝い)

- 興味があれば家事を一緒に行う
- お手伝い（掃除・洗濯・食器洗いなど）の時間を設ける

- 職員と一緒に過ごす時間を確保する（お手伝い、料理作りなど）

（学習保障）

- タブレットによる学習等、楽しみながら学習できるよう配慮している
- 一時保護施設の日課にならない、午前中、午後と学習時間を設けている
- 学習塾の利用。入所児童の学習時間に一緒に学習する
- 地域の学校に理解を頂く形で、所属は原籍校のまま通学させている

（こどもの希望に応じた活動）

- やれることをいくつか提示し、自分でやりたいことを選択する
- できる範囲で、こどもがしたいことを一緒に取り組む
- こどものニーズを聞き取り、施設内でできる範囲内の要望に応える支援をしている
- こどもがユニット児童へとけこんでいたら、園内で一緒に遊ぶ。こどもの意向に任せている

（その他）

- 学習や適度な運動、散歩などで生活リズムを崩さない対応
- 遊びと学習を交互に提供し、メリハリがつくようにしている
- できるだけ一緒に取り組むことを増やし、コミュニケーションを取るようにしている
- 他の入所児童と同じような生活を送ることで安心感を育めるようにしている
- 他の措置児童と同じように過ごしている。一時保護児童だから工夫して取り組んでいることは特にない

（5）問 17. こどもの生活に関して、実施したいができていないこと

委託一時保護中のこどもの生活に関して、施設で実施したいができていないことを聞いたところ、主に以下の回答があった。

（外出）

- 外食や園外に出ること
- 宿泊を伴う外出
- 旅行ができない
- 施設外に出られないことが多いので、色々な経験をすることが難しい
- こどもの安全確保のために外に出せないことがあった
- 職員との外出は人手が足りなくてできていない

（十分な学習）

- 学習支援の充足
- 毎日の個別学習指導
- 通学を含め学習機会、内容の向上
- 園に外部講師を呼んで行う学習塾

（通学）

- 在籍校への通学保障
- 可能であれば在籍校に通学させたいが、送迎に時間と人が必要になる
- 小中学校への送迎は近距離でない場合不可能なことがある（もともとの措置児童の登校、登園の時間に被り、手が足りない）
- 保護が長期にわたるこどもについては校区外通学などを実施したい

（行事への参加）

- 園外行事への参加（招待行事・ホーム外出等）
- 地域のイベントへの参加は、できない場合が多い
- 費用の発生する行事への参加
- 外出や行事参加を入所児童と同様にはできない

(必要な物品やお小遣いの提供)

- 気候や体形に合った衣類やくつ、日用品などを用意すること
- お小遣いを渡し、自由に買い物を行う機会をもつこと
- 小遣いの支給、誕生日やクリスマスプレゼントの提供が難しい

(その他)

- 居室の確保
- アセスメント、心理判定
- 専任職員を配置し、柔軟に対応すること
- 基本的には入所児童と変わらない生活をさせたい
- 措置児童と同様に教養娯楽を体験させてあげたいが経費の面で工面しがたい
- 職員ができるだけかかわってやりたいが、入所児童を優先しなければならないのでどうしても後手になる
- 入所児童の生活支援と、一時的に預かる一時保護児童に対しては処遇面でズレが生じる

(6) 問 18. こどもの生活に関して実施したいことを実現するために必要な改善

問 17 で回答された「実施したいができていないこと」について、改善のために必要なことを聞いたところ、主に以下の回答があった。

(外出)

- こどもと職員の安全の保障
- こどもの行動（外出）可能な範囲の明確化
- 施設の保険に入る
- 職員配置を増員すること
- 外出時や、イベントに関するお金が行政から出ること
- 児童相談所から許可が出ること

(十分な学習)

- 一時保護中の学習や生活についての指示・指針を明確にしていきたい
- 通っている学校との連携、教材確保
- 人員増員
- 学習指導のための職員配置加算
- 一時保護児童の学力の把握とそれに沿った学習指導ができる職員の育成
- 学習ボランティアなど、外部の方をお願いしたい

(通学)

- 人員の確保
- 交通手段の確保（施設車の利用には限度があるため）
- 児童相談所と教育委員会が柔軟に連携すること
- 教育委員会との連携
- 一時保護専用施設の定員増と学校（分教室）併設

(行事への参加)

- 一時保護先とこどもの生活圏を離す
- 保護者と遭遇する可能性がゼロに近い状態になるか、安全性が確保できる状態であれば実施できる
- 児童相談所からの了解
- 参加することの保護者の同意
- 費用の負担先（請求先）がはっきりとすれば実施可能
- 措置児童と同じ対応は難しい

(必要な物品やお小遣いの提供)

- 一時保護児への費用保障
- 委託費の増額又は購入が必要な物に対する支給

- こどもの状況にあわせて委託費が使用できると良い

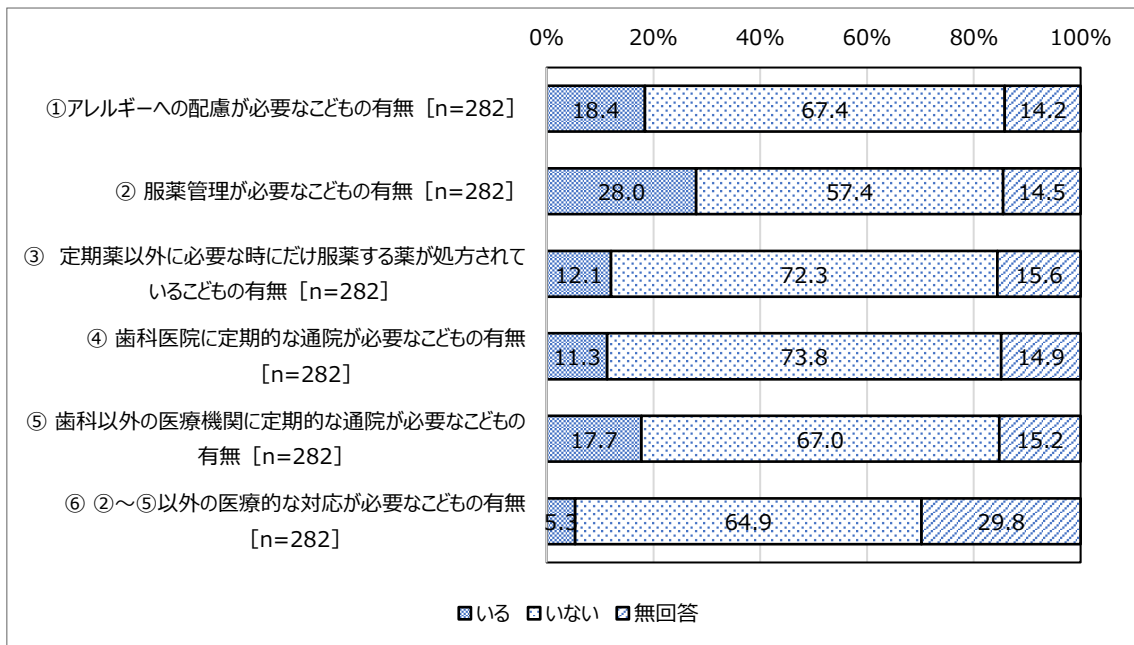
(その他)

- (居室の確保について) 一時保護児童を専用に受け入れることができる場所
- (アセスメント、心理判定について) アセスメント、判定実施時の加算
- (専任職員を配置し、柔軟に対応することについて) 既存の建物の改築工事といった資金繰り
- (入所児童と変わらない生活について) 委託費の増額
- (措置児童と同様の教養娯楽の提供について) 国からの一時保護児童に対しての金銭面での改善
- (委託一時保護児童へのかかわりについて) 職員数を増やすこと
- (入所児童と一時保護児童に対する処遇面の違いが生じることについて) 一時保護の単独事業と施設への一時保護は入所前提児童のみとすること

(7) 問 19. 医療的な対応や配慮が必要なこどもの有無 (令和7年11月1日時点)

医療的な対応や配慮が必要なこどもの有無 (令和7年11月1日時点) について、アレルギーへの配慮が必要なこどもは「いる」が 18.4%、服薬管理が必要なこどもは「いる」が 28.0%、定期薬以外に必要な時にだけ服薬する薬が処方されているこどもは「いる」が 12.1%、歯科医院に定期的な通院が必要なこどもは「いる」が 11.3%、歯科以外の医療機関に定期的な通院が必要なこどもは「いる」が 17.7%となっている。②～⑤以外の医療的な対応が必要なこどもについては、「いる」が 5.3%となっている。

図表 3-16 医療的な対応や配慮が必要なこどもの有無(令和7年11月1日時点)



【「②～⑤以外の医療的な対応が必要なこども」の主な内容】

- 精神科への受診
- 内科、児童発達外来
- 発熱
- 虐待による腕の骨折
- 部活でケガをして通院した

(8) 問 20. こどもの服薬管理やアレルギーへの配慮に関して、児童相談所や行政に求める支援

委託一時保護中のこどもの服薬管理やアレルギーへの配慮に関して、児童相談所や行政に求める支援を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(正確・詳細な情報の提供)

- 病気を含めて、過去と現在の正しい健康情報の提供
- 主治医等が作成するより詳細な情報の提供
- アレルギーや服薬についてはできるだけ詳細な情報共有をして頂きたい
- 薬の処方箋のコピーを持参するだけでなく、服薬の工夫に関する有無があれば教えていただきたい
- アレルギーの対象品目や対象物と反応の度合い及び留意点を教えていただきたい
- 情報が後から分かってくることもあるため、できれば早めに知りたい

(文書での情報提供)

- 具体的に書面などでまとめてもらえると分かりやすくありがたい
- 保護の際は、母子手帳を持参してもらいたい
- 薬手帳、在籍学校保管の「体の記録」等の情報
- 対応方法が書かれた一覧表のような物があれば助かる
- フェイスシートの作成・提示を早くしてほしい（週末がからむと週明け以降になる）

(受診・通院)

- 医療機関への受診が必要になった際の、予約や引率
- 児童相談所担当者による、通院、残薬確認
- 服薬に限らず、一時保護期間中の精神科等の受診対応
- 受診対応がスムーズにできるよう無保険の受診券にするなど配慮が必要な場合は速やかに対応してほしい

(検査の実施)

- アレルギーに関しては血液検査をしてからの入所してもらいたい
- 命にかかわることなのできちんと検査をした後の委託にして欲しい
- 一時保護前にある程度必要な検査などを実施し、結果を持って入所してほしい

(医療機関との連携)

- 医師からの指示
- 医療機関との連携支援
- アレルギーに関しては医療から細かい対応法についての指示をいただきたい

(職員配置)

- 職員（看護師）加配、配置基準の見直し
- 看護師（医療的ケア担当職員）の配置基準を緩和して欲しい
- 看護師が配置されていない施設への配慮

(その他)

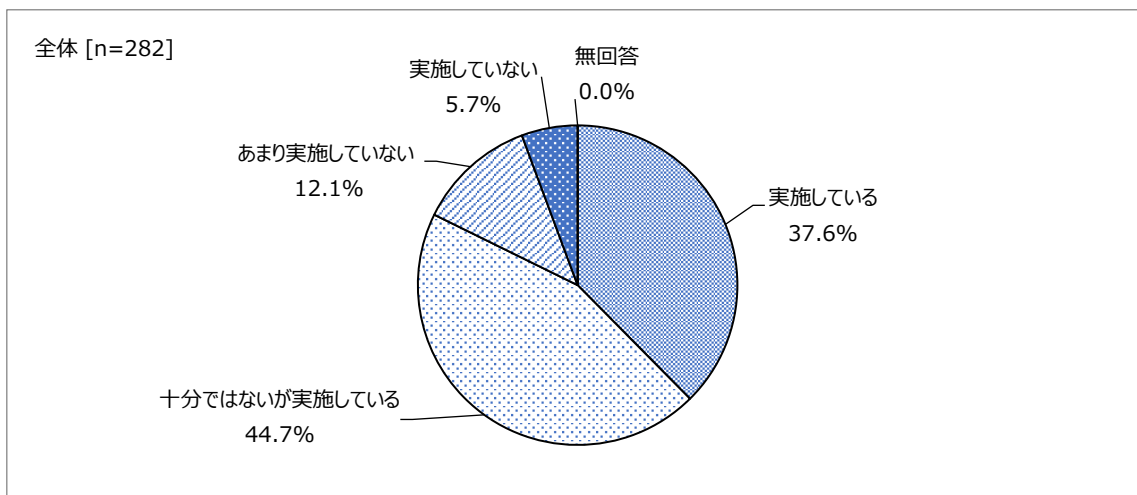
- 必要な内服薬がないことがあるため、必要な物は持ってきて欲しい
- 服薬の動機づけをしたうえで来てくれたらありがたい
- 定期薬を服薬拒否した場合の対応について、事前に保護者へ確認してほしい
- 市販薬の服用について、保護者へ事前に確認してほしい
- 特別な対応や配慮が必要なことから、委託費の加算などがあるとよい
- 責任の所在も含め、明確なルール化が必要に感じる

4. 委託一時保護期間中の行動観察等（アセスメント）について

(1) 問 21. 委託一時保護中のこどもの行動観察の実施状況

委託一時保護中のこどもの行動観察の実施は、「十分ではないが実施している」が 44.7%、「実施している」が 37.6%、「あまり実施していない」が 12.1%となっている。

図表 3-17 委託一時保護中のこどもの行動観察の実施状況



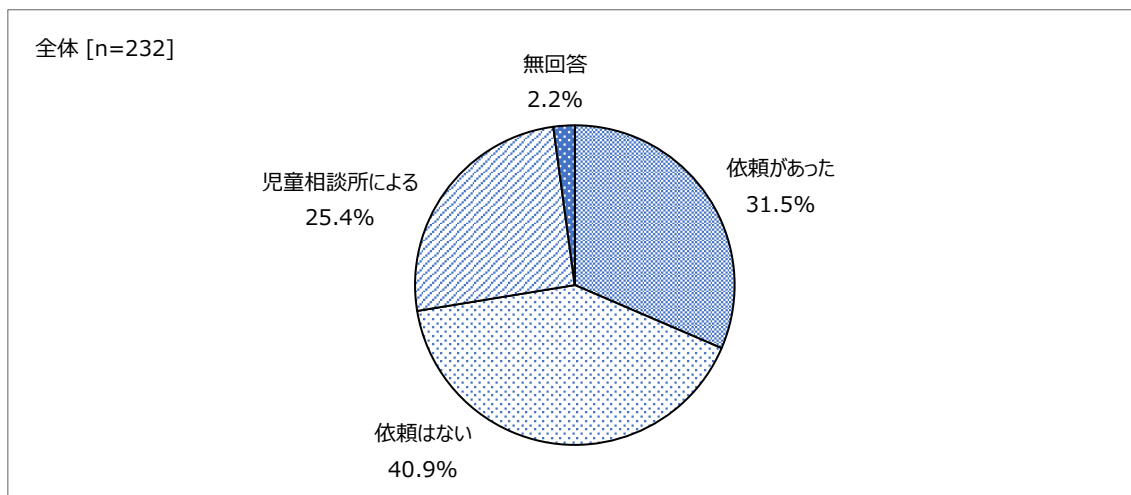
(2) 問 22. 行動観察について

※問 22 は、問 21 で、行動観察を「1. 実施している」「2. 十分ではないが実施している」と回答した施設を対象にしている。

ア. 児童相談所からの行動観察実施依頼

児童相談所からの行動観察実施依頼は、「依頼はない」が 40.9%、「依頼があった」が 31.5%、「児童相談所による」が 25.4%となっている。

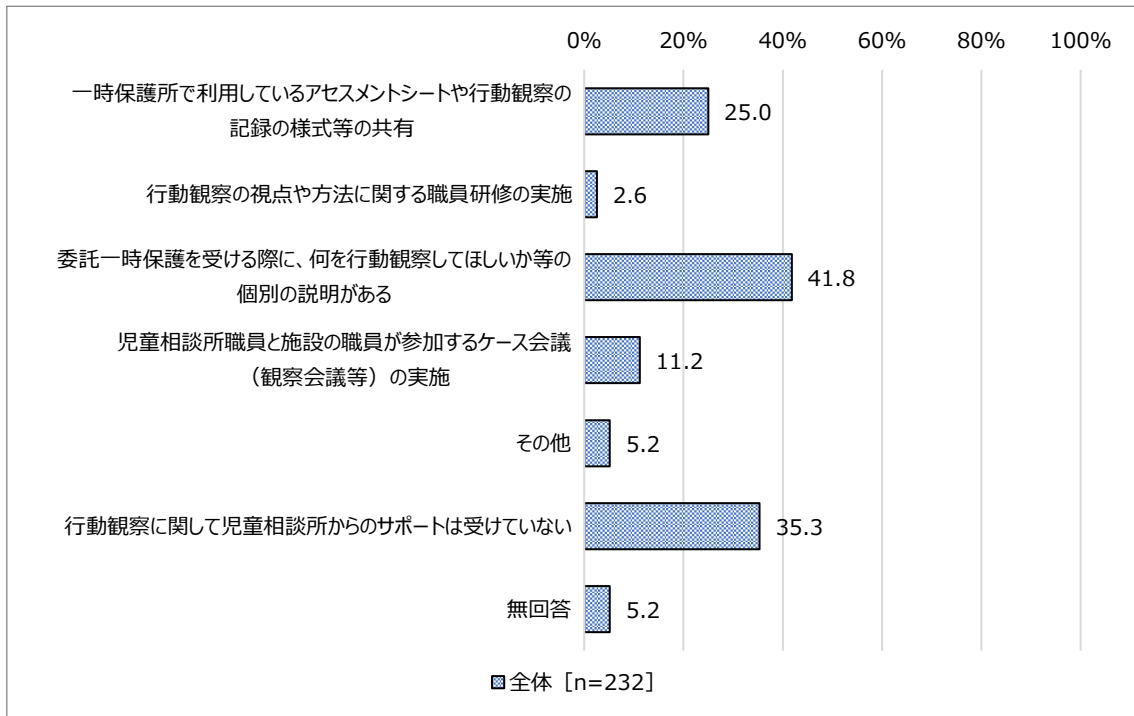
図表 3-18 児童相談所からの行動観察実施依頼



イ. 行動観察に関する児童相談所からのサポート

行動観察に関する児童相談所からのサポートは、「委託一時保護を受ける際に、何を行動観察してほしいか等の個別の説明がある」が 41.8%、「行動観察に関して児童相談所からのサポートは受けていない」が 35.3%、「一時保護所で利用しているアセスメントシートや行動観察の記録の様式等の共有」が 25.0%となっている。

図表 3-19 行動観察に関する児童相談所からのサポート〔複数回答〕



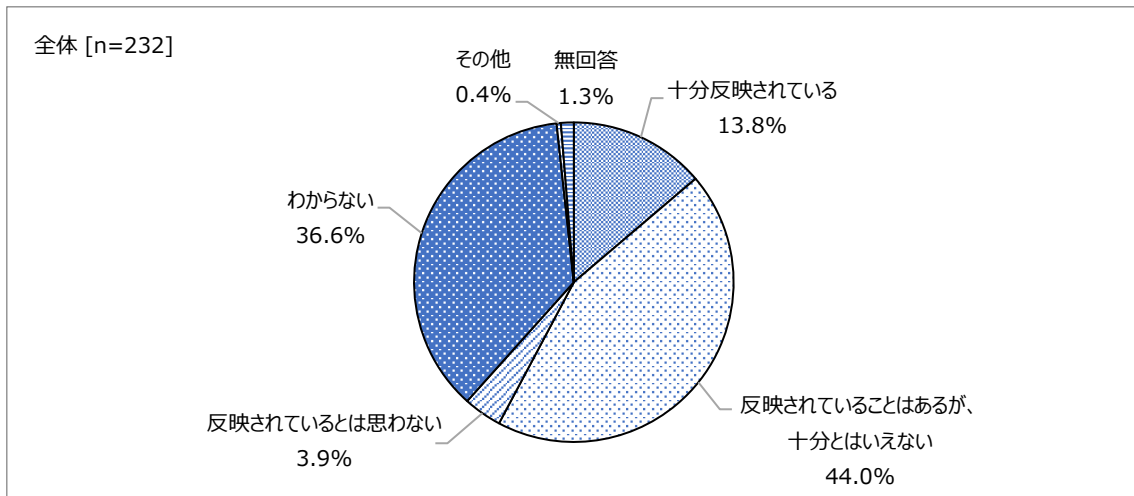
【「その他」の主な内容】

- 担当児童福祉司との情報共有
- 児童相談所面談の記録と施設側の記録の共有
- 委託後、早い段階で発達検査を児童相談所の担当児童心理司が実施
- ケースや児童福祉司によって様々

ウ. こどもの援助方針への行動観察結果の反映

こどもの援助方針への行動観察結果の反映は、「反映されていることはあるが、十分とはいえない」が44.0%、「わからない」が36.6%、「十分反映されている」が13.8%となっている。

図表 3-20 こどもの援助方針への行動観察結果の反映



【「その他」の主な内容】

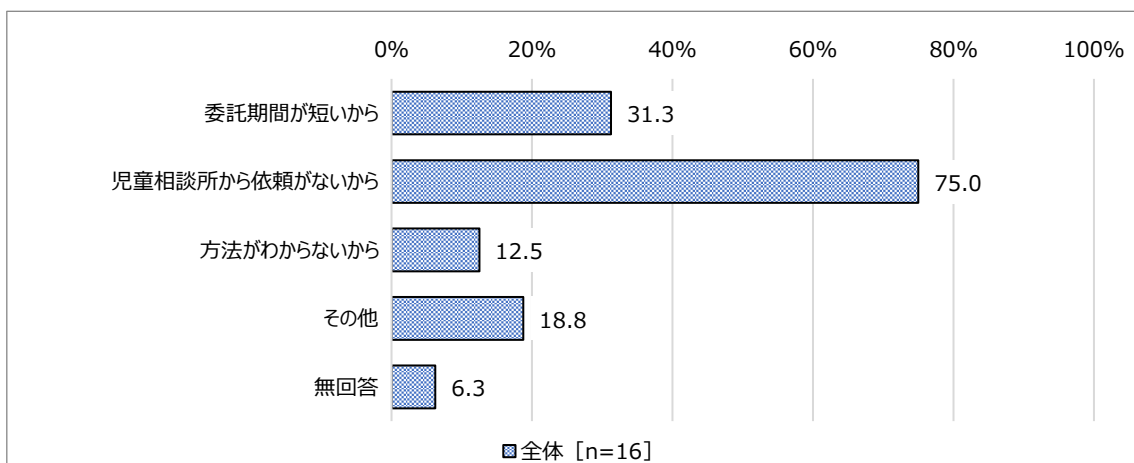
- 援助方針が明確になっていない事が多い

(3) 問 23. 行動観察を実施していない理由

※問 23 は、問 21 で、「4. 実施していない」と回答した施設を対象にしている。

行動観察を実施していない理由は、「児童相談所から依頼がないから」が75.0%、「委託期間が短いから」が31.3%、「その他」が18.8%となっている。

図表 3-21 行動観察を実施していない理由〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

- 行動日誌はつけている
- 行動等の生活記録は毎日、記録している
- 入所時と同じ対応をする前提で受け入れているので、特別なことはしていない

(4) 問 24. 行動観察の実施や充実のために必要だと思う取組や、児童相談所や行政に求める支援

委託一時保護のこどもの行動観察を実施またはより充実するために必要だと思う取組や児童相談所や行政に求める支援を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(様式の提供・統一)

- 児童相談所の使用しているツールの共有
- 行動観察の整理しやすい記録の方法、簡易な様式での記録
- 共通したアセスメントシートや、行動観察の要点をまとめた説明があれば対応しやすい
- 既定（共通）の書式があれば、一時保護施設・他の施設から引継ぎもしやすく、内容も把握しやすい

(情報共有)

- 保護開始時（又は数日の間）にフェイスシート（個人票）の提供
- 児童特性を可能な限り詳細に教えていただきたい
- 定期的な情報交換
- アセスメントの情報を共有していく
- 連絡をより手軽に、情報も共有しやすいようになればよい

(職員配置・専門性向上)

- 施設の職員増
- 行動観察の視点や方法に関する職員研修の実施
- 一時保護施設での実習や研修の機会があれば良い
- 専門の知識を持った職員の配置
- 医療機関などの専門家の訪問、見立て

(行動観察のポイント共有)

- こどもの行動観察のポイントのレクチャーがほしい
- 視点や方法を明確に示してほしい
- 要望があればそれをリスト化し、提供してほしい
- 行動観察についての具体的な指示が必要。可能であればマニュアルとしてもらいたい

(児童相談所の訪問や面会)

- 児童相談所の定期的な面接や訪問
- 定期的に児童相談所の児童心理司が行動観察のため来園してもらいたい
- センター（児童相談所）職員が面接などこまめに来園すると、こどもも安心した様子となる

(ケース会議・観察会議の実施)

- 一時保護中のケース会議
- 児童相談所との観察会議の実施
- 施設職員からの要求で会議を実践できる様にしたい

(その他)

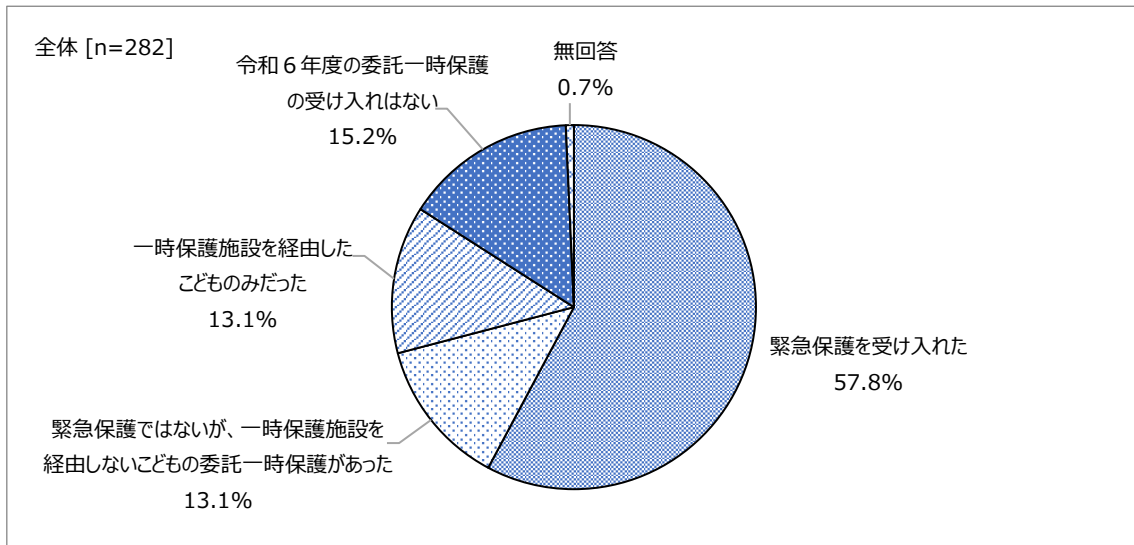
- 一時保護専用施設の指定
- 保護時に、児童相談所が施設に求める役割を提示する
- 措置児童への影響が少なからず出てくることを児童相談所が理解して委託一時保護を行う
- 何のための一時保護で、いつまでなのかを園にもこどもにもしっかりと伝えることで、それぞれが見通しをもって、前向きに取り組める
- 今後の支援を決める上で、施設の見立てを取り入れるような仕組み

5. 一時保護施設を経由しないこどもの受入れの状況・課題について

(1) 問 25. 一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護の有無（令和6年度）

一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護の有無（令和6年度）は、「緊急保護を受け入れた」が 57.8%、「令和6年度の委託一時保護の受け入れはない」が 15.2%、「緊急保護ではないが、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護があった」「一時保護施設を経由したこどものみだった」がいずれも 13.1%となっている。

図表 3-22 一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護の有無(令和6年度)

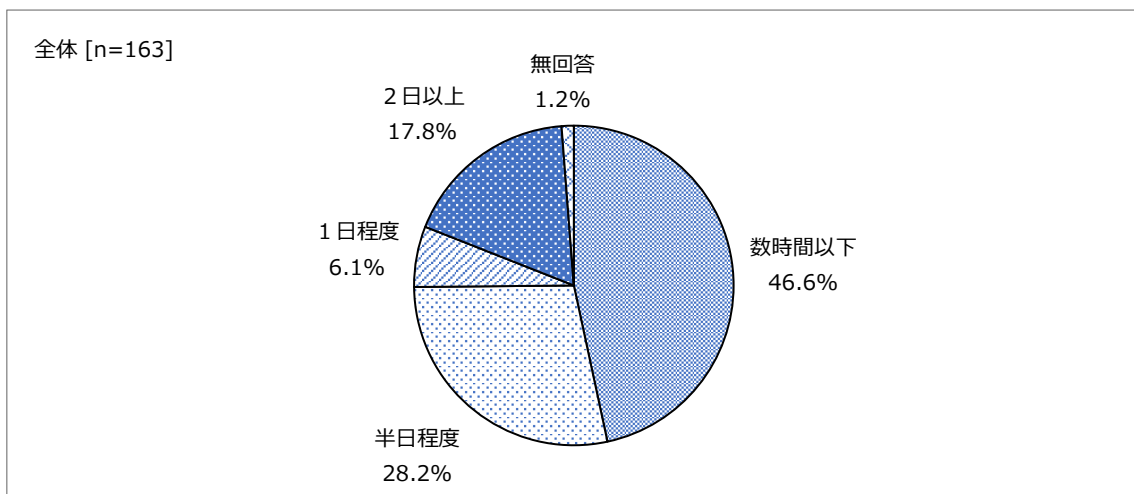


※以下、問 26～問 32 は、問 25 で、「1. 緊急保護を受け入れた」と回答した施設を対象にしている。

(2) 問 26. 児童相談所の依頼から緊急保護を受け入れるまでの最短期間（令和6年度）

児童相談所の依頼から緊急保護を受け入れるまでの最短期間（令和6年度）は、「数時間以下」が 46.6%、「半日程度」が 28.2%、「2日以上」が 17.8%となっている。

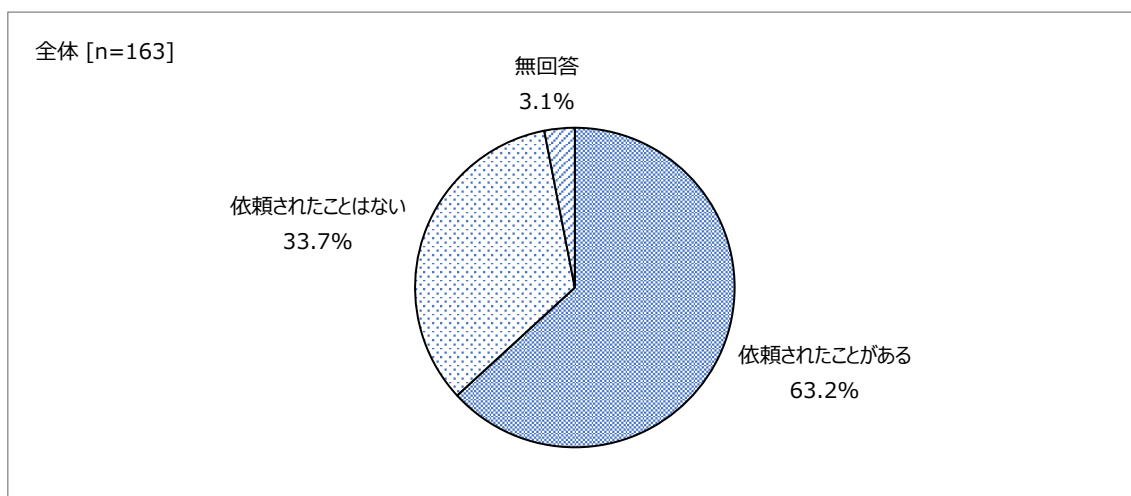
図表 3-23 児童相談所の依頼から緊急保護を受け入れるまでの最短期間(令和6年度)



(3) 問 27. 夜間（19 時以降）の緊急保護受入れ依頼の有無（令和 6 年度）

夜間（19 時以降）の緊急保護受入れ依頼の有無（令和 6 年度）は、「依頼されたことがある」が 63.2%、「依頼されたことはない」が 33.7%となっている。

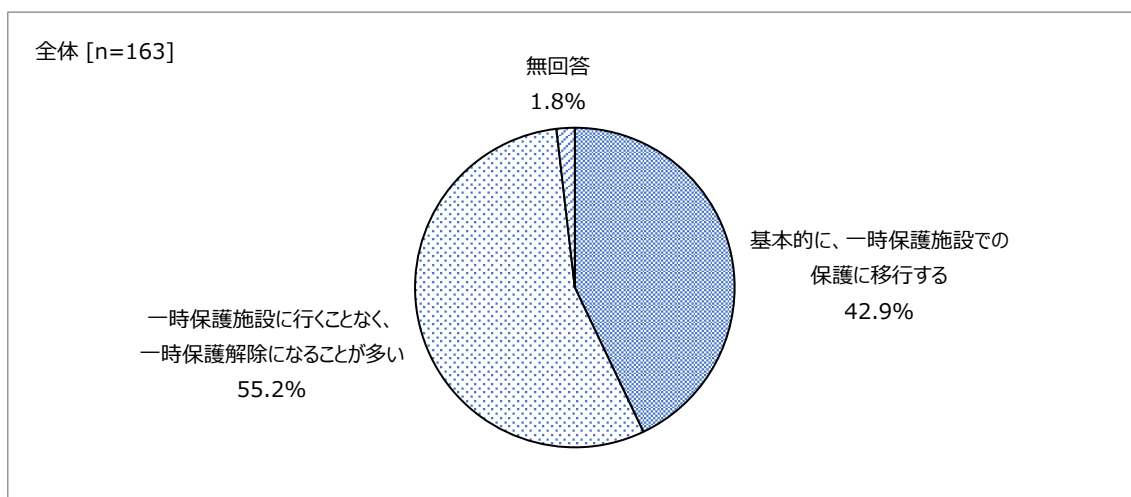
図表 3-24 夜間(19 時以降)の緊急保護受入れ依頼の有無(令和6年度)



(4) 問 28. 一時保護施設に空きが出た場合の、緊急保護で受け入れたこどもへの対応

一時保護施設に空きが出た場合の、緊急保護で受け入れたこどもへの対応は、「一時保護施設に行くことなく、一時保護解除になることが多い」が 55.2%、「基本的に、一時保護施設での保護に移行する」が 42.9%となっている。

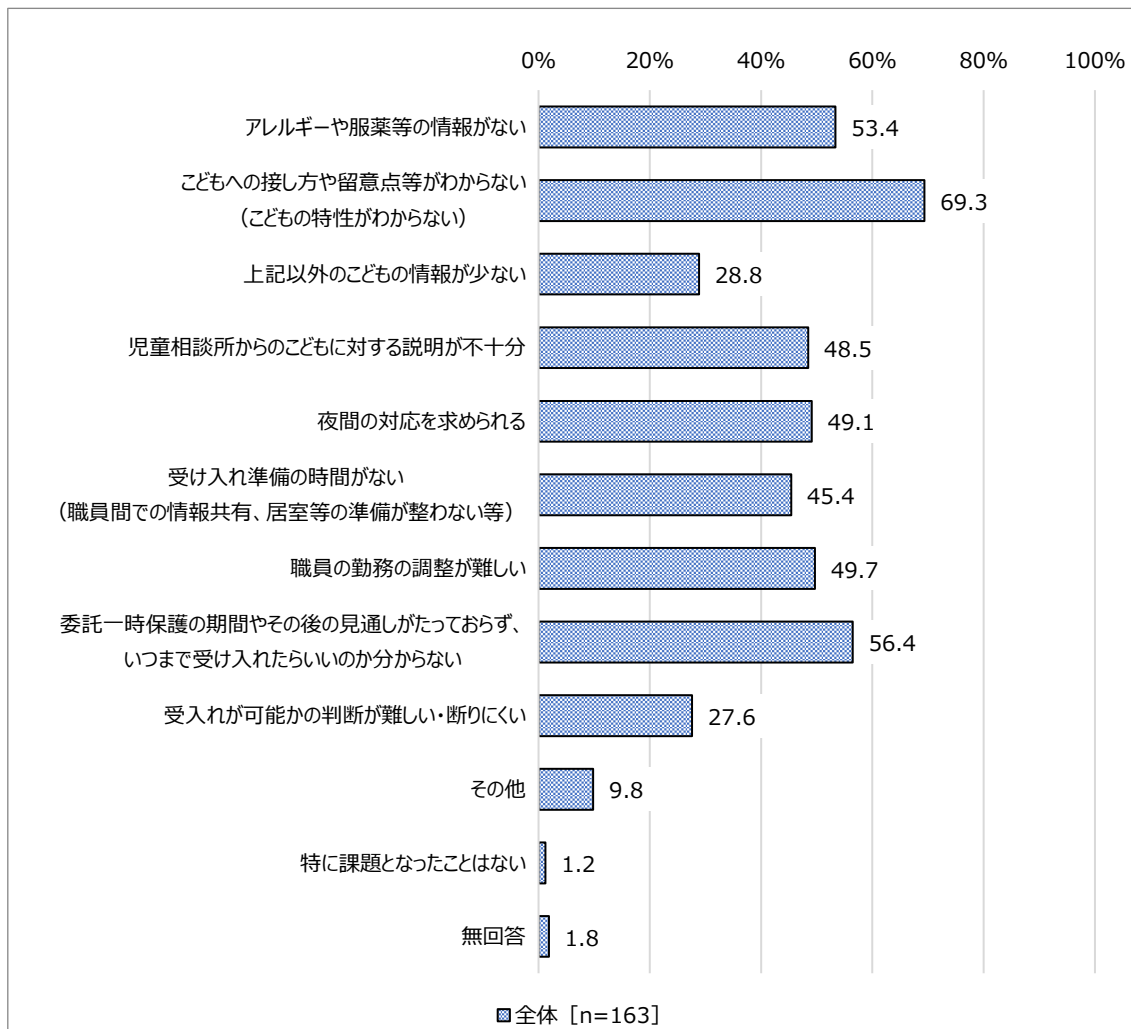
図表 3-25 一時保護施設に空きが出た場合の、緊急保護で受け入れたこどもへの対応



(5) 問 29. 緊急保護の受入れにおいて課題となったこと

緊急保護の受入れにおいて課題となったことは、「子どもへの接し方や留意点等がわからない（子どもの特性がわからない）」が 69.3%、「委託一時保護の期間やその後の見通しがたっておらず、いつまで受け入れたいのか分からない」が 56.4%、「アレルギーや服薬等の情報がない」が 53.4%となっている。

図表 3-26 緊急保護の受入れにおいて課題となったこと〔複数回答〕



【「上記以外の子どもの情報が少ない」の主な内容】

- 今の健康面・身長・体重・足の大きさ
- 成育歴、保護経過
- 学校・家庭状況
- 子どもの細かい情報や気持ち

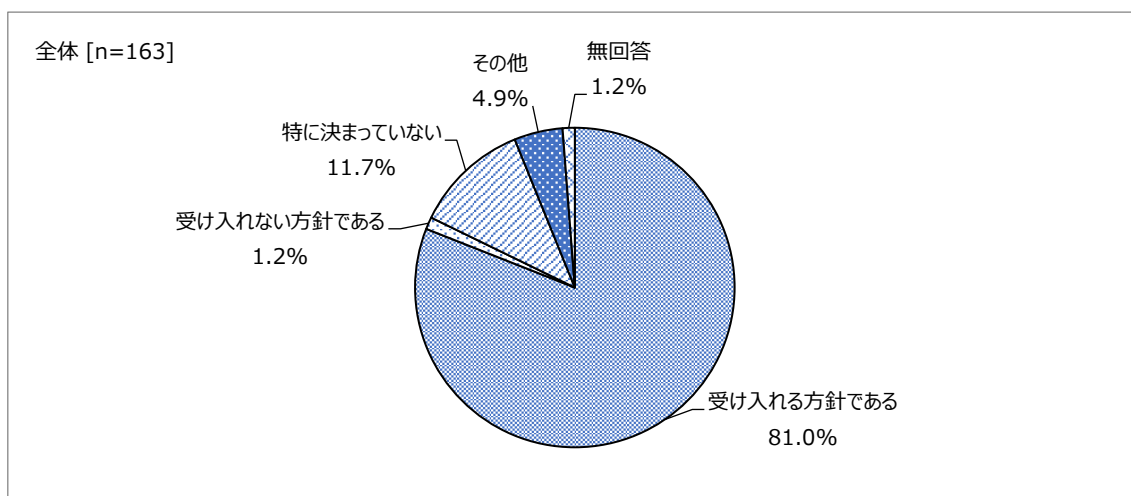
【「その他」の主な内容】

- 受入れた子どもの衣類等が無かった
- 服薬しているのにその薬がない
- 補導された高年齢女子に対するアフターピルの必要性の有無がわからない
- 親が同意していない場合、親の車の情報がほしい、安心して外あそびができない
- 来るか来ないか不明な状態が数時間続く
- 0時を過ぎて受け入れ、同日解除になると委託費が出ない

(6) 問 30. 今後の緊急保護受入れ方針

今後の緊急保護受入れ方針は、「受け入れる方針である」が 81.0%、「特に決まっていない」が 11.7%となっている。

図表 3-27 今後の緊急保護受入れ方針



【「その他」の主な内容】

- 空き状況、入所児童の状況、職員の状況による
- 受け入れるキャパシティがあれば
- 入所児童の状況や受け入れたこどもの様子により判断

(7) 問 31. 問 30 のように回答した理由

問 30 のように回答した理由を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(受け入れる方針である理由)

- こどもの権利擁護と最善の利益のため
- こどもの安全を配慮することが我々の使命だから
- 社会的な要請、ニーズに対して、地域における児童養護施設としての役割を可能な範囲で担っていく必要があると考えるため
- 児童養護施設は、こどもの生命を守る施設であり、緊急保護を必要とするこどもはとりわけその必要性が高い。受け入れることが施設の使命と考えるため
- 施設として地域の家庭の要望に応えていく必要があると考えているから
- 行き先がなくて困ってしまうこどもがいたら、大変だから
- 施設の機能を必要とするこどもを支援したい
- 困っているこども、保護者が必要としているため
- 児童養護施設として児童相談所や行政と一丸となり取り組むべきことだから
- 一時保護施設まで遠く、こどもにも負担が大きいから
- 他に代替施設が厳しい立地であること
- 一時保護専用施設もあり、対応する事が可能だから
- 現在居室に空きがあるため
- 緊急には相応の理由があるため
- 児童相談所の一時保護枠がいっぱいのため
- どこかが受け入れなければならないため
- 断る理由がないため

(受け入れない方針である理由)

- 職員集団の合意がないと難しいため
- 措置児童の日常生活が不安定になりえるため

(特に決まっていない理由)

- 施設内の状況によっては受け入れが可能な場合とそうでない場合があるため
- できるだけ協力したいが、いつもできるとは限らない
- 措置児童の生活が優先と考えているため、場合による
- 現状の職員体制だと頻繁に受け入れることは難しいため

(その他の理由)

- まずは入所児童の安心、安全な生活の確保を優先して考えるため
- 一時保護専用ではないため
- その時の状況によるため

(8) 問 32. 施設において、緊急保護のこどもを受け入れ続けるために、必要と考えられる施策や児童相談所や行政に求める支援

施設において、緊急保護のこどもを受け入れ続けるために、必要と考えられる施策や児童相談所や行政に求める支援を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(職員配置・人材育成)

- 専門の職員の配置
- 配置基準の見直し
- 深夜・早朝の対応職員配置増及び加算
- 緊急的な対応のできる、パートや臨時の職員の確保、または派遣
- 職員のスキルをアップするための研修を開いてもらうこと

(適切な情報収集・迅速な情報共有)

- できる限りの情報と問題行動などの危険性については情報がほしい
- 緊急保護時、最低限必要な情報、持参品、服薬等のチェックリスト等、共有できるとよい
- 最低限必要なこどもや家族の情報と一時保護理由の提供
- 後日になったとしても、早い段階での情報提供
- 情報共有のマニュアル化すべてのケースで、なるべく安心して職員が受け入れられるようにしてほしい
- 期間の見通しがあると検討しやすい
- 難しいことであるがアセスメントの精度を上げてほしい

(児童相談所との連携)

- 児童相談所が開いている時間以外はホットライン経由でのやりとりをすることになる。休日に受け入れた際に連絡が取りづらいことがあるため、いつでもスムーズに対応可能なようにしてほしい
- 行方不明の際は対応をお願いしたい
- 児童相談所と警察の連携を深めてほしい
- 本児の対応、場合によっては保護者への対応も児童相談所と協力体制を取って実施したい
- 施設入所児童とトラブルがあった際には、速やかに児童相談所の一時保護施設へ移動してほしい

(ハード面の整備)

- 入所児童とは別の生活スペースの確保
- 本来は一時保護専用のスペースが必要であると考え
- 一時保護専用施設（ショートステイ含む）の指定を受けることができれば、職員配置、居室の準備などが滞りなく行える

(金銭的支援)

- 一時保護委託費の増額

- 夜間対応に対する委託費の増額
- 一時保護施設への国からの財政面での支援
- 緊急保護を受け入れる場合、施設の受入体制（定員、居室の確保）が十分でないと難しいため、緊急保護を受け入れる体制作りのための予算を付けてほしい

（こどもの納得感）

- こどもが施設で生活することについて、理由や期間などきちんと納得するよう説明しておいて欲しい
- 納得できていないこどもは受け入れが難しい
- 面談を設定し、こどもに動機づけをしてほしい
- 年長児（中高生）に関しては、施設にいるという納得を得た上で委託してほしい

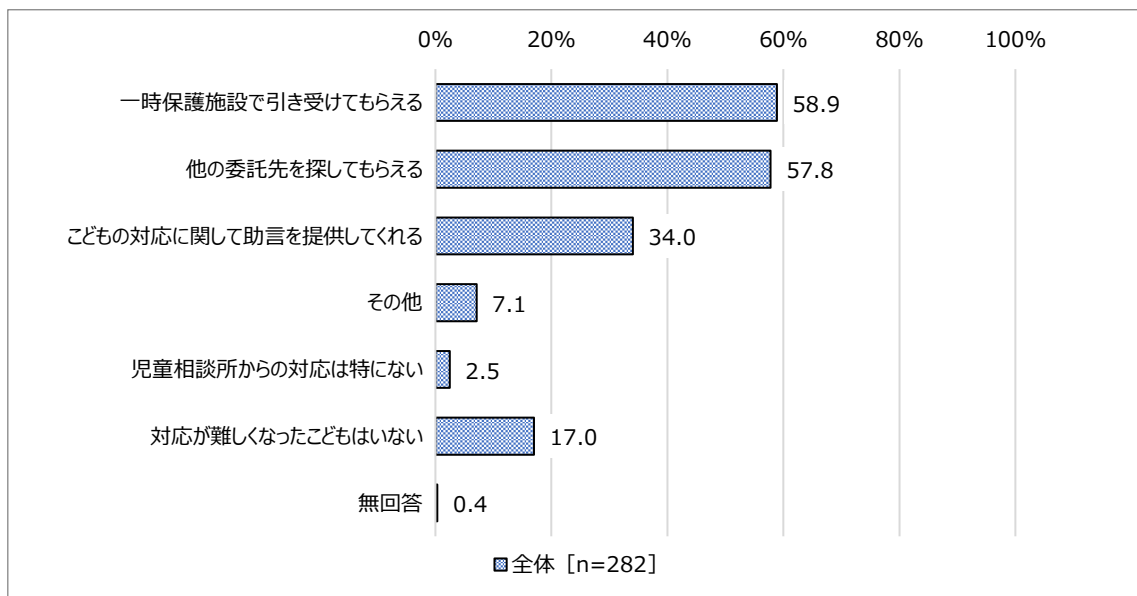
（その他）

- まずは通院をしてきてほしい
- 食事時間を過ぎての受入れの際の食事提供
- 園内での学習保障が難しいため、基本的には登校支援をしていきたい。学校との速やかな調整をお願いしたい
- 要対協等、日頃から地域における困難ケースの把握
- 当施設のことをよく知ってもらう
- タイミングを待っていることはできないため、施設の受入れ可能状況を常に把握する工夫が必要
- なぜ一時保護施設ではなく、施設に委託するのかの理由を明確にしてほしい

（9） 問 33. 委託一時保護を受けたものの対応が難しくなった場合の児童相談所の対応

委託一時保護を受けたものの対応が難しくなった場合の児童相談所の対応は、「一時保護施設で引き受けてもらえる」が 58.9%、「他の委託先を探してもらえる」が 57.8%、「こどもの対応に関して助言を提供してくれる」が 34.0%となっている。

図表 3-28 委託一時保護を受けたものの対応が難しくなった場合の児童相談所の対応〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

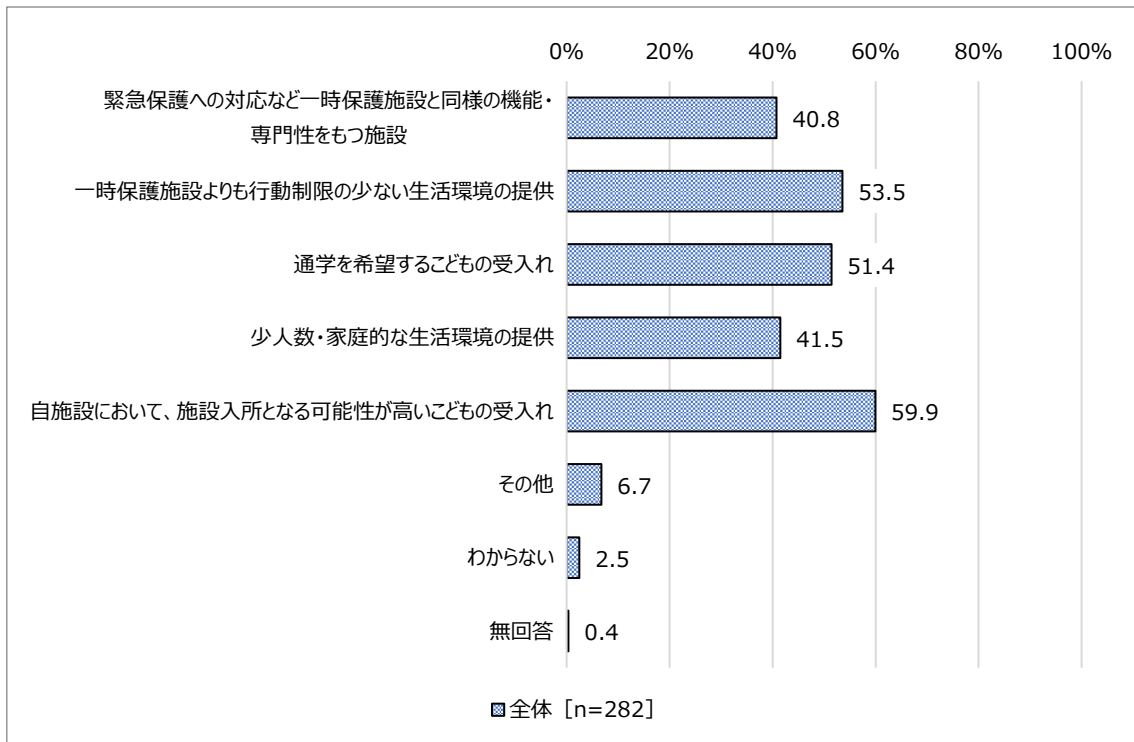
- 関係者会議の開催
- こどもに問題がある場合、面接を実施してくれる
- 児童心理司や児童福祉司がこどもの話を聞きに来る
- 本人へ面談での助言・指導
- 対応が難しいことを記録し継続的に児童相談所に報告。児童相談所職員からも保護児に話をしてもらっている

6. 今後の委託一時保護の在り方について

(1) 問 34. 一時保護委託先として果たしていきたい役割

一時保護委託先として果たしていきたい役割は、「自施設において、施設入所となる可能性が高いこどもの受入れ」が59.9%、「一時保護施設よりも行動制限の少ない生活環境の提供」が53.5%、「通学を希望するこどもの受入れ」が51.4%となっている。

図表 3-29 一時保護委託先として果たしていきたい役割(複数回答)



【「その他」の主な内容】

- 安心、安全を保障できる施設
- 事情があるこどもの一時的な安全確保
- 入所児童とは別空間の受入れ
- 児童相談所の一時保護施設に入ることのできないこどもの受入れへの協力
- 地域のニーズに即した役割
- アセスメントから、要対協会議への参加、アフターケアの充実、子育て支援機能

(2) 問 35. 一時保護委託先の支援の質を向上するために、児童相談所や行政から必要だと思う支援

一時保護委託先の支援の質を向上するために、児童相談所や行政から必要だと思う支援を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(情報共有)

- 正確で詳細なケースの情報
- こどもと保護者に対する適切な情報提供、支援方針に対する見通し
- 緊急性が高いケース以外は、多くの情報提供や一時保護委託期間の見通しを示して欲しい
- 外出や通学支援を実施する際に安全確認の情報や注意点を共有してもらいたい
- 情報共有（報連相）が重要。必要に応じてこどもに関する話し合いの場を持つ
- アセスメントが実施できるよう、書面での情報提供

(児童相談所との連携)

- 児童相談所と施設との方針会議の実施
- 児童相談所と子どもについてのアセスメントをすることができたら、よりよい支援につながる
- 一時保護中の対応についての助言体制がより向上することを期待する
- 児童相談所、行政が施設に期待する行動観察の内容と、現場でできる支援のすり合わせをする機会をつくる
- 施設側に何を求めているのか具体的に指示や指針を示してほしい
- アドバイスや要望をたくさん言ってほしい
- 一時保護受入についてガイダンスを作成し、児童相談所と施設の考え方を統一し、対応法等、困り事が解消していくようにする
- 平常時より園のこどもの生活の在り方を大まかでも知って頂き、受入時間などの配慮をして頂けるとスムーズな受入につながる
- 児童相談所一時保護施設の受入れ状況にもよるが、せめて数日でも一時保護施設で経過観察を行った後に施設委託して欲しい

(職員の増員)

- 職員の確保のため、配置の見直しと処遇改善
- 一時保護専用施設の職員配置の増員
- 個別対応職員の専任化ができるとより良い
- 人材確保のための人件費補助
- 人材を確保できるだけの十分な予算計上

(職員研修)

- 一時保護施設職員や児童相談所職員による研修
- 一時保護の流れや一時保護児童の特性などの研修会
- 児童心理司のスキルを直接処遇職員も身に付けられる様な研修や相談の場が欲しい
- 行動観察できる職員の育成
- 施設で受けて行動観察等をしていくのならば、指導・教育が必要

(ハード面の整備)

- 一時保護専用施設の充実が望まれる
- 可能なら、入所児童とは別の空間で生活できる方が良いと思うので、そのために必要な場所の確保と人が増えると良い
- 措置と比べ、制限が多くなるので、措置児とは分けたい（中高生）

(金銭的支援)

- 委託費で不足することも多い（小遣いや被服費等）ため、入所児童と同じ様な措置費を出してほしい
- 委託費の増額により、長期化する一時保護児の小遣いや誕生日プレゼント代に充てたい
- 一時保護時の入所児童と同程度の衣食住の最低限の措置費と同様の物がいただけるとありがたい。難しい手続き不要で支援いただけると尚良い
- 質の高い養育を継続するための委託料の充実
- 本体施設での受入れは入所児、一時保護児双方にとってマイナスが多いので専門施設設置に対する補助を充実させる
- 緊急な一時保護が多く、職員の増員が必要となるので、一時保護単価の見直し

(教育機会の確保)

- 在籍校への登校支援への協力
- 一時保護であっても学校へ通えるような制度があると良い
- 保育園・幼稚園・学校への送迎（行き先が異なるため人も車も必要になる）
- 学ぶ機会が保障されるように、小・中・高のオンライン授業の充実
- 通学が難しい子どもへのオンライン塾等の提供
- 学校で使用するような教育用タブレットを数台提供してほしい
- 学童児の学習に関する支援（日中の居場所）があれば、長期の場合ありがたい

(こどもの定期的な面談)

- 一時保護開始後、及び解除前の面接実施
- 児童相談所職員の面接回数を増やしてほしい
- こどもの気持ちを確認するために児童福祉司、児童心理司が定期的に訪問
- 児童相談所との密接な連携と一時保護委託児童へできるだけ多く面会、面接（児童福祉司、児童心理司）の支援をお願いしたい

(その他)

- 一時保護委託が長期の場合、その間の検診や予防接種をできるようにしてほしい
- 学校、習い事等の送迎は可能だが、ケースによっては、行動範囲に検討の余地をもたせてもらいたい
- 一時保護後の見通しを、こどもに（幼児でも）伝えてほしい
- アドボカシー支援の充実
- 一時保護児童に応じた委託先の選定が必要
- 委託後のこどもに対する処遇の責任の所在を明確にする
- 他機関（学校・医療・市）との連携
- （主に保護者対応にかかる）司法や警察機関との連携強化
- 児童相談所、行政、社会的養護の職員が交流することで相互理解をすること
- 一時保護専用施設がある施設と本体施設で受入れをしている施設ではできることに違いがあることを理解してもらいたい
- 予防的な支援としてショートステイや入所希望児童支援などの諸制度を活用してほしい

第4章 一時保護専用施設調査

I. 実施概要

1. 実施目的

一時保護施設との両立を図りながら委託一時保護を効果的に活用し、こどもにとってよりよい形での一時保護が行える環境を確保するとともに、一時保護委託先が安心してこどもの受入れや対応を行えるよう、また委託先における適切なアセスメントと個々の状況に応じた支援が展開されるよう、委託一時保護の実態や児童相談所との連携等について把握し、委託一時保護の在り方を検討することを目的として、一時保護専用施設へのアンケート調査を実施した。

2. 調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 4-1 調査概要

調査対象	全国の一時保護専用施設
調査期間	令和7年11月7日（金）～ 令和7年12月19日（金）
調査方法	郵送配布・郵送回収 ・要望のあった一時保護専用施設にはメールにて Word ファイル配布・回収
配布・回収数	配布 : 71 件 回収 : 54 件 回収率 : 76.1%

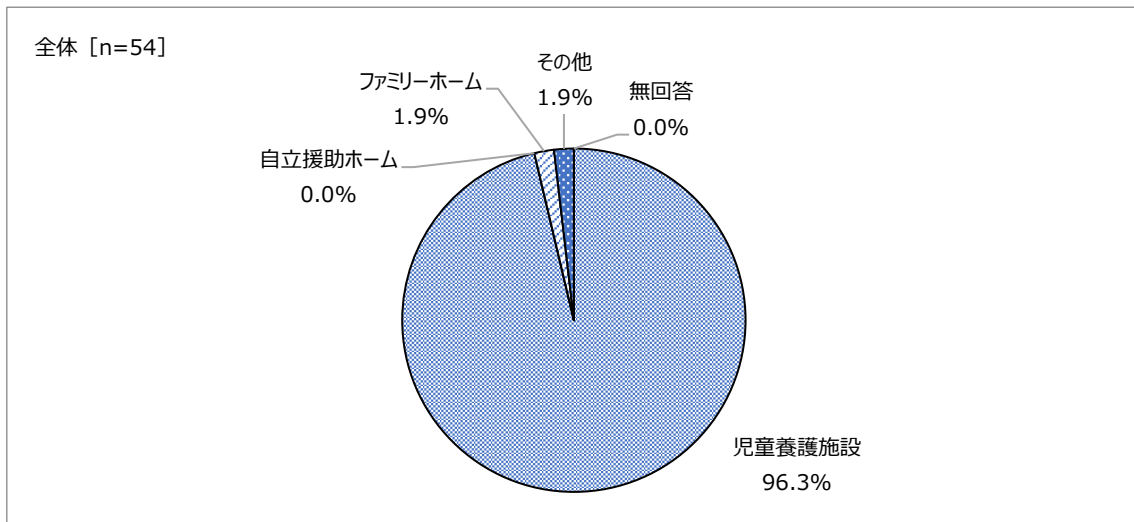
II. 調査結果

1. 基本情報

(1) 本体施設種別

本体施設種別は、「児童養護施設」が 96.3%、「ファミリーホーム」「その他」がいずれも 1.9%となっている。

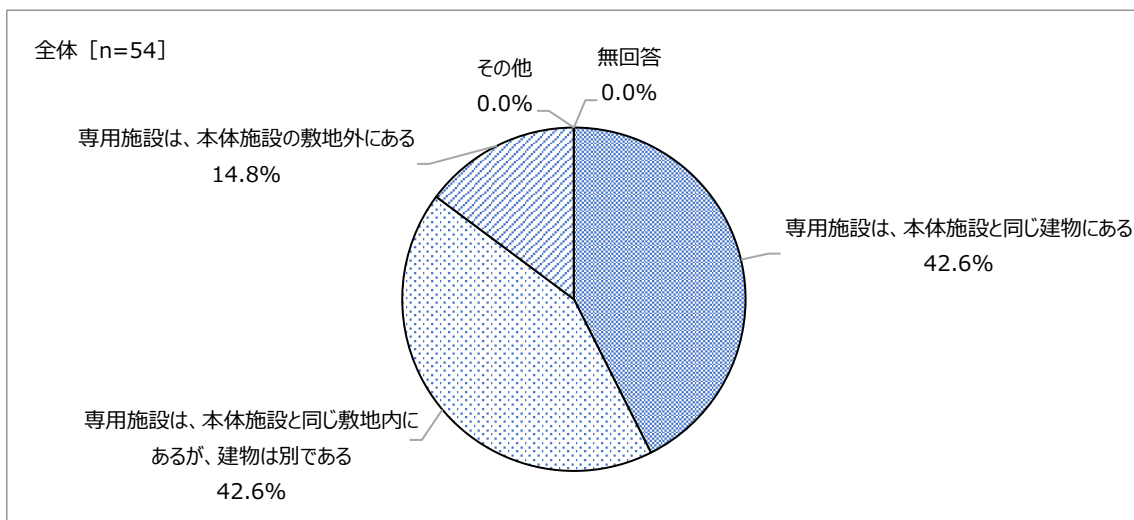
図表 4-2 本体施設種別



(2) 専用施設の設置場所

専用施設の設置（指定）場所は、「専用施設は、本体施設と同じ建物にある」「専用施設は、本体施設と同じ敷地内にあるが、建物は別である」がいずれも 42.6%、「専用施設は、本体施設の敷地外にある」が 14.8%となっている。

図表 4-3 専用施設の設置(指定)場所

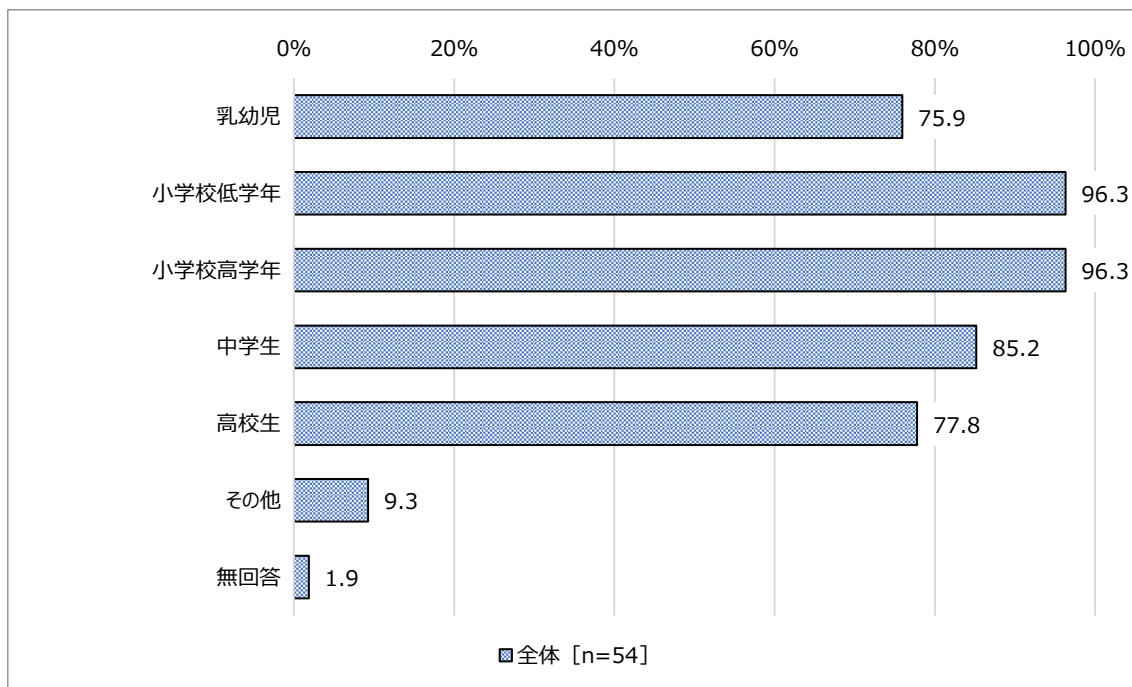


2. 委託一時保護の受入れ状況について

(1) 問1. 委託一時保護を受け入れるこどもの年齢

委託一時保護を受け入れるこどもの年齢は、「小学校低学年」「小学校高学年」がいずれも 96.3%、「中学生」が 85.2%、「高校生」が 77.8%となっている。

図表 4-4 委託一時保護を受け入れるこどもの年齢〔複数回答〕

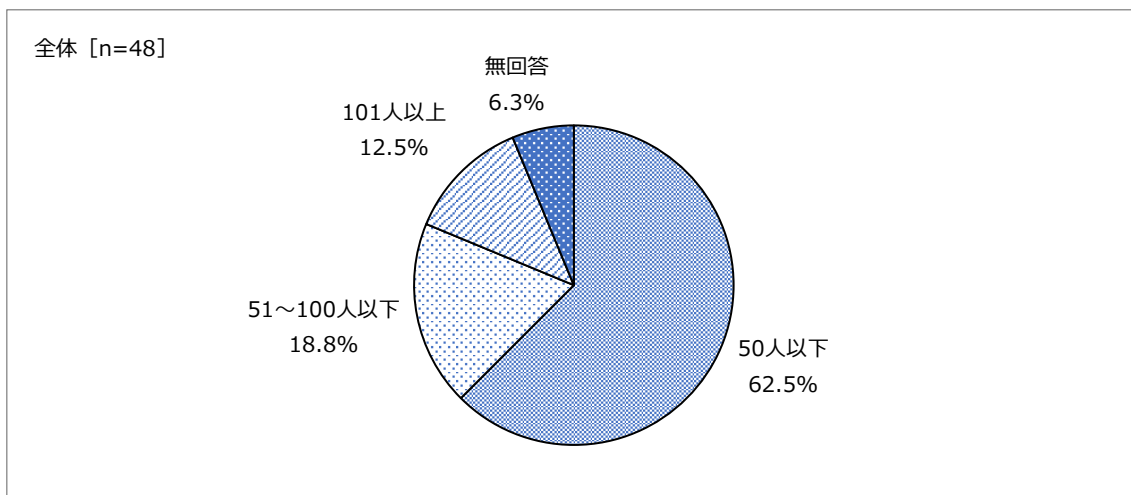


※問 2 以降は、問 1 で、「1.乳幼児」以外に回答した施設が対象で、学齢児以上の委託一時保護の状況について回答している。

(2) 問 2 ①. 委託一時保護の延受入れ人数（令和 6 年度）

委託一時保護の延受入れ人数（令和 6 年度）は、「50 人以下」が 62.5%、「51～100 人以下」が 18.8%、「101 人以上」が 12.5%となっている。

図表 4-5 委託一時保護の延受入れ人数(令和6年度)



※令和 6 年度に委託一時保護を受け入れていない 5 施設は除く

図表 4-6 委託一時保護の延受入れ人数(令和6年度)

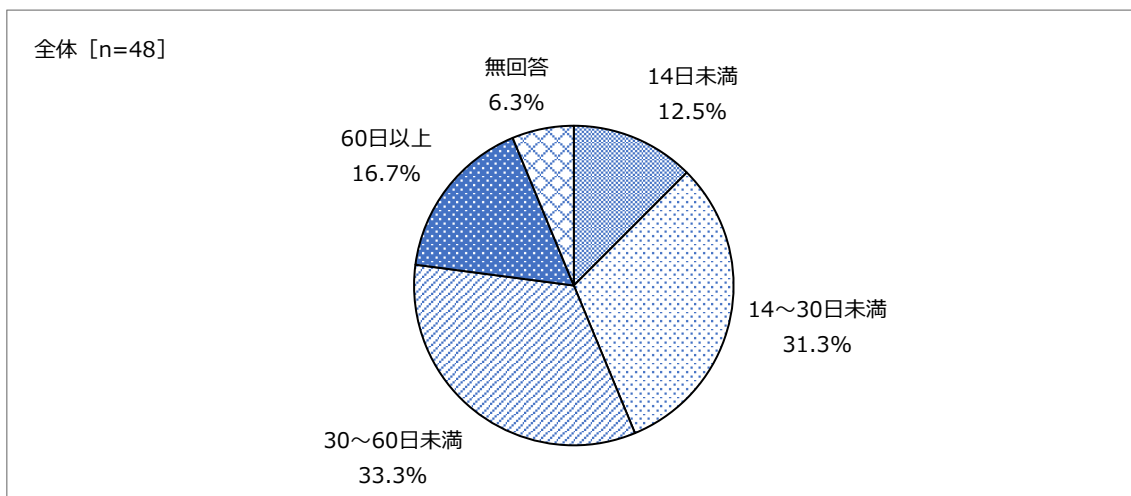
	最小値	最大値	平均値
[n=45]	1	2,639	223.6

※令和 6 年度に委託一時保護を受け入れていない 5 施設および無回答は除く

(3) 問2②. 1人あたりの平均保護日数（令和6年度）

1人あたりの平均保護日数（令和6年度）は、「30～60日未満」が33.3%、「14～30日未満」が31.3%、「60日以上」が16.7%となっている。

図表 4-7 1人あたりの平均保護日数(令和6年度)



※令和6年度に受け入れていない5施設は除く

図表 4-8 1人あたりの平均保護日数(令和6年度)

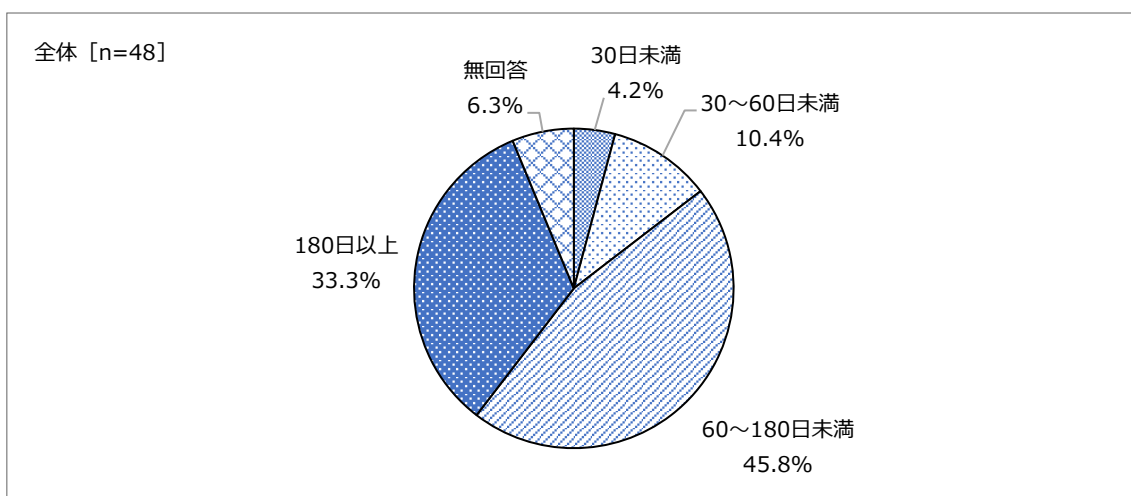
	最小値	最大値	平均値
[n=45]	5.7	110	37.0

※令和6年度に受け入れていない5施設および無回答は除く

(4) 問2③. 最長の保護日数（令和6年度）

最長の保護日数（令和6年度）は、「60～180日未満」が45.8%、「180日以上」が33.3%、「30～60日未満」が10.4%となっている。

図表 4-9 最長の保護日数(令和6年度)



※令和6年度に受け入れていない5施設は除く

図表 4-10 最長の保護日数(令和6年度)

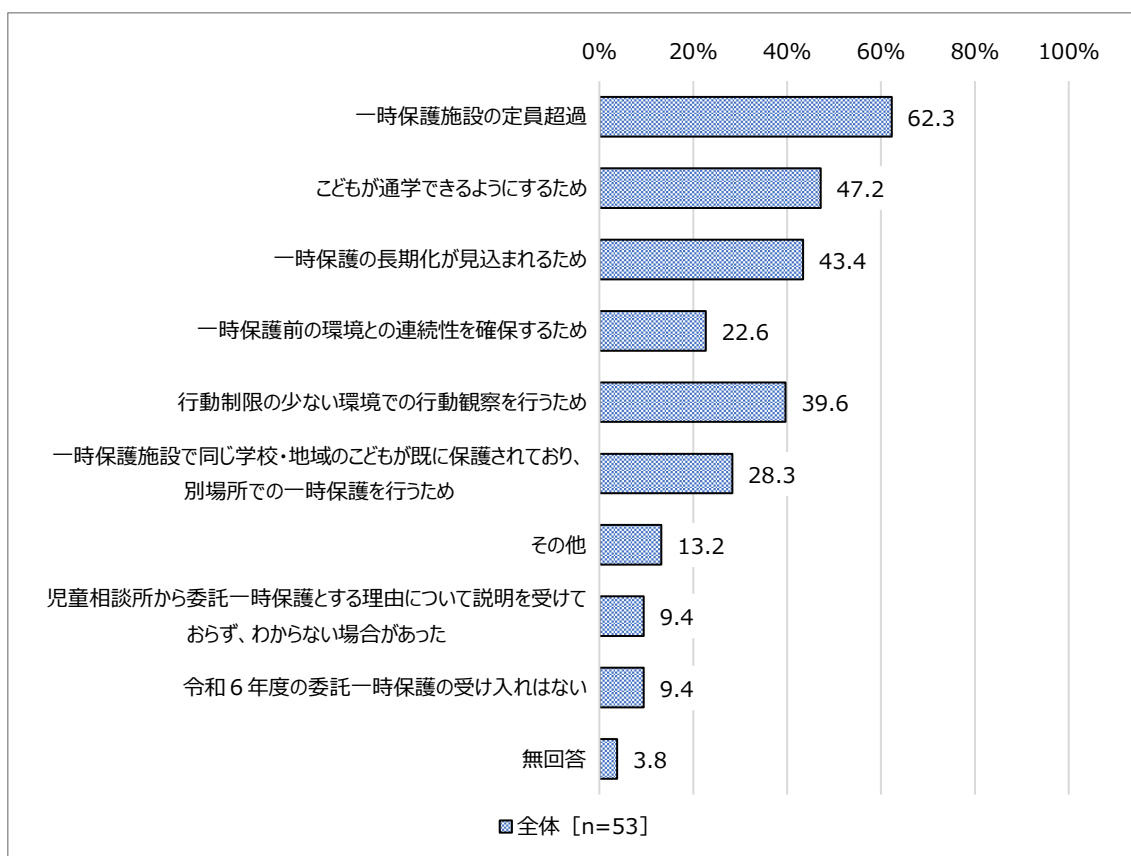
	最小値	最大値	平均値
[n=45]	13	440	152.3

※令和6年度に受け入れていない5施設および無回答は除く

(5) 問3. 委託一時保護を依頼された理由(令和6年度)

委託一時保護を依頼された理由(令和6年度)は、「一時保護施設の定員超過」が62.3%、「子どもが通学できるようにするため」が47.2%、「一時保護の長期化が見込まれるため」が43.4%となっている。

図表 4-11 委託一時保護を依頼された理由(令和6年度)[複数回答]



【「その他」の主な内容】

- 一時保護施設内で他児とのトラブルが発生し、分離する必要があったため
- 児童相談所一時保護施設の子どもと合わないと予想されたため
- 性的虐待ケースで、児童相談所付一時保護施設の環境が適さないため

(6) 問4. 委託一時保護の受入れが難しいこどもの特性や委託の条件

委託一時保護の受入れが難しいこどもの特性や委託の条件を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(他害行動・暴力等のあるこども)

- 他児へ危害を加える可能性がある
- 他児に暴力・暴言をする、その他、他児の安心、安全を脅かす行為がある
- 他児や職員への暴力暴言が日常的である
- 暴力、他害、器物破損行為が頻繁な場合
- 一時保護理由に包丁持ち出しなどがあり、他害の危険性が感じられる

(自傷行為・自殺念慮のあるこども)

- 著しい自傷行為がある
- 自殺念慮が強い

(無断外出をすることも)

- 無断外出の可能性が高い
- 無断飛び出し、飛び降り行為
- 外泊の恐れがある

(非行・触法のこども)

- 暴力、虞犯等の問題行動があるこども
- 喫煙、飲酒等非行傾向の行動がある
- 高年齢児の非行少年、虞犯少年
- ピアス、カラーコンタクトの使用。金髪等

(性問題のあるこども)

- 性加害等、他に入所しているこどもの安全確保が難しいこども
- 性問題があるこどもは、すでに一時保護しているこどもとの様子や相性を見て受入れ
- 著しい性的問題のあるこども
- 男女混合で生活をしているため、性加害の恐れがあるこどもの受入れが難しい

(発達特性のあるこども)

- 職員の指示、指導に過度の反抗・反発し日課に沿って生活ができない
- こだわりが強く日課にのることが難しい
- 発達特性が強く、集団行動が難しい
- 発達特性が強く、行動のコントロールが難しい
- 行動化が激しいこども
- しっかりとした枠が必要なこども
- 療育手帳 B1 以上等特性が強いこども

(医療的ケアが必要なこども)

- 医療的ケアが難しい
- 対応不可能な病気を抱えている
- 医療的ケアが必要なこども（糖尿病インスリン投薬）
- 救急搬送の可能性のあるこども（医療処置が必要な場合も含む）
- 日常的に介助が必要な場合

(アレルギー対応が必要なこども)

- 対応不可能なアレルギーがある
- 食物アレルギーがあるこども（小麦粉など多くの食品に含まれるものや調理器具をわける必要のあるアレルギー）
- 完全除去の調理が必要
- 施設調理のため、アレルギー対応が難しい

(その他)

- 学校登校が難しくオンライン授業の対応ができない長期化が予測される学齢児
- 一時保護の理由に納得ができていないこども

(7) 問5. 問4で回答したこどもを受け入れるとした場合、必要と考えられる施策や児童相談所や行政に求める支援等

問4で回答したこどもを受入れるとした場合に、必要と考えられる施策や児童相談所や行政に求める支援等を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(他害行動・暴力等のあるこども)

- すぐに該当児童を適切な場所（病院、鑑別所）などに行けるように確保してもらう
- 受入れ後に判明した場合は、児童相談所付一時保護施設への異動や精神科への入院がスムーズに行える環境
- 支援が難しいこども専用の受入れ場所の確保（個別および少人数制ユニット）
- 職員配置の増員
- 緊急連絡体制の確保
- 受入れ後の密なフォロー訪問
- 破損の修理費用、けがの治療費の補償

(自傷行為・自殺念慮のあるこども)

- 精神疾患等（自殺行為等）あれば、すぐに頼れる場所（児童相談所や病院）を確保してもらう

(無断外出をすることも)

- 窓ストッパー等、危険行為防止
- 職員配置の増員
- 緊急時に速やかに対応してもらえると良い
- 外泊が起きた際の対応を事前に明確化してもらう
- 一度無断外出や飛び出しがあるこどもは、一時保護施設でのケアが必要

(非行・触法のこども)

- 職員の配置基準見直し
- 一時保護そのものの運営、枠組みの見直し（措置費の最低基準の見直し、配置人員の増員）
- 細かな詳細を提供して欲しい
- 施設においての一時保護が不相当と判断される場合、速やかに児童相談所へ身柄を戻す体制
- 入所に際し、事前に児童相談所より本児に話をし、ピアス、金髪等はできない事を承諾してもらう

(性問題のあるこども)

- 速やかに児童相談所付一時保護施設へ移動できること
- 職員の複数体制
- 一時保護そのものの運営、枠組みの見直し（措置費の最低基準の見直し、配置人員の増員）

(発達特性のあるこども)

- 事前情報の正確な提供
- 受け入れる人数、年齢の制限
- 危険な時の緊急引きとり

(医療的ケアが必要なこども)

- 受診対応やカウンセリング等
- 一時保護専用施設における看護師の配置

(アレルギー対応が必要なこども)

- 夜間に児童相談所職員といつでも連絡のとれる連絡先を教えてください

- 何か緊急の場合、すぐかけつけて対応していただけること

(その他)

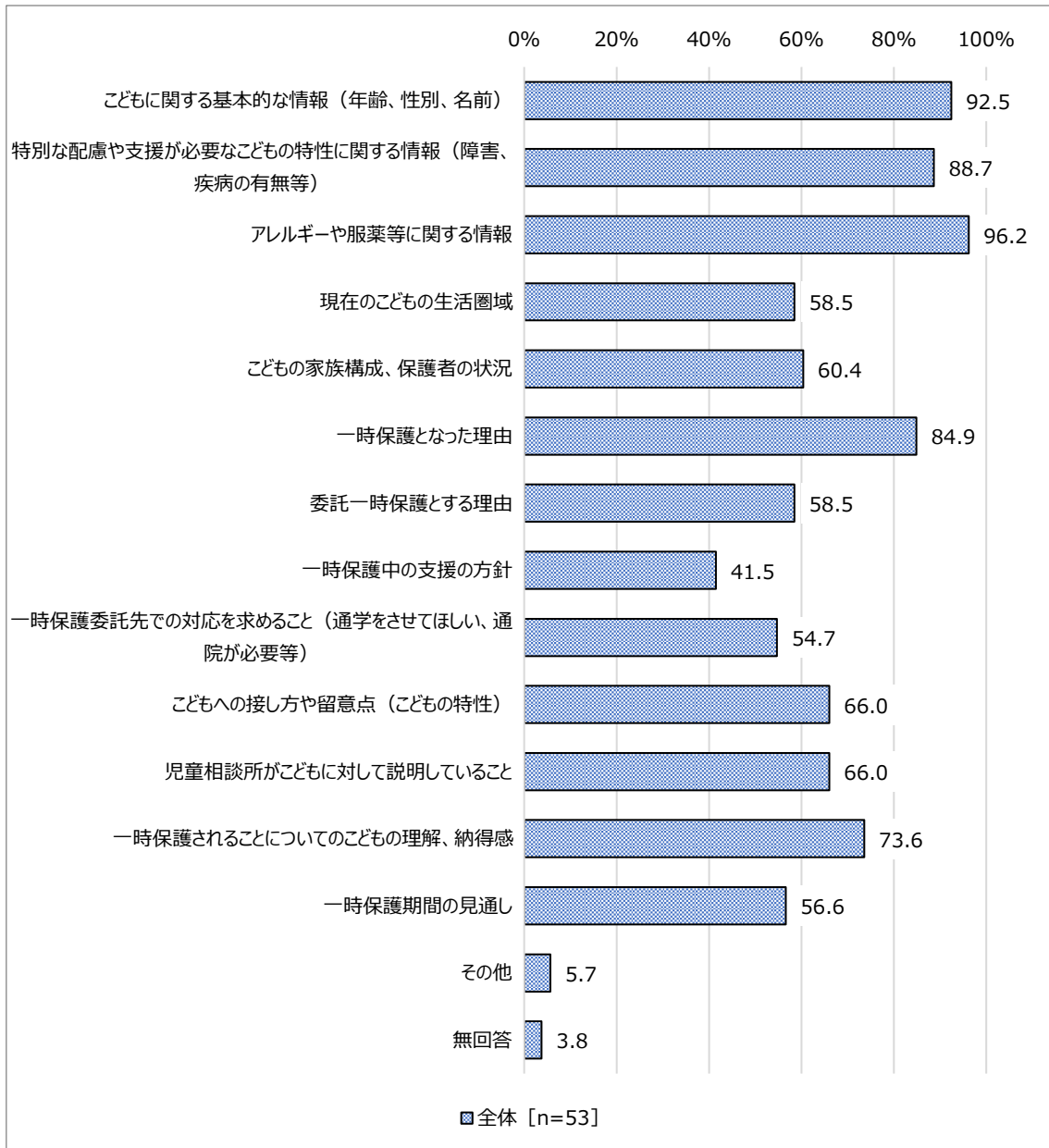
- 短期間でも一時保護委託先の近辺の学校への登校が可能になれば良い
- 一時保護への動機付けや納得

3. 委託一時保護における児童相談所とのかわりについて

(1) 問6. 委託一時保護の依頼時に最低限提供してほしい情報

委託一時保護の依頼時に最低限提供してほしい情報は、「アレルギーや服薬等に関する情報」が 96.2%、「子どもに関する基本的な情報（年齢、性別、名前）」が 92.5%、「特別な配慮や支援が必要な子どもの特性に関する情報（障害、疾病の有無等）」が 88.7%となっている。

図表 4-12 委託一時保護の依頼時に最低限提供してほしい情報〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

- 学校生活の様子
- 過去の利用履歴等

(2) 問7. 委託一時保護を受けた際に、情報が足りずに困った経験、その内容

委託一時保護を受けた際に、情報が足りずに困った経験、その内容を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(アレルギーなど食事に関する情報)

- アレルギー情報が不足していて困ったことがある。加工品や添加物まで除去なのか、卵の場合、過熱してあれば食べられるのか、食べられないのか十分に確認ができず、食事提供の際に困ってしまった
- アレルギーが食事提供後に子どもからの申告でわかった
- 委託を受けた後にアレルギーの可能性や症状の程度が不明な状況にあることが伝えられた。全調理で職員が調理対応している中で、除去食対応にはリスクや限界があり職員が不安になった
- アレルギーの詳細について、検査等で確実な情報ではなく、「保護者の話では」や「所属では食べさせていなかった」といったエビデンスの欠如により判断できない場合
- 食物アレルギーのある子どもで、どのような食べさせ方なら提供して良いかが曖昧（家庭と病院で認識にズレがあった）で、食事の提供方法が明確になるまでに時間がかかった
- 食事のくせ。こちらの食事に一切手を付けず、数日、あの手この手で対応した

(服薬情報)

- 服薬についての情報が十分になく困ったことがある。塗り薬の場合、どの患部にどのタイミングで塗るのかなど、詳細を把握しておらず、こどもに確認することがあったため、困った
- 服薬の情報が児童相談所から聞いた内容と処方箋に書いてある情報で異なっており、正しい服薬方法がわからなかった
- 服薬について知らされず何のためにいつ飲むのかもわからず持ちこまれていて困った
- 病気に対する薬との組み合わせに気を付ける必要がある食品についての情報がなかった
- 投薬についての情報がなく、誤った対応になった

(こどもの健康・医療に関する情報)

- 対応不可能な病気を抱えている事実が発覚し、救急車対応となった
- 看護師による医療的対応が必要だった
- 受入れ時は健康との事だったが、実際は病状があった。（服薬も）喘息があり、対応に苦慮した
- 夜尿の有無
- こどものアレルギー特性、シラミ
- 排便介助が必要という情報

(こどもの特性・問題行動に関する情報)

- 夜間の様子（夜尿や夜泣き、夜驚など）に関する情報が不足
- こどもの性的指向について、事前にマイノリティーであることが分かっていたら、居室やトイレ等で配慮することができた
- 特別な配慮や支援が必要な子どもに対しての詳細情報が不明確で1対1での対応に時間をさく状況がある
- こどもの情緒面や行動面に対しての詳細情報が不明確で、無断外出や他害の問題が生じる
- 受入後に、過去他児とのトラブルが発生していた事実がわかった
- こどもの特性に関する情報が詳しく無いこと。特性については、こどもの対応で困ってしまう

(日常生活・学校での状況に関する情報)

- 学校での様子に関する情報が足らずに受け入れてから困ったことがある。学校は落ち着いて過ごしていると報告があったが、実際に生活を始めると落ち着きなくいつも歩き回る、日課に沿えないことがあった
- 学校での様子が分からず、登校について拒否的な姿勢の学校対応に困った
- 日頃の生活の様子（生活リズム、不登校）が分からず、配慮した支援を行っていく
- 学力面など学校情報と差があることが多く、手探りでの学習支援になっている

(家庭に関する情報)

- 家族の状況がわからず、外出した際、実母の働いている場所に行ってしまった
- 本人と関わりのある家族等は、全て情報を頂いていた方が良い。情報がなかった場合、本人から名前が出て関係性が分からなかったり、実在する人か、架空の話か分からなかったりする

(一時保護の理由、見通し等に関する情報)

- 緊急一時保護施設としてどんな事を求められているのか、それ自体が不明
- 一時保護期間の見通しがなく、こどもへの現在の状況の説明もない

(交友関係に関する情報)

- 同じ保護先に、同じ学校のこどもが重なってしまった
- 一時保護施設で同時期に入所し、移動してくることがあるが、そこでも関係性が悪く、トラブルが多発しているにも関わらず、再度こちらで一緒になってしまった

(3) 問 8. 委託一時保護受入れの際の児童相談所からの情報提供について、課題や要望

委託一時保護の受入れにあたり、児童相談所からの情報提供について課題だと思うこと、要望を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(事前の情報提供)

- 警察に保護され、緊急の場合情報が少ないことが多い
- こども情報がないのに空きがあるかどうか尋ねられても判断ができない。情報を把握した上で打診をしてほしい
- しっかりと情報を入れた上で一時保護打診を行ってほしい。受入れが決まってから新たに情報を出してくることが多い
- 事前の情報把握は行ってほしい。情報の後出しはやめてほしい
- 直接対応にあたる児童福祉司と、受入れ先を打診する課長との間で情報共有のタイムラグがあり、受入れ後になって、重要な情報が入ってくることがある
- 打診の時点では主訴、名前、生年月日しか分からず、受入れ後に重要な情報がくる。できる準備はしておきたいため、大小関わらず共有してほしい
- 事前に聞いていた情報と食い違いがある場合があるため、アセスメントをしっかりとしてほしい

(こどもの特性等に関する情報提供)

- 最低限の情報として、こどもの特性や配慮がどこまで必要なのか、学校での対職員やこどもとの関わりの様子等、具体的かつ詳細な情報の提供をいただきたい
- こどもの特性や前にいた施設での様子は詳しく教えてもらいたい
- アレルギーやてんかん等があるこどもの場合、発症時にどのような対応をとったら良いのか、という所まで明確にしておいてほしい

(学習に関する情報提供・サポート)

- 学習支援において、課題やプリントなど、在籍学校との連携がほとんどないので調整していただきたい
- どの程度の勉強ができるか、または、入所までやっていた教材などがあれば提供してほしい

(今後の見通しの説明)

- 保護児童の置かれている家庭環境や今後の見通しを教えてほしい
- こどもの今後の動向について、詳細が不明瞭で、こども自身が不安を感じていることが多い
- 保護期間が長期化するこどもがいるため、見通しをできるだけ早く立てていただきたい。こどもから聞かれた場合、児童相談所職員に聞くよう伝えることしかできない
- 保護が長くなっているケースの動きが鈍いこどもへ説明が不足

(適切な面談やフォロー)

- 児童福祉司や、児童相談所によって対応が違うところ。改善を要求しても伝わらない
- 担当する方によって情報提供して頂ける場合とそうでない場合がある

(児童相談所の担当者による対応の差)

- 児童福祉司や、児童相談所によって対応が違うところ。改善を要求しても伝わらない
- 担当する方によって情報提供して頂ける場合とそうでない場合がある

(その他)

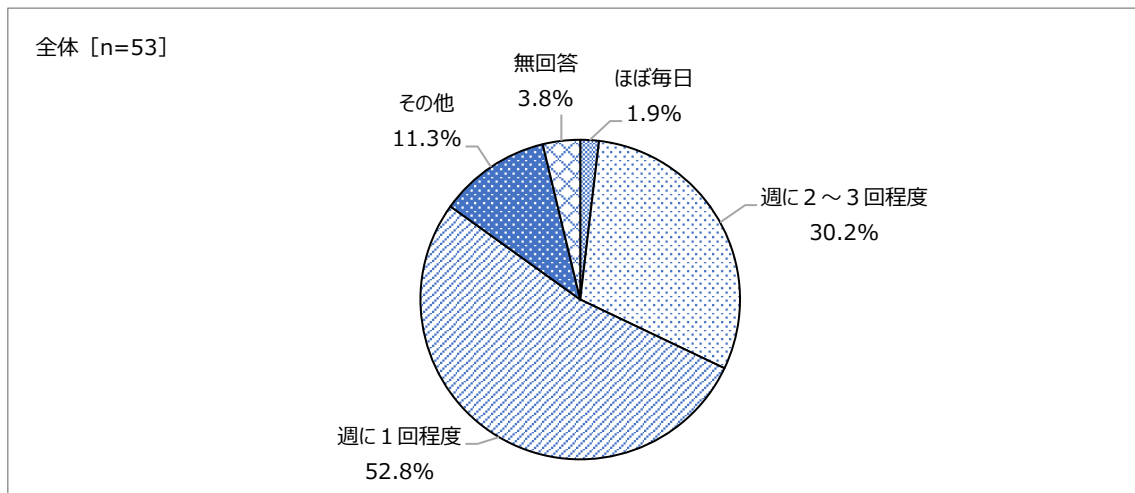
- 一時保護場所移送に伴う、動機づけをして欲しい

- 重い虐待事実や、児童相談所取り扱いが初めてのケースは、こどもが不安定である、行動観察や頻度の高い面談実施の必要性があるため、なるべく児童相談所一時保護施設で取り扱って欲しい
- 委託するまでの間、情報収集等のための一時的居場所がないため、情報がないまま措置児童の生活する場所に来ることになり、一時保護児童にとっても入所児童にとってもリスクがある

(4) 問9. 児童相談所との情報共有の平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)

委託一時保護後の1週間における児童相談所との情報共有の平均的な頻度は、「週に1回程度」が52.8%、「週に2～3回程度」が30.2%となっている。

図表 4-13 委託一時保護後の1週間における児童相談所との情報共有の平均的な頻度



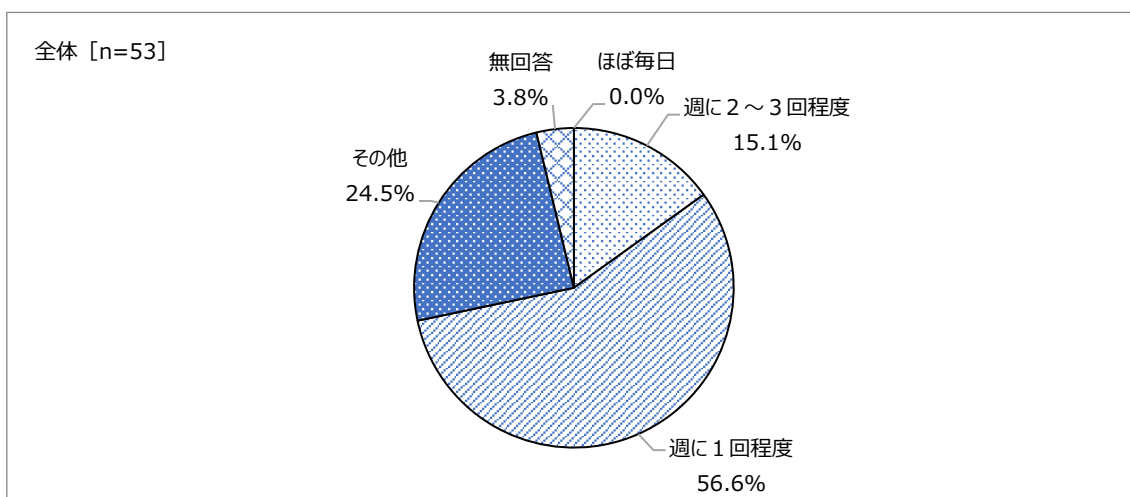
【「その他」の主な内容】

- 必要に応じて
- ケースによる
- 担当による

(5) 問 10. 児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために来所する平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)

委託一時保護後の1週間における、児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために来所する平均的な頻度は、「週に1回程度」が56.6%、「その他」が24.5%、「週に2～3回程度」が15.1%となっている。

図表 4-14 委託一時保護後の1週間における、児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために来所する平均的な頻度



【「その他」の主な内容】

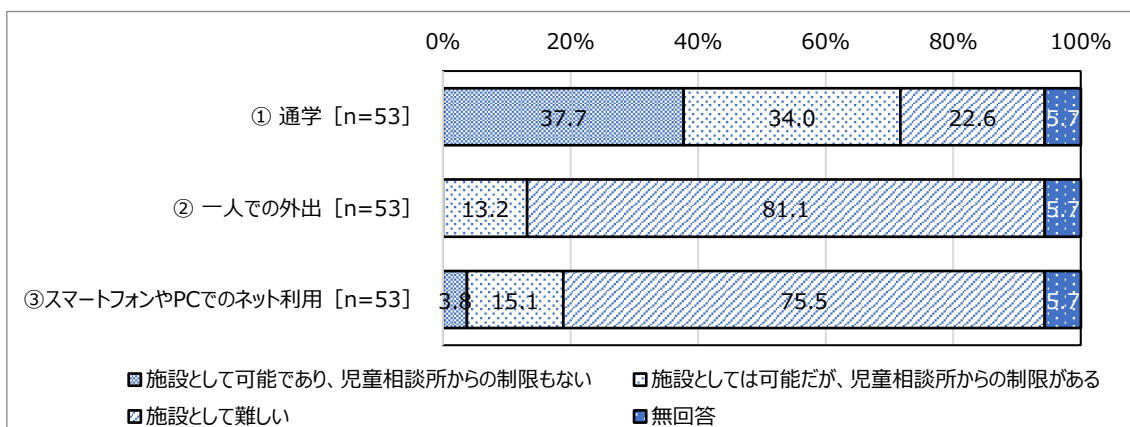
- 必要に応じて
- ケースによる
- 担当による

4. 委託一時保護中のこどもの生活や支援について

(1) 問 11. こどもの生活上の制限

こどもの生活上の制限について、通学は「施設として可能であり、児童相談所からの制限もない」が37.7%、一人での外出については「施設として可能であり、児童相談所からの制限もない」が0.0%、スマートフォンやPCでのネット利用は「施設として可能であり、児童相談所からの制限もない」が3.8%となっている。

図表 4-15 こどもの生活上の制限



(2) 問 12. 問 11 で、「3. 施設として難しい」と回答した場合の理由

問 11 で、「3. 施設として難しい」と回答した場合の理由を聞いたところ、主に以下の回答があった。

①通学

- 原則原籍校にしか通学できないため
- 1～2 週間のみ通うのは難しいため
- 送迎する人員が確保できない
- 他の子どもとの生活リズムが異なる
- 登下校時の事件や事故の懸念があるため

②一人での外出

- 集団生活をしている中で、一人で外出をさせられることもさせられない子どもの区別ができない
- 他の子どもとの対応に違いがあると不満がでたり、対応に統一性が図れない
- 土地勘のない場所での外出は危険を伴うとともに戻らない可能性も高い
- 子どもによっては逃走の可能性がある、また保護者と接触してしまう可能性があるなど、安全確保しきれないため
- 性格や行動範囲、親族や友人関係等の把握ができていない状況で安全性を確保できない

③スマートフォンや PC 等でのインターネットの利用

- 秘匿性が高い子どももいる中で、自由に使用等はさせられない
- 本人だけでなく、他の子どもや施設の措置入所の子どもの情報が外に出る可能性があるため
- 外部と連絡を取ることで、不特定多数の人に一時保護専用施設の場所が特定されてしまう可能性がある
- 誰とつながっているのか、つながろうとしているのか分からない状況で子どもの安全を確保できない
- ニュース等を調べ、家庭の状況を知る可能性がある
- 依存症の特性があると回収が困難になるケースがあるため

(3) 問 13. 在籍校への通学ができない場合のこどもの学習保障としての取組

在籍校での通学ができない場合に、こどもの学習保障として、施設で取り組んでいることを聞いたところ、主に以下の回答があった。

(学習時間の設定)

- 学習の時間を設けて取り組めるようにしている
- 1 日スケジュールの中に学習時間を入れている

(教材の提供)

- 発達状況に合わせた教材を提供している
- 学習指導要領に対応しているテキストを使用し、学習に取り組んでいる
- 学校に合わせた教材やプリントの用意
- 能力に合ったドリルなどの提供

(タブレット学習)

- アプリで個別アカウントを作成してタブレット or パソコンで学習

(学校との連携)

- 学校と連携して、課題を出してもらっている
- 在籍校と連携し、教材提供をしてもらっている

- 学校によって差があるが、長期休暇期間の課題・中間期末考査の出題範囲や試験問題をもらい取り組む
- 通学している学校とのオンライン授業

(個別指導・外部人材の活用)

- 学習ボランティアの活用
- 学習塾から家庭教師を派遣してもらい対応

(校区内の学校に転校)

- 校区外通学を依頼し、一時保護専用施設から施設の校区内の学校に通わせることをしている

(4) 問 14. こどもの日中活動についての工夫

こどもの日中活動について、施設において工夫して取り組んでいることを聞いたところ、主に以下の回答があった。

(余暇の充実)

- 漫画、DVD、ゲーム機等を幅広く取り揃え、制限された生活の中で少しでも余暇の時間が充実したものになるようにしている
- 玩具、漫画、本、TV、DVD、ゲームができる環境を整えている
- 本・マンガ・玩具の充実。動画配信サービスの利用
- 制作（工作・絵・手芸・調理）の時間を設けている
- ピアノ、習字、料理など

(運動・外遊び)

- 近くの公園や体育施設での活動
- 敷地内の園庭での身体的活動を実施
- 本体施設の中庭や、敷地内の体育館を利用して、運動の時間を確保
- 空いている職員と公園へ行く

(外出)

- 外で野活動、買い物など
- さんぽ、買い物、ハイキングなど
- 月 1 回外出可能な場所へ行く
- 公園や図書館への外出を積極的に取り組んでいる
- 近所の公園や買い物などにできる限り出掛けるようにし、様々な経験を積めるようにしている

(こどもの希望に応じた活動)

- 誕生日やクリスマスのプレゼントの希望を聞いて実施
- こどもの要望に可能な限り対応し、遊びの中で工夫を行い楽しい雰囲気でも過ごすように取り組んでいる

(イベント・体験)

- お菓子づくりや季節の制作
- 季節に合わせた行事を実施
- 週 1 回プロジェクターで映画鑑賞
- 食材の買い物のため、スーパーに連れていき、社会とのつながりが分断されないようにしている
- 独自に農園を作っていて、各種野菜などの手入れをさせるなどして精神安定を図っている
- こども達が主体となったダンス大会や施設行事への参加

(5) 問 15. こどもの生活に関して、実施したいができていないこと

委託一時保護中のこどもの生活に関して、施設で実施したいができていないことを聞いたところ、主に以下の回答があった。

(外出)

- こどもの生活圏域がバラバラなので外出先を決めにくい
- 施設外での活動
- 施設外の施設（美術館、公園、遊園地など）への外出は、保護中こどもの状況等により、実施するのが、難しい場合が多い
- 外出行事を実施する際、都道府県外へ出ること

(運動の機会の増加)

- 屋外へ出て身体を動かせるようにしてあげたい
- 天気に関係なく運動を行えること
- 毎日の運動。園内敷地が狭く、体を動かせるスペースがない。公園への外出はこどもの外出制限や勤務状況、天候に左右されるため、毎日の運動が実施できない

(通学)

- 学校への登校
- 修学旅行へ行けない子どもへの支援
- 遠足など外での学習

(十分な学習)

- 十分な、かつこどもの特性や習熟度に合わせた学習機会の提供ができない
- 登校が難しい子どもについて学習時間を設けているが、学校の授業のように丁寧に教えることができない
- 中学生の学力確保のために、塾やインターネットを利用した学習時間の活用

(その他)

- 個別対応の時間確保
- 里親レスパイト、市などから委託を受けているショートステイの子どもを分けて対応したい
- 季節ごとの行事
- 長期休暇中の旅行
- 習いごと

(6) 問 16. こどもの生活に関して実施したいことを実現するために必要な改善

問 15 で回答された「実施したいができていないこと」について、改善のために必要なことを聞いたところ、主に以下の回答があった。

(外出)

- 受入れ児童相談所を限定する
- 職員の人数がもう少し増えたり、年数を重ねた職員がいることが必要になる

(運動の機会の増加)

- こどもの定員に対しての一時保護専用施設の職員の配置の増加
- 天気の影響を受けない設備（体育館などあればありがたい）
- 園内敷地面積の拡大。園内の一室を借り体を動かせるスペースの確保

(通学)

- 登校支援の環境整備
- 人材の確保、配置基準の改善
- 市町村との協議
- 国としての定め（オンラインでの授業参加、クラスメイトとの交流機会、学校行事への参加）

(十分な学習)

- 教育機関との連携
- オンライン授業を受けることができれば、進度が大幅に遅れることを防げると思う

- タブレット学習について、費用がかかること、数年単位で端末や教材を更新する必要があること。ネットが必要な場合、個人情報を守りながら使用できる環境を提供すること
- 情報収集や他施設の取組みを知るための研修会を企画してほしい

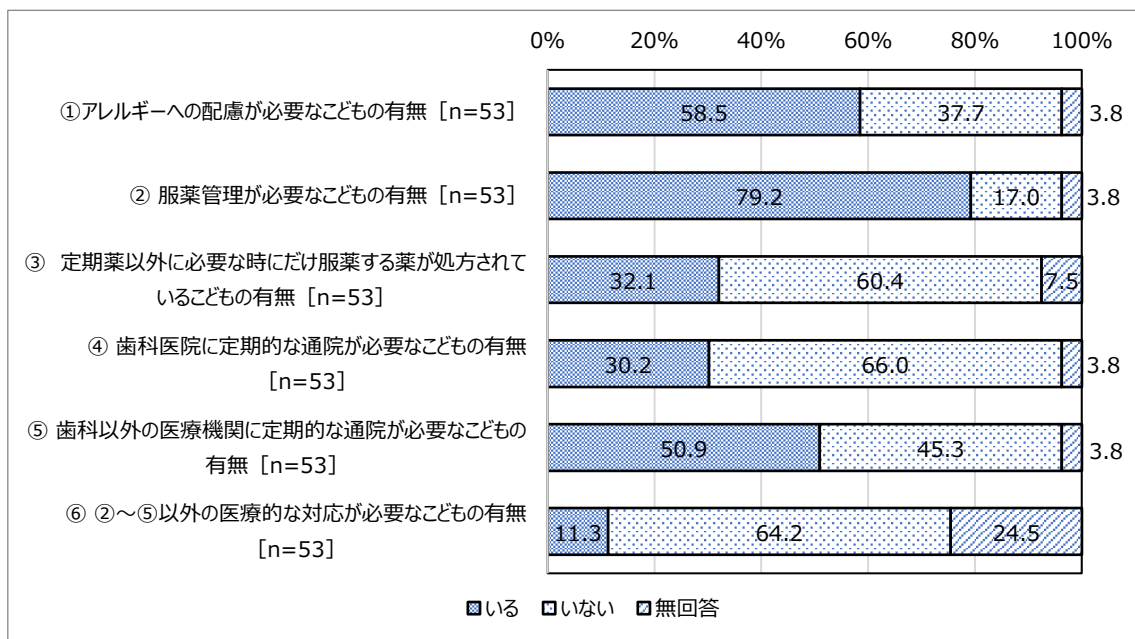
(その他)

- 人員不足で一人ひとりのきめ細やかなケアまでできていない。人員確保と心理士との定期的な情報共有が必要
- 季節ごとの行事について、予算化をすることができると実施が可能となる
- 旅行について、委託費の増額、習いごとに関しては、第3者に情報を渡せないため難しい

(7) 問 17. 医療的な対応や配慮が必要なこどもの有無（令和7年11月1日時点）

医療的な対応や配慮が必要なこどもの有無（令和7年11月1日時点）について、アレルギーへの配慮が必要なこどもは「いる」が58.5%、服薬管理が必要なこどもは「いる」が79.2%、定期薬以外に必要な時にだけ服薬する薬が処方されているこどもは「いる」が32.1%、歯科医院に定期的な通院が必要なこどもは「いる」が30.2%、歯科以外の医療機関に定期的な通院が必要なこどもは「いる」が50.9%となっている。②～⑤以外の医療的な対応が必要なこどもについては、「いる」が11.3%となっている。

図表 4-16 医療的な対応や配慮が必要なこどもの有無(令和7年11月1日時点)



【②～⑤以外の医療的な対応が必要なこどもの主な内容】

- 精神科に通院
- 鼻炎
- ホルモン注射接種

(8) 問 18. こどもの服薬管理やアレルギーへの配慮に関して、児童相談所や行政に求める支援

委託一時保護中のこどもの服薬管理やアレルギーへの配慮に関して、児童相談所や行政に求める支援を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(詳細情報の提供)

- アレルギー検査等の結果提供をお願いしたい
- 正確な診断と情報提供

- 打診時に服薬管理やアレルギーの配慮が必要なのか、確認をしてから連絡をもらえるとありがたい
- ドクターなどの意見をしっかり聞いて、共有してほしい。緊急での保護で服薬を大量に持ってこられても対応できない

(文書での情報提供)

- 服薬の使用方法、残薬やアレルギーの細かい情報（添加物は除去しなくてもよい等）について一時保護児童入所時調査票の項目に追加し、双方が正確に把握できる仕組みにしていきたい
- 通院の記録を文書で欲しい
- 保護者から服薬の順番などオーダーがある場合は児童相談所で聞き取った上でペーパーで欲しい

(診断書の提出)

- 医師の診断書の提示をお願いしたい
- 学校給食では食材を除去する際、医師の診断書や検査結果の提出が必須のため、準備してほしい

(検査の実施)

- 委託前、もしくは委託後すぐにアレルギー検査を実施してほしい

(通院)

- 通院を要請した際にはすぐに対応してほしい
- 通院の同行
- 遠方への通院は児童相談所に依頼、精神科の通院も基本児童相談所をお願いしたい
- 通院など、児童相談所が行うケースが多く、服薬についてしっかり引き継ぎがなされない時があり、困る

(職員配置の見直し)

- 看護師の配置

(研修)

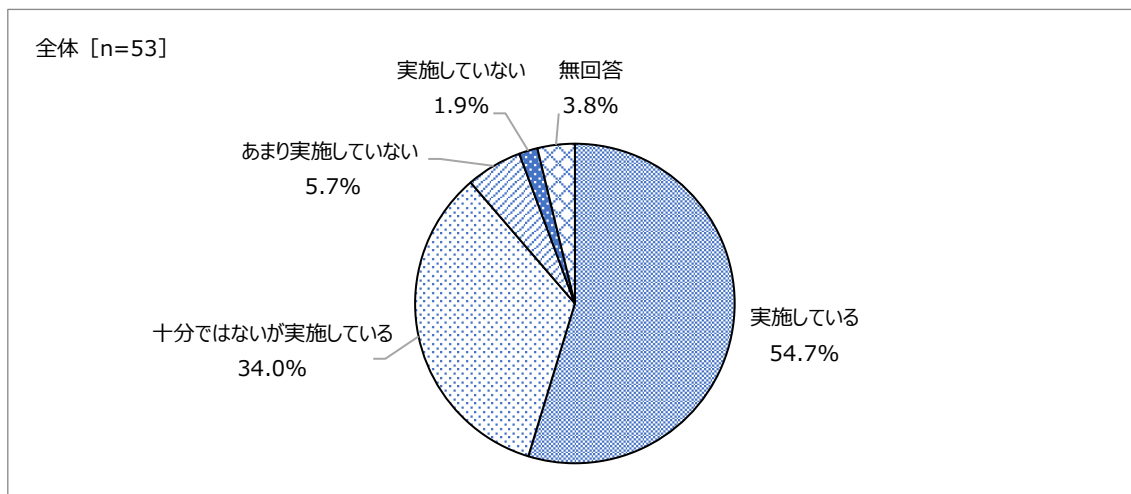
- エピペンの使用方法など、場合によっては研修を行ってほしい

5. 委託一時保護期間中の行動観察等（アセスメント）について

(1) 問 19. 委託一時保護中のこどもの行動観察の実施状況

委託一時保護中のこどもの行動観察の実施状況は、「実施している」が 54.7%、「十分ではないが実施している」が 34.0%、「あまり実施していない」が 5.7%となっている。

図表 4-17 委託一時保護中のこどもの行動観察の実施状況



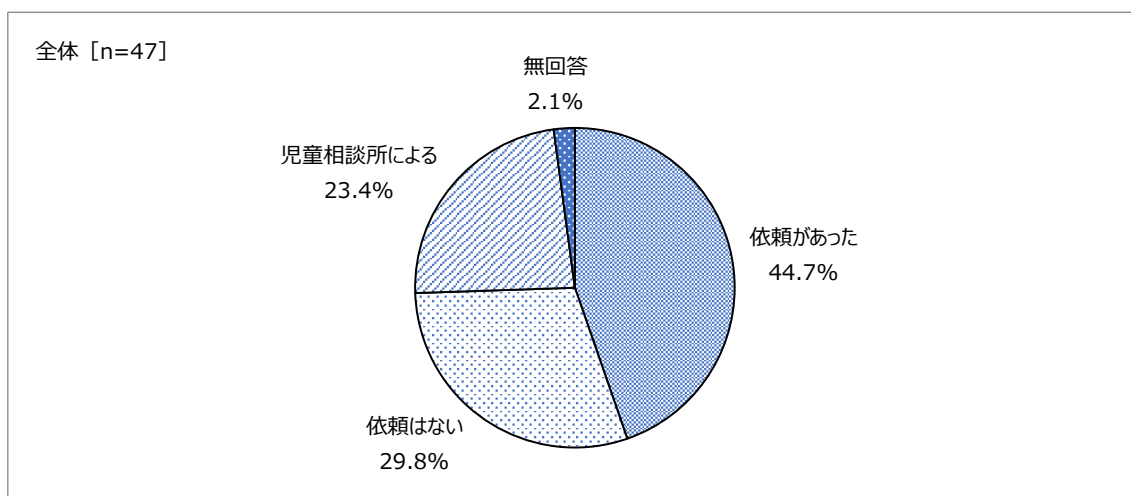
(2) 問 20. 行動観察について

※問 20 は、問 19 で、行動観察を「1. 実施している」「2. 十分ではないが実施している」と回答した施設を対象にしている。

ア. 児童相談所からの行動観察実施依頼

児童相談所からの行動観察実施依頼は、「依頼があった」が 44.7%、「依頼はない」が 29.8%、「児童相談所による」が 23.4%となっている。

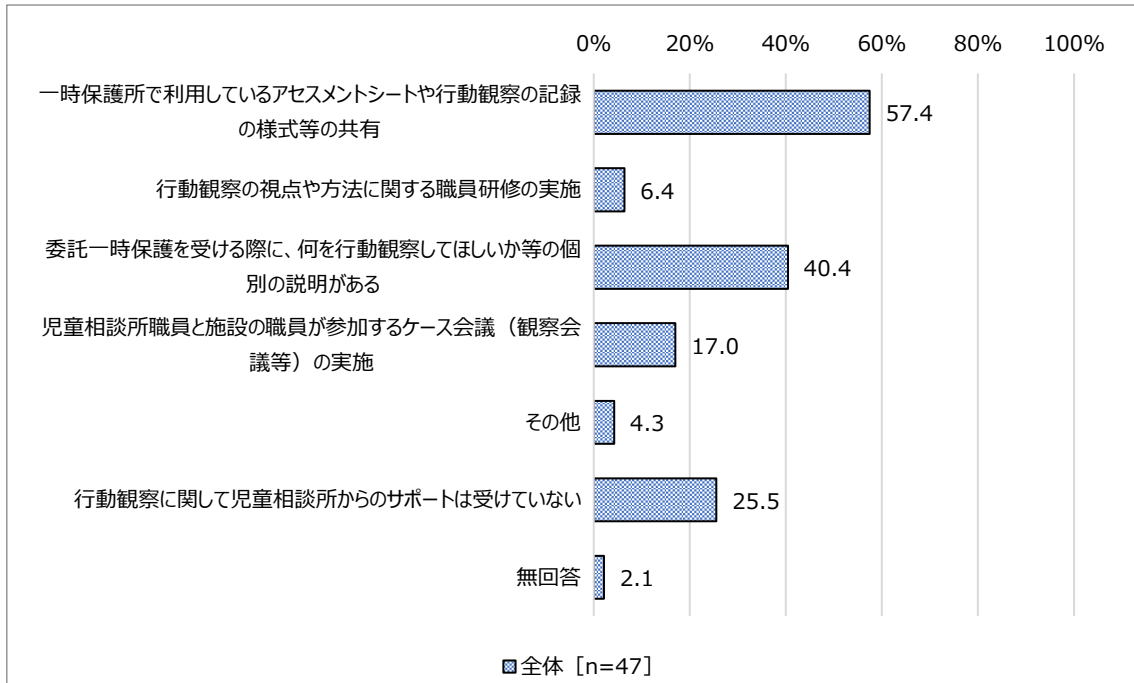
図表 4-18 児童相談所からの行動観察実施依頼



イ. 行動観察に関する児童相談所からのサポート

行動観察に関する児童相談所からのサポートは、「一時保護所で利用しているアセスメントシートや行動観察の記録の様式等の共有」が 57.4%、「委託一時保護を受ける際に、何を行動観察してほしいか等の個別の説明がある」が 40.4%、「行動観察に関して児童相談所からのサポートは受けていない」が 25.5%となっている。

図表 4-19 行動観察に関する児童相談所からのサポート〔複数回答〕



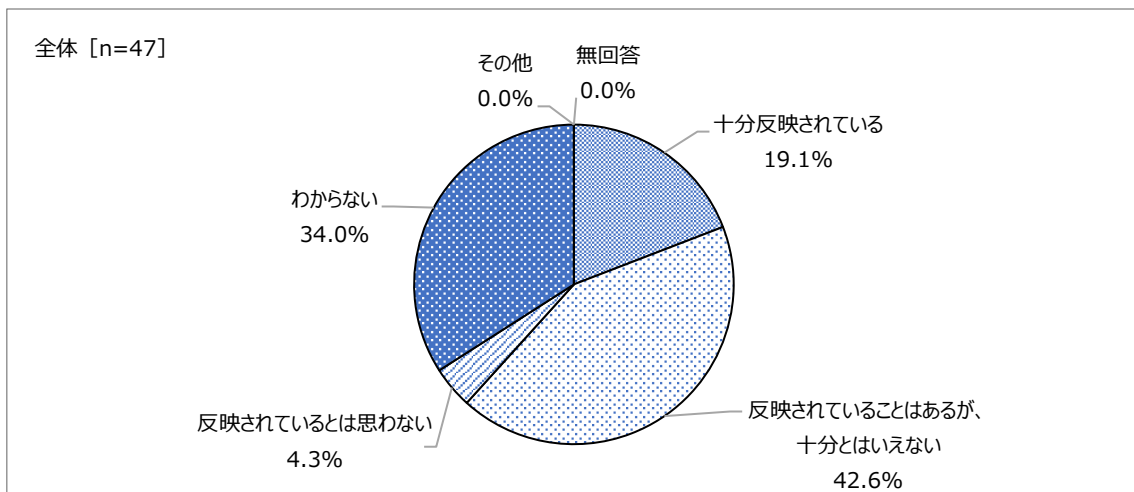
【「その他」の主な内容】

- 情報提供書に記載されている行動観察ポイントを把握
- 依頼はないが、普段の生活でこどもの反応は伝えて下さいと言われることがある

ウ. こどもの援助方針への行動観察結果の反映

こどもの援助方針への行動観察結果の反映は、「反映されていることはあるが、十分とはいえない」が 42.6%、「わからない」が 34.0%、「十分反映されている」が 19.1%となっている。

図表 4-20 こどもの援助方針への行動観察結果の反映



(3) 問 21. 行動観察を実施していない理由

問 19 で、行動観察を「4. 実施していない」と回答した施設（1 件のみ）に対して、行動観察を実施していない理由について聞いたところ、「児童相談所から依頼がないから」となっている。

(4) 問 22. 行動観察の実施や充実のために必要だと思う取組や、児童相談所や行政に求める支援

委託一時保護のこどもの行動観察を実施またはより充実するために必要だと思う取組や児童相談所や行政に求める支援を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(行動観察のポイント共有)

- 行動観察の目的を明確にその活用方法も施設と共有する。また、重点的に観察すべき項目についても意見を求める
- 観察項目を具体的に示して頂きたい
- 児童相談所から、こどもそれぞれに対しての行動観察の留意点を箇条書き等でまとめたものの提示があると、具体的な観察をすることができる
- 保護中の支援方針等を把握できれば、よりそれぞれに合った行動観察が実施可能になる

(アセスメント項目・シートの提示)

- 共通の（年齢による）アセスメントシートがもらいたい
- 保護開始時（または数日の間）にフェイスシート（個人票）の提供
- 記録様式や観察ポイントの統一と共有
- 共通したアセスメントシートや行動観察の要点をまとめた説明があれば対応しやすい
- 行動観察の留意点をまとめたものや、ひな型があると良い

(合同観察会議)

- 児童相談所と合同での観察会議の実施

(ケース会議への参加)

- 開所のタイミングでのケースカンファレンスにもっと職員を参加させてほしい
- 生活していた地域の方（支援者）も含めたケース会議
- 児童相談所と一時保護先施設とのケース会議の実施
- アセスメントのためのケースカンファレンス

(今後の見通しの共有)

- 一時保護解除後の状況の共有。見立てや予測との整合性を確認することで精度が上がると思われるため

(研修)

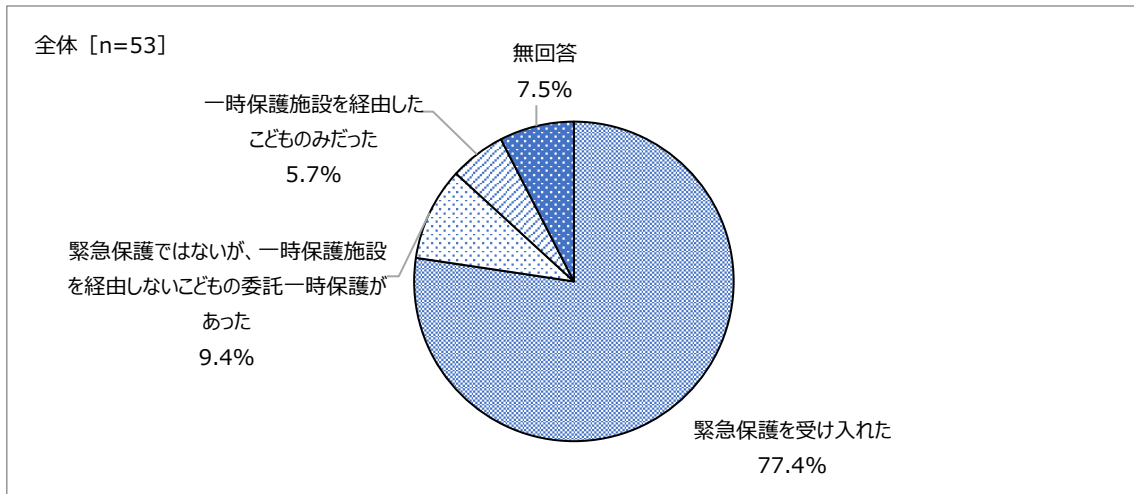
- 行動観察を行う際の視点等に関する研修
- 行動観察についての合同研修（観察の仕方、書き方）
- 行動観察に関する研修を児童相談所と合同で実施し、ポイントや必要な視点などを共有する
- 各職員の行動観察する力を養うこと
- 行動観察の作成方法を学んだことがないため、そのような研修があれば参加したい
- 定期的な研修への支援

6. 一時保護施設を経由しないこどもの受入れの状況・課題について

(1) 問 23. 一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護の有無（令和 6 年度）

一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護の有無（令和 6 年度）は、「緊急保護を受け入れた」が 77.4%、「緊急保護ではないが、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護があった」が 9.4%となっている。

図表 4-21 一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護の有無(令和6年度)

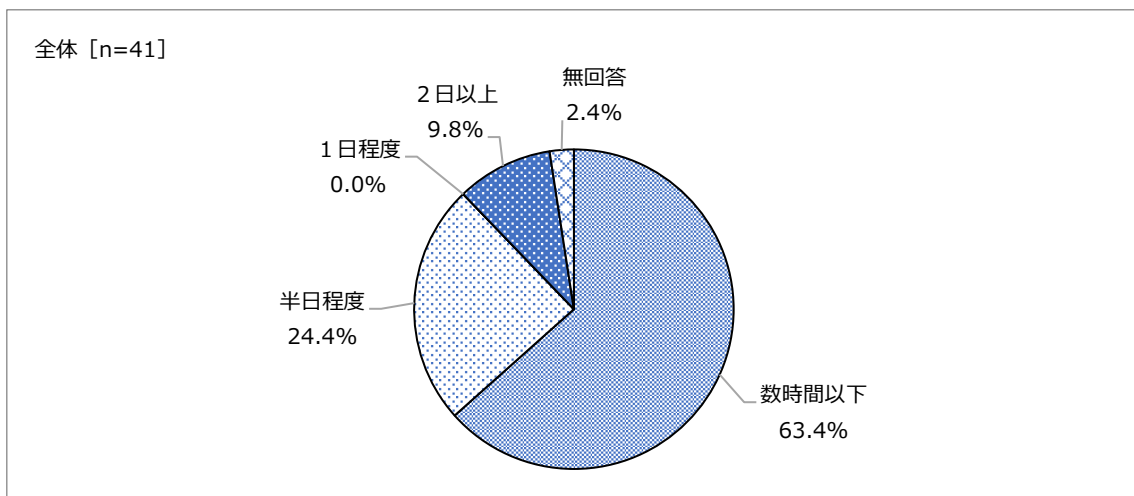


※以下、問 24～問 30 は、問 23 で、「1. 緊急保護を受け入れた」と回答した施設を対象にしている。

(2) 問 24. 児童相談所の依頼から緊急保護を受け入れるまでの最短期間（令和 6 年度）

児童相談所の依頼から緊急保護を受け入れるまでの最短期間（令和 6 年度）は、「数時間以下」が 63.4%、「半日程度」が 24.4%、「2 日以上」が 9.8%となっている。

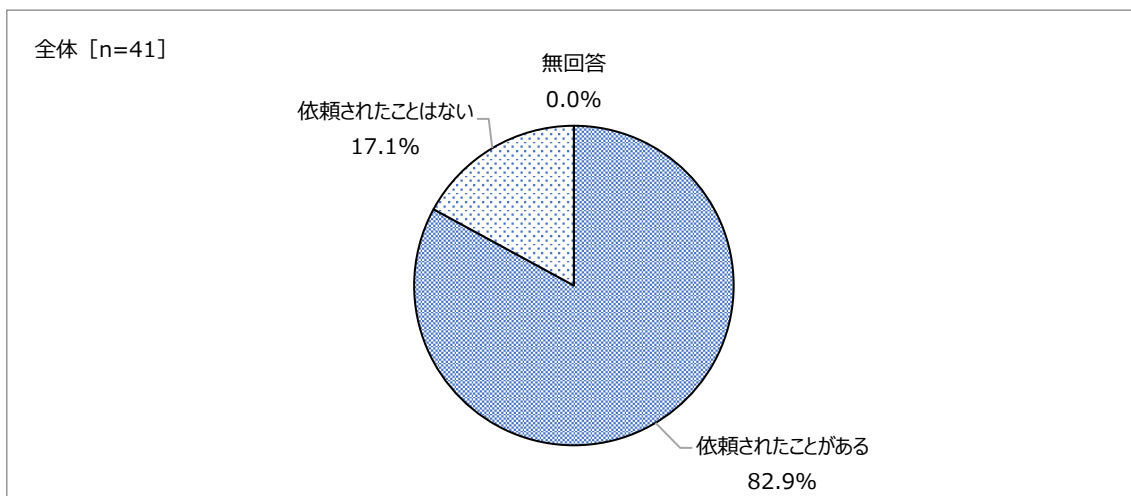
図表 4-22 児童相談所の依頼から緊急保護を受け入れるまでの最短期間(令和6年度)



(3) 問 25. 夜間（19 時以降）の緊急保護受入れ依頼の有無（令和 6 年度）

夜間（19 時以降）の緊急保護受入れ依頼の有無（令和 6 年度）は、「依頼されたことがある」が 82.9%、「依頼されたことはない」が 17.1%となっている。

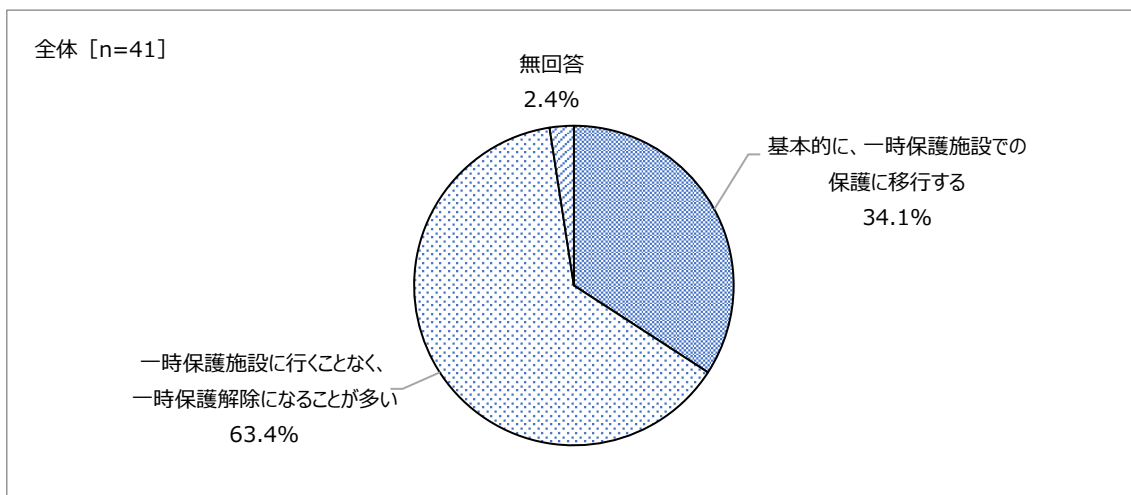
図表 4-23 夜間(19 時以降)の緊急保護受入れ依頼の有無(令和6年度)



(4) 問 26. 一時保護施設に空きが出た場合の、緊急保護で受け入れたこどもへの対応

一時保護施設に空きが出た場合の、緊急保護で受け入れたこどもへの対応は、「一時保護施設に行くことなく、一時保護解除になることが多い」が 63.4%、「基本的に、一時保護施設での保護に移行する」が 34.1%となっている。

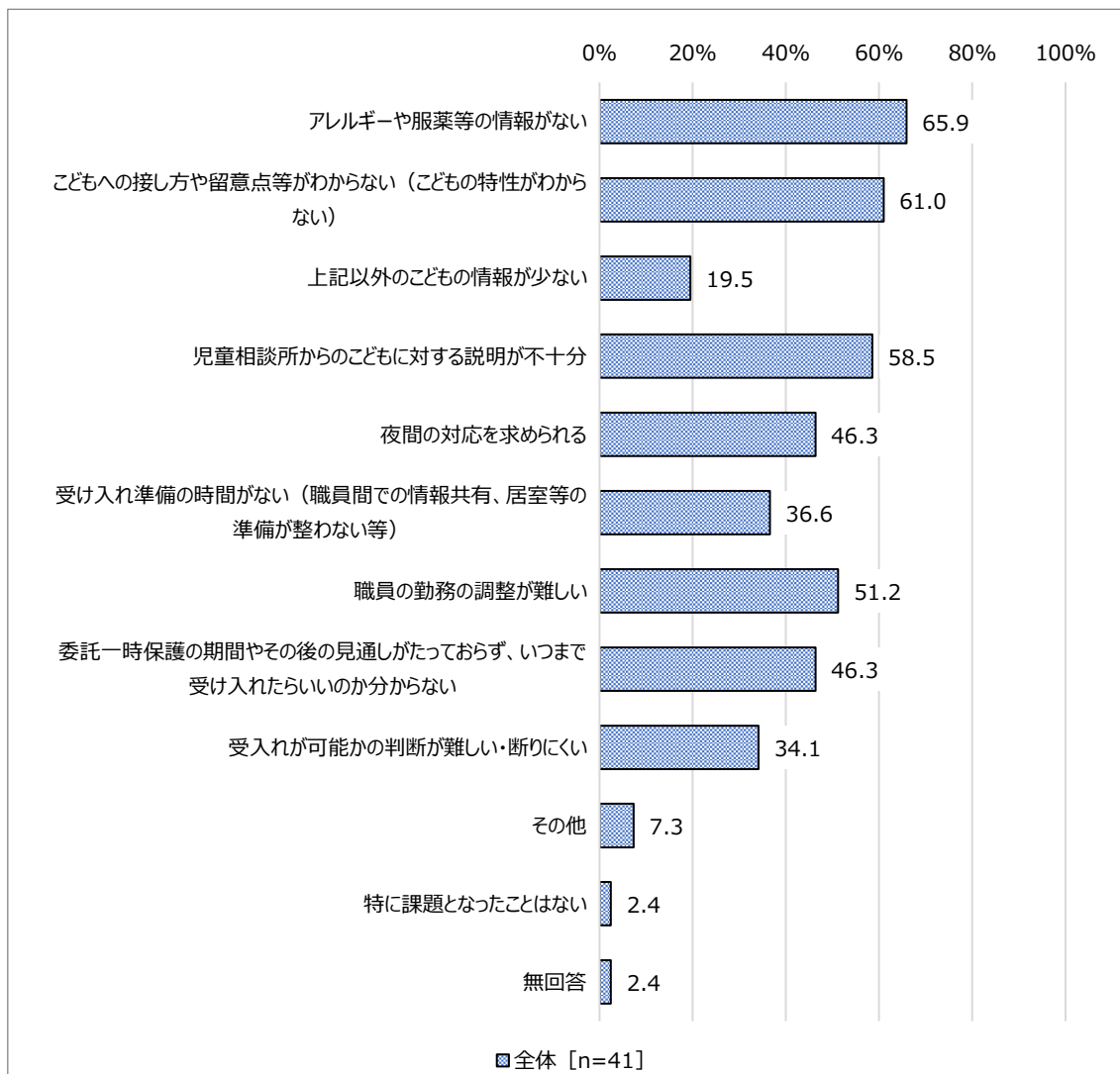
図表 4-24 一時保護施設に空きが出た場合の、緊急保護で受け入れたこどもへの対応



(5) 問 27. 緊急保護の受入れにおいて課題となったこと

緊急保護の受入れにおいて課題となったことは、「アレルギーや服薬等の情報がない」が65.9%、「こどもへの接し方や留意点等がわからない（こどもの特性がわからない）」が61.0%、「児童相談所からのこどもに対する説明が不十分」が58.5%となっている。

図表 4-25 緊急保護の受入れにおいて課題となったこと〔複数回答〕



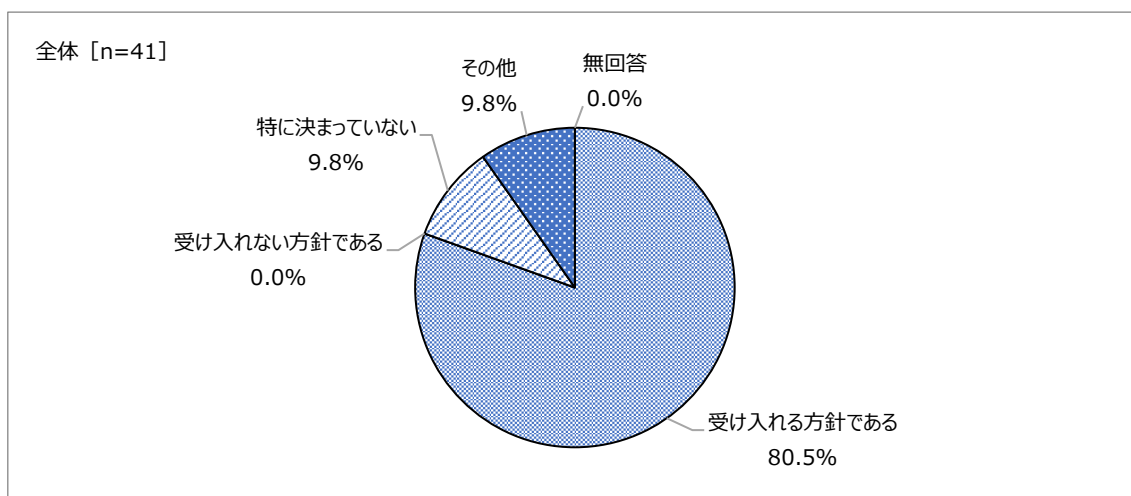
【「その他」の主な内容】

- こどもが納得していない場合、無断外出の可能性がある
- 衣類がない

(6) 問 28. 今後の緊急保護受入れ方針

今後の緊急保護受入れ方針は、「受け入れる方針である」が 80.5%、「特に決まっていない」「その他」がそれぞれ 9.8%となっている。

図表 4-26 今後の緊急保護受入れ方針



【「その他」の主な内容】

- 個別で判断
- 事前に取り決めをした時間内（9 時～19 時）であれば受け入れる
- 21 時以降は受入れが難しい状況

(7) 問 29. 問 28 のように回答した理由

問 28 のように回答した理由を聞いたところ、主に以下の回答があった。

（受け入れる方針である理由）

- 一時保護専用施設の 1 つの役割と捉えているため
- 一時保護専用施設として、当然の役割だと考える
- こどもの命がかかわってくるから
- 行き先が決まらずに困ってしまう子どもを出さないため
- 空きがあったら、少しでも児童相談所やこどもの助けになることができたらと思う
- 必要性がある限り対応していく方針だから
- 都道府県の一時保護施設が常に満床。保護先がない子どもがいる以上、実施する必要性を感じるから
- 開設時から緊急保護を受けることを児童相談所と決めているため

（特に決まっていない理由）

- その時の状況で判断しているため、緊急で受入れ可能な時もあれば、難しい時もあるため
- 他のこどもの安全確保が不安のため

（その他の理由）

- 施設にいる子どもたちの安心、安全も考慮しないといけない
- その時のこどもの人数・特性・年齢等により判断する場合あり
- 職員の勤務調整が難しく、受入れ対応中に他の子ども達にリスクが生じるため
- 21 時以降は職員の対応が難しいため

(8) 問 30. 施設において、緊急保護のこどもを受け入れ続けるために、必要と考えられる施策や児童相談所や行政に求める支援

施設において、緊急保護のこどもを受け入れ続けるために、必要と考えられる施策や児童相談所や行政に求める支援を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(職員配置の増加)

- 24 時間×365 日開所には 8760 時間の職員配置が必要、配置基準 2.5 名では有休の少ない新卒を配置しても 1920 時間×3 名 = 5760 時間で、年間 3000 時間の人員不足
- 緊急保護でも受け入れられる職員体制、スキル強化
- 夜間の職員体制を複数にすること
- 夜間職員数が少ないため、発達等特性が強いこどもや虐待による心理的外傷の程度が重たいこども、無断外
- 出・他害行為の危険性が高いこどもの受入継続は困難であるため、適切かどうか考慮して欲しい
- 施設が十分な人員を配置するための予算確保
- 専任職員が 2 名より多いこと
- 特に夜中受け入れられるための人員加算

(医療職の配置・医療との連携)

- 看護師など医療的な専門職が夜間にいてもらえるとよりありがたい
- 通院してから、保護したいが、次の日になることが多い。急変が怖い。また、アザがうすくなって、医者に判断不能と言われる

(ハード面の整備)

- 一時保護児童数の増加に伴い、緊急保護を受けられる施設の増設

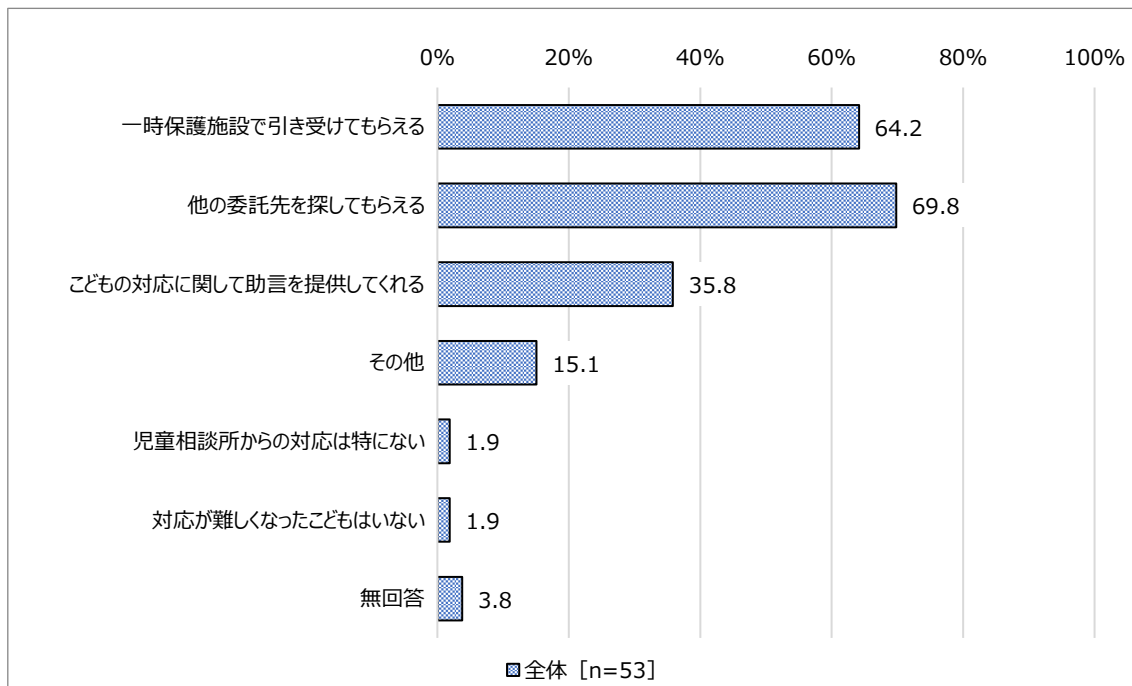
(適切な情報収集・迅速な情報共有)

- 保護打診の連絡の前に、こどもの情報を集め、事前に教えてほしい
- 保護するこどものアレルギーや服薬状況、特性等の最低限の情報提供を求める
- 夜間・緊急時でも必要最低限の情報を即時共有できる仕組み
- 児童相談所が開いている時間以外はホットライン経由で児童相談所とやりとりをすることになる（施設から児童相談所へ直接電話ができない）ため、いつでもスムーズに連絡を取り合えるようにしてほしい
- こどもの情報共有や、保護されることの納得、また今後の見通しについて教えてもらいたい

(9) 問 31. 委託一時保護を受けたものの対応が難しくなった場合の児童相談所の対応

委託一時保護を受けたものの対応が難しくなった場合の児童相談所の対応は、「他の委託先を探してもらえる」が 69.8%、「一時保護施設で引き受けてもらえる」が 64.2%、「こどもの対応に関して助言を提供してくれる」が 35.8%となっている。

図表 4-27 委託一時保護を受けたものの対応が難しくなった場合の児童相談所の対応〔複数回答〕



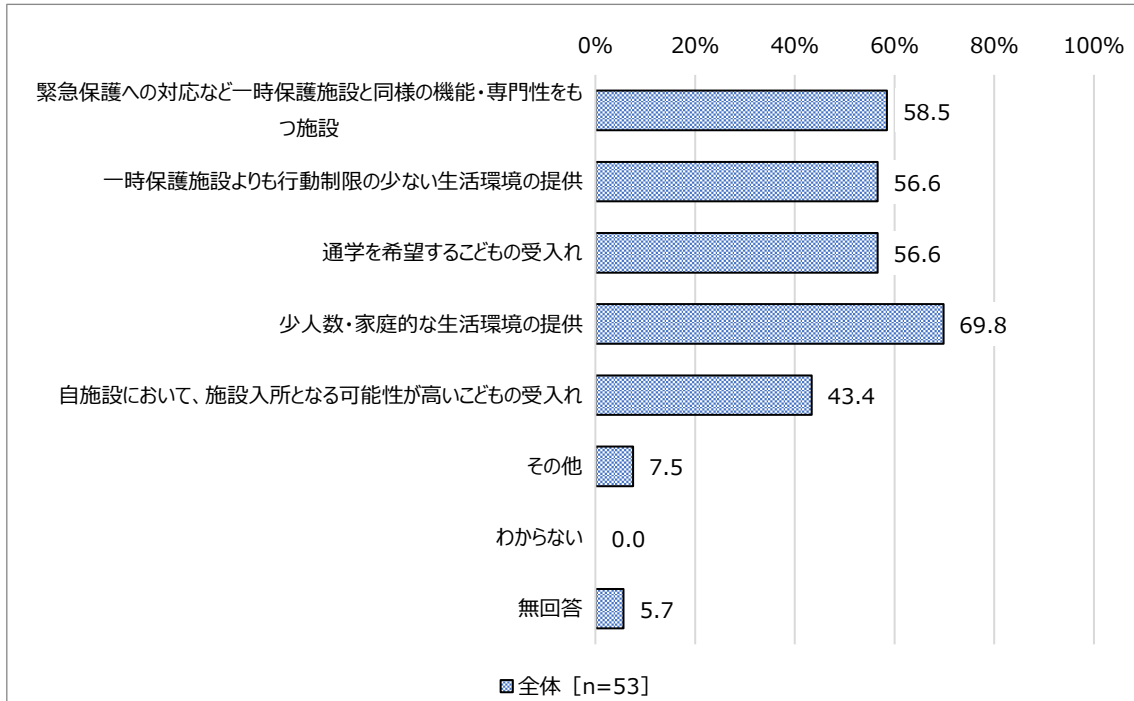
【「その他」の主な内容】

- 精神科病棟への入院調整
- 面接に来てくれる

(10) 問 32. 一時保護委託先として果たしていききたい役割

一時保護委託先として果たしていききたい役割は、「少人数・家庭的な生活環境の提供」が 69.8%、「緊急保護への対応など一時保護施設と同様の機能・専門性をもつ施設」が 58.5%、「一時保護施設よりも行動制限の少ない生活環境の提供」と「通学を希望するこどもの受入れ」がいずれも 56.6%となっている。

図表 4-28 一時保護委託先として果たしていききたい役割〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

- 他施設と連携し、まずは都道府県内施設の対応水準の底上げ。委託先によって受けられる対応差をなくしていきたい
- 要対協への参加、アフターケア、子育て支援

(11) 問 33. 一時保護委託先の支援の質を向上するために、児童相談所や行政から必要だと思う支援

一時保護委託先の支援の質を向上するために、児童相談所や行政から必要だと思う支援を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(職員の増員)

- 人材がもっといれば通学やアセスメントも考えられるが、対応の難しいこどもが多いため、人材を増やしたい
- 正しい職員配置基準
- 地域小規模児童養護施設と同等の職員配置基準にしていただきたい

(研修)

- アセスメントの研修会、こども支援の研修会の充実
- 一時保護に関する研修会の実施
- 一時保護専用施設に特化した研修がほとんどないので、企画していただきたい
- こどもの特性を通して行動分析を行い、職員がこどもに対しての的確な対応ができるような研修の実施等の支援が必要
- 他一時保護専用施設の取組みを知る機会がほしい
- 一時保護専用施設職員向けの研修、セミナー、一時保護専用施設の横のつながりを作るための場を主として設けてほしい

(情報共有の充実)

- こどもの事前情報を詳しく教えてほしい
- 情報共有の仕組み強化。不十分な情報での受入れを防ぐ
- ケースワーク状況やこどもの情報提供など細かい内容も都度連絡・報告をもらえる方がそれに沿った対応が取れる

(アセスメントにおける連携)

- 児童相談所とこどもについてのアセスメントをすることができたら、よりよい支援につながると考える

(ケース会議への参加)

- 施設職員のケース会議への参加

(児童相談所との連携強化)

- 児童相談所や行政との強い連携のためのタッグ
- 児童相談所での様子を詳しく知りたい。定期的な連携をお願いしたい
- 意見交換・合同会議等の実施。課題の共有や支援の向上につなげる
- 施設、児童相談所、都道府県との定期的な検討会議の実施

(こどもとの定期的な面談)

- 面談等ある程度スケジュールされていれば、こどもの不安も少しは軽減されるのではと思う
- 最低でも週に1回は面談を行って頂きたい
- 委託しているこどもの様子をたくさん見に来て欲しい

(こどもの教育機会確保・充実)

- 教育機会の確保（通学支援、オンライン授業、教師・同級生との交流）
- こどもの登校支援の協力
- 学習支援員の派遣

(ハード面の充実)

- 園庭や遊具等の設備費（園庭やホールが狭く、体を動かせる場所が少ないため）

(その他)

- 措置児童と変わらない生活、イベントへの参加の保障
- 児童相談所職員数の増員。各児童相談所に一時保護施設を同設する

第5章 里親・ファミリーホーム調査

I. 実施概要

1. 実施目的

一時保護施設との両立を図りながら委託一時保護を効果的に活用し、こどもにとってよりよい形での一時保護が行える環境を確保するとともに、一時保護委託先が安心してこどもの受入れや対応を行えるよう、また委託先における適切なアセスメントと個々の状況に応じた支援が展開されるよう、委託一時保護の実態や児童相談所との連携等について把握し、委託一時保護の在り方を検討することを目的として、里親、ファミリーホーム（以下、FH）へのアンケート調査を実施した。

2. 調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 5-1 調査概要

調査対象	全国の里親、ファミリーホーム
調査期間	令和7年11月7日（金）～ 令和7年12月26日（金）
調査方法	郵送配布・郵送回収 ・児童相談所を通じて配布・紙またはWEB回収
配布・回収数	配布 : 107件 回収 : 88件 回収率 : 82.2% ※配布数は、アンケートの回答があった児童相談所からの配布数。 回収率は参考値

II. 調査結果

1. 基本情報

里親、FHについては、「里親」が71件、「FH」が22件となっている。

図表 5-2 里親、FH

	里親	FH	里親・FHの両方を実施
件数 [n=88]	66	17	5

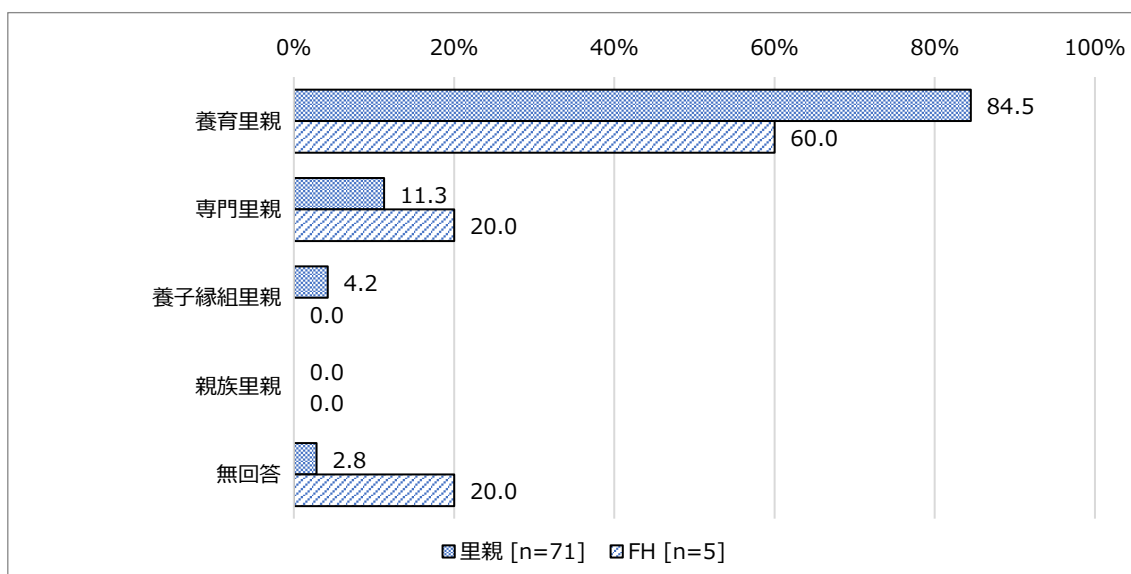
2. 里親、ファミリーホームについて

(1) 問 1. 里親について

ア. 里親種別

里親種別は、「養育里親」が84.5%、「専門里親」が11.3%、「養子縁組里親」が4.2%となっている。

図表 5-3 里親種別〔複数回答〕



※上記 FH は、里親と FH の両方を実施しているところ

イ. 里親の経験年数

里親の経験年数は、平均で9.4年となっている。

図表 5-4 里親の経験年数

	平均値
全体 [n=69]	9.4

※無回答は除く

ウ. 調査回答時点で委託を受けているこどもの人数（委託一時保護除く）

調査回答時点で委託を受けているこどもの人数（委託一時保護除く）は、平均で 0.9 人となっている。

図表 5-5 調査回答時点で委託を受けているこどもの人数(委託一時保護除く)

	平均値
全体 [n=67]	0.9

※無回答は除く

(2) 問 2. ファミリーホームについて

ア. ファミリーホーム定員

ファミリーホーム定員は、平均で 5.7 人となっている。

図表 5-6 ファミリーホーム定員

	平均値
全体 [n=22]	5.7

イ. 調査回答時点で委託を受けているこどもの人数（委託一時保護除く）

調査回答時点で委託を受けているこども【男】の人数（委託一時保護除く）は、平均で 2.4 人、【女】の人数（委託一時保護除く）は、平均で 1.6 人となっている。

図表 5-7 調査回答時点で委託を受けているこども【男女】の人数(委託一時保護除く)

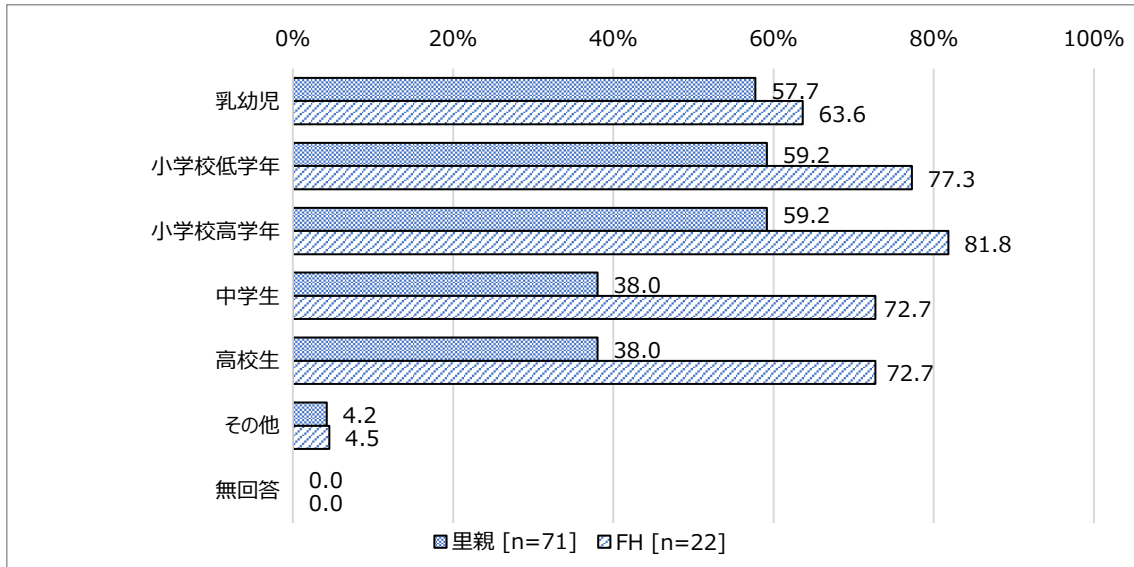
	平均値
男 [n=20]	2.4
女 [n=17]	1.6

3. 委託一時保護の受入れ状況について

(1) 問3. 委託一時保護として受け入れたことがあるこどもの年齢

委託一時保護として受け入れたことがあるこどもの年齢は、里親では「乳幼児」「小学校低学年」「小学校高学年」が半数を超えている。また、ファミリーホームでは「小学校低学年以上」のこどもが多くなっている。

図表 5-8 委託一時保護として受け入れたことがあるこどもの年齢〔複数回答〕

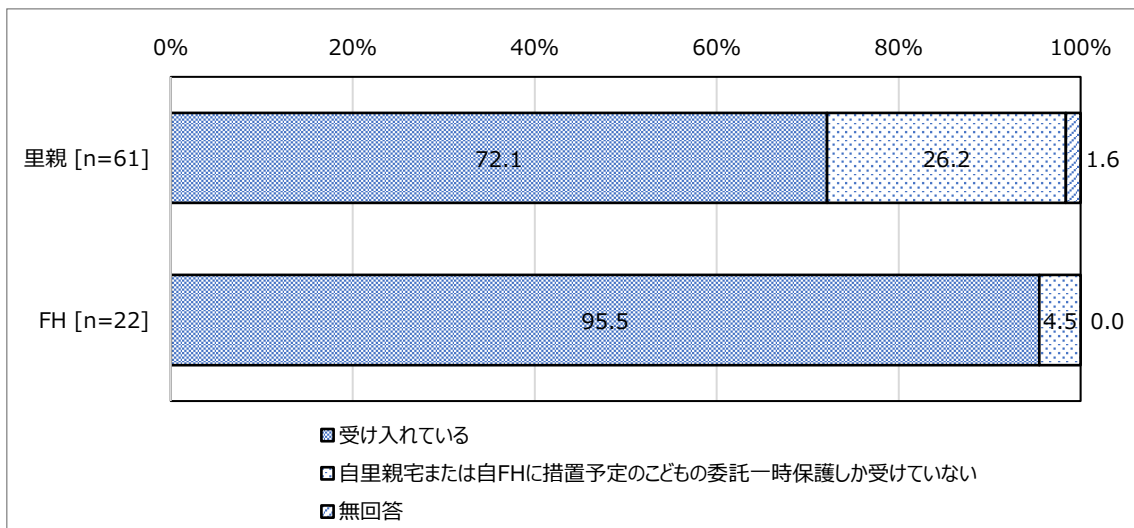


※問4以降は、問3で「1. 乳幼児」以外に回答した里親・FHを対象にしている。また、すべて学齢児以上の状況についての回答である。

(2) 問4. 自里親宅または自FHに措置予定のこども（28条ケースを含む）以外の委託一時保護の受入れ

自里親宅または自FHに措置予定のこども（28条ケースを含む）以外の委託一時保護の受入れは、「受け入れている」が里親で72.1%、ファミリーホームで95.5%、「自里親宅または自FHに措置予定のこどもの委託一時保護しか受けていない」が里親で26.2%、ファミリーホームで4.5%となっている。

図表 5-9 自里親宅または自FHに措置予定のこども(28条ケースを含む)以外の委託一時保護の受入れ

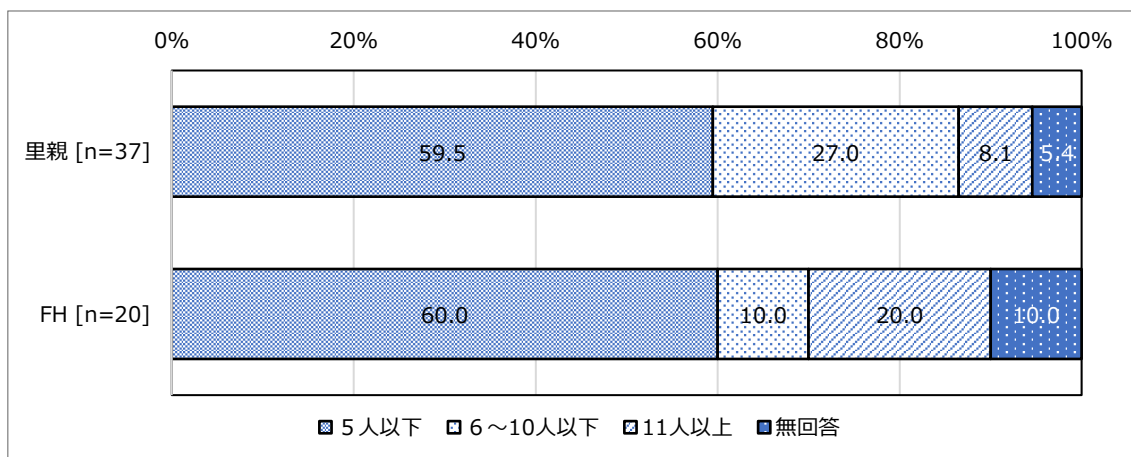


※問5以降は、問4で「1. 受け入れている」と回答した里親・FHを対象にしている。

(3) 問5①.委託一時保護の延受入れ人数(令和6年度)

委託一時保護の延受入れ人数(令和6年度)は、里親では「5人以下」が59.5%、「6～10人以下」が27.0%、「11人以上」が8.8%となっている。一方、ファミリーホームでは「5人以下」が60.0%、「6～10人以下」が10.0%、「11人以上」が20.0%となっている。

図表 5-10 委託一時保護の延受入れ人数(令和6年度)



※令和6年度に受け入れていない里親・施設(里親 7件、ファミリーホーム 1施設)は除く

図表 5-11 委託一時保護の延受入れ人数(令和6年度)

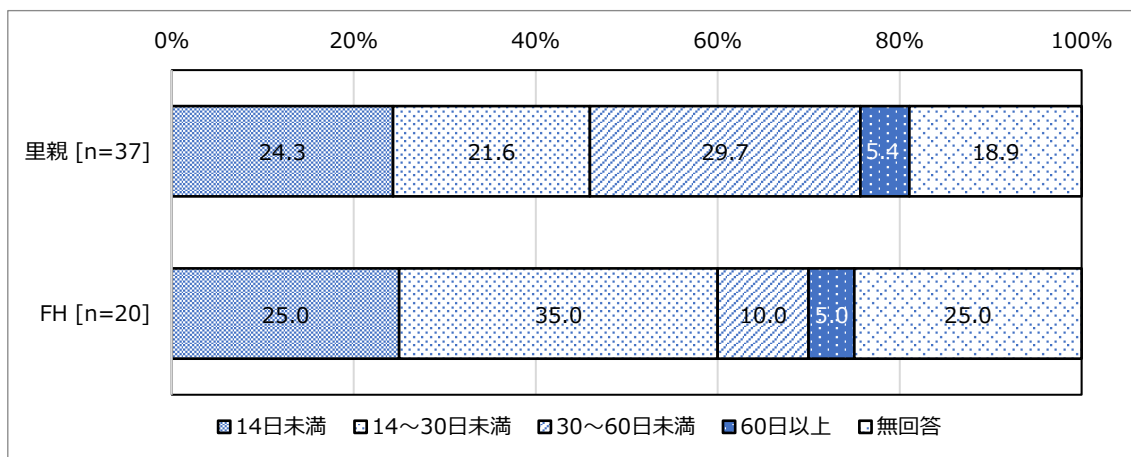
	最小値	最大値	平均値
里親 [n=35]	1	13	4.6
ファミリーホーム [n=18]	1	200	16.8

※令和6年度に受け入れていない里親・施設(里親 7件、ファミリーホーム 1施設)および無回答は除く

(4) 問5②.1人あたりの平均保護日数(令和6年度)

1人あたりの平均保護日数(令和6年度)は、里親では「14日未満」が24.3%、「14～30日未満」が21.6%、「30～60日未満」が29.7%、「60日以上」が5.4%となっている。一方、ファミリーホームでは「14日未満」が25.0%、「14～30日未満」が35.0%、「30～60日未満」が10.0%、「60日以上」が5.0%となっている。

図表 5-12 1人あたりの平均保護日数(令和6年度)



※令和6年度に受け入れていない里親・施設(里親 7件、ファミリーホーム 1施設)は除く

図表 5-13 1人あたりの平均保護日数(令和6年度)

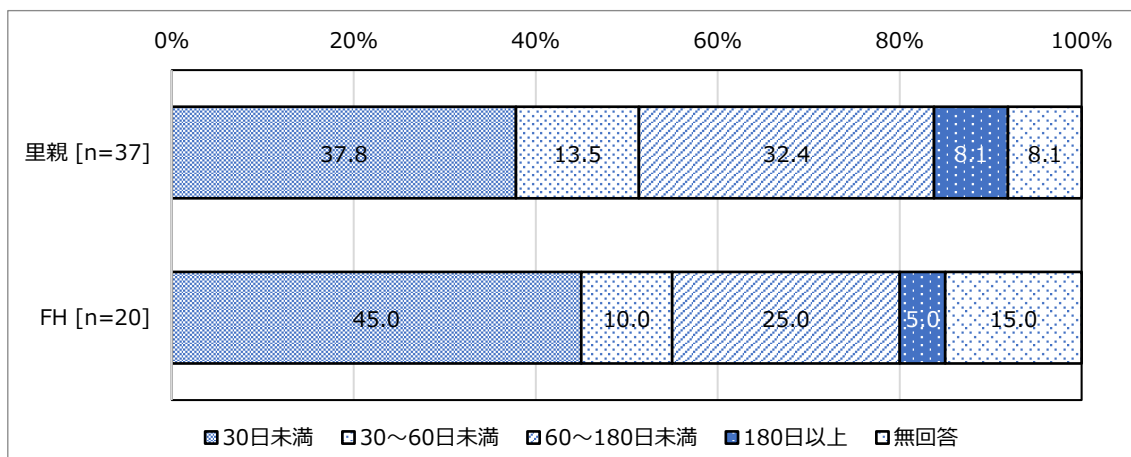
	最小値	最大値	平均値
里親 [n=30]	3	365	34.9
ファミリーホーム [n=15]	1	109	23.4

※令和6年度に受け入れていない里親・施設(里親 7件、ファミリーホーム 1施設)および無回答は除く

(5) 問5③.最長の保護日数（令和6年度）

最長の保護日数（令和6年度）は、里親では「30日未満」が37.8%、「30～60日未満」が13.5%、「60～180日未満」が32.4%、「180日以上」が8.1%となっている。一方、ファミリーホームでは「30日未満」が45.0%、「30～60日未満」が10.0%、「60～180日未満」が25.0%、「180日以上」が5.0%となっている。

図表 5-14 最長の保護日数(令和6年度)



※令和6年度に受け入れていない里親・施設（里親 7件、ファミリーホーム 1施設）は除く

図表 5-15 最長の保護日数(令和6年度)

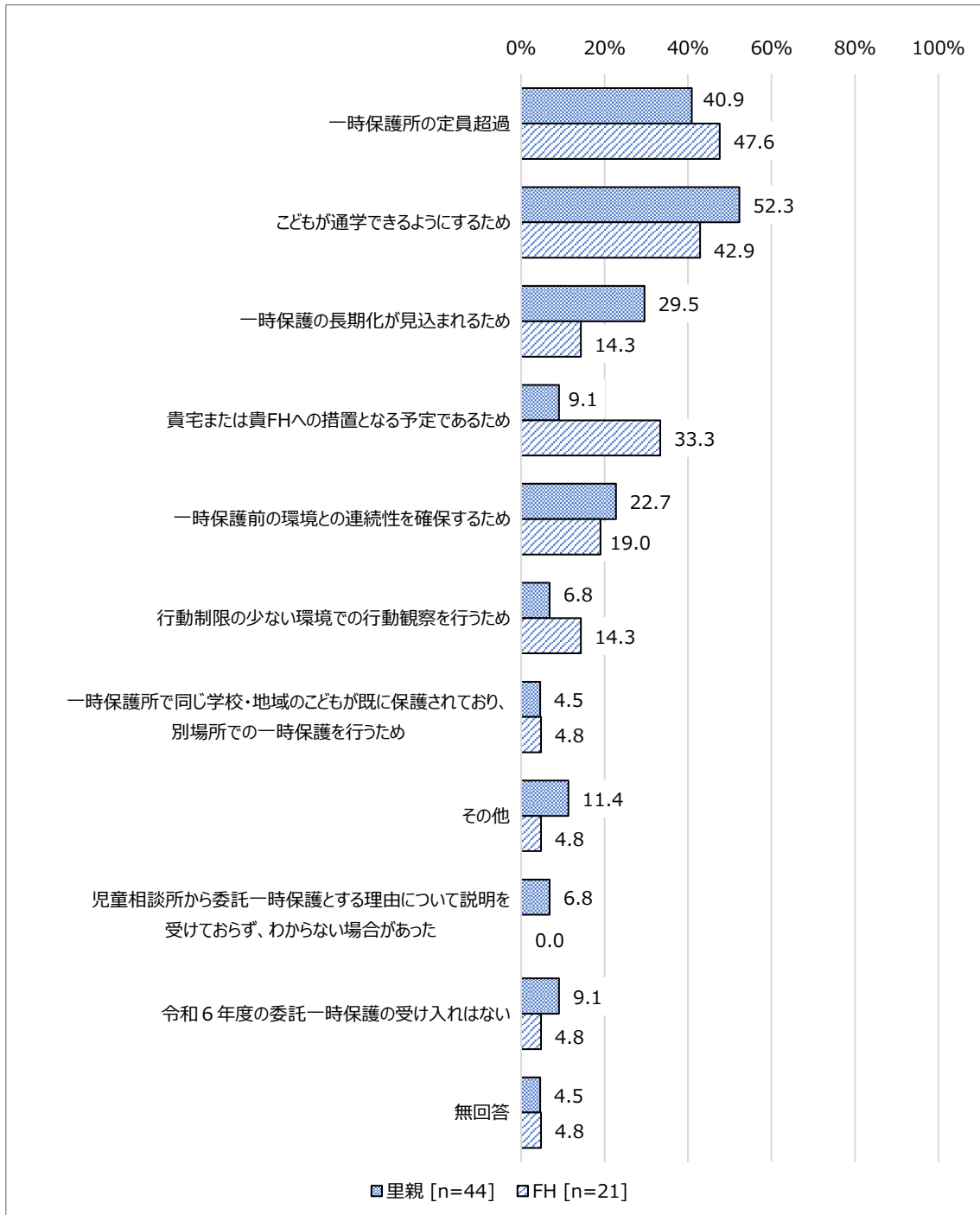
	最小値	最大値	平均値
里親 [n=34]	2	365	62.8
ファミリーホーム [n=17]	10	212	52.3

※令和6年度に受け入れていない里親・施設（里親 7件、ファミリーホーム 1施設）および無回答は除く

(6) 問6. 委託一時保護を依頼された理由（令和6年度）

委託一時保護を依頼された理由（令和6年度）は、里親では「子どもが通学できるようにするため」が52.3%、「一時保護所の定員超過」が40.9%、「一時保護の長期化が見込まれるため」が29.5%となっている。一方、ファミリーホームでは「一時保護所の定員超過」が47.6%、「子どもが通学できるようにするため」が42.9%、「貴宅または貴FHへの措置となる予定であるため」が33.3%となっている。

図表 5-16 委託一時保護を依頼された理由(令和6年度)〔複数回答〕



(7) 問7. 受入れが難しいこどもの特性や委託条件

里親自身の家族構成や実子や先に措置・委託等がされているこどもとのバランス、こどもの年齢・発達段階、行動上の課題や障害疾病等の事情、生活条件や情緒面の課題など、さまざまな理由で受入れが難しいと感じるケースが挙げられている。

■里親

(行動上の問題)

- 暴力や盗難、物品の破損などの問題行動が見られる
- 盗癖や夜間の外出など、生活上のルールが守れない
- 性的な問題行動や自傷行為がある
- 里親の指示に従わず、勝手に外出してしまう
- スマートフォンやゲームへの依存、物やお金への強い執着がある
- 家から飛び出す危険があり、安全確保が難しい

(障害・疾病)

- 知的障害や発達障害（特に ASD）などの特性が強い
- 重度の障害や医療的ケアが必要な場合
- ろうあや排泄介助が必要なこども
- 特別な支援や関わりが必要な障害児や疾病を抱えたこども

(年齢・性別・家庭事情)

- 11歳以上で人格が形成されており、指導や声かけに配慮が必要
- 里母のみの家庭で中高生男子の受入れが難しい
- 実子と年齢が重なる場合は受入れを避けたい
- 長期委託の場合、部屋数が不足する

(通学・通所・日中の過ごし方)

- 学校や保育所など日中に通う場所がなく、日中ずっと一緒に過ごす必要がある
- 昼間は学校や学童クラブに通っていることが条件
- 送り迎えが必須で、通学先が遠い場合は困難
- 車に乗れないこどもを長期間預かるのは難しい

(家庭・環境要因)

- 実親が反社会的な場合
- 人との接触が苦手なこどもは難しい
- 近隣に実家や知人が多く、本人が周囲の目を気にして生活しづらい

(その他)

- 「ママに会いたい」と泣き続けるこどもへの対応が難しい
- 具体的な対応方法について個別に相談したい
- 特に受入れ困難な条件はなく、基本的に受け入れる体制がある
- 母体の宗教施設へ抵抗のあるこども

■ファミリーホーム

(行動上の問題)

- 暴力行為や性的な問題行動が強い場合は受入れが難しい
- 衝動的な問題行動があり、24時間の見守りが必要なこども
- 他のこどもとコミュニケーションが取れない
- 暴力や性加害をした、またはその恐れがあるこども

(障害・発達特性)

- 知的障害や発達障害（特に ASD）の特性が強い子ども
- 重度の行動障害がある子ども
- 発達の特性が強く表れ、基本的な生活習慣が十分に身につけていない子ども

(年齢・性別・家庭事情)

- すでに委託している子どもの年齢や性別とのバランスが取れない場合
- 現在実子を含め幼児・児童ばかりのため、男児の受け入れが難しい
- すでに措置されている子どもと同じくらいの異性の子ども
- 基本的に小学生以下の子どもしか受け入れていない

(委託条件・環境要因)

- 期間が決まっていない、または今後の見通しが全く伝えられない子どもへの対応が難しい
- 年末年始や祝日などの長期休暇に合わせた短期間の保護は、措置中や保護中の子ども双方にメリットが少ない
- 通学ができる子どもが望ましい

(特になし)

- 特に受け入れ困難な条件はないとする回答も一部あり

(8) 問 8. 受け入れが難しい子どもを受け入れるために必要な施策や支援

受け入れ困難な子どもを受け入れるためには、事前の情報共有やマッチング、緊急時のサポート体制、専門的な支援や人材の確保、家庭環境や安全面への配慮、行政の理解と支援強化が求められている。また、受け入れ家庭の現状や限界を把握し、柔軟な対応や見通しの明確化の重要性も挙げられている。

■ 里親

(児童相談所・行政の支援)

- 児童相談所が間に入り、ルールを明確に決める
- 児童相談所や行政が心理サポートやストッパーとして機能し、里親の大変さを広く知ってもらう
- 児童相談所との定期的な連絡や情報共有（タブレットなど IT の活用）
- 緊急時に駆けつけてくれる体制や、困った時にすぐ連絡できる仕組み
- 里親担当者がつど相談に乗れる体制
- 里親・学校・学童・児童相談所など関係機関での迅速な情報共有（グループ LINE などの活用）
- 職員の増員

(子どもへの直接的な支援)

- 里子と里親の信頼関係構築のための支援
- 不登校の子どもには、学校の先生や専門家が訪問し、対応を一緒に考える
- 医療的ケアが必要な子どもには、医療知識のある人のサポート
- コミュニケーションが難しい子どもには、火傷などのリスクを減らすための器具や保護具の支援
- 子どもの基本情報の事前提供

(生活環境・日常生活の支援)

- 一時預かりの子どもでも日中通える場所や、既存の保育所に通える仕組みづくり
- タクシー利用など交通支援
- 緊急時の衣服や生活用品の対応（児童相談所に服などを常備しておく）
- 午前や夕方以降の送迎サポート
- 一時保護の子どものサイズや必要物品の事前把握

(受入れ体制・制度面の整備)

- 許容ケース数を超えた障害のあるこどもの受入れを避けるため、障害児の受入れ割合の適正化
- 受け入れているこどもたちへの影響を配慮し、事前に検討した上で話を進める
- 受入れ後に預けられる場所の確保
- 一時保護の期間を明確にする
- 高校卒業後の支援

(その他)

- 他の受入れ先を探してもらう
- 受入れには心と根気が必要

■ファミリーホーム

(受入れ体制・制度面の整備)

- こどもの年齢や性別によって受入れが難しい場合があるため、マッチングや措置委託の判断を早めに行う
- 既に預かっているこどもたちへの影響を十分に配慮し、事前に検討した上で受入れの相談をしてほしい
- 許容ケース数を超えて障害のあるこどもを受け入れることは避け、障害児の受入れ割合を適正に保つ
- 離れた部屋の確保など、家庭内での安全確保
- 性加害児童、暴力加害をした、またはするおそれのあるようなこどもは受け入れない方針

(人材・支援体制の強化)

- 職員を増やし、支援体制を強化する
- 幼児の送迎やその他の業務に対応できる人材の確保
- どの時間帯でも複数対応ができる体制づくり

(情報共有・連携)

- 学校や生活状況など、こどもに関する情報を事前に共有してほしい
- 明確な日程や予定を紙などでこどもと受入れ先双方に伝え、見通しを持てるようにする

(その他)

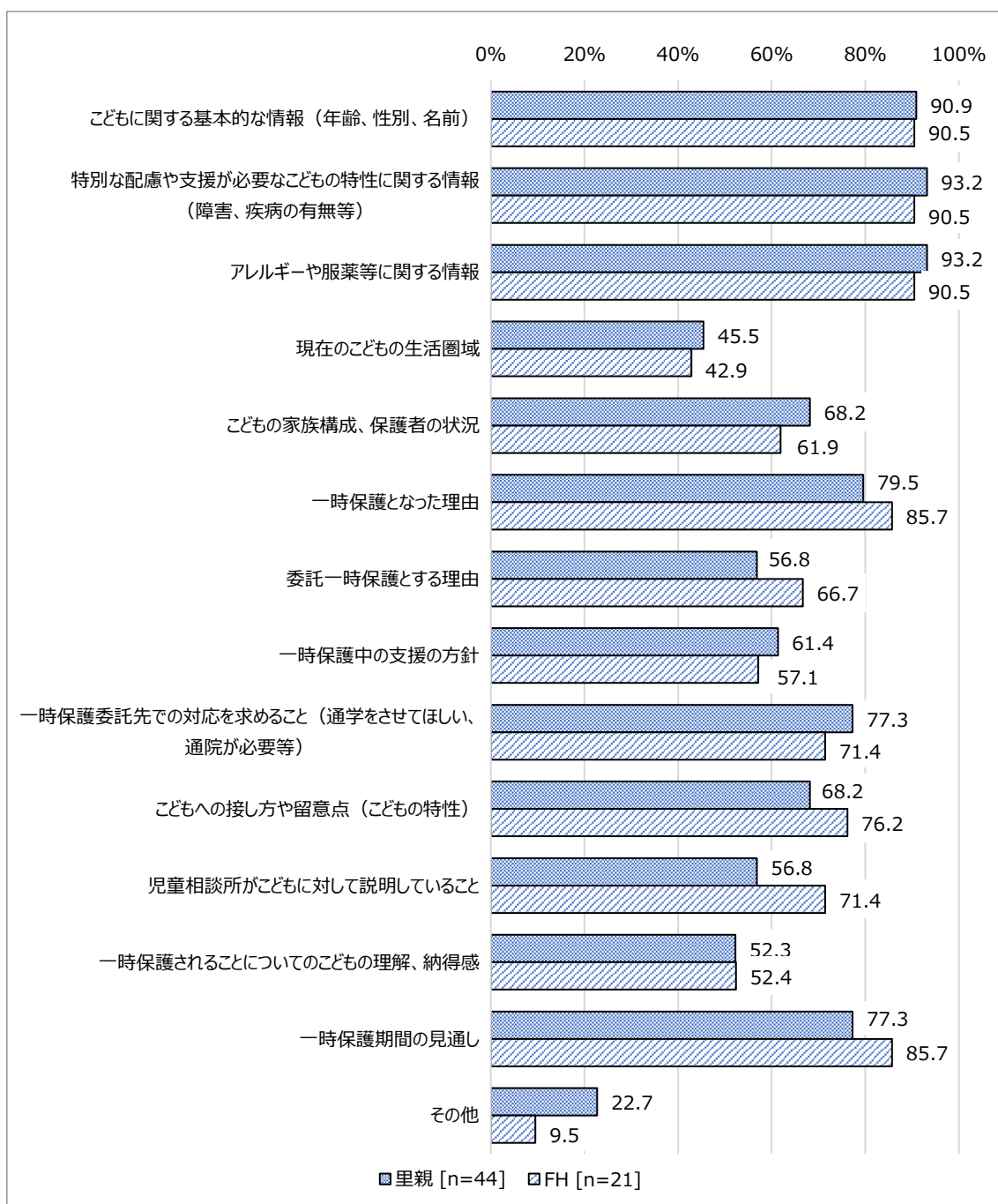
- こども同士の相性や性問題行動が懸念される場合は、速やかに移動などの対応をお願いしたい
- 児童相談所の業務が多忙なため、これ以上の支援は求めにくい
- 受入れ先ごとの現状把握をしてほしい
- 特に求めることはない場合もある

4. 委託一時保護における児童相談所とのかかわりについて

(1) 問9. 委託一時保護の依頼時に最低限提供してほしい情報

委託一時保護の依頼時に最低限提供してほしい情報は、里親、ファミリーホームとも上位にあがっているものは同じで、「特別な配慮や支援が必要なこどもの特性に関する情報（障害、疾病の有無等）」「アレルギーや服薬等に関する情報」「こどもに関する基本的な情報（年齢、性別、名前）」がいずれも90%を超えている。その他、里親では「一時保護となった理由」「一時保護委託先での対応を求めること（通学をさせてほしい、通院が必要等）」「一時保護期間の見通し」が、ファミリーホームでは「一時保護となった理由」「一時保護期間の見通し」「こどもへの接し方や留意点（こどもの特性）」「一時保護委託先での対応を求めること（通学をさせてほしい、通院が必要等）」「児童相談所がこどもに対して説明していること」が上位に挙がっている。

図表 5-17 委託一時保護の依頼時に最低限提供してほしい情報〔複数回答〕



(2) 問 10. 委託一時保護を受けた際に、情報が足りずに困った経験、その内容

委託一時保護時に情報不足で困ったこととして挙げられた内容は、健康・特性・生活歴・日常習慣・保護理由・期間の見通しなど多岐にわたった。特に、こどもの健康や特性、接し方、生活背景、学校や地域との関係、委託期間の明確化についてなど、事前に詳細な情報提供がなく困ったという回答が得られた。

■里親

(こどもの特性、健康・医療に関する情報)

- こどもへの適切な接し方が分からず困ることが多い。特に特性のあるこどもの場合は対応に悩む
- 精神的に不安定なこどもや障害のあるこどもについて、どのような時にどんな症状が出るか分からず、専門的知識もないため対応に困る
- 顕著な特性（例：霊が見えると言い出す等）がある場合は、事前に情報が欲しい
- 乳幼児で喘息発作を起こしたが、事前情報がなく対応に苦労した
- アレルギーや痙攣の有無、服薬方法や健康状態など、健康情報が不足していると困る
- 1型糖尿病など医療的ケアが必要な場合、実際の対応や注意点について事前に詳しい説明がなく不安だった

(生活習慣・日常生活に関する情報)

- 食事や通学、生活習慣についての情報がなく、日常生活の対応に困る
- 食べられない物が多い、朝食を食べる習慣がない、着替えがないなど、生活習慣の違いに戸惑う
- 経済状況や衣服の状態（例：穴の開いた靴下を自宅履きにする等）について事前に知りたかった

(家庭環境・背景情報)

- 育ってきた環境やバックグラウンド、なぜ保護されたのかが分からず、接し方や会話内容に困る
- 特定の宗教を信仰している家庭のこどもで、宗教関連の本が差し入れられ戸惑った。親の特性も事前に知りたかった
- 家族構成や内縁者の有無、心理的虐待の有無など、家庭環境の情報が不足していた

(一時保護の理由・期間・見通しの不明確さ)

- 一時保護の理由が分からず、こどもに話してよいことや控えるべきことが分からない
- 受入れ期間が分からず、仕事や生活の計画が立てられない
- 突然今日解除と言われて驚くことがある

(情報不足時の対応)

- 困った時は電話で児童相談所に確認している
- 緊急一時保護の場合、児童相談所も情報を持っていないことが多く、こどもの様子を見ながら手探りで対応している
- 詳しい情報があればより良いと感じている

(その他)

- 学力が低いとだけ聞いていたが、実際には高校進学が難しいレベルで困った
- 特になし、あまり困ったことはないとする回答も一部あり

■ファミリーホーム

(こどもの特性、健康・医療に関する情報)

- こどもへの適切な接し方が分からず困ることが多い。特に特性のあるこどもの場合は対応に悩む
- こどもがどこで、どのように生活していたか、誰とつながっていたか、何を頼りに生きてきたかなどの情報が不足している
- アレルギーの有無が保護者の事情で曖昧なまま来ることが多く、事前にアレルギー検査をしてほしい
- 処方薬だけ渡され、服薬方法やタイミングが分からず困ったことがある

(生活・学校関連の情報)

- 学校への欠席連絡などの方法（アプリ利用など）が分からないことがある

(一時保護となった理由の説明が不十分)

- 一時保護の経緯が詳しく説明されず、子ども自身も状況を把握できていない場合がある

(保護者・家庭からの情報伝達の遅れ)

- 委託して数日後に保護者から「日焼けしないように」「ケガしないように」など細かい要望を伝えられ、事前に知りたかった。そのような保護者の場合、トラブルに巻き込まれる可能性があるため、事前に情報があれば受入れを断りたかった

(情報不足時の対応)

- 困った時は電話で児童相談所などに確認している
- 詳しい情報があればより良いと感じている
- 情報不足が多すぎて、今ではそれが当たり前だと感じてしまっている

(その他・特になし)

- 特に困ったことはない、都度問い合わせで対応しているという回答もある

(3) 問 11. 委託一時保護受入れの際の児童相談所からの情報提供について、課題や要望

特性のある子どもを受け入れる際、児童相談所や関係機関から提供される情報は、受入れ時には限られていることが多いものの、受入れ後に現れる行動や特性の背景を理解するための具体的な情報やエピソードが求められている。また、発達障害などの特性やアレルギー・服薬情報など、日常生活に直結する情報も重要である。

情報共有を求める目的として、子どもの特性や背景を正確に把握し、適切な支援を行うこと、受入れ側の安心感や見通しを確保すること、そして関係機関との連携を強化し支援の質を高めることが挙げられる。

児童相談所との情報共有に関して、情報提供の標準化やマニュアル化、関係機関との直接的な情報交換、受入れ後の迅速なアセスメントと情報更新、担当者間の情報共有体制の強化、期間や予定の明確な説明など、具体的な方法論の整備が求められている。

■里親

1. 求める情報の内容

(こどもの基本情報・背景)

- 生い立ち、既往歴、性格、保護理由、家族環境、前の里親・施設での状況など

(こどもの現在の状況)

- 保護中の様子、問題点、持ち物・生活用品、学校・学童での情報など

(こどもの将来・見通し)

- 進学・教育資金、委託期間、今後の支援方針など

(こどもの気持ち・心理面)

- 本人の希望、心理的配慮が必要な場合の情報など

(生活上の具体的情報)

- 日常生活のルール（お小遣い、バイト、携帯など）、生活圏・地域での注意点など

(情報提供・個人情報の扱い)

- 情報提供の範囲と制限、情報不足時の対応など

2. 情報共有を求める目的

(こどもの理解と適切な支援)

- こどもの特性や背景を把握し、より良い支援や関わり方を実現する

(事前の情報把握によるトラブル防止)

- 後々のトラブルや不安を防ぎ、安心して受入れ・支援できるようにする

(こどもの生活・成長の支援)

- こどもが安心して生活し、成長できる環境を整える

(里親や関係者の対応・準備)

- 里親や関係者が適切な対応や準備を行えるようにする

(チームでの情報共有とサポート体制強化)

- 関係者間で迅速に情報を共有し、サポート体制を強化する

(情報不足による不安や困難の軽減)

- 情報不足による不安や困難を減らす

3. 情報共有の具体的な方法論

(IT化による情報共有)

- タブレット等を活用し、こどもの様子や情報をリアルタイムで共有

(定期的な情報面談・報告)

- 里親や関係者への定期的な情報提供や面談

(サポートチームの結成と情報共有体制)

- サポートチームを組織し、迅速な情報共有体制を構築

(情報提供の範囲と制限の明確化)

- 里親への情報提供ができない場合は明確に伝える

(前の施設・里親からの引き継ぎ)

- 問題行動や困りごとなどの引き継ぎを徹底する

(委託期間や今後の見通しの伝達)

- 委託期間や今後の生活の見通しを速やかに伝える

(積極的な情報共有と質問対応)

- 必要な情報は積極的に共有し、里親からの質問にも丁寧に対応する

(保護中のこどもの状況報告・聞き取り仕組みの導入)

- 保護中のこどもの状況や問題点を報告・聞き取る仕組みを導入する

(学校・学童の先生への情報共有)

- 学校や学童の先生にも必要な情報が届くようにする

■ファミリーホーム

1. 求める情報の内容

(こどもの特性・背景)

- 発達障害などの特性、行動パターン、過去の具体的なエピソード
- 受入れ後に出てくる理解しづらい言動の背景
- アレルギーや服薬の有無・タイミング

(情報の正確性・網羅性)

- 緊急保護時など情報が少ない場合の現状
- 児童の情報収集と伝達内容の標準化（マニュアル化）

(過去の支援歴・関係機関との連携)

- 前の養護施設やファミリーホーム（FH）との情報交換

2. 情報共有を求める目的

(適切な受入れ・支援のための理解)

- こどもの特性や背景を把握し、適切な対応や支援を行うため

(安心感・見通しの確保)

- 受入れ後の見通しや期間、予定を明確にし、里親の不安を軽減するため

(連携強化による支援の質向上)

- 児童相談所・里親・関係機関間の信頼関係と連携を強化し、情報を円滑に伝え合うため

3. 情報共有の具体的な方法論

(情報共有の標準化・マニュアル化)

- 伝えるべき情報の項目や手順を明確にし、誰でも一定水準で情報提供できるようにする

(関係機関との直接的な情報交換)

- 前の施設や FH と直接やりとりできる仕組み

(迅速なアセスメントと情報更新)

- 受入れ後も継続的にこどもの状況や特性を把握し、随時情報を共有

(担当者間の情報共有体制の強化)

- 児童福祉司と里親担当者間の情報共有を円滑にする

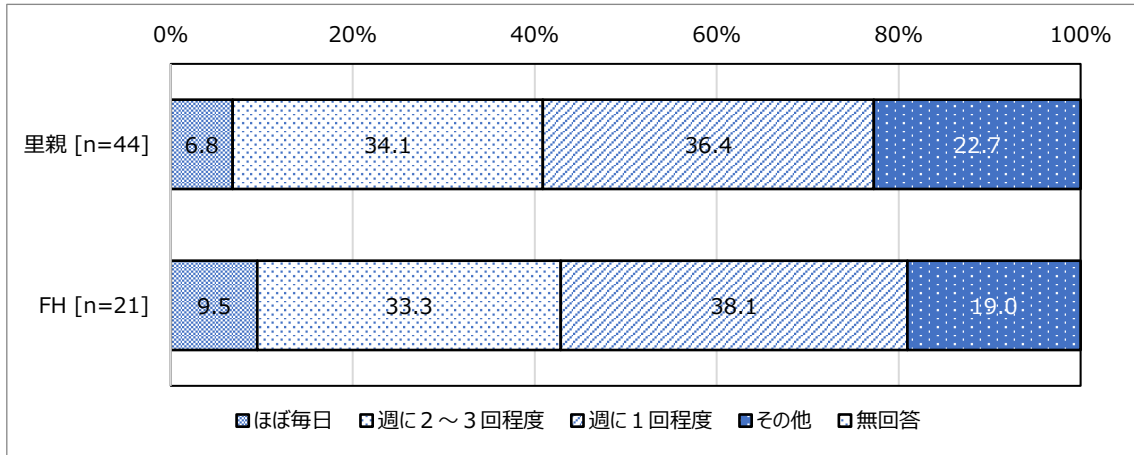
(期間や予定の明確な説明)

- 委託期間や今後の予定をできるだけ早く伝える

(4) 問 12. 児童相談所との情報共有の平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)

委託一時保護後の1週間における児童相談所との情報共有の平均的な頻度は、「ほぼ毎日」が里親で6.8%、ファミリーホームで9.5%、「週に2～3回程度」が里親で34.1%、ファミリーホームで33.3%、「週に1回程度」が里親で36.4%、ファミリーホームで38.1%となっている。

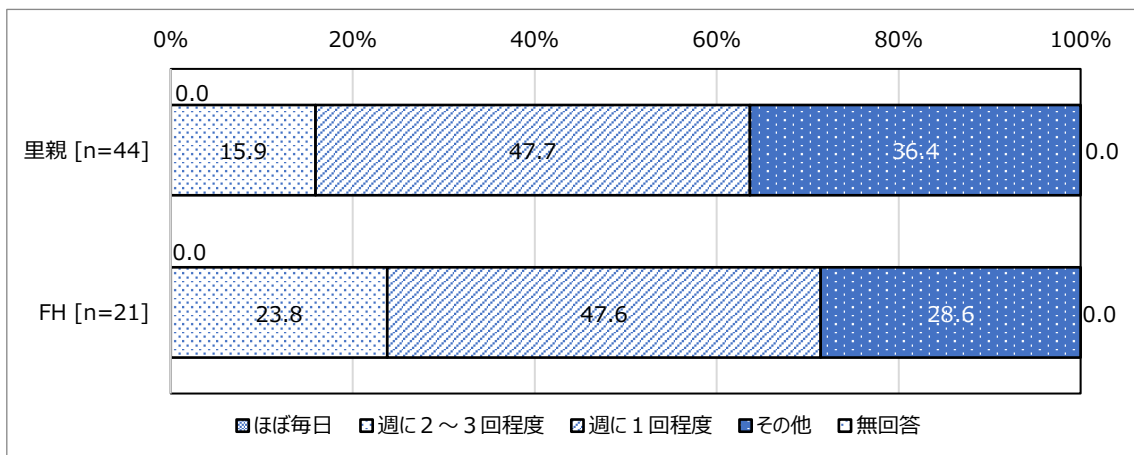
図表 5-18 児童相談所との情報共有の平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)



(5) 問 13. 児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために来訪する平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)

委託一時保護後の1週間における、児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために来訪する平均的な頻度は、「ほぼ毎日」は里親、ファミリーホームともに0.0%、「週に2～3回程度」が里親で15.9%、ファミリーホームで23.8%、「週に1回程度」が里親で47.7%、ファミリーホームで47.6%となっている。

図表 5-19 児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために来訪する平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)



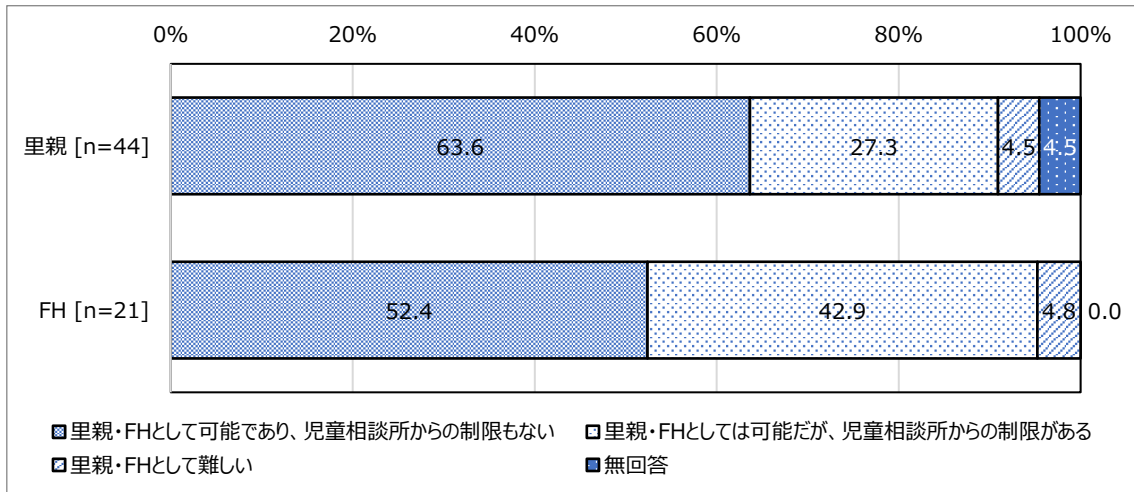
5. 委託一時保護中のこどもの生活や支援について

(1) 問 14. こどもの生活上の制限

ア. 通学

こどもの生活上の制限【通学】は、「里親・FHとして可能であり、児童相談所からの制限もない」は里親で 63.6%、ファミリーホームで 52.4%、「里親・FHとしては可能だが、児童相談所からの制限がある」が里親で 27.3%、ファミリーホームで 42.9%、「里親・FHとして難しい」が里親で 4.5%、ファミリーホームで 4.8%となっている。

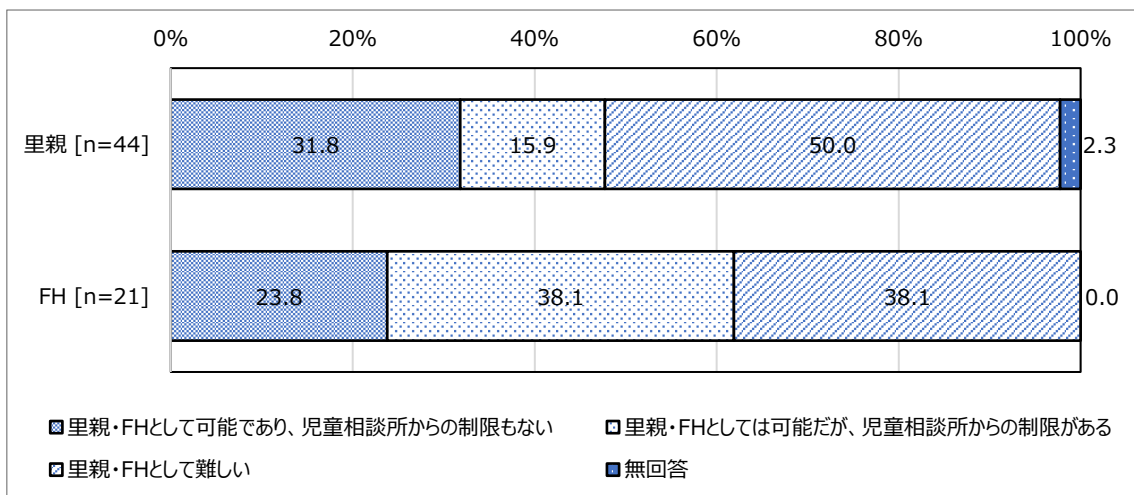
図表 5-20 こどもの生活上の制限【通学】



イ. 一人での外出

こどもの生活上の制限【一人での外出】は、「里親・FHとして可能であり、児童相談所からの制限もない」は里親で 31.8%、ファミリーホームで 23.8%、「里親・FHとしては可能だが、児童相談所からの制限がある」が里親で 15.9%、ファミリーホームで 38.1%、「里親・FHとして難しい」が里親で 50.0%、ファミリーホームで 38.1%となっている。

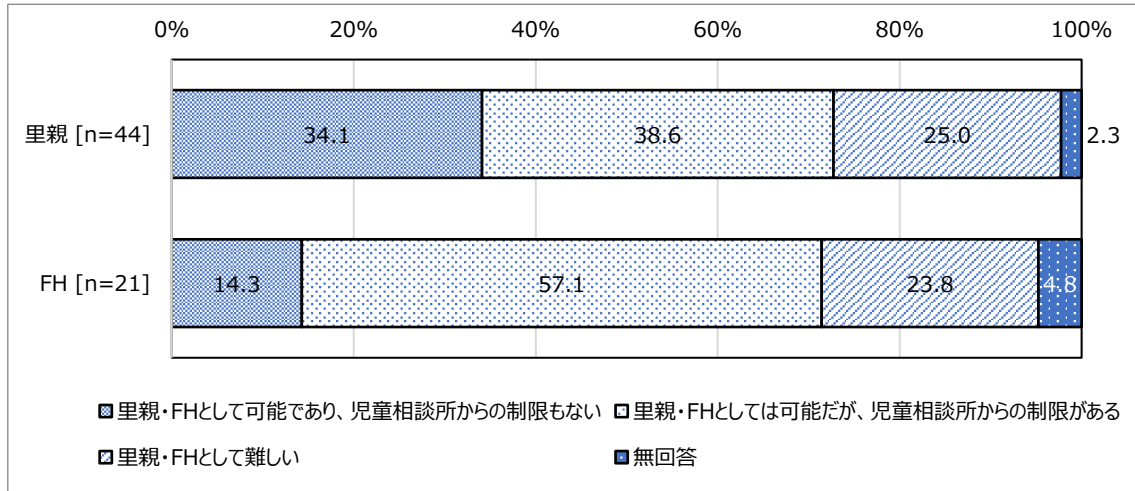
図表 5-21 こどもの生活上の制限【一人での外出】



ウ. スマートフォンや PC でのネット利用

こどもの生活上の制限【スマートフォンや PC でのネット利用】は、「里親・FH として可能であり、児童相談所からの制限もない」は里親で 34.1%、ファミリーホームで 14.3%、「里親・FH としては可能だが、児童相談所からの制限がある」が里親で 38.6%、ファミリーホームで 57.1%、「里親・FH として難しい」が里親で 25.0%、ファミリーホームで 23.8%となっている。

図表 5-22 こどもの生活上の制限【スマートフォンや PC でのネット利用】



(2) 問 15. 問 14 で、「3. 里親・FH として難しい」と回答した場合の理由

問 15 で、「3. 里親・FH として難しい」と回答した場合の理由を聞いたところ、主に以下の回答があった。

ア. 通学

- 受験生の場合は特に配慮が必要だが、実親の心情も考慮してできる限り通学を継続させたい
- 児童相談所の指示や学校が遠くない場合など、全てのこどもに登校支援を行うのは難しい
- 県内全域から一時保護委託を受けているため、個別対応が困難なことも多い
- 可能な場合はオンライン授業を活用して対応している

イ. 一人での外出

- 事故や行方不明、連れ去りなどのリスクがあり、命を預かる立場として安全面が心配
- 保護理由や年齢、障害の有無によっては特に対応が難しい
- 携帯電話を持たせていないため、緊急時の連絡ができない
- 保護中は責任の所在が曖昧であり、基本的に目の届く範囲での外出や活動にとどめている
- 小学校低学年など年齢が低い場合は特に心配
- ケースによっては中高生など大きいこどもは状況を見て判断することもある

ウ. スマートフォンや PC 等でのインターネットの利用

- 家の中よりも外で活動させるようにしている（畑や施設など）
- 年齢が高いと外部とつながりやすく、夜間外出など悪影響が出ることがある
- 実親とのやり取りが禁止されているケースがある
- 連絡やインターネット利用は、里親の目の届く範囲・時間を決めて使用させている
- 特性のあるこどもは時間制限が難しいため、初めから禁止して生活を安定させたい場合が多い
- 誰とつながり、どんな情報が漏れるかわからないため、外部との連絡や情報発信は制限している
- 家の電話での通話は記録が残るため、相手の番号を児童相談所に伝えている
- 措置理由によっては外部との連絡を制限している
- 一時保護中は外部との連絡や情報発信が問題に発展する可能性があるため、原則禁止としている

- 以前の友人や知人とつながることを防ぐため
- SNS でのトラブルや個人情報流出、居場所特定などのリスクを避けるため
- 児童生徒のネット利用状況や指向性の把握が難しく、生活に支障をきたすことがある
- インターネット接続は原則不可だが、遠隔授業や課題実施などやむを得ない場合もあり、対応に悩む

(3) 問 16. 在籍校への通学ができない場合のこどもの学習保障としての取組

在籍校への通学ができない場合、こどもの学習保障のために、家庭内での学習支援や市販教材の活用、家庭教師や地域の学習支援、フリースクール・塾など外部資源の利用、学校や児童相談所との連携によるプリントや課題の提供、オンライン授業の活用など、さまざまな方法が取られている。

(家庭内での学習支援)

- 里親や職員が直接教える
- 家庭にある学習用具や市販のドリル・ワークを使う
- 学習プリントや問題集を用意し、家庭学習の時間を確保
- 教育番組（TV・YouTube 等）を一緒に見る
- 読書、描画、習字、家事手伝いなど多様な活動を取り入れる
- 学習時間や生活リズムを決めて習慣づけ

(外部支援の活用)

- 家庭教師や個人塾の先生による学習支援
- 学習ボランティアや地域の学習支援を活用
- サポート教室、フリースクール、学習塾に通わせる

(学校・児童相談所との連携)

- 在籍校や支援級からプリントや課題を送ってもらい取り組む
- 児童相談所と相談し、必要に応じて教材を準備
- オンライン授業やソーシャルスキルトレーニングの活用

(本人の状況・意欲に応じた対応)

- 本人の意欲や状況に応じて学習内容や量を調整
- 学習に取り組まない・特別な取組みをしない場合もある（こどもの状況や期間による）
- 宿題や課題を持参している場合は取り組ませる

(4) 問 17. こどもの日中活動についての工夫

こどもの日中活動については、こどもの年齢や特性、状況に応じて、外出や家庭内活動、生活リズムの維持、本人の希望を尊重するなど、さまざまな工夫がされている。

■ 里親

(外出・身体活動の工夫)

- 一緒に犬の散歩や公園に行く、部屋にこもらないように外出を促す
- 施設や地域の行事（盆踊りやお祭りなど）に参加し、思い切り体を動かす
- 買い物や散歩、図書館、科学実験教室など、こどもの興味を満たす場所に出かける
- 一日一回は外で体を動かすようにしている
- 休日は外出し、社会性を身につける機会を作る
- 年齢に応じて公園で遊んだり、外出して気持ちを前向きにするよう心がけている

(家庭内活動・生活リズムの工夫)

- 起床時間を通学時間に合わせ、午前中は課題、午後は外出など生活リズムを整える

- クッキーやピザ作りなど、一緒に料理や製作活動を行う
- 家事やお手伝いをしてもらい、家族の一員としての役割を持たせる
- 洗濯や夕飯作り、片付けなど、様々なお手伝いを経験させる
- 普段の生活リズムを崩さず、無理をせずに普通の生活を心がける

(学習・余暇活動の工夫)

- 学習タイムやスマートフォン・パソコン・テレビの時間を決めて、こどもと一緒に取り決める
- 貸し出しのゲーム機や YouTube の利用は時間制限を設ける
- テレビ番組やアニメを一緒に観て会話を増やす
- 卓球台を出して一緒に遊ぶなど、家の中でも楽しめる工夫をする

(こどもに合わせた個別対応)

- こどもによって対応を変え、好きなテレビ番組を一緒に観るなど、そのこどもに合った工夫をする
- 疲れている場合は家の中でのんびり過ごすなど、無理をさせない
- 委託前の生活にスムーズに戻れるよう、普段の過ごし方を尋ねながら生活ルールを決める
- 高校生には自立を意識し、家事のやり方を伝えながら一緒に作業する

(その他)

- 問題が起きた場合は主治医に相談し、対応を検討する
- 兄弟姉妹がいる場合はバランスを考えて活動する
- 家族として自然に対応し、落ち着いた生活を送らせることを重視

■ファミリーホーム

(外出・身体活動)

- 一緒に犬の散歩や公園に行き、部屋にこもらないようにする
- 年齢が低いこどもは、なるべく外で遊ばせたり公園に連れていく
- 体を動かすことや外の空気を吸う時間を意識的に設ける
- できるだけ公園や散歩、買い物など外出の機会を増やす
- 外遊びや買い物に出かけ、普段の生活にできるだけ近づける

(家庭内活動・生活リズム)

- 一生活リズムを大切に、好きなことやリラックスできること、表現活動、身体活動のバランスを考えて日課を組み立てる
- クッキーやピザ作りなど、家庭内での料理や製作活動を取り入れる
- 午後は余暇活動として制作やおやつ作り、近隣散歩などを行う
- 卓球台を出して一緒に遊ぶなど、家の中でも楽しめる工夫をする

(学習・余暇活動)

- 学習や野外活動を取り入れる
- ソーシャルスキルのカードやボードゲームなど、みんなで取り組む活動も実施

(個別対応・希望の尊重)

- どんなことがしたいか本人に聞き、可能な範囲で希望を叶える
- YouTube を見たい場合はタブレットやテレビで見せる、ドライブや散歩など希望に応じて対応
- こどもの年齢や個性に応じて活動内容を調整
- そのこどもによってはリフレッシュの時間を作り、本人の希望を聞いて実施

(健康・安全への配慮)

- 休み時間に何をしているかを把握し、問題があれば主治医に相談して対応を検討する
- 静かに落ち着いて過ごせる時間も大切にする

(その他)

- 誕生日やイベント時の金銭やプレゼントについては児童相談所に相談
- なるべく多くの活動を経験させ、将来家庭に戻った際に役立つよう配慮

(5) 問 18. こどもの生活に関して実施したいができていないこと

こどもの生活に関して実施したいができていないこととして、社会的な交流や様々な体験の機会の提供、学習や生活習慣の支援といった回答があった。特に、こども同士の交流や体験活動、学習支援、生活リズムの維持などに取り組みたいという思いがうかがえる。

■里親

(こども同士・他者との交流)

- こども同士のコミュニケーションをもっと増やしたい
- 同年代のこどもたちと遊ぶ機会が少なく、里親サロンなどに参加させたい
- 旅行や郊外への外出に制限があり、他のこどもたちと同じような経験をさせてあげられていない

(学校・居場所・学習支援)

- なるべく学校に行かせてあげたい、または家以外の居場所を作ってあげたい
- 本人が学校に行きたがっている場合、できるだけ早く通学を再開させたい
- 勉強を教えたり、生活習慣を身につけさせる取組みをしたいが、忙しくて十分にできていない
- 市外のこどもでもサポート教室に通えるようにしたい

(生活体験・経験の機会)

- 習い事や特別な体験をさせてあげたい
- 経験値が低いこどもが多いため、外食やドライブスルー、映画鑑賞など、普通のこどもが当たり前で経験することをさせてあげたい
- プールに行きたくても水着がなくてすぐに行けなかったことがある

(家庭内での関わり・生活習慣)

- 里子と話す時間を増やしたいが、フルタイム勤務のため難しい
- 手伝いや部屋の片付けをしてもらうこと
- 散髪やお風呂嫌いのこどもへの対応、身だしなみのケア
- 一人部屋を確保してあげること
- 衣料品や日用品の買い替えが必要でも、兄弟とのバランスを考えて控えてしまうことがある

(特になし・現状で満足)

- 特になし、今のところ困っていない
- 自分から話してくれることはきちんと聞いて受け止めている

■ファミリーホーム

(こども同士・他者との交流)

- こども同士のコミュニケーションをもっと増やしたい

(学校・居場所・学習支援)

- 現籍校または地域の学校への登校を実現したい
- 保育園や学校の代わりとなる場を確保したい
- 余暇の時間が単調になりがちなので、出前授業など新しい活動を導入したい
- 午前中の学習時間の対応が難しく、ついて教えてくれる人がいれば助かる

(生活リズム・習慣の定着)

- 中高生が朝起きてこないことが多く、規則正しい生活を身につけさせたい
- 引きこもり気味のこどもの生活リズムの改善が難しい

(家庭内での関わり・生活習慣)

- 発達などの問題で手が離せない子どもがいる時は、他のことに手が回らず難しいことがある
- 散髪など、身だしなみのケア

(特になし・現状で満足)

- 特になし、現状で満足している

(6) 問 19. こどもの生活に関して実施したいことを実現するために必要な改善

こどもの生活に関して実施したいことを実現するためには、行政や児童相談所による、連携強化や財政支援を含めた支援の充実、社会資源の充実、学習・余暇支援の人的体制の確保、家庭内の環境整備、そして本人の意欲を引き出す工夫など、多方面での改善が求められている。

(行政・制度面の改善)

- 児童相談所や行政の柔軟な対応（市の枠を越えた対応、行動制限の緩和など）
- 実親と児童相談所との連携強化
- 長期の場合は習い事等の許可や手続きの簡素化
- 在籍校や自宅近くの学校への通学の配慮
- 予算の確保や社会資源の開発

(環境面の改善)

- 仕事を辞める、または時間的余裕を持つ
- ゆっくり話せる時間や環境づくり
- 一人部屋の確保や家庭内の安全管理
- 定期的な学習支援や余暇支援をしてくれるボランティアの確保

(情報・支援体制の強化)

- 児童相談所や里親同士で相談しやすい体制
- ケースワークのスムーズな実施
- 家庭教師や通信教育の活用による学力維持
- 必要な物品（衣類など）の持参や準備

(本人の意欲・自覚の促進)

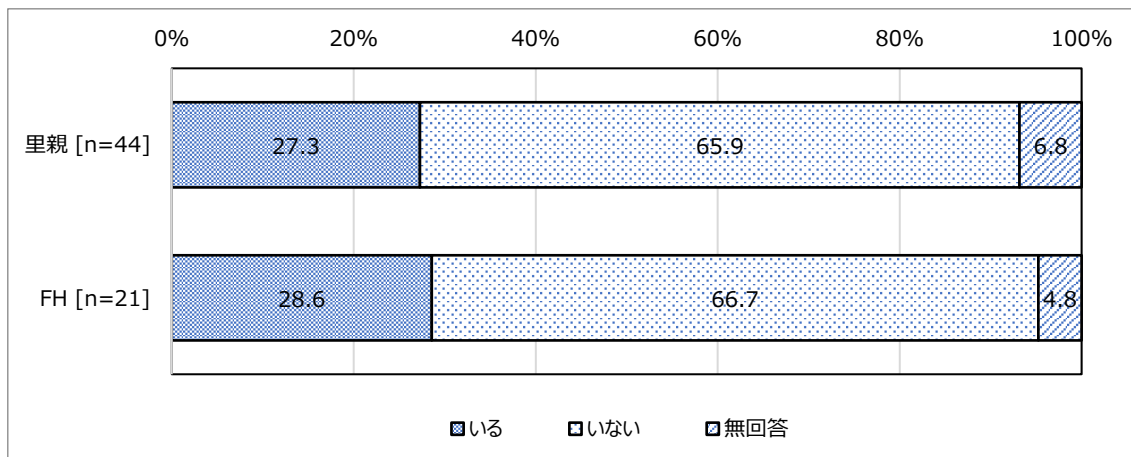
- 本人の自覚や改善しようという意識を育てる
- 別のものへの関心を向ける工夫

(7) 問 20. 医療的な対応や配慮が必要なこどもの有無（令和7年11月1日時点）

ア. アレルギーへの配慮が必要なこどもの有無

アレルギーへの配慮が必要なこどもの有無（令和7年11月1日時点）は、「いる」が里親で27.3%、ファミリーホームで28.6%、「いない」が里親で65.9%、ファミリーホームで66.7%となっている。

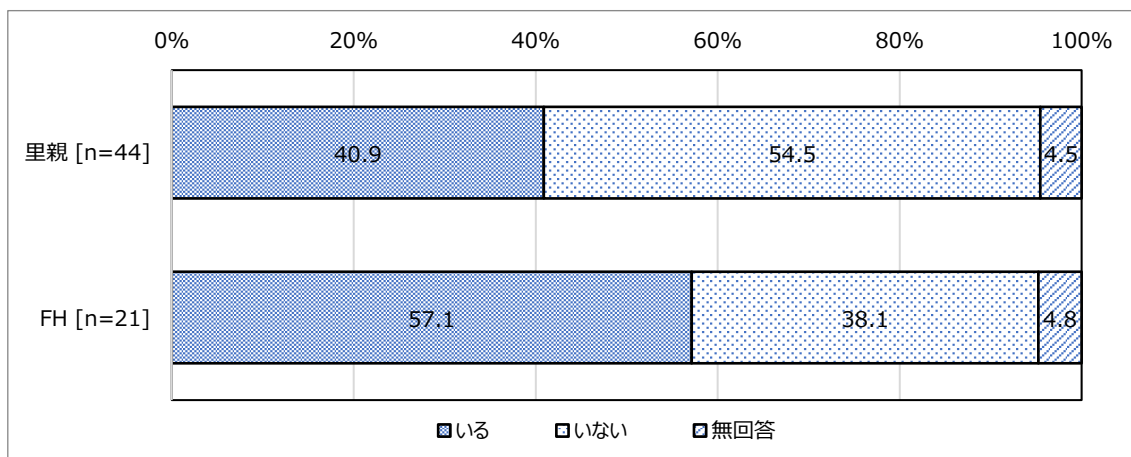
図表 5-23 アレルギーへの配慮が必要なこどもの有無(令和7年11月1日時点)



イ. 服薬管理が必要なこどもの有無

服薬管理が必要なこどもの有無（令和7年11月1日時点）は、「いる」が里親で40.9%、ファミリーホームで57.1%、「いない」が里親で54.5%、ファミリーホームで38.1%となっている。

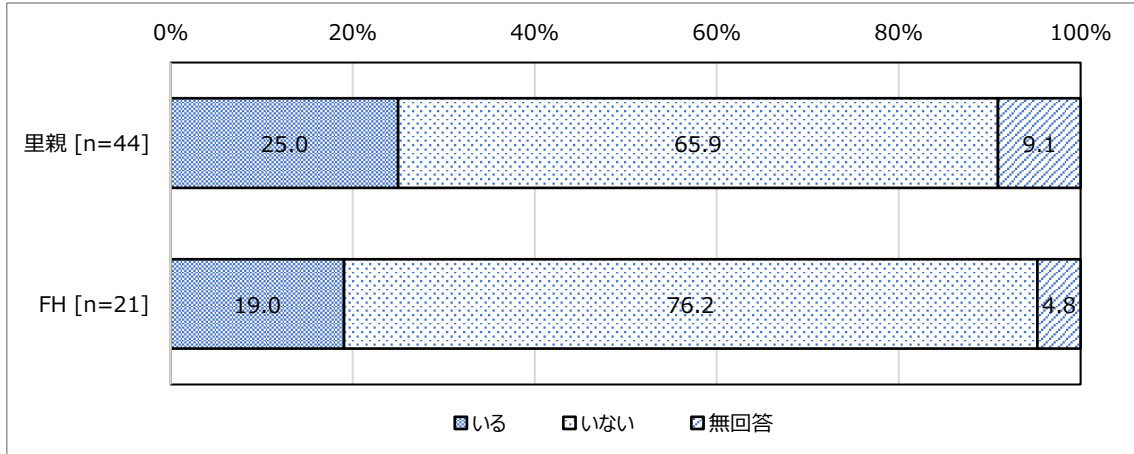
図表 5-24 服薬管理が必要なこどもの有無(令和7年11月1日時点)



ウ. 定期薬以外に必要な時にだけ服薬する薬が処方されていることのある有無

定期薬以外に必要な時にだけ服薬する薬が処方されていることのある有無（令和7年11月1日時点）は、「いる」が里親で25.0%、ファミリーホームで19.0%、「いない」が里親で65.9%、ファミリーホームで76.2%となっている。

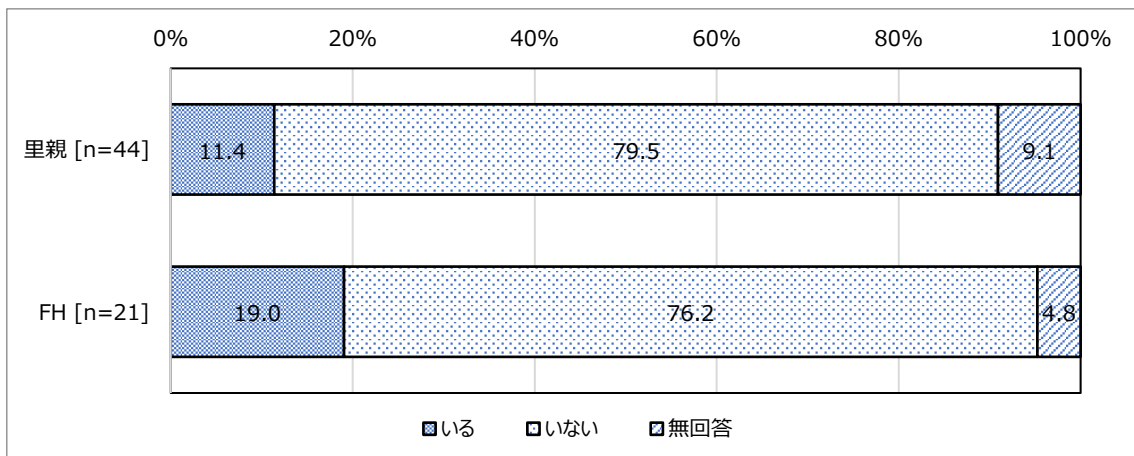
図表 5-25 定期薬以外に必要な時にだけ服薬する薬が処方されていることのある有無(令和7年11月1日時点)



エ. 歯科医院に定期的な通院が必要なことのある有無

歯科医院に定期的な通院が必要なことのある有無（令和7年11月1日時点）は、「いる」が里親で11.4%、ファミリーホームで19.0%、「いない」が里親で79.5%、ファミリーホームで76.2%となっている。

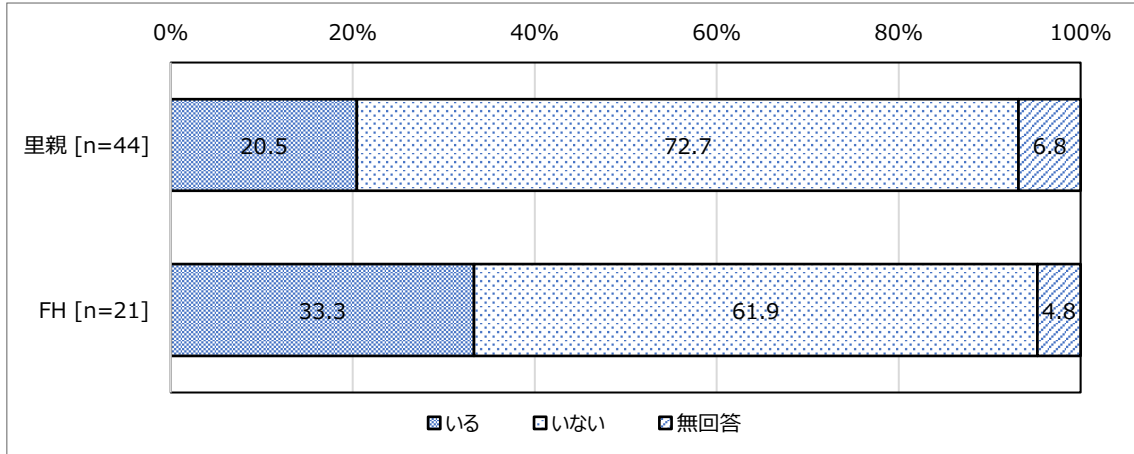
図表 5-26 歯科医院に定期的な通院が必要なことのある有無(令和7年11月1日時点)



オ. 歯科以外の医療機関に定期的な通院が必要なこどもの有無

歯科以外の医療機関に定期的な通院が必要なこどもの有無（令和7年11月1日時点）は、「いる」が里親で20.5%、ファミリーホームで33.3%、「いない」が里親で72.7%、ファミリーホームで61.9%となっている。

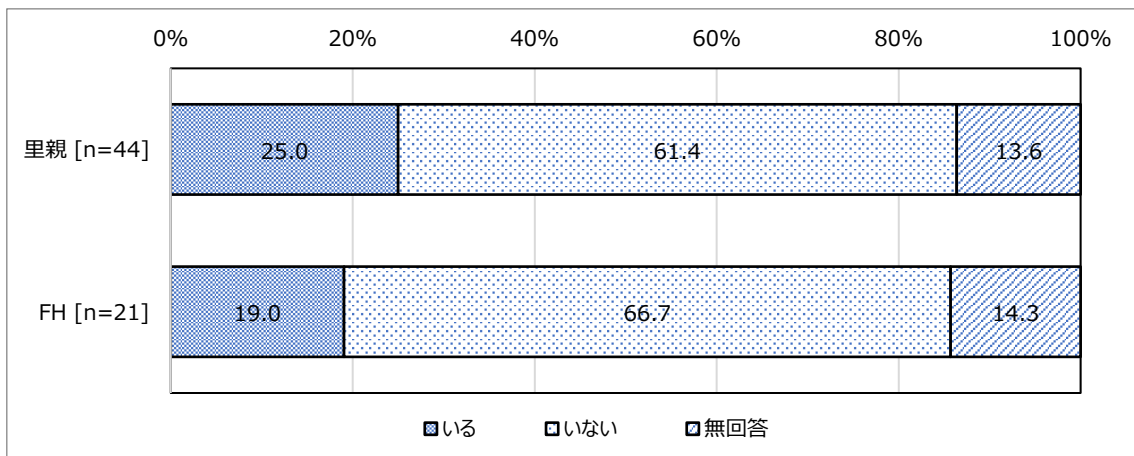
図表 5-27 歯科以外の医療機関に定期的な通院が必要なこどもの有無(令和7年11月1日時点)



カ. ア～オ以外の医療的な対応が必要なこどもの有無

ア～オ以外の医療的な対応が必要なこどもの有無（令和7年11月1日時点）は、「いる」が里親で25.0%、ファミリーホームで19.0%、「いない」が里親で61.4%、ファミリーホームで66.7%となっている。

図表 5-28 ア～オ以外の医療的な対応が必要なこどもの有無(令和7年11月1日時点)



【「ア～オ以外の医療的な対応が必要なこども」の主な内容】

- 持病があり悪化した時に通院が必要なこども
- 発達障害のための通院
- 精神科・心療内科の受診
- 皮膚科通院、皮膚に気になる症状があるので受診したい
- 風邪を引いた場合や微熱が続く場合の対応
- 定期受診をし、ホーム内と学校での問題を報告し対応策を教えてもらえる
- 環境の変化もあるのか、発熱や持病などが出てくることがある

(8) 問 21. こどもの服薬管理やアレルギーへの配慮に関して児童相談所や行政に求める支援

服薬やアレルギー対応については、正確な情報提供・具体的な対処法の説明・専門的な支援体制の整備が求められている。

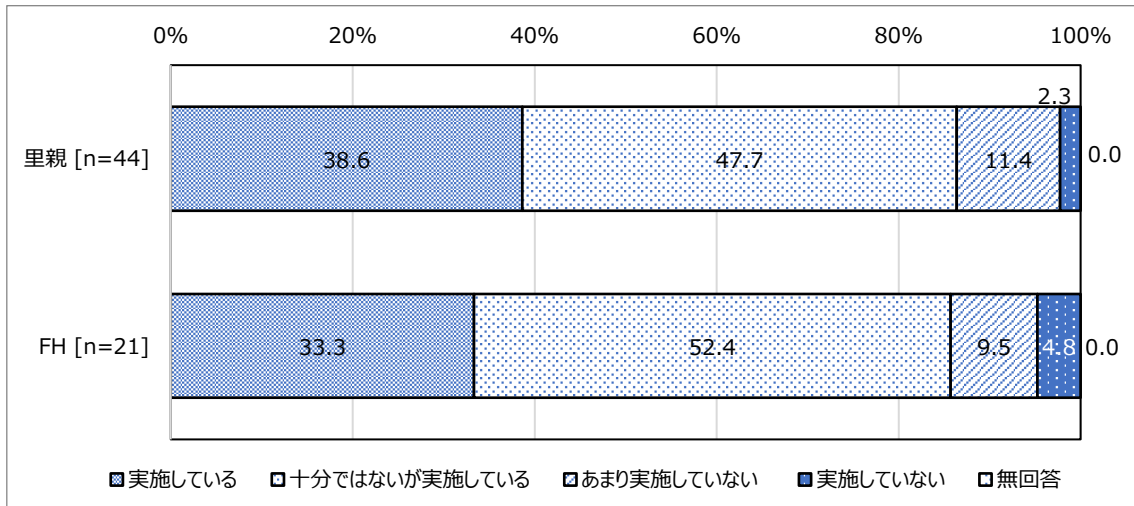
- 服薬やアレルギーについて、事前に正確で詳細な情報提供（症状・対処法・かかりつけ医など）をしてほしい
- 経験がない里親にも分かるような講習や指導、緊急時の相談窓口を設けてほしい
- 通院や受診の付き添い支援や、専門職（保健師等）によるサポートがあると助かる
- 重度アレルギー児の場合は、複数の大人が対応できる施設等の配慮をしてほしい
- アレルギーや服薬に関する必要な物品（薬手帳・エピペン等）の提供や使い方の指導してほしい

6. 委託一時保護期間中の行動観察等（アセスメント）について

(1) 問 22. 委託一時保護中のこどもの行動観察の実施状況

委託一時保護中のこどもの行動観察の実施状況は、「実施している」が里親で 38.6%、ファミリーホームで 33.3%、「十分ではないが実施している」が里親で 47.7%、ファミリーホームで 52.4%、「あまり実施していない」が里親で 11.4%、ファミリーホームで 9.5%となっている。

図表 5-29 委託一時保護中のこどもの行動観察の実施状況



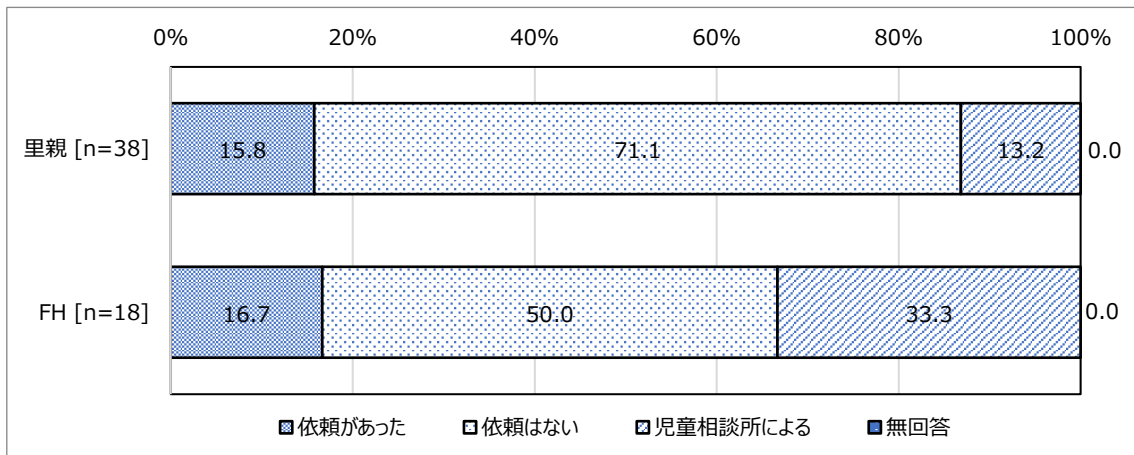
※問 23 は、問 22 で、行動観察を「1. 実施している」「2. 十分ではないが実施している」と回答した里親・FHを対象にしている。

(2) 問 23. 行動観察について

ア. 児童相談所からの行動観察実施依頼

児童相談所からの行動観察実施依頼は、「依頼があった」が里親で 15.8%、ファミリーホームで 16.7%、「依頼はない」が里親で 71.1%、ファミリーホームで 50.0%、「児童相談所による」が里親で 13.2%、ファミリーホームで 33.3%となっている。

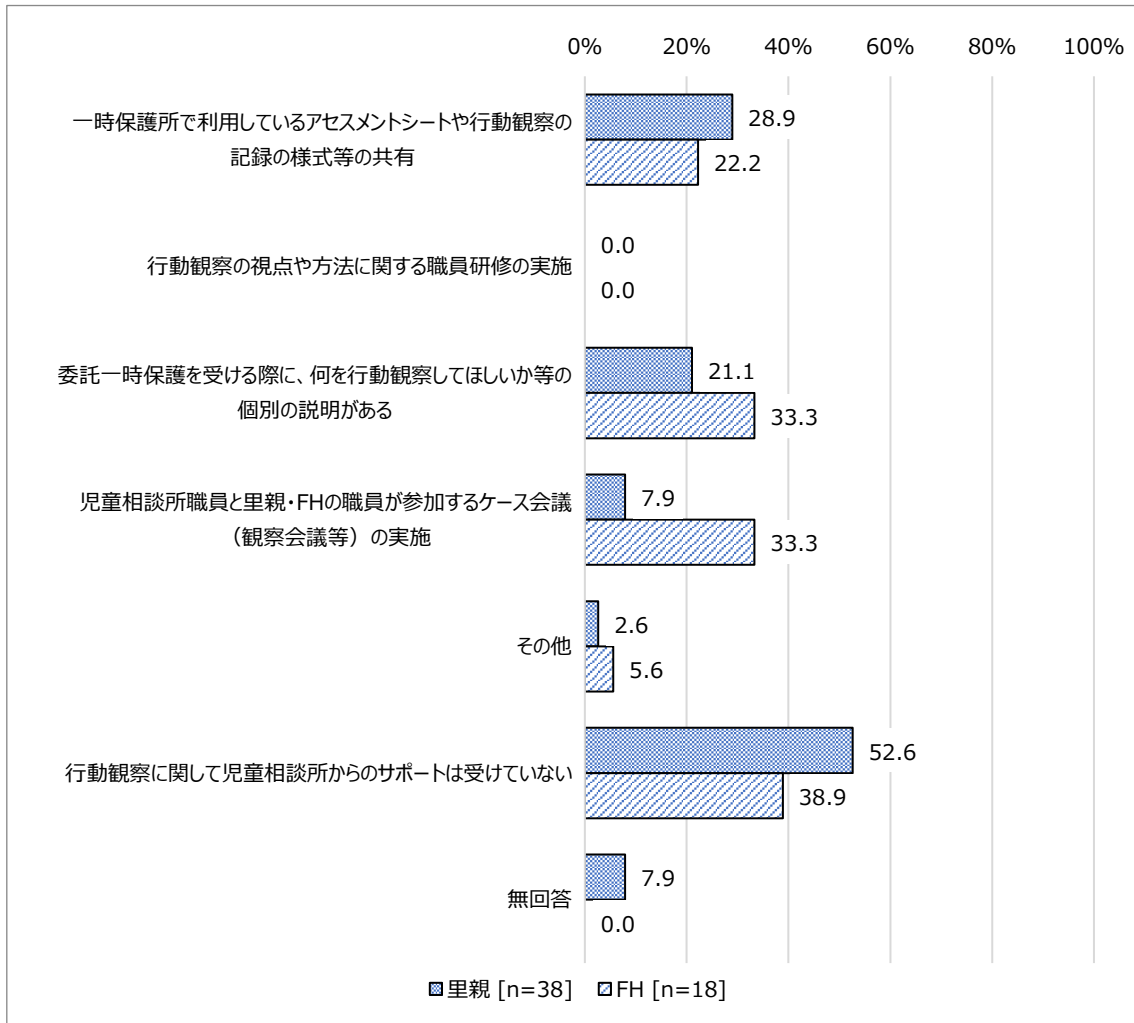
図表 5-30 児童相談所からの行動観察実施依頼



イ. 行動観察に関する児童相談所からのサポート

行動観察に関する児童相談所からのサポートは、里親、ファミリーホームともに「行動観察に関して児童相談所からのサポートは受けていない」が最も高い。次いで、里親では「一時保護所で利用しているアセスメントシートや行動観察の記録の様式等の共有」、ファミリーホームでは「委託一時保護を受ける際に、何を行動観察してほしいか等の個別の説明がある」「児童相談所職員と里親・ファミリーホームの職員が参加するケース会議（観察会議等）の実施」となっている。

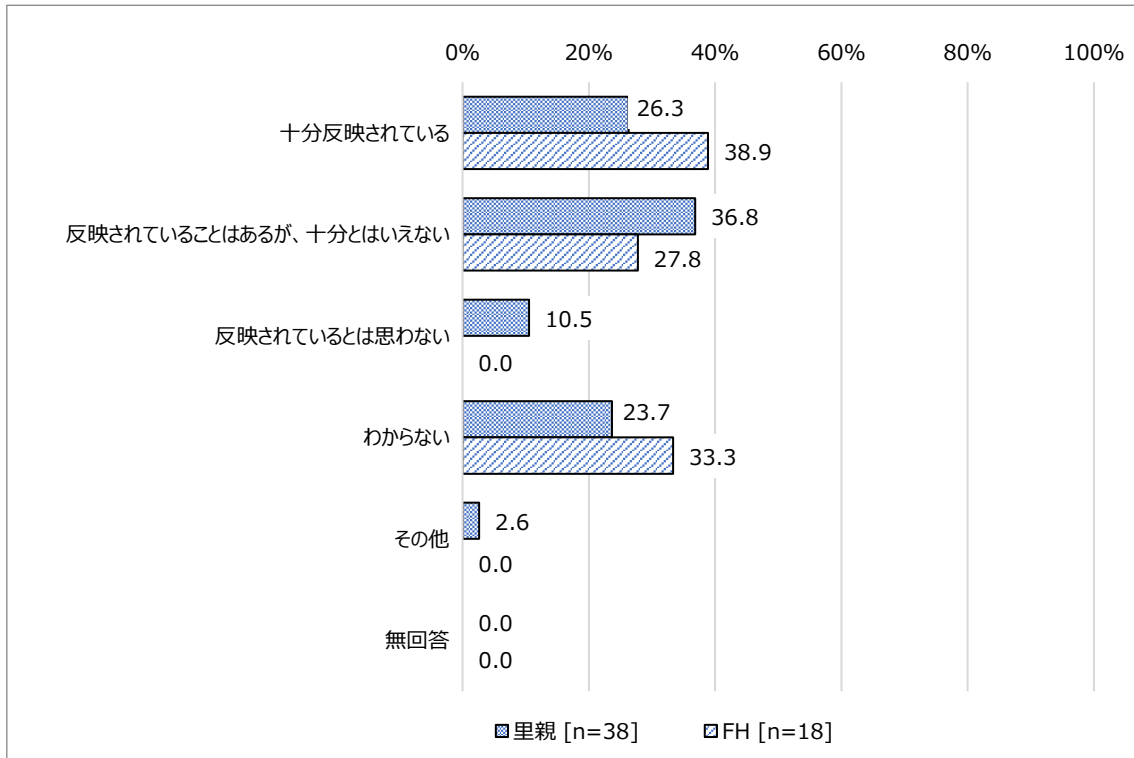
図表 5-31 行動観察に関する児童相談所からのサポート〔複数回答〕



ウ. こどもの援助方針への行動観察結果の反映

こどもの援助方針への行動観察結果の反映は、里親では「反映されていることはあるが、十分とはいえない」が 36.8%で最も高く、「十分反映されている」が 26.3%、「わからない」が 23.7%となっている。一方、ファミリーホームでは「十分反映されている」が 38.9%で最も高く、「わからない」が 33.3%、「反映されていることはあるが、十分とはいえない」が 27.8%となっている。

図表 5-32 こどもの援助方針への行動観察結果の反映〔複数回答〕



(3) 問 24. 行動観察を実施していない理由

問 22 で、行動観察を「4. 実施していない」と回答した方は里親、ファミリーホームともに 1 件であった。その理由として、里親では「委託期間が短いから」、ファミリーホームでは「方法がわからないから」となっている。

(4) 問 25. 行動観察の実施や充実のために必要だと思う取組や、児童相談所や行政に求める支援

行動観察の実施や充実のためには、研修や講習による知識の提供、情報共有や連携体制の強化、観察記録の標準化・具体化、関係機関との連携、人材や日中活動場所の確保など、多方面での支援が求められている。

■里親

(研修・事前講習・情報共有の場)

- 事前講習や研修会の充実
- 児童相談所・里親専門員・委託里親と一緒に情報共有できる場の設置
- 児童心理学や幼児教育の講演動画などの提供

(行政・児童相談所への要望)

- こどもの心の安定のため、親自身の社会的自立を支援する行政のサポート
- 行動観察の内容やアセスメント表など、具体的な観察ポイントや記入様式の統一
- 行政が全児童相談所や統一書式を取りまとめ、きちんと把握してほしい
- 児童相談所職員の能力差が大きいため、必ずこどもに配慮できる人材を配置してほしい
- ICTの活用による情報共有や連携の強化
- 人材の援助

(行動観察・アセスメント・記録)

- 行動観察を書面で提出してもフィードバックがなく、養育の課題が分からないため、何らかの方法で教えてほしい
- 観察するポイントやアセスメント表など、具体的な指示や様式があると実施しやすい
- 観察後の記入シートが自由記述式なので、ある程度決まった様式があると助かる
- 「行動観察」とは何か、委託先に何を求めているのか、児童相談所から明確に提示してほしい
- 行動観察やこどもから聞き取った問題事象を記録・伝達する仕組みの整備

(関係機関との連携・情報共有)

- 学校やクリニック、放課後デイサービス等と連携し、こどもの行動について話し合う
- 早めに関係機関との面談ができると良い
- ひとりずつのカンファレンスの実施
- 児童相談所と里親間の情報共有
- 支援学校や支援クラスの放課後デイサービスの利用
- 一時保護であっても、里親のレスパイトの気軽な相談

(日常生活・学習支援)

- 日中、学習する場所や指導員があれば良い
- どんな小さな情報でも前もって教えてほしい

(その他・現状で満足)

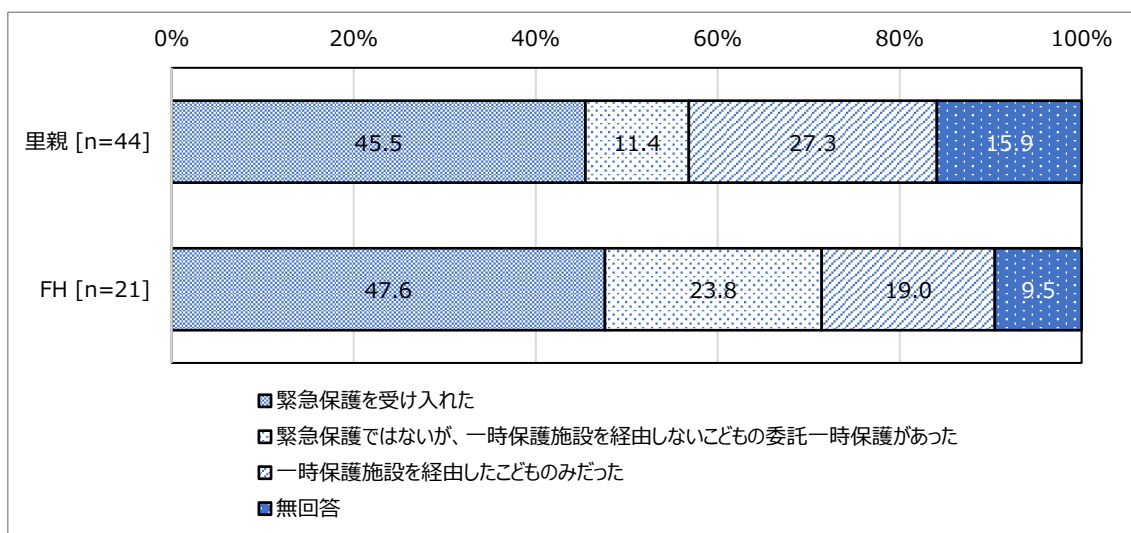
- 行政や児童相談所に特に求めることはない
- 行動観察は自然に行っているため、特に支援は必要ないと感じている
- 預かっているこどもが健やかに過ごせるよう、里親としての接し方を探りながら対応している

7. 一時保護施設を経由しないこどもの受入れの状況・課題について

(1) 問 26. 一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護の有無（令和6年度）

一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護の有無（令和6年度）は、「緊急保護を受け入れた」が里親で 45.5%、ファミリーホームで 47.6%、「緊急保護ではないが、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護があった」が里親で 11.4%、ファミリーホームで 23.8%、「一時保護施設を経由したこどものみだった」が里親で 27.3%、ファミリーホームで 19.0%となっている。

図表 5-33 一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護の有無(令和6年度)

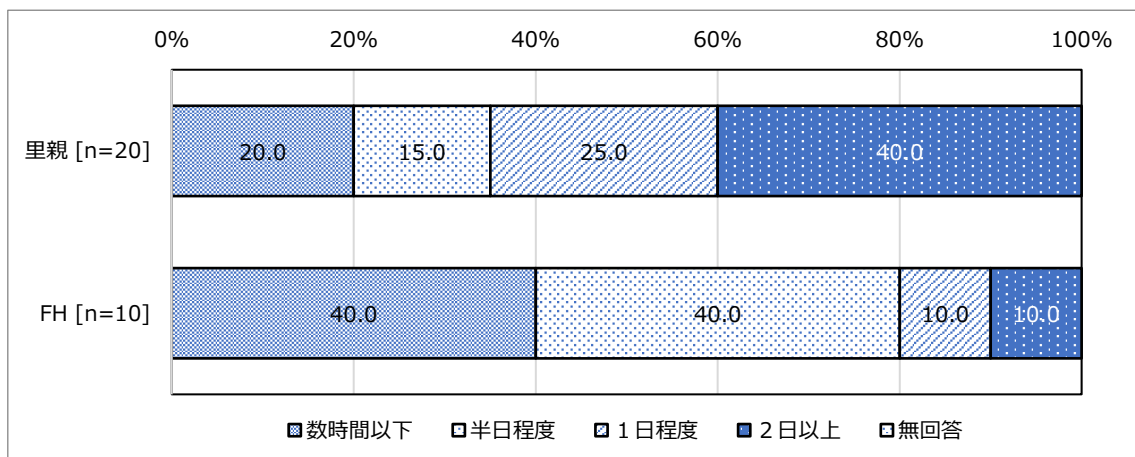


※以下、問 27～問 33 は、問 26 で、「1. 緊急保護を受け入れた」と回答した施設を対象にしている。

(2) 問 27. 児童相談所の依頼から緊急保護を受け入れるまでの最短期間（令和 6 年度）

児童相談所の依頼から緊急保護を受け入れるまでの最短期間（令和 6 年度）は、「数時間以下」は里親で 20.0%、ファミリーホームで 40.0%、「半日程度」は里親で 15.0%、ファミリーホームで 40.0%、「1 日程度」は里親で 25.0%、ファミリーホームで 10.0%、「2 日以上」は里親で 40.0%、ファミリーホームで 10.0%となっている。

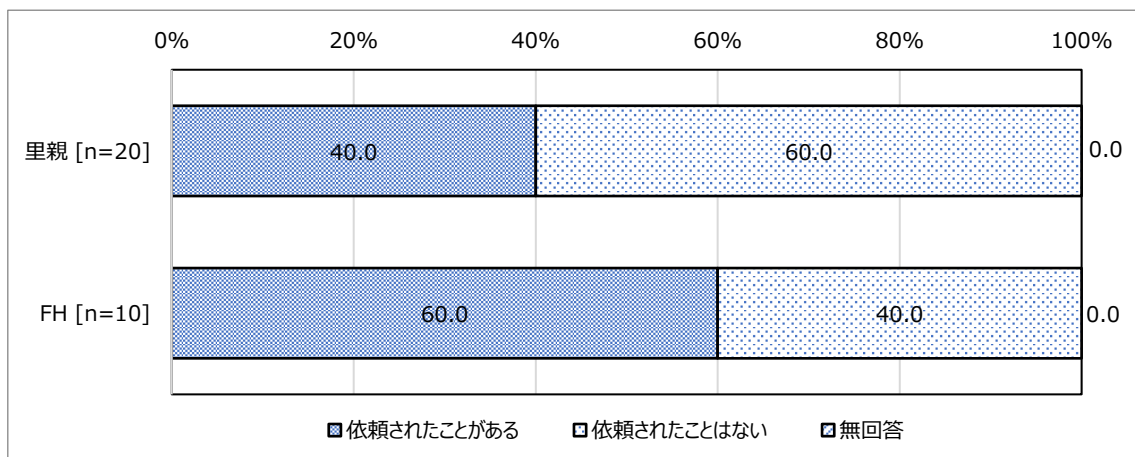
図表 5-34 児童相談所の依頼から緊急保護を受け入れるまでの最短期間(令和6年度)



(3) 問 28. 夜間（19 時以降）の緊急保護受入れ依頼の有無（令和 6 年度）

夜間（19 時以降）の緊急保護受入れ依頼の有無（令和 6 年度）は、「依頼されたことがある」は里親で 40.0%、ファミリーホームで 60.0%、「依頼されたことはない」は里親で 60.0%、ファミリーホームで 40.0%となっている。

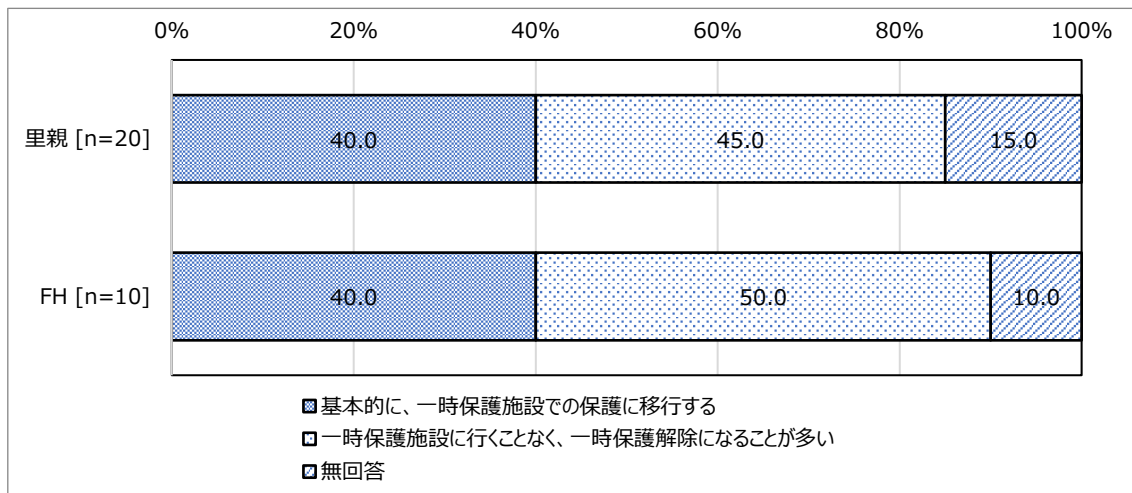
図表 5-35 夜間(19 時以降)の緊急保護受入れ依頼の有無(令和6年度)



(4) 問 29. 一時保護施設に空きが出た場合の、緊急保護で受け入れたこどもへの対応

一時保護施設に空きが出た場合の、緊急保護で受け入れたこどもへの対応は、「基本的に、一時保護施設での保護に移行する」は里親、ファミリーホームともに 40.0%、「一時保護施設に行くことなく、一時保護解除になることが多い」は里親で 45.0%、ファミリーホームで 50.0%となっている。

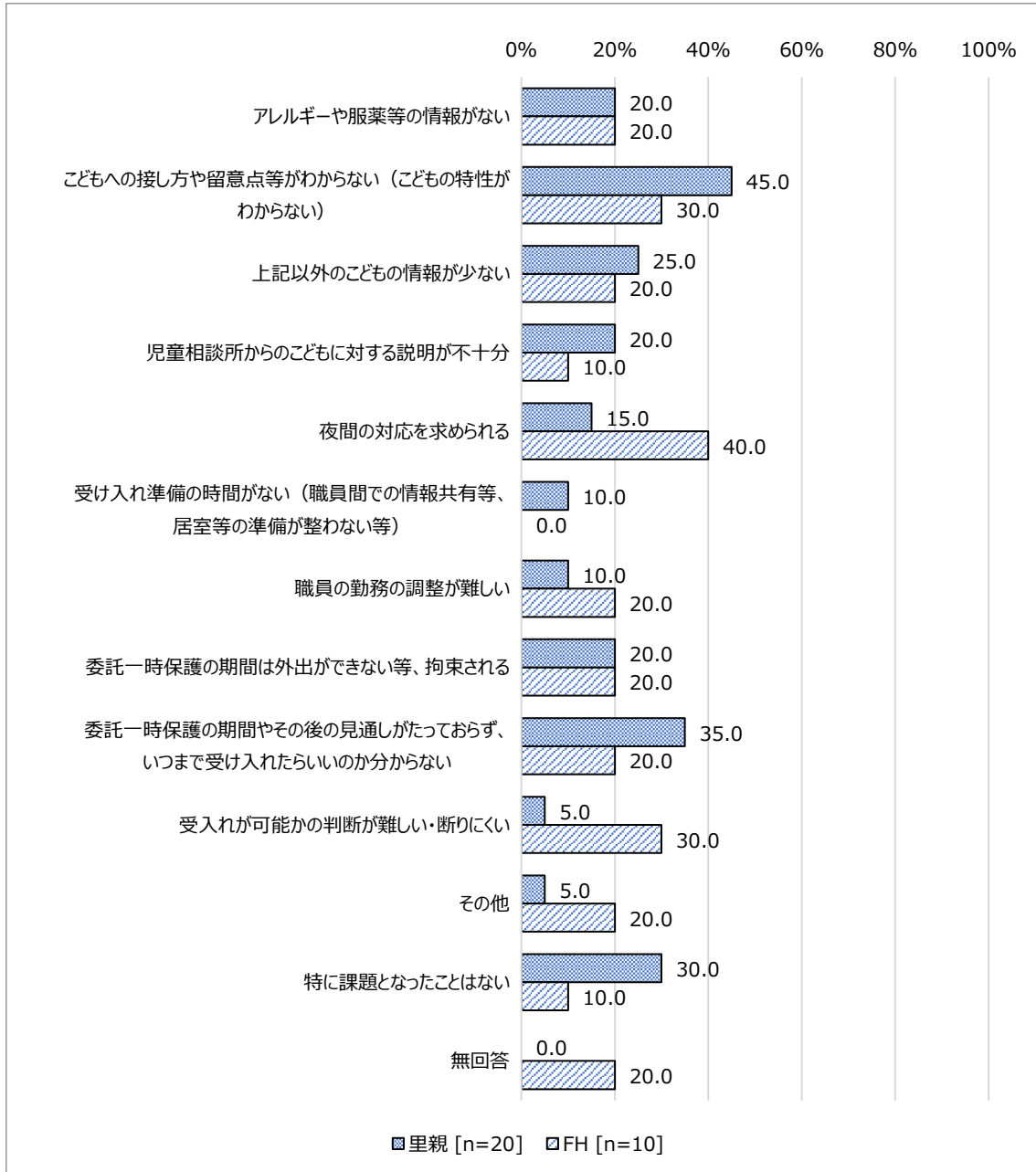
図表 5-36 一時保護施設に空きが出た場合の、緊急保護で受け入れたこどもへの対応



(5) 問 30. 緊急保護の受入れにおいて課題となったこと

緊急保護の受入れにおいて課題となったことは、里親では「子どもへの接し方や留意点等がわからない（子どもの特性がわからない）」「委託一時保護の期間やその後の見通しがたっておらず、いつまで受け入れたいのか分からない」「特に課題となったことはない」が、ファミリーホームでは「夜間の対応を求められる」「子どもへの接し方や留意点等がわからない（子どもの特性がわからない）」「受入れが可能かの判断が難しい・断りにくい」が上位に挙がっている。

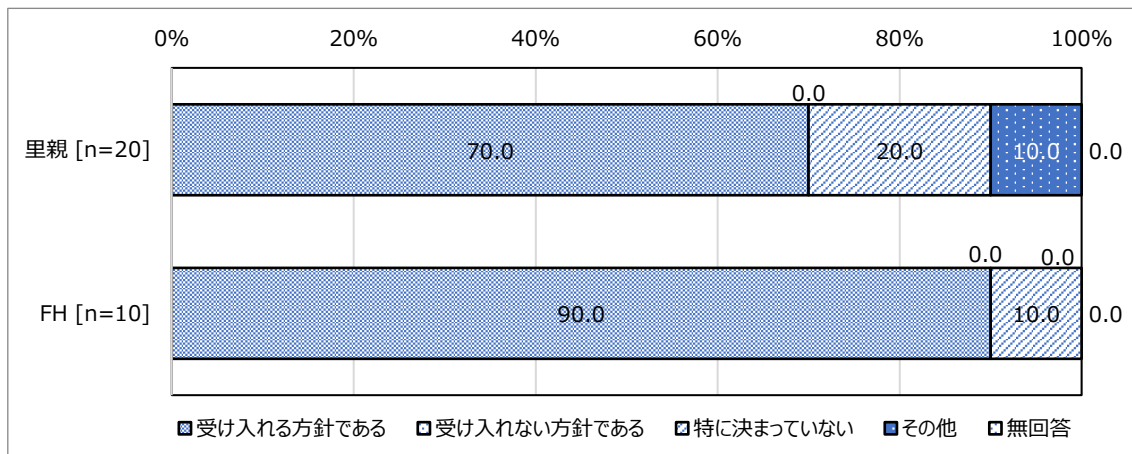
図表 5-37 緊急保護の受入れにおいて課題となったこと〔複数回答〕



(6) 問 31. 今後の緊急保護受入れ方針

今後の緊急保護受入れ方針は、「受け入れる方針である」は里親で 70.0%、ファミリーホームで 90.0%、「受け入れない方針である」は里親、ファミリーホームともに 0.0%、「特に決まっていない」は里親で 20.0%、ファミリーホームで 10.0%、「その他」は里親で 10.0%、ファミリーホームで 0.0%となっている。

図表 5-38 今後の緊急保護受入れ方針



(7) 問 32. 問 31 のように回答した理由

問 31 のように回答した理由を聞いたところ、主に以下の回答があった。

(受け入れる方針である理由)

- 緊急に困っている子どもがいるから
- こどもの心が少しでも楽になれる様に
- 困っている子どもを受け入れるのは当然と思っている
- 目の前に保護を必要としている子どもがいるのに拒否できない
- いつも一時保護施設がいっぱいなため、できるだけ受け皿になればと思っている
- 受入れができる状態にあるから
- 子どもにとって必要であることであればやるべきと思っているから
- なるべく協力したい
- 役に立ちたい

(特に決まっていない理由)

- かたく決めず、その時の状況によるため
- 児童相談所からの依頼があれば、対応する
- 受け入れられるか否かは状況による

(その他の理由)

- 里親の家では自分が、守られるべきで、何をしても良いと考えてしまう子どもがいる
- 受け入れる方針であるが、障害や精神状態、欲求をコントロールできない状態にある場合は難しい

(8) 問 33. 緊急保護の子どもを受け入れ続けるために必要な施策や児童相談所や行政に求める支援

緊急保護の子どもを受け入れ続けるためには、物品や生活用品の支援、子どもや親の状況に関する十分な情報提供、受入れ体制や環境の整備、里親へのサポート体制の強化、こどもの心のケアなど、多方面での支援が必要とされている。

(物品・生活用品の支援)

- 季節の変わり目や緊急時に必要な服や下着、オムツ、歯ブラシ、靴下などの準備
- 受入れ時の準備金の支給

(情報提供・説明の充実)

- こどもの現状や性格、親の状況や背景の説明
- こどもの心の状態や行動特性についての情報提供

(受入れ体制・環境整備)

- 一時保護施設の空き確保や受け皿の拡充
- 日中預かりや学校・サポート教室などの利用
- 職員の支援や関係機関との連携強化

(里親へのサポート)

- 夜間や時間外でも繋がる電話・メール対応
- 里親への感謝や指導、フォロー体制

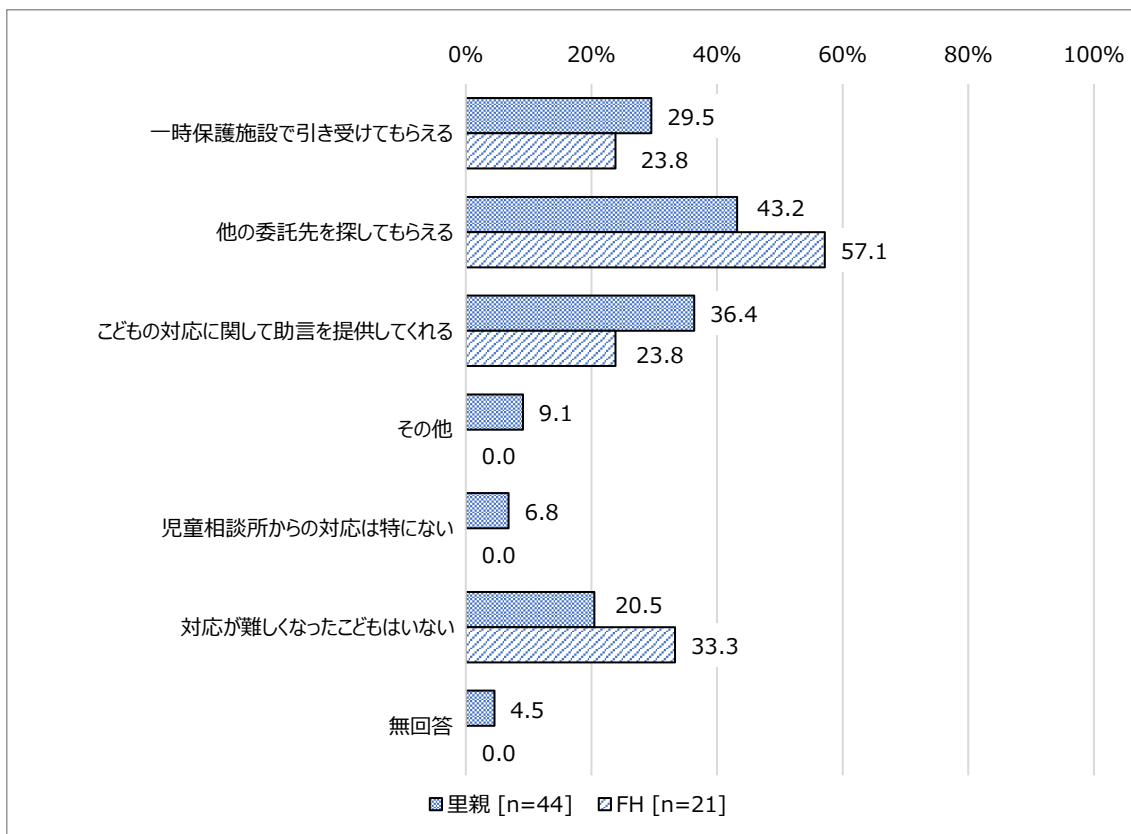
(こどもの心のケア)

- 行動観察や心のケアの実施
- 一般家庭の環境の中でルールを作り、こどもの様子を見守る制度

(9) 問 34. 委託一時保護を受けたものの対応が難しくなった場合の児童相談所の対応

委託一時保護を受けたものの対応が難しくなった場合の児童相談所の対応は、「他の委託先を探してもらえる」が里親、ファミリーホームともに最も高く、次いで、「こどもの対応に関して助言を提供してくれる」「一時保護施設で引き受けってもらえる」が高くなっている。また、ファミリーホームでは「対応が難しくなったこどもはいない」が3割を超えている。

図表 5-39 委託一時保護を受けたものの対応が難しくなった場合の児童相談所の対応〔複数回答〕

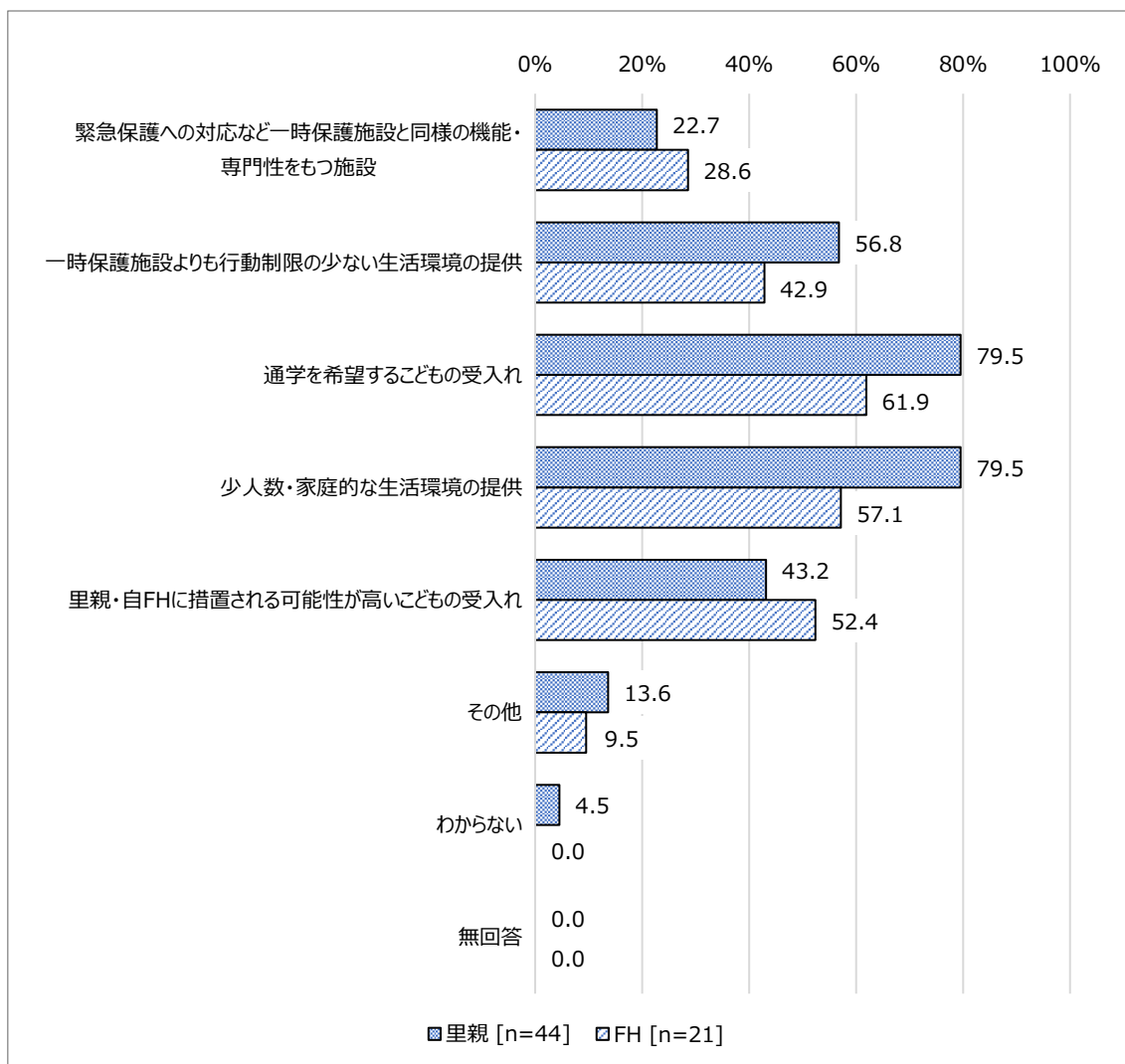


8. 今後の委託一時保護の在り方について

(1) 問 35. 一時保護委託先として果たしていきたい役割

一時保護委託先として果たしていきたい役割は、里親・FH ともに「通学を希望するこどもの受入れ」「少人数・家庭的な生活環境の提供」「一時保護施設よりも行動制限の少ない生活環境の提供」「里親・自 FH に措置される可能性が高いこどもの受入れ」が上位に挙がっている。

図表 5-40 一時保護委託先として果たしていきたい役割〔複数回答〕



(2) 問 36. 一時保護委託先の支援の質を向上するために、児童相談所や行政から必要だと思う支援

一時保護委託先の支援の質向上のためには、研修や学びの機会の充実、正確で迅速な情報共有、物品や生活支援の強化、児童相談所や関係機関との連携・協働体制の整備、専門性の向上、子どもへの配慮など、多方面での支援が必要との回答が得られた。里親や委託先が安心して子どもを受け入れ、適切に対応できる環境づくりが求められている。

■里親

(研修・情報提供・物品支援)

- 研修の充実や学びの場の提供（座学だけでなく実習も含めて）
- 服や物品の物々交換の仕組み
- 初めて受け入れる際に必要な物品の揃え方や請求方法など、分かりやすいパンフレットの作成
- 里親全体の質向上のための継続的な研修や学びの場
- 迅速な情報共有や、様々なケースの対応情報の共有

(児童相談所・行政との連携・協働)

- 児童相談所と里親が一方通行でなく、協働・尊重し合いながら情報共有し、意志疎通を図る体制
- 児童相談所と学校が連携し、子どもの学校生活を安定させるため積極的に関与してほしい
- 児童相談所と里親の話し合いや情報共有の場の充実

(日中活動・預け先・レスパイト支援)

- フルタイム勤務の里親が対応しやすいよう、日中の預け場所（保育園や施設）の確保
- 一時保護委託が長期化する場合、期間中にレスパイト（休息）を利用できる仕組み
- 学校に通えない子どもが勉強できる場の確保

(専門性・医療的支援)

- 医学的な専門性を高める支援
- 障害や精神状態が不安定な子どもを保護する際、通院や機関との相談・アドバイス・フォローの支援
- 緊急対応や基本的な学びのための研修

(経済的支援・物品の準備)

- 年齢による食費の配慮や、食べる量の違いへの対応
- 子どもが来てからでは準備が難しいため、必要な物品は事前に用意してほしい
- 中高生の生活費や携帯代、被服費などの経済的支援

(子どもへの配慮・安定した養育環境)

- 傷つきのある子どもを里親家庭で一時保護した場合、できるだけ同じ場所で安定して過ごせるよう配慮
- 子どもが施設へ移動する理由の説明
- 安定して特定の大人に愛される経験の重要性

(委託先の力量把握・助言)

- 委託先の力量を見極める力の強化
- 助言やアドバイスの提供

■ファミリーホーム

(研修・情報提供・物品支援)

- 研修の充実や学びの場の提供
- 服など物々交換の仕組み
- 研修への参加や支援内容の共有、定期的な連絡会議の実施

(情報共有・連携強化)

- 保護後に得られた日常生活に関する具体的なエピソードなどの情報を、リアルタイムに近い形で伝えてほしい
- 信頼関係を築くため、迅速な情報共有や必要な対応・具体的内容の提示
- 正確なこどもの情報を把握し、正確に伝達してほしい
- 民間支援団体との情報協力も求める

(専門性・医療的支援)

- 医学的な専門性を高める支援
- 助言やアドバイスの提供

(支援体制・環境整備)

- 一時保護専用の施設の指定
- 専門の職員がいる施設や一時保護施設での預かりと、家庭的な場の使い分け
- 児童相談所の負担軽減と、委託児童への十分な時間確保

(こどもの生活・学習支援)

- 一時保護中のこどもが地域の学校に通えるようにする
- 通学支援

(支援方法・関わり方の改善)

- 支援方法やこどもとの関わり方の改善点の指摘や助言
- 委託先からの情報収集（話を聴く機会の確保）

(特になし・現状で満足)

- 特に要望はないとする回答も一部あり

第6章 委託一時保護中のこども調査

I. 実施概要

1. 実施目的

一時保護施設との両立を図りながら委託一時保護を効果的に活用し、こどもにとってよりよい形での一時保護が行える環境を確保するとともに、一時保護委託先が安心してこどもの受入れや対応を行えるよう、また委託先における適切なアセスメントと個々の状況に応じた支援が展開されるよう、委託一時保護の実態や児童相談所との連携等について把握し、委託一時保護の在り方を検討することを目的として、委託一時保護中のこどもを対象としたアンケート調査を実施した。

2. 調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 6-1 調査概要

調査対象	全国の委託一時保護中のこども（小学校4年生以上）
調査期間	令和7年11月7日（金）～ 令和7年12月26日（金）
調査方法	郵送配布・郵送回収、web回収
配布・回収数	配布 : 337件 （児童相談所経由 89件、一時保護専用施設経由 103件、児童養護施設経由 145件）※調査票の回答があった施設での配布数 回収 : 285件 回収率 : 84.6% ※回収率は、調査票の回答があった施設での配布数を基に推定

II. 調査結果

1. 基本情報

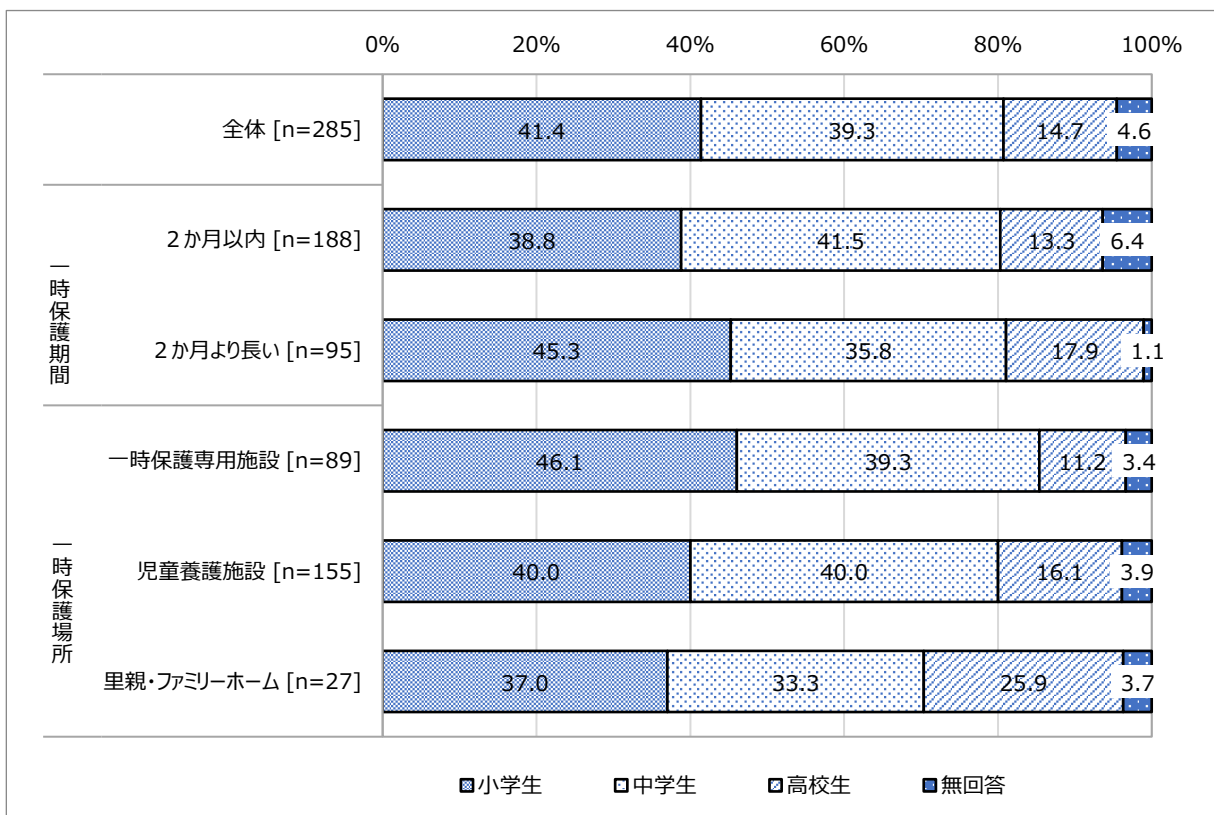
(1) 問1. 学年

回答者の学年は、「小学生」が41.4%、「中学生」が39.3%、「高校生」が14.7%となっている。

一時保護期間別にみると、「2か月以内」では「中学生」が41.5%、「2か月より長い」では「小学生」が45.3%で最も高くなっている。

一時保護場所別にみると、「一時保護専用施設」、「里親・ファミリーホーム」では「小学生」が最も高く、それぞれ46.1%、37.0%、「児童養護施設」では「小学生」と「中学生」がともに40.0%となっている。

図表 6-2 学年



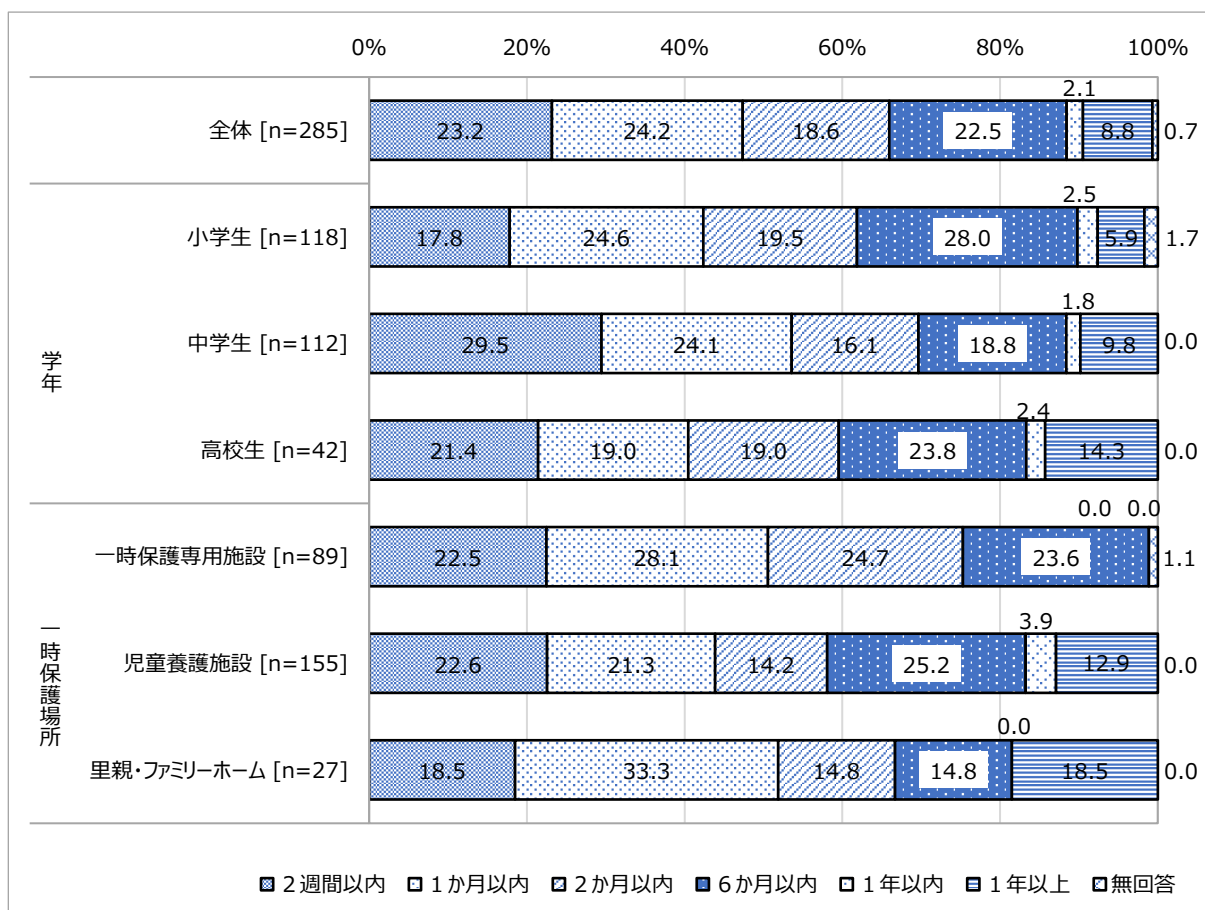
(2) 問2. 今の場所で生活している期間

今の場所で生活している期間は、全体では「1か月以内」が24.2%で最も高く、次いで、「2週間以内」23.2%、「6か月以内」が22.5%、「2か月以内」が18.6%となっている。

学年別にみると、「小学生」「高校生」では「6か月以内」がそれぞれ28.0%、23.8%、「中学生」では「2週間以内」が29.5%と最も高くなっている。

一時保護場所別にみると、「一時保護専用施設」「里親・ファミリーホーム」では「1か月以内」がそれぞれ28.1%、33.3%、「児童養護施設」では「6か月以内」が25.2%と最も高くなっている。

図表 6-3 今の場所で生活している期間



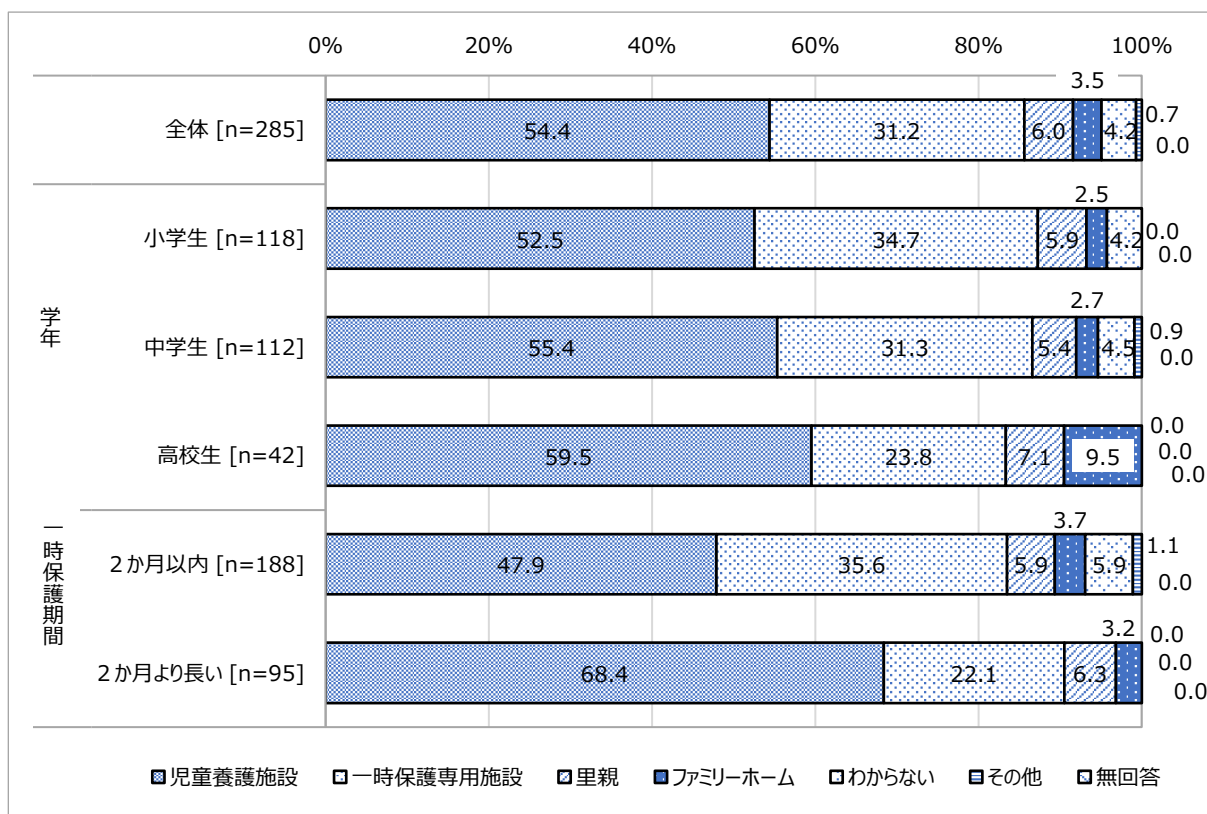
(3) 問3. 今いる場所

今いる場所は、全体では「児童養護施設」が 54.4%で最も高く、次いで、「一時保護中のこどもだけがいる施設」（一時保護専用施設）が 31.2%、「里親」が 6.0%となっている。

学年別にみると、どの学年も「児童養護施設」が最も高く、「小学生」で 52.5%「中学生」で 55.4%「高校生」で 59.5%となっている。

一時保護期間別にみると、どちらの期間も「児童養護施設」が最も高く、「2か月以内」で 47.9%、「2か月より長い」で 68.4%となっている。

図表 6-4 今いる場所



【「その他」の主な内容】

- 自立援助ホーム

(4) 問4. 自分専用の部屋の有無

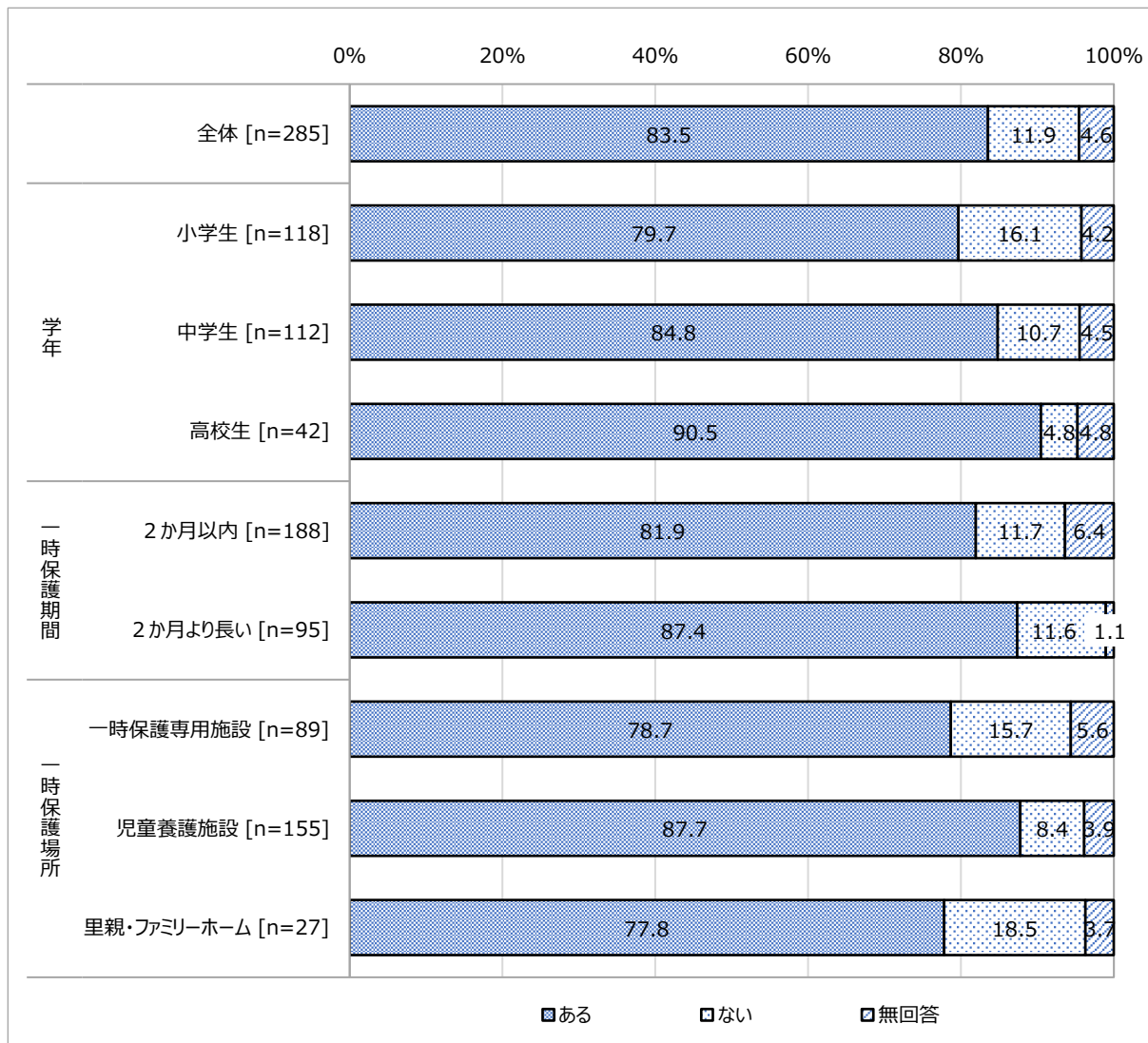
自分専用の部屋の有無は、全体では「ある」が83.5%、「ない」が11.9%となっている。

学年別にみると、どの学年も「ある」が最も高く、「小学生」で79.7%、「中学生」で84.8%、「高校生」で90.5%となっている。

一時保護期間別にみると、どちらの期間も「ある」が最も高く、「2か月以内」で81.9%、「2か月より長い」で87.4%となっている。

一時保護場所別にみると、どの場所も「ある」が最も高く、「一時保護専用施設」で78.7%、「児童養護施設」で87.7%、「里親・ファミリーホーム」で77.8%となっている。

図表 6-5 自分専用の部屋の有無



2. 児童相談所とのかかわり

(1) 問5. 今の場所についての説明

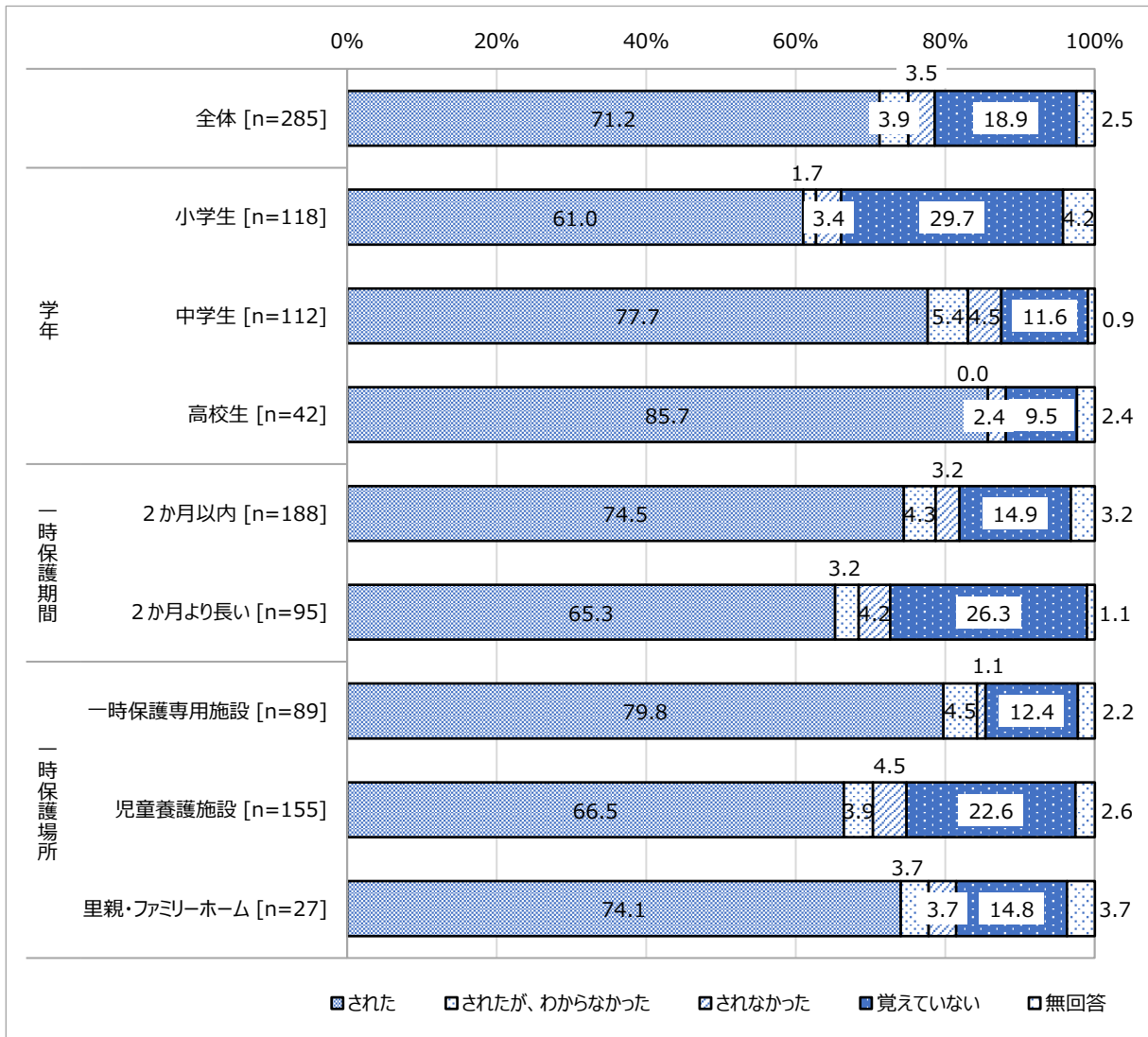
今の場所で生活する時に、児童相談所の人（担当の人、児童福祉司）から今の場所がどのようなところが説明されたかについて、全体では、説明「された」が 71.2%で最も高く、次いで、「覚えていない」が 18.9%、「されたが、わからなかった」が 3.9%となっている。

学年別にみると、どの学年も説明「された」が最も高く、「小学生」で 61.0%、「中学生」で 77.7%、「高校生」で 85.7%となっている。

一時保護期間別にみると、どちらの期間も説明「された」が最も高く、「2か月以内」で 74.5%、「2か月より長い」で 65.3%となっている。

一時保護場所別にみると、どの場所も説明「された」が最も高く、「一時保護専用施設」で 79.8%、「児童養護施設」で 66.5%「里親・ファミリーホーム」で 74.1%となっている。

図表 6-6 今の場所についての説明



(2) 問6. ここで生活することになった理由の説明

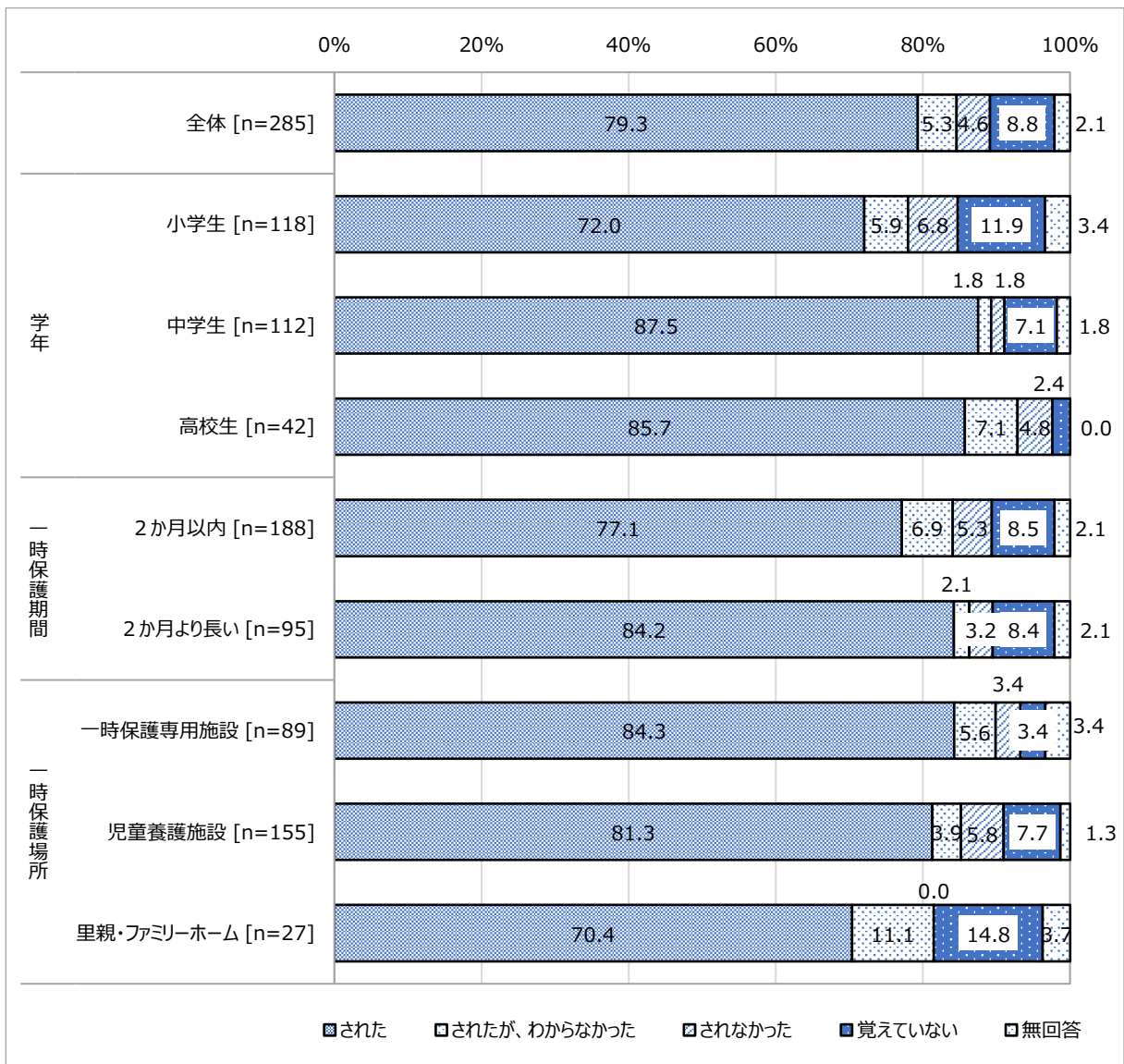
なぜここで生活することになったのか、その理由の説明をされたかについて、全体では、説明「された」が79.3%で最も高く、次いで、「覚えていない」が8.8%、「されたが、わからなかった」が5.3%となっている。

学年別にみると、どの学年も説明「された」が最も高く、「小学生」で72.0%、「中学生」で87.5%、「高校生」で85.7%となっている。

一時保護期間別にみると、どちらの期間も説明「された」が最も高く、「2か月以内」で77.1%、「2か月より長い」で84.2%となっている。

一時保護場所別にみると、どの場所も説明「された」が最も高く、「一時保護専用施設」で84.3%、「児童養護施設」で81.3%、「里親・ファミリーホーム」で70.4%となっている。

図表 6-7 ここで生活することになった理由の説明



(3) 問7. いつまでいなければならないのかについての説明

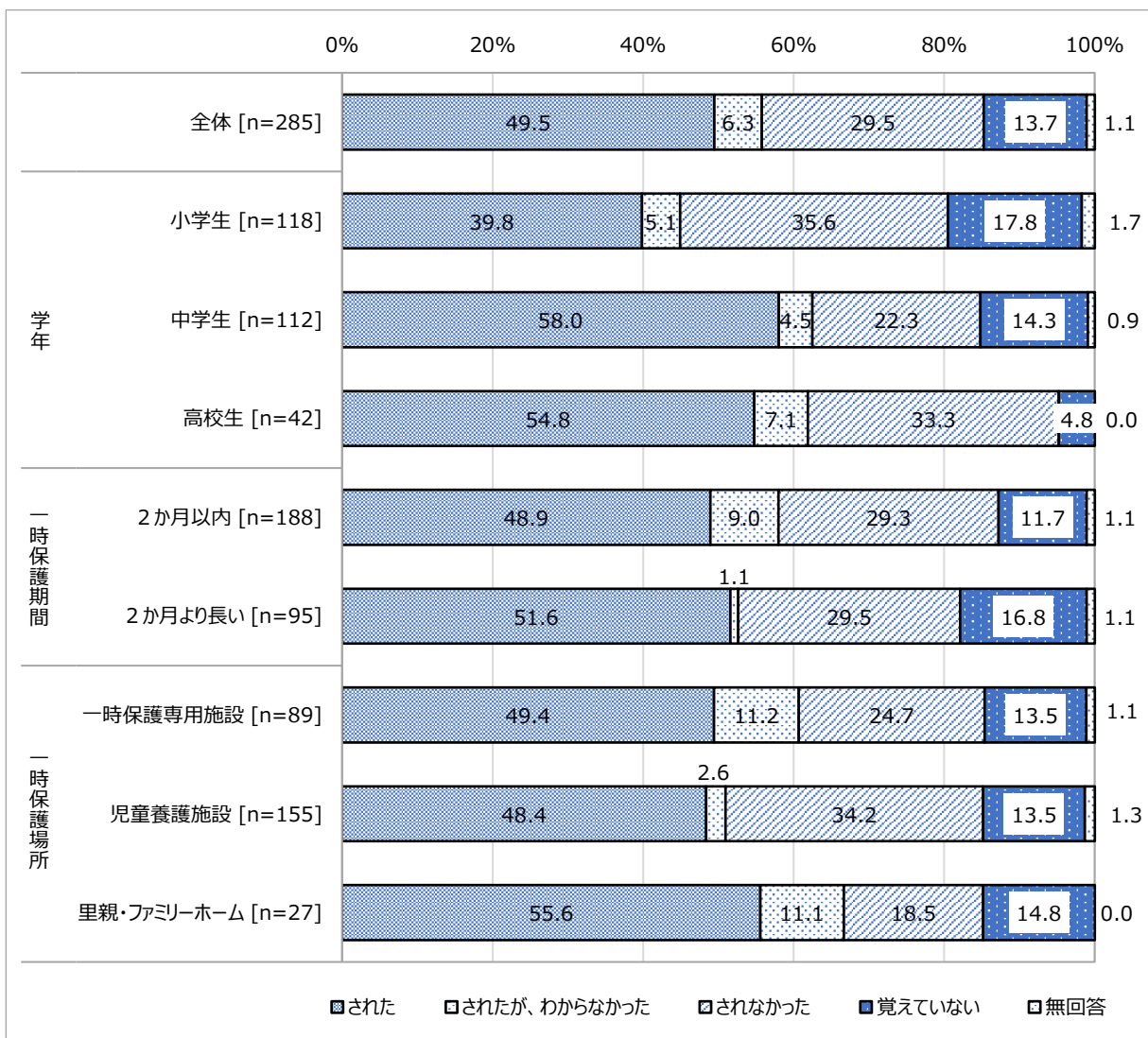
だいたい、いつまでいなければならないのかについて説明をされたか聞いたところ、全体では、説明「された」が49.5%、次いで、「されなかった」が29.5%、「覚えていない」が13.7%となっている。

学年別にみると、説明「された」との回答は、「小学生」で39.8%、「中学生」で58.0%、「高校生」で54.8%となっている。

一時保護期間別にみると、説明「された」との回答は、「2か月以内」で48.9%、「2か月より長い」で51.6%となっている。

一時保護場所別にみると、説明「された」との回答は、「一時保護専用施設」で49.4%、「児童養護施設」で48.4%、「里親・ファミリーホーム」で55.6%となっている。

図表 6-8 いつまでいなければならないのかについて説明



(4) 問8. これまでのことや、来たときの気持ちについて

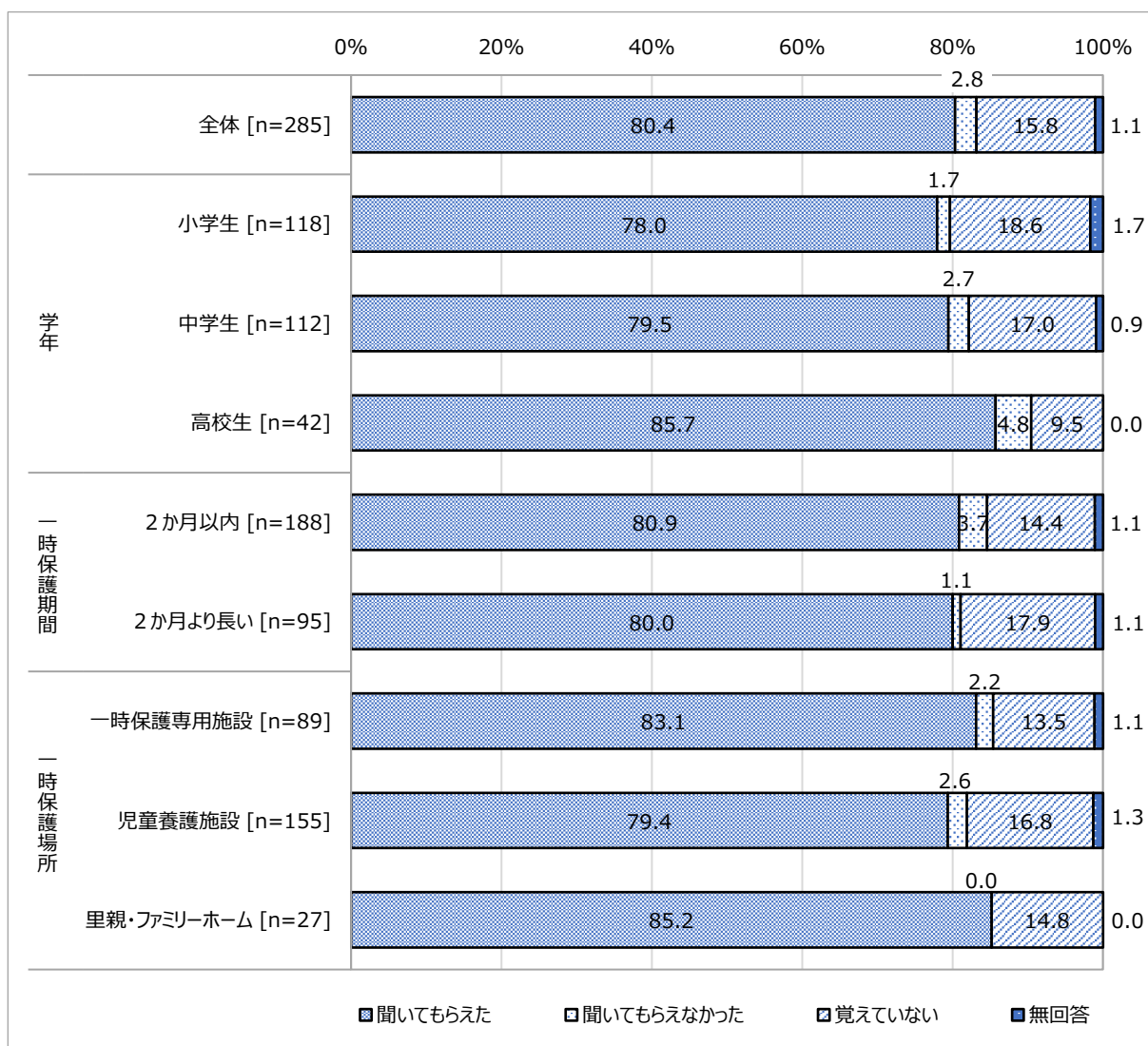
児童相談所の職員に、これまでのことやここに来たときの気持ちを聞いてもらえたかについて、全体では「聞いてもらえた」が80.4%、「聞いてもらえなかった」が2.8%、「覚えていない」が15.8%となっている。

学年別にみると、どの学年も「聞いてもらえた」が最も高く、「小学生」で78.0%、「中学生」で79.5%、「高校生」で85.7%となっている。

一時保護期間別にみると、どちらの期間も「聞いてもらえた」が最も高く、「2か月以内」で80.9%、「2か月より長い」で80.0%となっている。

一時保護場所別にみると、どの場所も「聞いてもらえた」が最も高く、「一時保護専用施設」で83.1%、「児童養護施設」で79.4%、「里親・ファミリーホーム」で85.2%となっている。

図表 6-9 これまでのことや、来たときの気持ちについて



(5) 問9. 児童相談所の職員の面会について

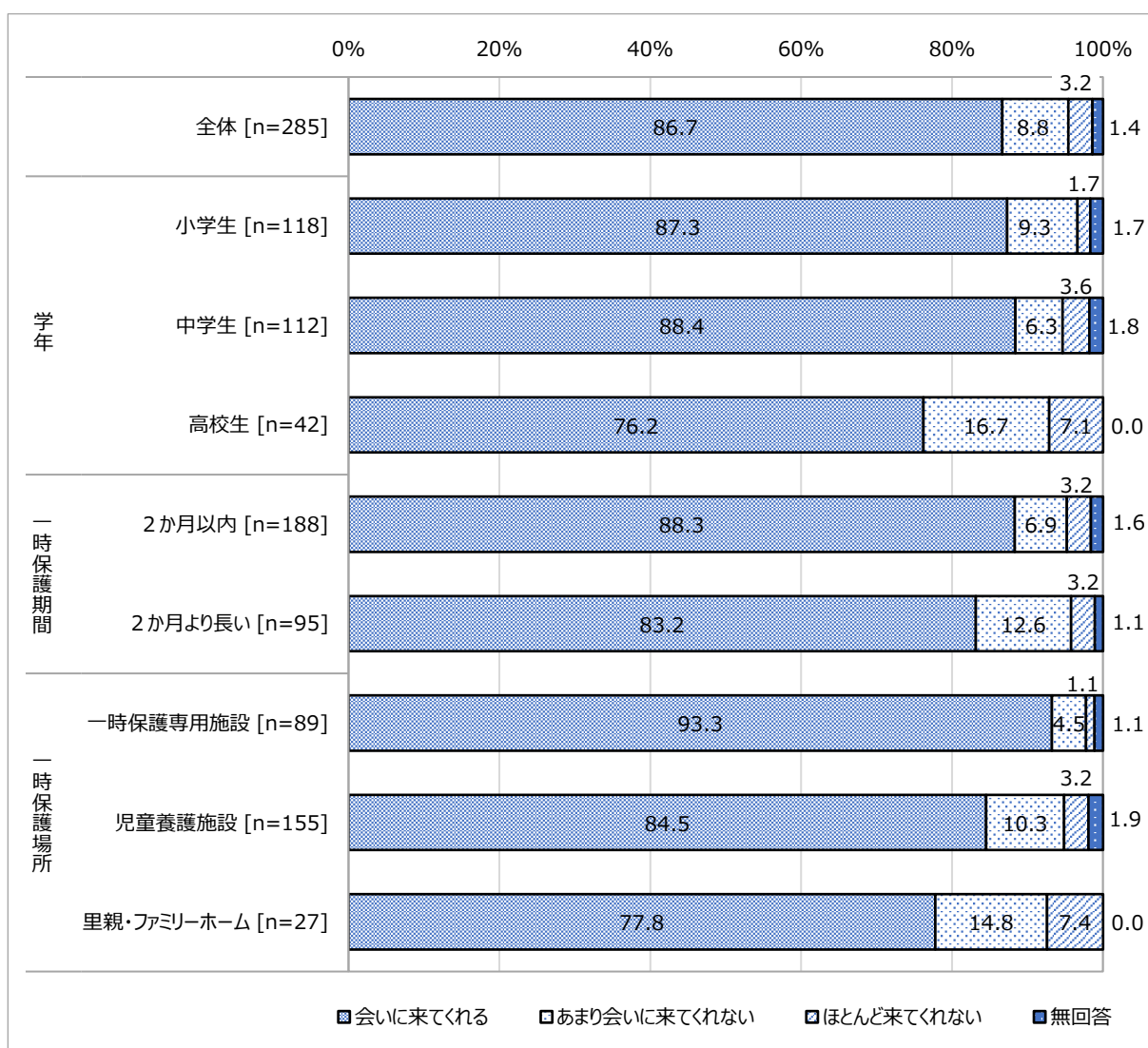
児童相談所の職員（担当の人）は会いに来てくれるか聞いたところ、全体では「会いに来てくれる」が86.7%、「あまり会いに来てくれない」が8.8%、「ほとんど来てくれない」が3.2%となっている。

学年別にみると、どの学年も「会いに来てくれる」が最も高く、「小学生」で87.3%、「中学生」で88.4%、「高校生」で76.2%となっている。

一時保護期間別にみると、どちらの期間も「会いに来てくれる」が最も高く、「2か月以内」で88.3%、「2か月より長い」で83.2%となっている。

一時保護場所別にみると、どの場所も「会いに来てくれる」が最も高く、「一時保護専用施設」で93.3%、「児童養護施設」で84.5%、「里親・ファミリーホーム」で77.8%となっている。

図表 6-10 児童相談所の職員の面会について



(6) 問 10. 児童相談所の職員の面会の頻度

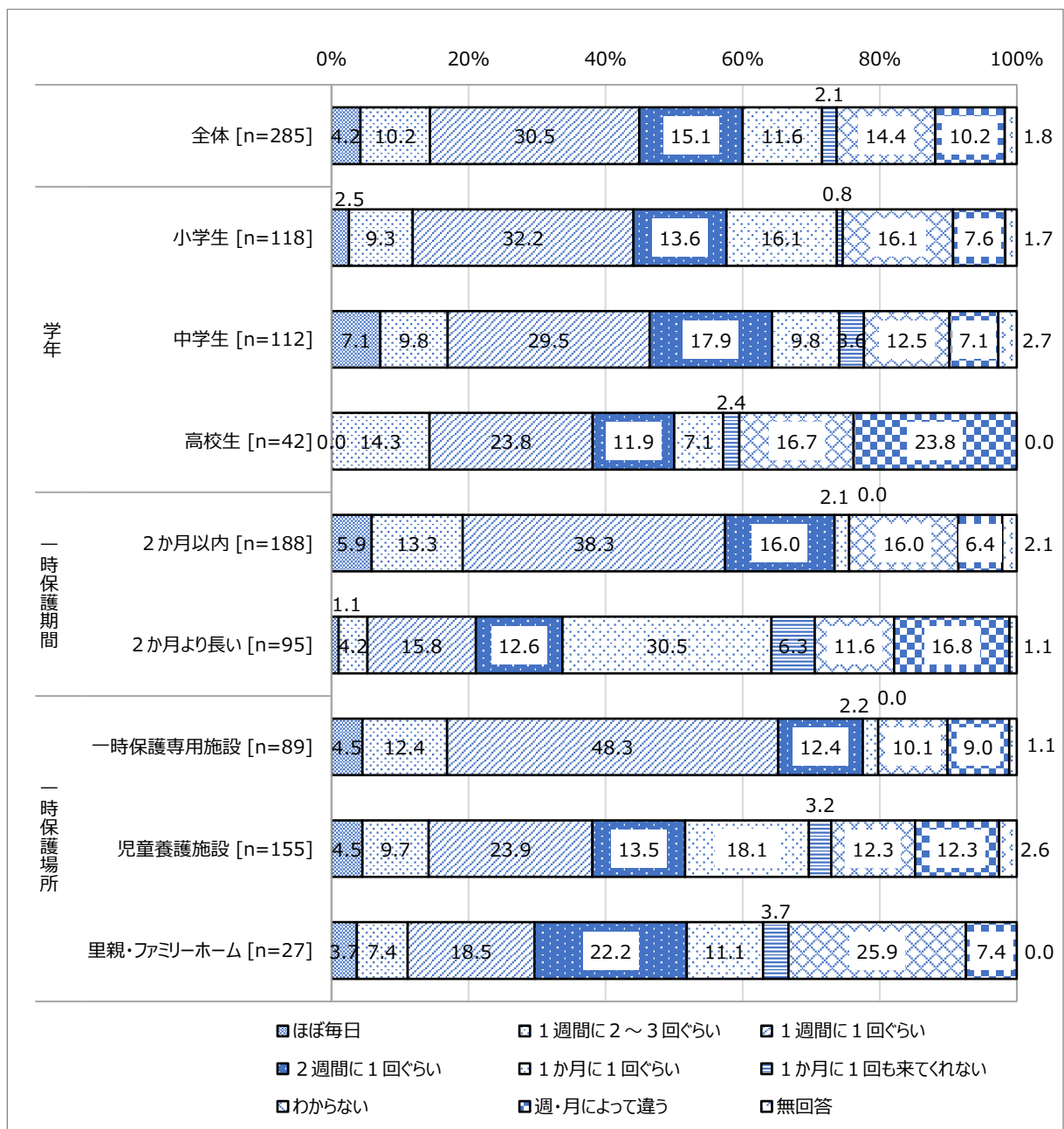
児童相談所の職員（担当の人）は、どのくらい会いに来てくれるかについて、全体では「1週間に1回ぐらい」が30.5%と最も高く、次いで、「2週間に1回ぐらい」が15.1%、「わからない」が14.4%となっている。

学年別にみると、どの学年も「1週間に1回ぐらい」が最も高く、「小学生」で32.2%、「中学生」で29.5%、「高校生」で23.8%となっている。

一時保護期間別にみると、「2か月以内」では「1週間に1回ぐらい」が38.3%、「2か月より長い」では「1か月に1回ぐらい」が30.5%と最も高くなっている。

一時保護場所別にみると、「一時保護専用施設」「児童養護施設」では「1週間に1回ぐらい」がそれぞれ48.3%、23.9%、「里親・ファミリーホーム」では「わからない」が25.9%と最も高くなっている。

図表 6-11 児童相談所の職員の面会の頻度



(7) 問 11. 今後の希望について

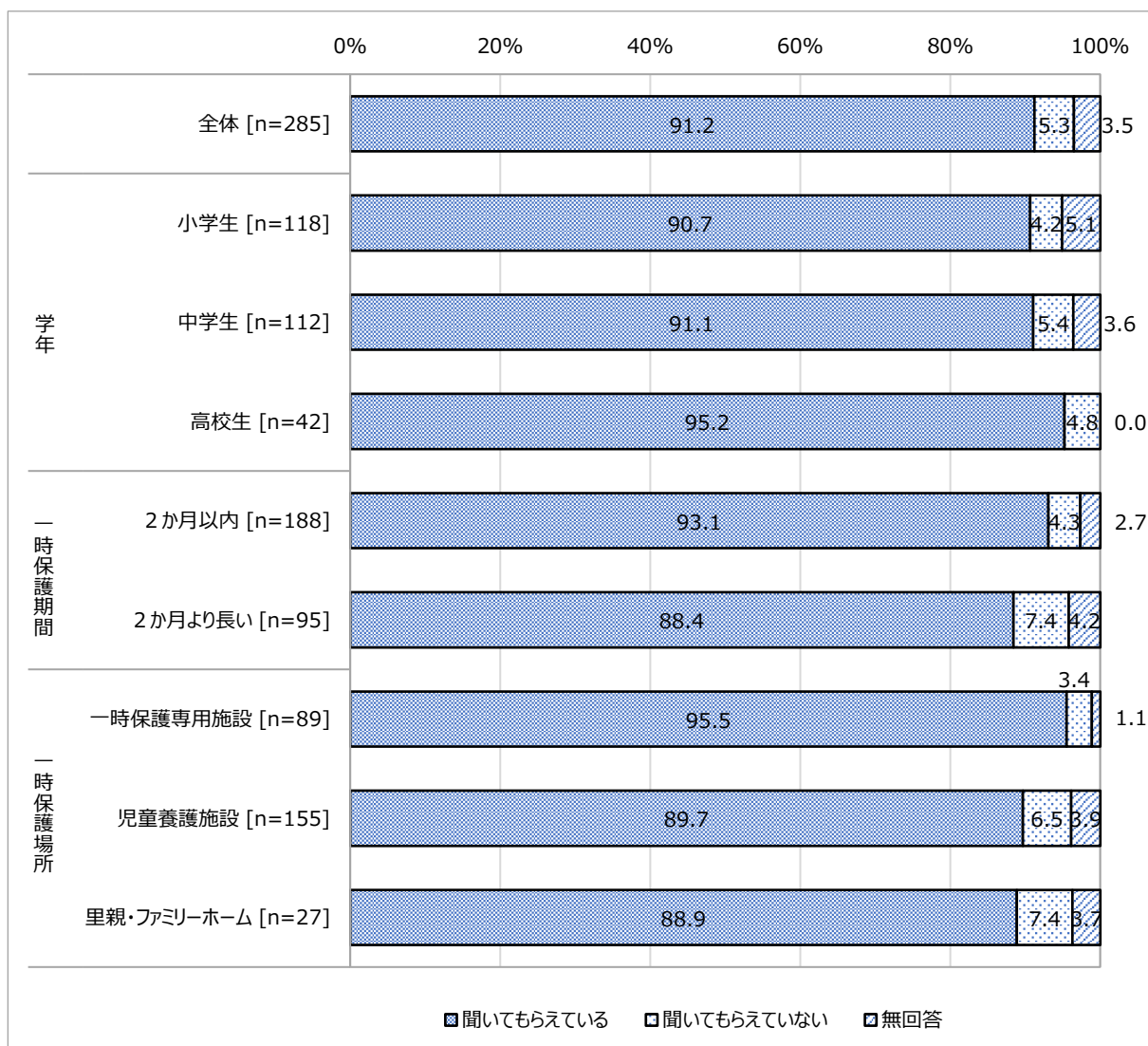
児童相談所の職員に、あなたが今後どうしたいかや、あなたの希望や思いについて聞いてもらえているかについて聞いたところ、全体では「聞いてもらえている」が 91.2%、「聞いてもらえていない」が 5.3%となっている。

学年別にみると、どの学年も「聞いてもらえている」が最も高く、「小学生」で 90.7%、「中学生」で 91.1%、「高校生」で 95.2%となっている。

一時保護期間別にみると、どちらの期間も「聞いてもらえている」が最も高く、「2か月以内」で 93.1%、「2か月より長い」で 88.4%となっている。

一時保護場所別にみると、どの場所も「聞いてもらえている」が最も高く、「一時保護専用施設」で 95.5%、「児童養護施設」で 89.7%、「里親・ファミリーホーム」で 88.9%となっている。

図表 6-12 今後の希望について



3. 今の場所での生活について

(1) 問 12. 今生活している場所でできること

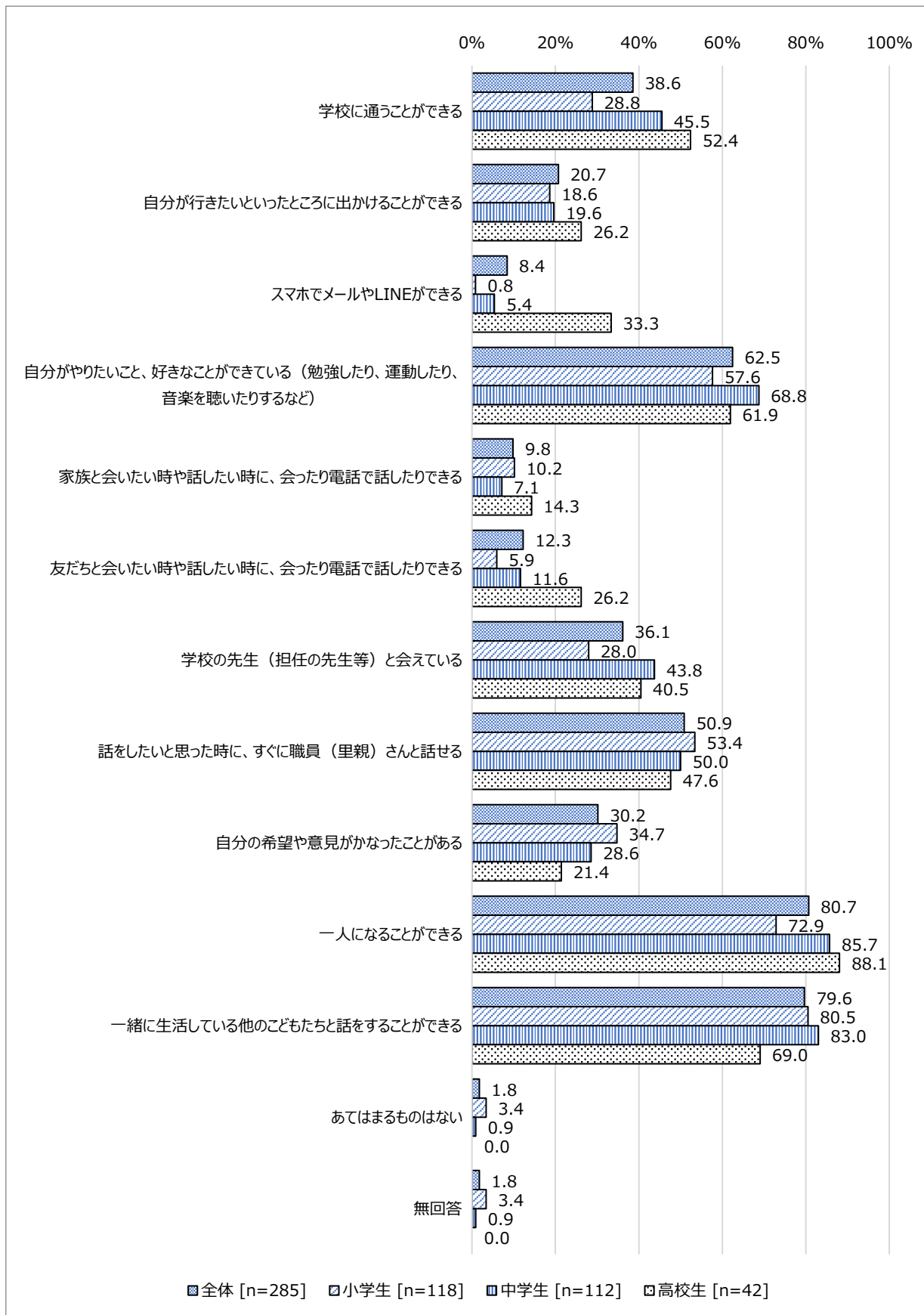
今生活している場所でできることについて、全体では「一人になることができる」が 80.7%と最も高く、次いで、「一緒に生活している他の子どもたちと話をすることができる」が 79.6%、「自分がやりたいこと、好きなことができる（勉強したり、運動したり、音楽を聴いたりするなど）」が 62.5 となっている。

学年別にみると、「小学生」では「一緒に生活している他の子どもたちと話をすることができる」が 80.5%、「中学生」「高校生」では「一人になることができる」がそれぞれ 85.7%、88.1%と最も高くなっている。

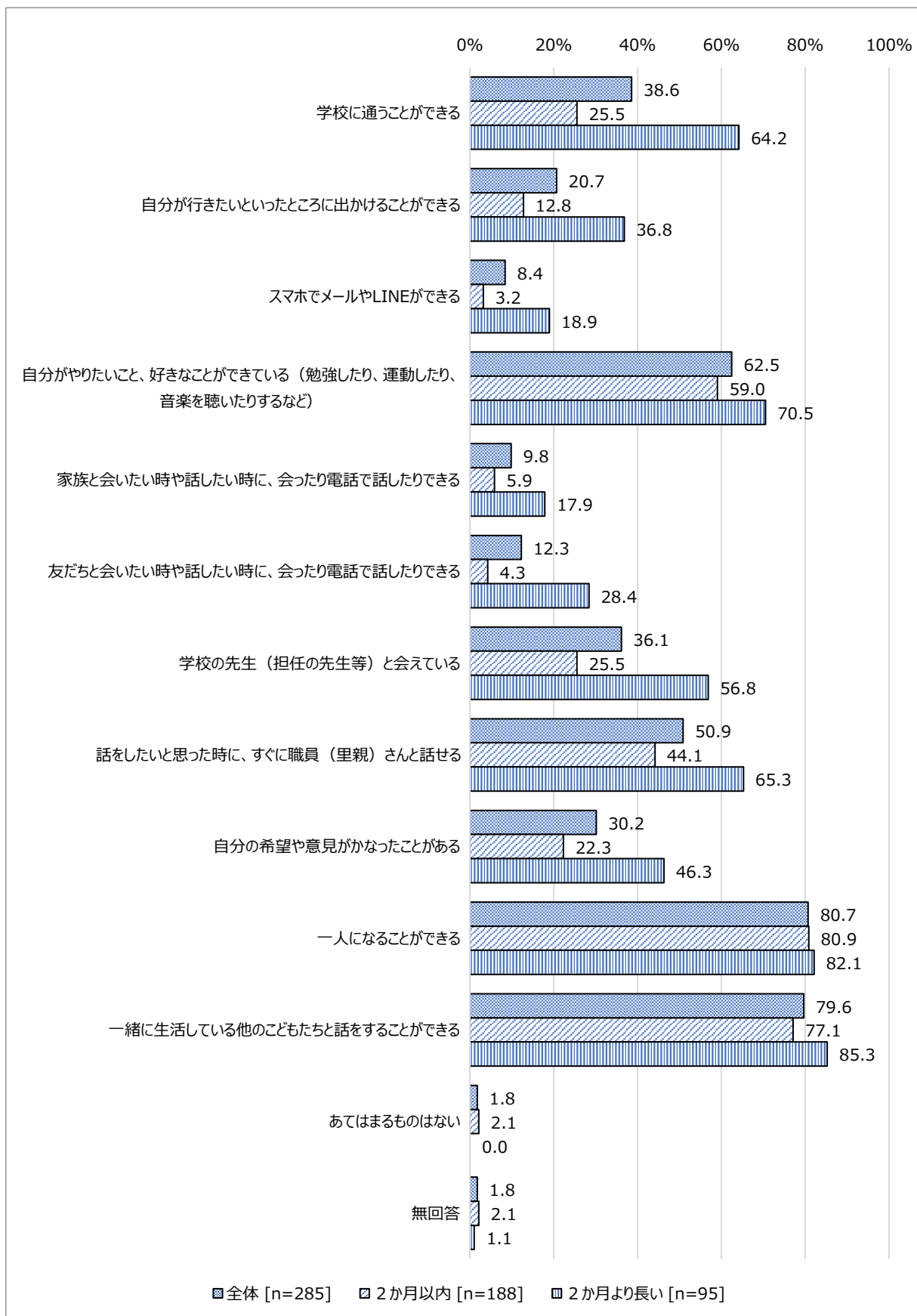
一時保護期間別にみると、「2か月以内」では「一人になることができる」が 80.9%、「2か月より長い」では「一緒に生活している他の子どもたちと話をすることができる」が 85.3%と最も高くなっている。

一時保護場所別にみると、「一時保護専用施設」「児童養護施設」では「一緒に生活している他の子どもたちと話をすることができる」がそれぞれ 79.8%、87.7%、「里親・ファミリーホーム」では「自分がやりたいこと、好きなことができる（勉強したり、運動したり、音楽を聴いたりするなど）」「一人になることができる」がともに 74.1%と最も高くなっている。

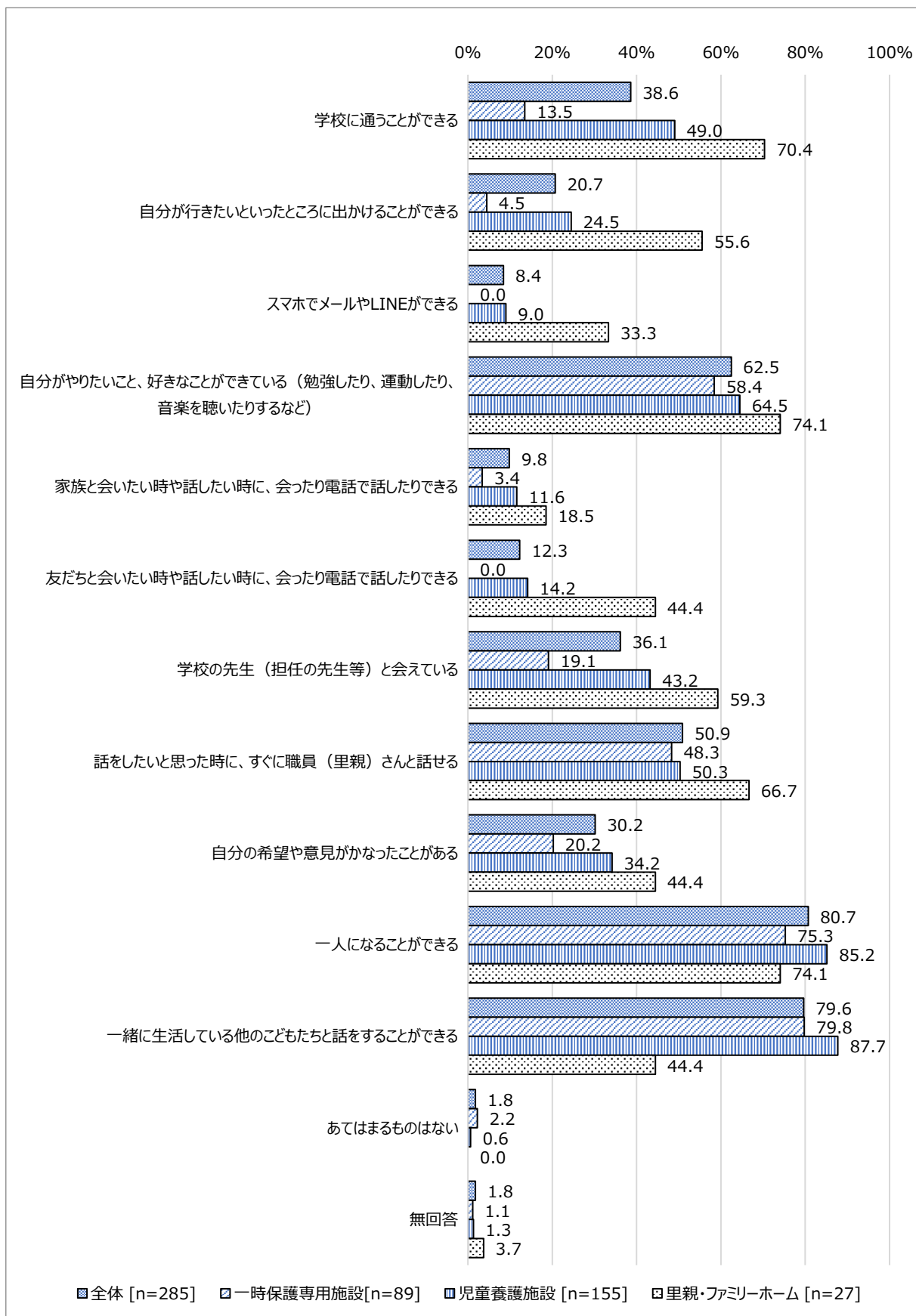
図表 6-13 学年別_今生活している場所でできること〔複数回答〕



図表 6-14 一時保護期間別_今生活している場所でできること〔複数回答〕



図表 6-15 一時保護場所別_今生活している場所でできること〔複数回答〕



【「自分の希望や意見がなかったことがある」の主な内容】

■ 一時保護専用施設

- 遊び（カラオケ、裁縫、ミサンガづくり、ゲーム、ポケモンカード）
- 公園に行く、公園でバドミントン
- 部屋変え
- 病院に行きたいときにその日に行けた
- してほしいことは大体してもらえる
- 殴られない

■ 児童養護施設

- 遊び（パソコンの設置や使用、タイピング、DVD や音楽、裁縫、絵遊び）
- 外出（映画、図書館、買い物（シール・ポケモンカード）、散歩、外でサッカー、散髪、釣り）
- 生活（必要なものの用意、服（私物の持ち込み・長袖を出してもらう）、ユニットの変更、シャンプーとリンスを別々にしてもらった）
- 食事（ペッパーランチ風を作る、唐揚げを食べる）
- 自然教室の準備
- 友達に手紙を渡す
- 親から離れたたいという希望
- 児童相談所の方と話がしたいと希望して、その日にできた

■ 里親・ファミリーホーム

- 遊び（野球ができる、テレビ、ゲームとかやりたいときにやらせてくれる）
- 外出（買い物、動物園、自分が行きたい場所）
- ハムスターを2匹飼う
- 寿司を食べる

(2) 問 13. ここでの生活について

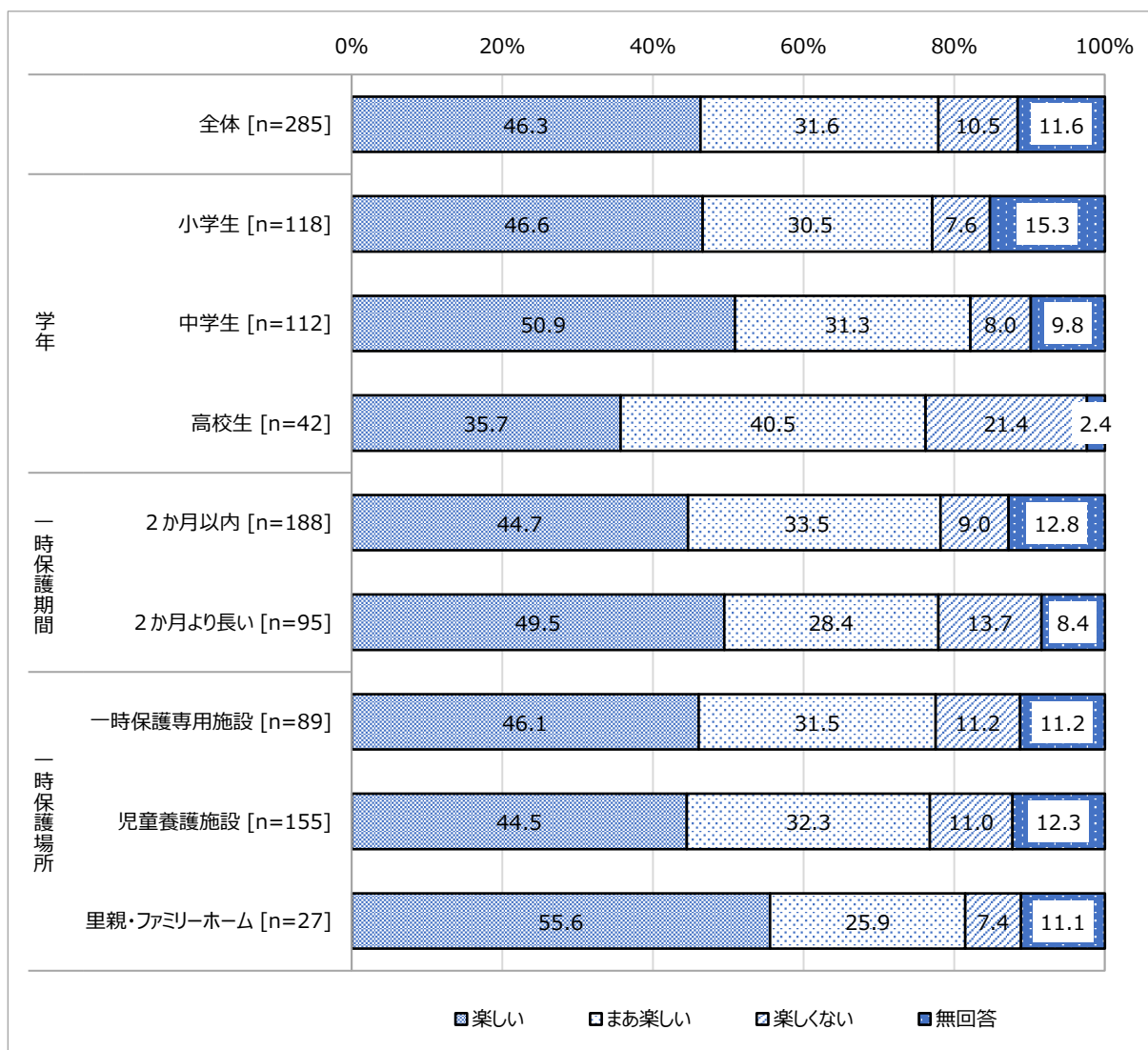
ここでの生活は楽しいか聞いたところ、全体では「楽しい」が 46.3%、「まあ楽しい」が 31.6%、「楽しくない」が 10.5%となっている。

学年別にみると、「小学生」「中学生」では「楽しい」がそれぞれ 46.6%、50.9%、「高校生」では「まあ楽しい」が 40.5%と最も高くなっている。

一時保護期間別にみると、どちらの期間も「楽しい」が最も高く、「2か月以内」で 44.7%、「2か月より長い」で 49.5%となっている。

一時保護場所別にみると、どの場所も「楽しい」が最も高く、「一時保護専用施設」で 46.1%、「児童養護施設」で 44.5%、「里親・ファミリーホーム」で 55.6%となっている。

図表 6-16 ここでの生活について



【「楽しかったこと」の主な内容】

■ 一時保護専用施設

(遊び)

- 遊び (ポケモンカード、UNO、人生ゲーム、卓球、ドッジボール、バドミントン、工作、手芸、お菓子作り、パズル、音楽、CD、カラオケ、DVD、好きな映画、テレビ、推しのテレビ、アニメ、Youtube、ディアボロ、漫画)

- 友達、一緒に生活している子、仲の良い子と遊べる、みんなで遊べる
- 先生たちが優しく一緒に遊んでくれる、先生と将棋をした
- 遊ぶものがたくさんあり、退屈ではない
- 行事（ダンス発表会、夏祭り）が楽しかった

（外出）

- みんなで映画館に行ったり、一緒にミカン狩りに行けたこと
- 公園に行ける、公園でおにごっこをした
- みんなで散歩できること

（友達や職員と交流）

- 勉強や体育おやつの時間などをみんなですごせる
- 仲の良い子、一緒に生活している子たちと話したりできる
- 夜、ご飯が終わったらみんなと話すのが楽しい
- いろんな人と会うことができた。色々な子とコミュニケーションをとれること
- すぐ仲良くなれる
- 職員さんから話しかけてくれる
- 職員さんとたくさん話せる、職員さんが話を聞いてくれた

（学校・勉強）

- 自分のペースで学習でき、難しい内容も先生がヒントをくれるので楽しく学習に取り組める

（食事）

- ご飯が美味しい
- ご飯をみんなで食べられたこと
- 一緒に生活している子と職員さんと月に1回外食に行くこと

（生活全般）

- けんかもほとんどなく、毎日笑って過ごせている
- 安心安全だから
- 親元からはなれて、自分で家族のいない場所に居られる

（自由・自己実現）

- 新しい事をはじめられた
- 仕事をしなくてもいい

（その他）

- 楽しいけど、家に帰りたい気持ちがあってあまり楽しめない
- 少し楽しいけど、施設の生活はしんどい

■ 児童養護施設

（遊び）

- 遊び（UNO、ボードゲーム、トランプ、人狼、将棋、ゲーム、バドミントン、バレーボール、サッカー、卓球、自転車、一輪車、なわとび、ジエイボード、外遊び、ピアノ、編み物、裁縫、コラージュ、シール、ぬりえ、おりがみ、おえかき、工作、お菓子作り、読書、漫画、TV、テレビ、DVD、映画、Netflix、YouTube、パソコン）
- 小さい子（幼児、保育園の子、小学生）と一緒に生活している子（学園の友だち、ホームメイト）と遊べる
- 体を動かすことが楽しい。外（園庭）で遊べる
- 1人で音楽が聴ける、ピアノが弾ける
- 色々なイベント（アドボケートの交流会）、行事（お誕生日会、ハロウィンパーティー、大晦日）に行ったとき
- 職員さん（先生達）と遊ぶこと
- 学校の友達と遊んだ

- 遊びボランティアの人が来た

(外出)

- 外出（公園、図書館、ポケモンカード・シールの買い物、お誕生日外出、野球観戦、フットサルの大会、行事）
- 一緒に生活している子とでかけること
- 職員さんと散歩
- 色々なところに連れて行ってくれる

(友達や職員との交流)

- 一緒に生活している子（小学生、ホームメイト、先生達）と話ができる、交流ができる
- 仲がいい子・友達がいる、みんなと仲良くなれた、新しく友達ができた
- 一緒に生活している子と話をして盛り上がった
- みんな優しい。他の人達と遊んだり話をしたり、安心できた
- イベントに参加できて楽しい
- 夜の職員さんとお話、職員さんが優しくておもしろい
- 学校の事などで職員さんと話ができる

(学校・勉強)

- 学校や部活に行ける
- 勉強ができる

(食事)

- ごはんがみんなで食べられる

(生活全般)

- 安心して生活できる、ゆっくりすごせる、何も困ることなく暮らせている
- 施設での行事やイベント以外にも日々楽しいなど感じる事がよくある
- 生活をしていることが楽しい、賑やかで楽しい
- 携帯を使える
- ご飯も、風呂もある、ベッドで寝られる、ベッドの寝心地がいい
- 1人部屋
- 月1回のご褒美

(自由・自己実現)

- 自由がある
- 自分の時間を作れる、1人で好きなことができる
- 自分らしく生きられる、嫌なことが全くない
- やりたいことをやらせてくれる、リクエストが言える、できる
- 楽しいイベントがあるからいいけど、ルールが厳しくて不自由

(その他)

- 苦手なこどもがいる
- うるさい、たまに嫌なことがある

■ 里親・ファミリーホーム

(遊び)

- 遊び（筋トレ、ボクシング、ゲーム、ハムスター、折り紙、お絵描き）
- パソコンが使える、ゲームをずっとしていてもいい、テレビを見られる
- おもちゃがある
- こども達と遊べる

(外出)

- 外出（ショッピングモールのゲームセンター、映画館、デパート、クリスマスツリー巡り、ディズニー）

- 休日にいろいろな場所に行った。行きたい時に行ける
- 家に居た時より外食や遊びの頻度が増えた

(友達や職員・里親との交流)

- 家族と楽しくすごせる
- お話

(食事)

- きちんごはんが食べられる
- 4人でごはんが食べられる事

(生活全般)

- 生活全てがたのしい、不満が何一つない
- 風呂に入ること

(自由・自己実現)

- 基本的に自由なところ
- 意見を聞いてもらえた

(その他)

- 普通に暇

(3) 問 14. ここでの生活でうれしかったこと

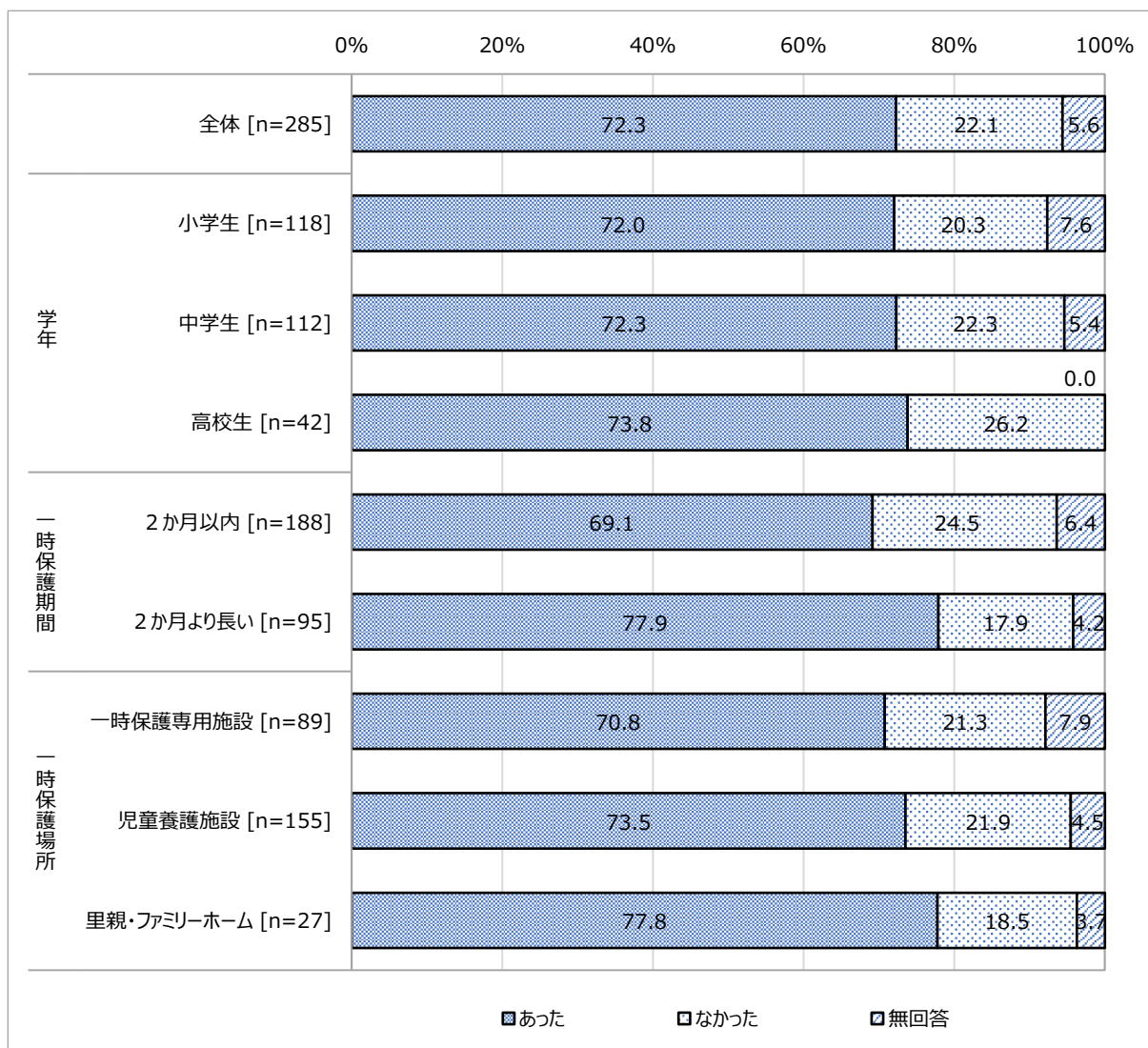
ここでの生活でうれしかったことについて、全体では「あった」が 72.3%、「なかった」が 22.1%となっている。

学年別にみると、どの学年も「あった」が最も高く、「小学生」で 72.0%、「中学生」で 72.3%、「高校生」で 73.8%となっている。

一時保護期間別にみると、どちらの期間も「あった」が最も高く、「2か月以内」で 69.1%、「2か月より長い」で 77.9%となっている。

一時保護場所別にみると、どの場所も「あった」が最も高く、「一時保護専用施設」で 70.8%、「児童養護施設」で 73.5%、「里親・ファミリーホーム」で 77.8%となっている。

図表 6-17 ここでの生活でうれしかったこと



【「うれしかったこと」の主な内容】

■ 一時保護専用施設

(遊び)

- 遊び（UNO、トランプ、ポケモンカード、ゲーム、ドッジボール、外遊び、水遊び、料理、工作、DVD、CD、漫画）
- 一緒に生活している子、仲の良いこと遊べた
- テレビ、DVD、アニメなど見たいものを見られて驚いた。自分がしたことないことがたくさんできてすごかった
- ボールを投げるのが下手だったけど、友達が「いい感じ」と言ってくれた
- 職員の人と一緒に遊んだ

(外出)

- 外出できた
- みんなで散歩できた。行きたい公園に行けた
- 夏休みの時、映画館に行った。たまに映画館に行ける

(イベント・行事)

- 自分の誕生日に誕生日カードもらってケーキを食べた
- 祭りの時に一緒に遊んだ
- ハロウィンパーティーでいっぱい甘いものを食べられた
- 最初来た時にぬいぐるみがもらえた

(友達や職員との交流)

- 施設にいる子たち、いろんな人と仲良くなれた。いろんな人と仲良くなれた。友達が増えた
- 一緒に生活している子が話をしてくれる
- 仲の良い子が、私の事を「好き」と言ってくれた。事情で外出をする時に「離れるのが寂しい」と言われたこと
- 皆が優しい。職員さんが優しかった
- 職員さんが話を聞いてくれたこと
- 先生に自分の苦しい気持ちを聞いてもらったり、応援してもらったりした事
- 先生と仲良くなった

(学校・勉強)

- 勉強を教えてくれた
- 授業が3限だけだった
- 学校の授業を受ける時間が長くなった
- 学校から手紙が届いた
- 修学旅行に行けた

(食事)

- 色々なものが食べられる
- 好きな食べものが出た。ハンバーガーが出た
- ご飯が美味しい
- お弁当が豪華になった
- おやつがある、選べる。好きなおかしが買えた
- 施設職員の人が児童相談所へ行くついでにファーストフードを食べさせてくれた

(生活全般)

- 自分の部屋がある
- 意見があるときは話し合いをしてくれたり、ダメな時はダメと言ってくれる

(自由・自己実現)

- 自分を見直せた
- 自分の時間ができた
- 皿回しができるようになった。推しの歌を覚えられた

(家族)

- 父親に外出で会えた
- 母親から服や手紙が届いたとき
- 親から離れられた。親がいないから

(その他)

- 最初に来た時にぬいぐるみがもらえた

■ 児童養護施設

(遊び)

- 遊び（ゲーム、パソコン、Youtube、TV、推しのテレビ番組、音楽、ピアノ、お絵描き、漫画（16種類）、おやつ作り、おやつパーティー、おにごっこ、人形遊び、外遊び（自転車、一輪車、バスケット、サッカー））
- 入所している子、友人、みんなと遊べる。小さい子が遊ぼうと言ってくれる
- 若い先生にたくさん遊んでもらった
- 1週間ぶりにネットに触れた
- 人形を2個貸してもらった
- パズルが好きで、あまりなかったから追加してくれた

(外出)

- 外出できた。散歩
- 高校野球を見に行けた事。野球に初めて行けた
- 買い物（お菓子、漫画、ポケモンカード、シール）に行ったこと。週1回、買い物に行って好きな物を買えること
- 一緒に生活している子たちとプールに行った
- カレー屋さんに連れて行ってくれた

(イベント・行事)

- いろいろな体験（大根の種埋め）ができる
- 誕生日を祝ってもらえた。誕生日パーティーがあった。誕生日にケーキを食べられた
- 旅行に行けたこと。1年頑張ったから旅行に行ける
- 行事で大きいぬいぐるみを取れた
- フェスタや調理実習に参加できた

(友達や職員との交流)

- 新しい友達ができる。新しい出会いがあった。友だちが増えた。沢山の友達ができる。色々な人と仲良くなれたこと
- 趣味や話が合う子がいて嬉しかった。気が合う。推しが同じ子と話せて嬉しい
- 気の合う人がいないと思っていたけど、職員さんが良い人で、他の子たちとも楽しい話げできた
- 一緒に生活する子たちに名前を覚えてもらえて、馴染めたから
- 初めて施設に来た日に、他の子が話しかけてくれたこと。最初に来た時に、とても優しく話しかけてくれて、とても嬉しかった
- 人と話すのが楽しくなった
- 職員さんたちと話せる、しっかり話を聞いてくれる
- 職員の人に褒められた。職員が励ましてくれる
- 職員の人に考えていること、悩んでいることを相談したとき、しっかり自分と寄り添ってくれた
- 自分のことを一生懸命に考えてくれる職員さんの言動がとても嬉しかった
- 毎週担当さんに会える

(学校・勉強)

- 学校に行ける。学校に毎日通えるようになった
- 夜は勉強だけに集中できる
- 算数ができるようになった

(食事)

- ご飯が美味しい。美味しいご飯が食べられること
- 自分の好きなメニューが出てきた。からあげが食べられた
- いろいろなものが食べられる。ご飯をたくさん食べられる
- 夜ごはんが毎日豪華
- イベントの時ご飯が美味しい。BBQができた
- 好きなお菓子があった

(生活全般)

- お小遣いがあった。高校生になると、お小遣いがアップした。お金がもらえる
- 皆（友達や先生、センターさん）が気にかけてくれて、生活しやすい
- 1人部屋
- 髪を切ったこと
- がんばった時にご褒美をもらえる

(自由・自己実現)

- 自由だから
- 自分の希望に応えてくれる。できることは受け入れてくれる。自分のやりたいことがほとんどできた。やりたかったことができるようになったとき
- 何もなくていい
- この先どうしたいか整理して考えることができた
- できなかったことができるようになり、職員から褒められて、自分でも満足感が得られたとき
- 早起きできたとき
- フットサルの大会で勝てた。サッカーで自分が成長したと感じられる
- ローラーブレードができるようになった

■里親・ファミリーホーム

(遊び)

- テレビ、レンタル DVD

(外出)

- 自分が行きたいところに連れて行ってくれる。毎日のように買い物に行き、週に3回くらいは出かける

(イベント・行事)

- 誕生日を祝ってもらえた。誕生日プレゼントにヘアアイロンを買い与えてくれた
- 旅行に行って海に入った

(友達や職員・里親との交流)

- 自分の話を聞いてくれた。意見をきいてくれた

(学校・勉強)

- 学校に行けるようになったこと

(食事)

- ご飯がたくさん食べられる。おいしい
- ごはんが三食出てくる
- おやつ、ジュースが毎日ある。おやつを食べれること

(生活全般)

- 文句を言わずに送迎してくれる
- はじめてお小遣いをもらった

(家族)

- 両親に会いたい時に会える

(その他)

- 猫がいる

(4) 問 15. 不安なことや困ったことなど相談したいこと

ア. 不安なことや困ったことなど相談したいことの有無

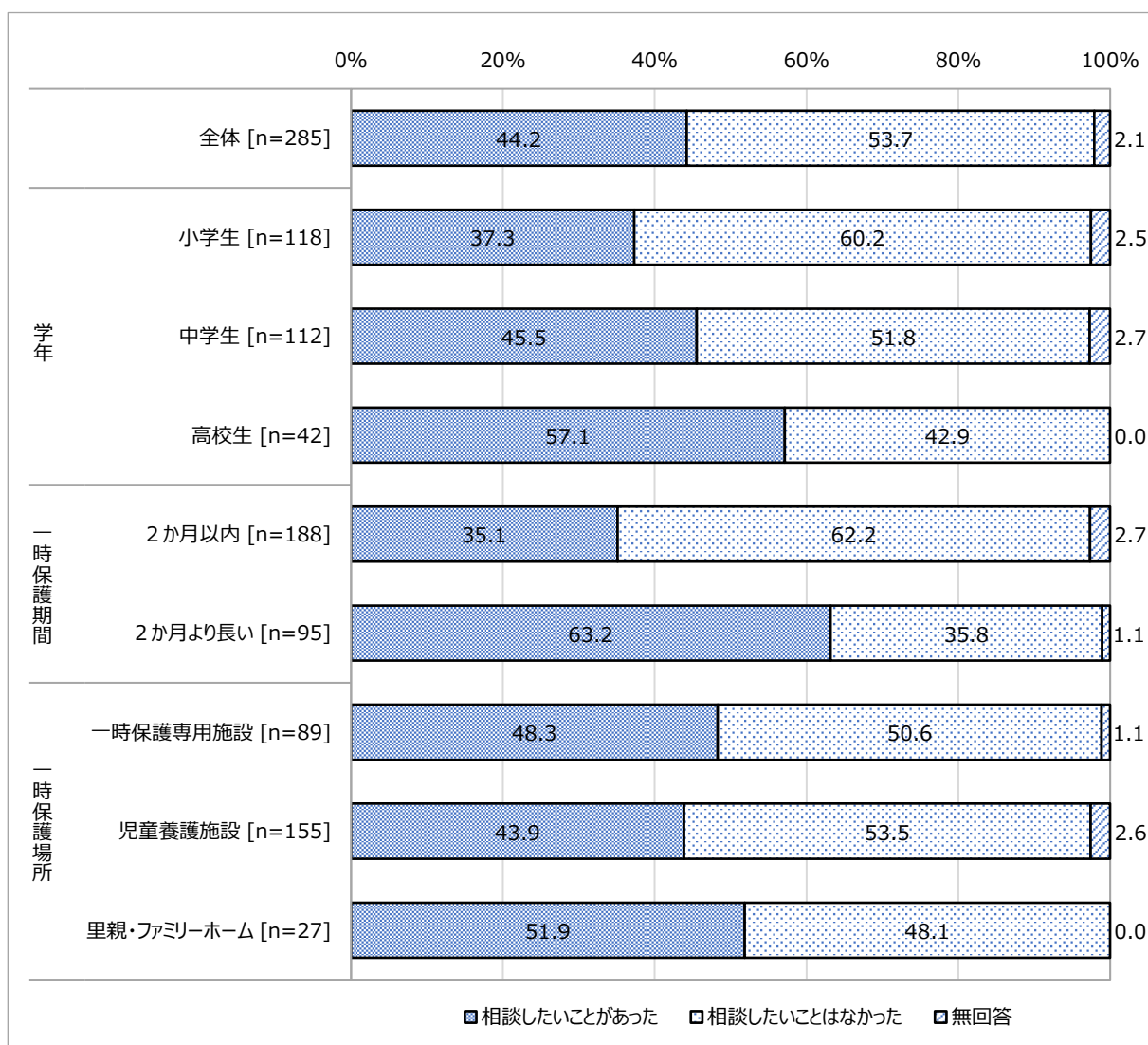
ここでの生活で、不安なことや困ったことなど相談したいことがあったか聞いたところ、全体では「相談したいことがあった」が44.2%、「相談したいことはなかった」が53.7%となっている。

学年別にみると、「小学生」「中学生」では「相談したいことはなかった」（それぞれ60.2%、51.8%）が、「高校生」では「相談したいことがあった」（57.1%）が最も高くなっている。

一時保護期間別にみると、「2か月以内」では「相談したいことはなかった」（62.2%）が、「2か月より長い」では「相談したいことがあった」（63.2%）が最も高くなっている。

一時保護場所別にみると、「一時保護専用施設」「児童養護施設」では「相談したいことはなかった」（それぞれ50.6%、53.5%）が、「里親・ファミリーホーム」では「相談したいことがあった」（51.9%）が最も高くなっている。

図表 6-18 不安なことや困ったことなど相談したいことの有無



イ. 職員（里親）に相談できているか

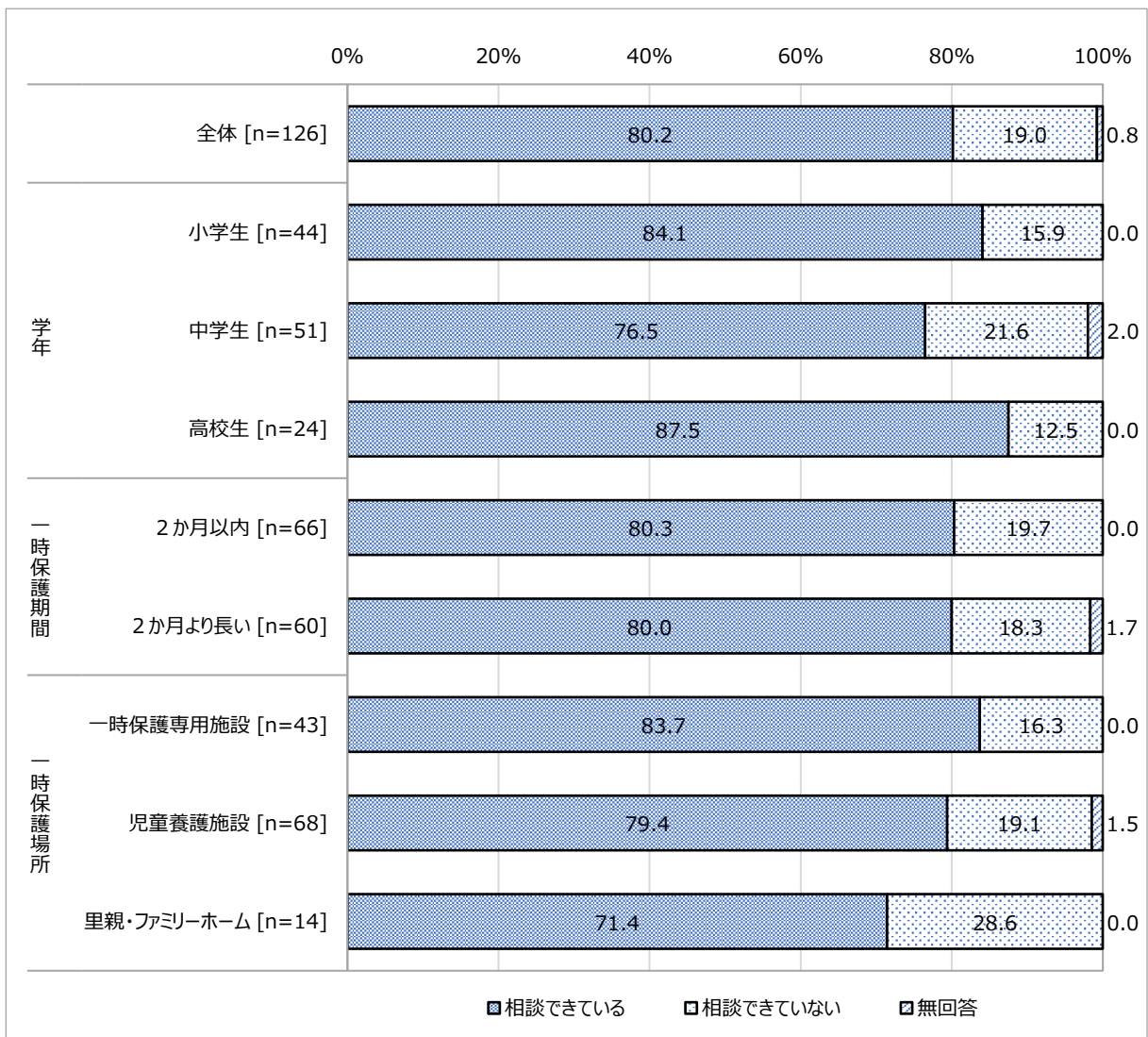
「相談したいことがあった」と回答した方に、職員（里親）に相談できているかを聞いたところ、全体では「相談できている」が 80.2%、「相談できていない」が 19.0%となっている。

学年別にみると、どの学年も「相談できている」が最も高く、「小学生」で 84.1%、「中学生」で 76.5%、「高校生」で 87.5%となっている。

一時保護期間別にみると、どちらの期間も「相談できている」が最も高く、「2か月以内」で 80.3%、「2か月より長い」で 80.0%となっている。

一時保護場所別にみると、どの場所も「相談できている」が最も高く、「一時保護専用施設」で 83.7%、「児童養護施設」で 79.4%、「里親・ファミリーホーム」で 71.4%となっている。

図表 6-19 職員(里親)に相談できているか



ウ. 相談相手について

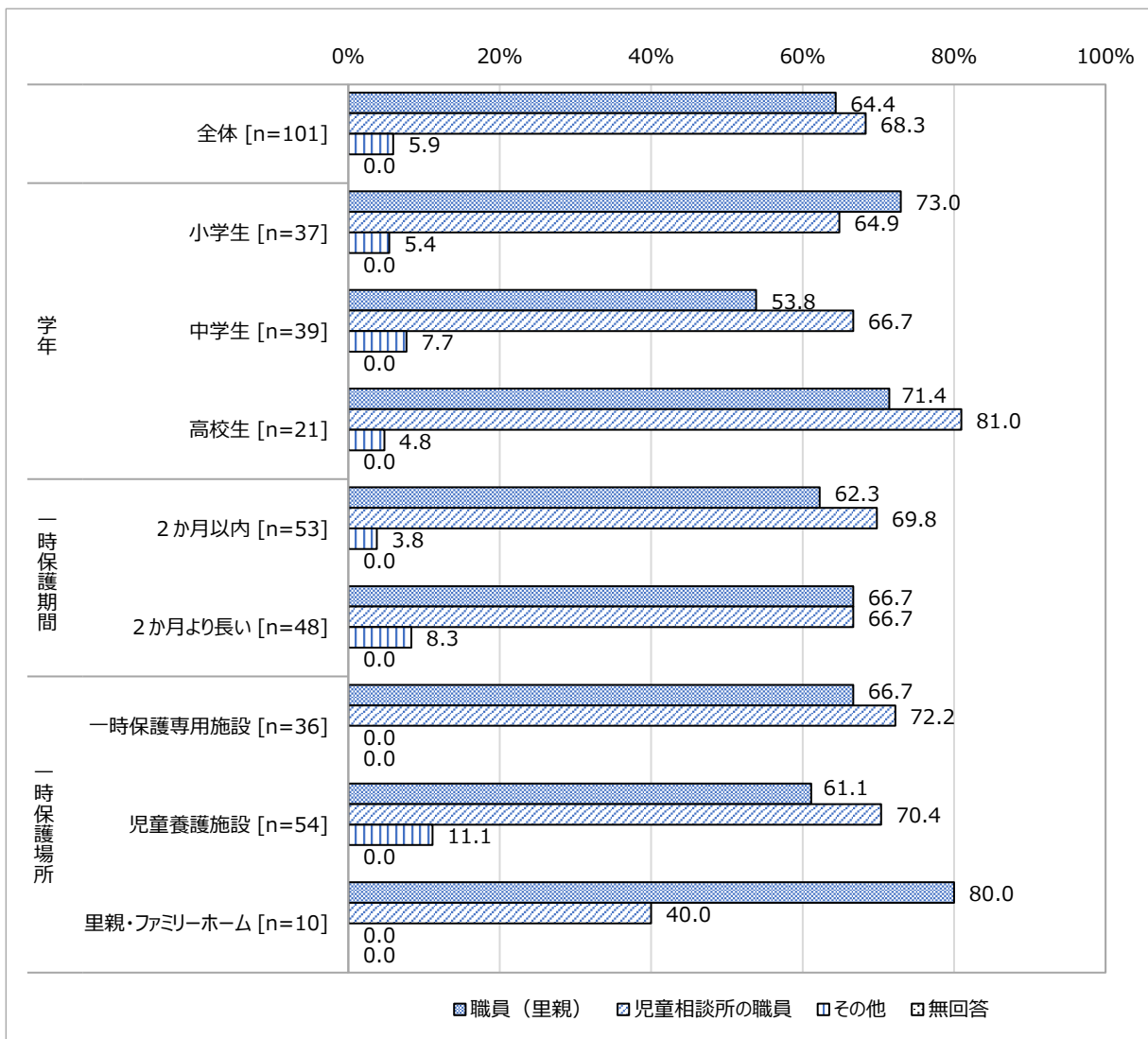
「相談できている」と回答した方に、誰に相談しているかを聞いたところ、全体では「児童相談所の職員」が68.3%と最も高く、次いで、「職員（里親）」が64.4%、「その他」が5.9%となっている。

学年別にみると、「小学生」では「職員（里親）」が73.0%、「中学生」「高校生」では「児童相談所の職員」がそれぞれ66.7%、81.0%と最も高くなっている。

一時保護期間別にみると、「2か月以内」では「児童相談所の職員」が69.8%、「2か月より長い」では「職員（里親）」「児童相談所の職員」がともに66.7%と最も高くなっている。

一時保護場所別にみると、「一時保護専用施設」「児童養護施設」では「児童相談所の職員」がそれぞれ72.2%、70.4%、「里親・ファミリーホーム」では「職員（里親）」が80.0%と最も高くなっている。

図表 6-20 相談相手について〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

- 母、兄弟、友達、病院の先生、学校の先生

(5) 問 16. 今の生活で、「嫌だ」「変えてほしい」「困っている」こと、こうなればいいなあと思うこと

今の生活で、「嫌だ」「変えてほしい」「困っている」こと、こうなればいいなあと思うことについて聞いたところ、以下の通りであった。

■一時保護専用施設

(家族・友人との連絡や面会)

- 母親・友人との面会
- 友達・大切な人との連絡・電話

(帰宅)

- 帰宅希望（自宅、祖母宅）

(外出)

- 外出希望（公園、ショッピングモール、散歩）

(スマホ・インターネット)

- スマホ利用希望、持ち込み禁止の見直し希望
- スマホ・タブレットの利用不可への不満。暇な時にはテレビか読書しかできない
- YouTube 視聴希望
- スマホで音楽を聴きたい

(遊び)

- 友達と遊ぶ
- 土日だけでもゲームの時間の増加希望
- 音楽をもっと聴けるようにしてほしい
- 漫画の数、折り紙の枚数を増やしてほしい
- 野球をしたい
- 小学生でもバドミントンができるようにしてほしい

(学校・勉強・部活)

- 通学希望
- 学校と勉強が違おう
- 勉強時間が長い、せめて2時間程度がいい

(生活環境・ルール・プライバシー)

- 就寝時間が早い、変更してほしい
- 部屋を姉と分けてほしい。小学生と中学生で分けてほしい
- 小中学生で、ご飯やおやつの量や漫画などを一緒にしてほしい
- もう少し自由になってほしい
- コンタクトを使用したい。シャープペン使用希望。自分のお菓子が OK になってほしい
- 聴覚過敏による大きな声への困り感、性同一性への配慮（入浴・着替えの個別対応）希望
- 一時保護施設のみならずずっと同じ生活をするのが嫌だ
- シャンプー・リンスの変更希望

(人間関係・トラブル・ストレス)

- 小さい子がいると疲れる、ストレスがたまる、イライラする
- 喧嘩をしないでほしい、喧嘩に勝手に巻き込まないでほしい。勝手に決めつけないでほしい。職員に対して態度を変えるのをやめてほしい
- 他の子どもに真似をされることへの困り感。真似をしてよいというルールを変えてほしい、自分の作品を真似されたくない
- 言葉遣いが荒い子がいるので、直してほしい
- 3歳児のおもちゃの広げ方への不満

(職員の対応)

- 他のこどもの喧嘩を職員がとめない
- 職員からお前呼びされる。特定職員からの厳しくあたられる
- 児童福祉司との面談回数増加希望
- こどもの気持ちにもっと寄り添ってほしい

(その他)

- 猫がいてほしい

■ 児童養護施設

(家族・友人との連絡や面会)

- 友達に会いたい、学校の友達とたくさん話したいし通話したい、友達と LINE したい
- 母との面会、家族に会いたい

(帰宅)

- 早く帰宅したい

(外出)

- 外出がすぐいけたらいいな。もう少し、もっと外に出たい
- 自分で行きたいところに出かけたい。何処でも行けるようになりたい
- 車でユニットみんなと外出したい
- 1人で公園に行けない。もう少し外で散歩したい

(スマホ・インターネット)

- スマホを使いたい。脱走すると思われスマホを渡してもらえない。携帯回収が嫌。保護が長いので携帯使いたい
- スマホの制限が厳しい（SNS・時間・音楽アプリも）、スマホ利用時間の変更
- スマホがほしい。中学生もスマホを持たせてほしい
- YouTube を見たい。インターネットを繋いでほしい
- SNS や最近流行りのものについていけずに困っている

(遊び)

- おもちゃ（ボードゲーム、チェス、DVD プレイヤー、ミュージックプレイヤー）を増やしてほしい
- ゲームができない、したい。ゲームが欲しい。自分のゲーム機が欲しい
- 楽器を鳴らしたい。野球に行きたい。DVD が見たい
- 中学生は少女マンガが見られないのを変更してほしい
- 学校の友達と遊びたい、遊びに行きたい
- 平日外で遊びたい
- グラウンドに遊具が欲しい

(学校・勉強・部活)

- 通学したい。早く学校に行きたい
- 勉強時間が長すぎる
- 部屋でタブレット学習がしたい
- レポートが午前で終了し、午後には遊びも限られており寝ることしかやることがない
- 部活に入りたい

(生活環境・ルール・プライバシー)

- 1人部屋が欲しい。
- 運動時間を自由にしてほしい、増やしてほしい
- 就寝時間を変えてほしい。寝る時間が早い
- お小遣いが欲しい、お小遣いが少なく友達と遊びに行くとすぐなくなる、お小遣いを増やしてほしい
- ルールが厳しくて学校の友達と話が合わない。自由度が低い

- 門限の変更
- 自分の服を着たい
- お風呂のお湯を1人ごとに替えてほしい。リンスが合わない。お風呂の水垢
- 便座シートが欲しい
- 夜は暖房があるが、朝は暖房がなくて寒い
- 1人の時間が多い。人と話したい
- 自分だけ一時保護で他の子は入所なこと、みんなはあるのにベッドがない
- 脱走しようとするって思われてスマホを渡してもらえないこと、勝手に部屋に入ってきたり、小物を取りあげられて返してもらえない。

(人間関係・トラブル・ストレス)

- うるさい、うるさくしないでほしい
- 小さい子がうるさい、一人になりたいときに小さい子たちの声がうるさい、小さい子がうるさいのが嫌、幼児の音が大きい
- 夜の中学生がうるさい
- 嫌いな人（すぐ喧嘩する人）とはなれたい。一緒に生活している人と合わない。友達との関係がうまくいかない、同じ園の人と仲良くできない、言いたいこと思っていることが違い伝わってほしいことが伝わらない
- 妹が夜中に部屋に来るのが困る
- 他の子からバカといわれた
- 他の子からたたかれないようにしてほしい

(職員の対応)

- 児童相談所の人との面会を増やしてほしい
- 困った時にすぐ職員と話したい

(食事)

- ご飯ぐらいは誰かと食べたい
- お菓子を増やしてほしい
- ご飯が美味しくない

(その他)

- 長くいるので移動したい
- 入所希望

■ 里親・ファミリーホーム

(家族・友人との連絡や面会)

- 母親に会いたい

(スマホ・インターネット)

- スマートフォン使用希望

(遊び)

- ゲーム

(学校・勉強・部活)

- 登校拒否感

(生活環境・ルール・プライバシー)

- 私服の使用希望
- 入浴待ちの際の暗いリビングが怖い

(人間関係・トラブル・ストレス)

- 他児童の強い関わり、距離感が保てないことへの困り感
- 他利用者の音楽が大きい

(その他)

- 野菜が苦手
- 週 1 回程度の休み希望

4. 今の場所以外で一時保護された経験

(1) 問 17. 他の場所で一時保護されたこと

ア. 他の場所で一時保護されたことの有無

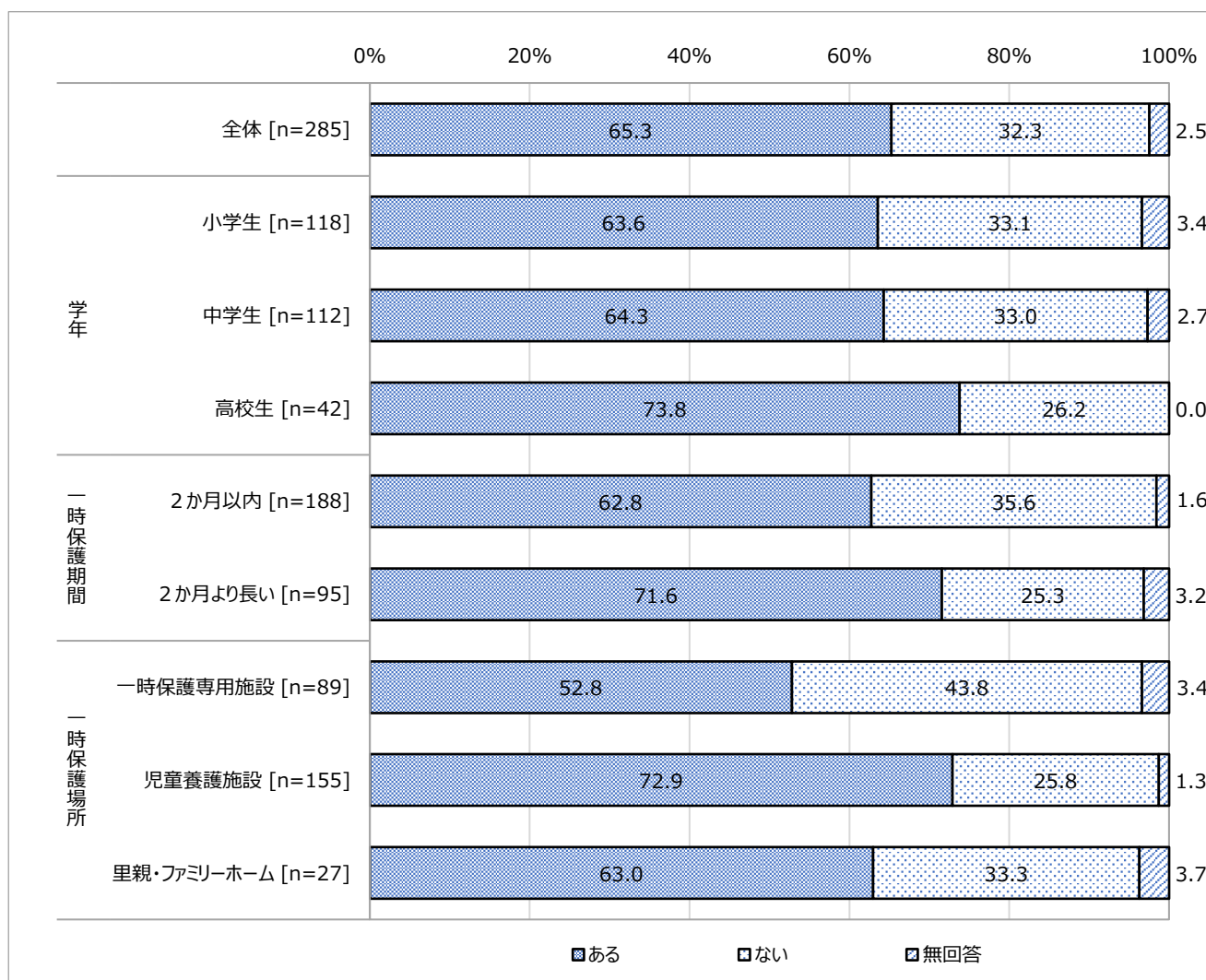
他の場所で一時保護されたことについて、全体では「ある」が 65.3%、「ない」が 32.3%となっている。

学年別にみると、どの学年も「ある」が最も高く、「小学生」で 63.6%、「中学生」で 64.3%、「高校生」で 73.8%となっている。

一時保護期間別にみると、どちらの期間も「ある」が最も高く、「2 か月以内」で 62.8%、「2 か月より長い」で 71.6%となっている。

一時保護場所別にみると、どの場所も「ある」が最も高く、「一時保護専用施設」で 52.8%、「児童養護施設」で 72.9%、「里親・ファミリーホーム」で 63.0%となっている。

図表 6-21 他の場所で一時保護されたことの有無



イ. 一時保護された場所

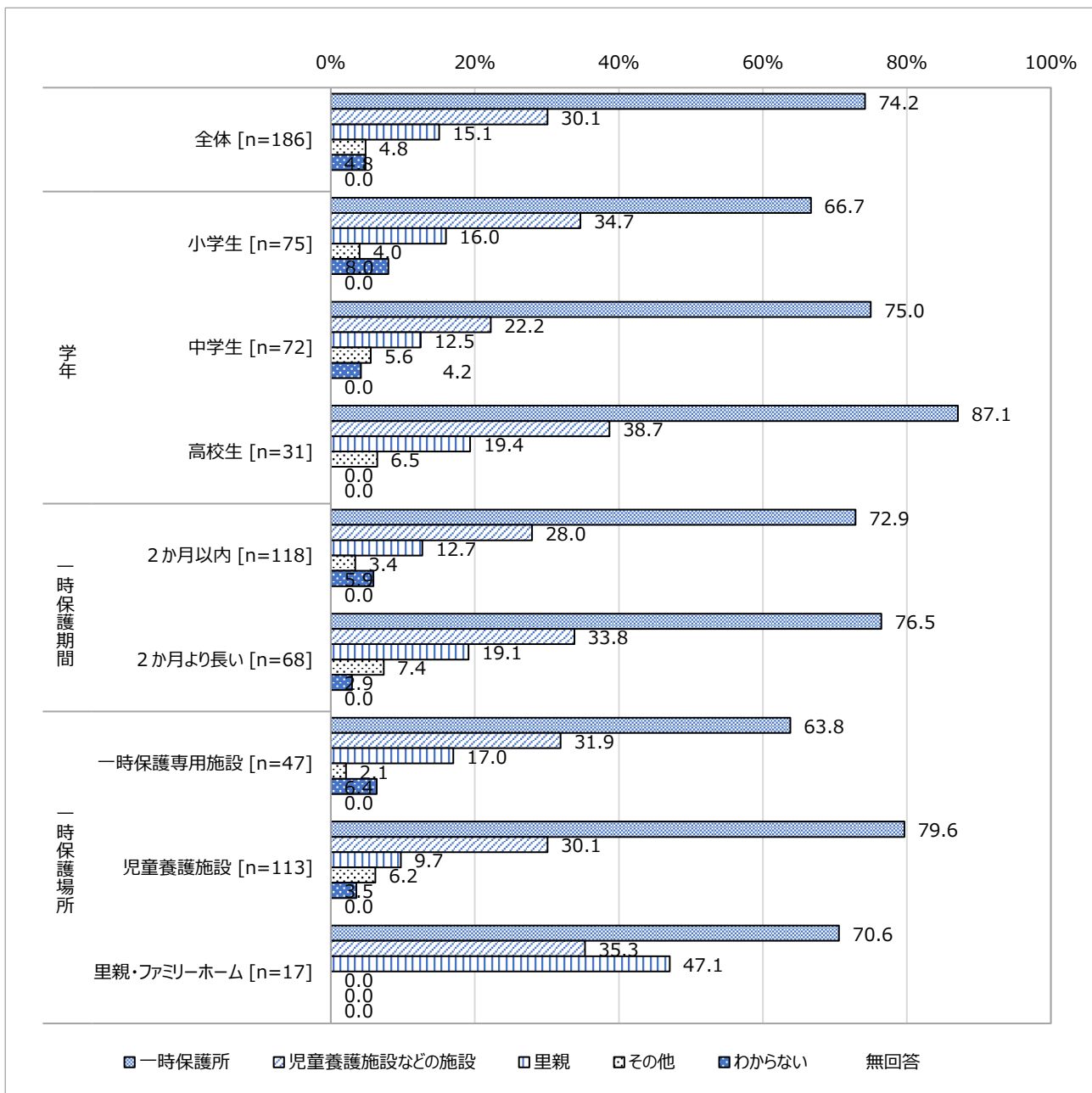
他の場所で一時保護されたことが「ある」と回答した方に、その場所について聞いたところ、全体では「一時保護所」が 74.2%と最も高く、次いで、「児童養護施設などの施設」が 30.1%、「里親」が 15.1%となっている。

学年別にみると、どの学年も「一時保護所」が最も高く、「小学生」で 66.7%、「中学生」で 75.0%、「高校生」で 87.1%となっている。

一時保護期間別にみると、どちらの期間も「一時保護所」が最も高く、「2 か月以内」で 72.9%、「2 か月より長い」で 76.5%となっている。

一時保護場所別にみると、どの場所も「一時保護所」が最も高く、「一時保護専用施設」で 63.8%、「児童養護施設」で 79.6%、「里親・ファミリーホーム」で 70.6%となっている。

図表 6-22 一時保護された場所〔複数回答〕



【「その他」の主な内容】

- 自立援助ホーム、障害者グループホームなど

ウ. 今の場所と前に一時保護されていた場所との違い

他の場所で一時保護されたことが「ある」と回答した方に、今の場所とその場所で違うと思うところについて聞いたところ、以下の通りであった。

■一時保護専用施設

(生活リズム・環境)

- 起床・就寝時間が決まっている、違った。風呂の時間
- 部屋（今は1か月くらい部屋で生活している。今は集団部屋がない。一人部屋だったこと）
- 部屋にテレビがない。グラウンドがない
- 部屋や広いホールがない
- ベッドがある。洋室と和室がある
- 男子の階と女子の階が分かれていない
- 一時保護施設の隣に施設がある
- 前の施設は児童養護施設だったので、今の一時保護施設はとても閉じ込められている感じがするが、外に出してもらっている

(規則・自由度)

- ルールがいろいろ違う
- 人に会えない
- 自由がない、少ない/自由度が高い、前の施設より自由、ルールがゆるい
- ふり返りの行の多さが違う
- テレビの曜日・時間が決まっている
- 前の施設では、一時保護の子はお小遣いをもらえなかったが、入所の子はもらっていた
- 名前を教えることができる

(スマホ・インターネット)

- スマホが使用不可
- YouTube がみれる

(遊び)

- できること（工作、テレビ、好きな番組・Amazon プライム、音楽）
- できないこと（ゲーム、バドミントン、外で遊べない）

(外出)

- 自由に外出可能
- 前の場所では一時保護中にお菓子を買いに行ったり、別の場所の公園に遊びに行ったりした

(学校)

- 通学可能/不可能
- 自分以外はみんな学校に行っている

(勉強)

- 学習の時間・回数

(食事)

- ご飯が冷たい
- ご飯を食べる場所
- 一時保護中なのにマクドナルドが食べられた

(職員)

- 職員の対応
- 前より職員の人数が少ない

(他のこども)

- 前より人数が少ない
- 前は小学生と中学生が一緒だった
- 他の一時保護中のこどもがいる
- 今は喧嘩が多い

(その他)

- イライラが多い。ここに来てストレスが溜まっている

■ 児童養護施設

(生活リズム・環境)

- 起床・就寝時間（決まっている/決まっていない、早かった）
- 外で遊べる・ご飯・運動の時間（ない/毎日ある）
- 生活の流れがある
- 一時保護だけの施設ではないので、今は他の子と生活が違う
- 今はほとんど1人の時間。1人暮らしのような環境
- 部屋（一人部屋がある。前は一人部屋今は四人部屋。前は5人で寝ていた）
- 前の施設は自分の部屋は寝る時だけ使った
- 寝る部屋が狭くて嫌だった。静かに寝られる。ベッドで寝られる
- 1人部屋にテレビやトイレがあった
- 広い、狭い、寒い、落ち着かない。部屋の外がうるさい
- 普通の生活に近い
- 1人でお風呂に入れる
- 行事がある
- 面接室が多い。体育館がない。園内教室もなかった。遊び場の広さが違う

(規則・自由)

- 自由度（高い/低い）
- ルール（ゆるい、違う、量が違う）
- 「この時間に〇〇しなさい」がない
- 自由時間が長い
- 生活様式や日課が全く違う
- 当番があった
- 自分の物が使える・持ち込める/使えなかった
- 好きな服が着れる。髪をほどける
- お金を自由に使える。お小遣いがもらえる
- シールが買える

(スマホ・インターネット)

- 携帯が使用可能かどうか
- 携帯を使える時間が決まっている
- パソコンが使える
- YouTube（見られる/好きなだけ見られない、見れない）
- ずっとSNSが見られた

(遊び)

- できること（サッカー、ゲーム、ポケモンカード、ミュージックプレイヤー）
- できないこと（バドミントン、ゲーム）
- 遊ぶ物（パズル、漫画、外遊びの道具）が少なくなった
- テレビが見れる。（好きな番組、自由に、録画可能）
- 自由に遊べる。どの時間でも他学年と遊べる

- 外遊び

(外出)

- 外出可能（公園、買い物、いろいろな場所、自由に行ける、外出が多い）
- 外出不可
- 外で遊べる場所がある
- 平日は外で遊べない

(学校)

- 通学可能
- 学校がない、平日はみんな学校で暇、自分以外は学校に行っている
- 一時保護施設では学校に行けなかった

(勉強)

- 勉強時間の長さ（今の方が短い・長い）
- 勉強量は自分で決められる
- 勉強の仕方が違う
- 児童養護施設では静かに 1 人で勉強できた

(食事)

- ご飯（おいしい、たくさん食べられる、自分で決められる）
- ご飯の時に話せる
- 職員さんがご飯を作ってくれる
- 食堂でご飯を食べていた
- お菓子（好きな時に食べられない、買いに行けない）

(職員)

- 職員さんが優しい、親しみやすい
- 男性職員じゃない
- 前はフロアごとに職員が分かれていた

(他のこども)

- 人数（少ない、前は 40 人以上今は 5 人）
- 高校生が多く、幼児がいなくて静か。中高生と小学生が分かれている
- 年齢による上下関係がない。年上が怖い
- 本園の子がいらない
- 施設の子との関わり。（他の子と接することができる、前の場所は他の人と関わらなかった、一時保護施設は 1 人の時間が多くて寂しかったが今は人数が多くて話す時間が多くて楽しい）
- 人が違うので慣れない

■里親・ファミリーホーム

(生活リズム・環境)

- 睡眠時間
- うるさくない
- 日課みたいなものがない
- 運動ができる
- 家族で生活できるのがよかった

(規則・自由度)

- 好きなことをやらせてくれる。けっこう自由。自由が多い
- 時間に縛られていない
- できないことが多い

(スマホ・インターネット)

- スマホが制限なく使える

(学校)

- 通学可能

(勉強)

- 勉強を強制されない

(食事)

- お腹すいてないときは後回しにできるのも一時保護施設と違う
- 前に一時保護されてたところは外食によく行ってた
- ご飯がおいしい

(職員)

- 里親さんが優しい
- 児童相談所の担当さんが来てくれる
- 実子がいるだけあって、本当の親みたいに接してくれる
- 無駄に干渉してこないから快適

(他のこども)

- 一時保護施設は人数が多くて少し嫌だった

(その他)

- 両親に会えず寂しかった

第7章 ヒアリング調査

I. 実施概要

1. 実施目的

アンケート調査を踏まえ、委託一時保護の実態や課題、関係機関との連携等の詳細を把握することを目的として、児童相談所および児童養護施設（専用施設）を対象としたヒアリング調査を実施した。

2. 調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 7-1 調査概要

	実施日時	ヒアリング対象	実施方法
1	令和8年1月29日（木） 10:00～11:30	三重県中央児童相談所	オンライン（ZOOM）
2	令和8年1月30日（金） 11:00～13:00	川崎市南部児童相談所	対面（川崎市中央児童相談所）
3	令和8年2月2日（月） 11:00～12:30	長野県中央児童相談所	オンライン（ZOOM）
4	令和8年2月6日（金） 13:00～14:00	福岡市児童相談所	オンライン（ZOOM）
5	令和8年3月4日（水） 12:45～14:15	兵庫県中央こども家庭センター	対面（兵庫県中央こども家庭センター）
6	令和8年1月30日（金） 16:00～17:00	児童養護施設さんあい （一時保護専用施設 オリーブ）	オンライン（ZOOM）

3. ヒアリング項目

主なヒアリング項目は以下の通りである。

図表 7-2 主なヒアリング項目

- 委託一時保護の位置づけ、活用方法等の考え方
- 一時保護施設の役割（委託一時保護では難しいこと等）
- 委託先を増やすために取り組まれていること
- 委託一時保護を上手く進めるために工夫されていること
- 委託一時保護における課題
- 委託先に期待したいこと、その実現のために必要だと思う施策
- 今後の委託一時保護の在り方、一時保護施設の在り方 等

II. 調査結果

1. 三重県中央児童相談所

(1) 一時保護の状況

- ・ 一時保護児童数は50～75名。一時保護施設は定員20名と15名の2か所。専用施設5か所。
- ・ 一時保護施設は定員超過ではないが、居室構成や職員配置上、定員の8割程度の受入れが上限で、それに近い状態になることも多い。一時保護施設での一時保護を基本としているが、一時保護施設が満床にならないよう早めに委託一時保護を活用している。一時保護専用施設が県内5か所あり、委託一時保護先として優先的に依頼している。
- ・ 中央児童相談所管内には、女児専用の一時保護専用施設が1か所と、児童養護施設が5か所ある。専用施設は幼児であれば男児も受入れ可能。一時保護委託先の第一候補は専用施設、児童養護施設にはそれぞれ特徴があり、施設の入所児童の状況等も含めて、施設に確認しながら委託先を判断している。
- ・ 近年施設の建て替えが進み、小規模ユニット化が進んだことで、空きがあっても受入れが難しいことが増えている。一定の規模がある方が、対応が難しいこどもを受け入れてもらいやすい。
- ・ 専用施設は、一時保護のこどものための学習や遊びの時間等の日課がある。本体施設での委託一時保護の場合、通学しない委託一時保護のこどもへの対応に苦慮しているようである。
- ・ 専用施設の日課は、一時保護施設での生活を踏襲しているが、専用施設の方がこどもの状況に応じた時間設定や過ごし方ができるなど、日課の柔軟な運用がされており、自由度は高い。

(2) 緊急保護の対応

- ・ アレルギーや服薬に関する情報が委託一時保護の打診時になくとも、受け入れまでには情報提供を行うこととしている。過去に情報不足でアレルギー症状が出たことがあり、現在は情報がないまま委託はしない方針とした。しかし児童相談所がもつ情報がすべてとは限らないため、不測の事態が発生する可能性を想定しておく必要はあると思う。
- ・ また、施設側が気にされるのは、無断外出の可能性はあるか。こどもが一時保護に納得していない場合は委託は難しい。
- ・ 委託先に協力的でいていただくためには、情報提供に努めることと、施設での対応が難しい場合は一時保護施設が引き受けること。緊急保護後1週間は、こどもへの状況説明や家族等に関する情報の共有、健康診断の実施等、ほぼ毎日施設と連絡を取り合うが、その後は連絡の頻度が下がる。
- ・ 委託一時保護の後はそのまま解除、家庭引取りとなることが多いが、施設入所が必要となる場合には、いったん一時保護施設に移行し、行動観察を行ってから措置を行う。（委託一時保護先とは別施設への入所になることが多い。）
- ・ 一時保護にあたってのこどもへの説明は、一時保護施設で一時保護を行う場合の対応と基本的には同じである。

(3) 児童相談所と委託先との関係性の構築

- ・ 年1回、児童相談所所長と、県内の児童福祉施設所長が一堂に会する合同会議を実施。施設側が検討したい議題について協議する。施設側の状況を伺いながら、児童相談所として施設側が納得できるような対応を考える、という対話の積み重ねが現在の信頼関係につながっている。
- ・ 県主催の施設向けの研修に児童相談所職員が参加したり、心理職の研修は児童相談所と施設の心理職が一緒に行っている。一時保護施設で、施設職員の研修を行うこともあり、一時保護の理解につながっている。

- ・ 毎年度当初に、措置中のこどもの援助指針について児童相談所と施設で打ち合わせを実施したり、児童家庭支援センターをもつ施設は、児童相談所の援助方針会議等に毎回参加するなど、児童相談所と施設とが一緒に取り組む場や機会が仕組み化されている。

(4) 一時保護施設と委託一時保護

- ・ 一時保護施設の建替を予定しており、定員までしっかり受けられる体制を確保する予定である。
- ・ 県内の委託先は協力的で理解もあるが、児童福祉司としては委託先へのサポートや気遣いが必要ではあるため、一時保護施設で受け入れてもらいたいというのが正直なところだと思ふ。しかし、県内の一時保護児童をすべて一時保護施設で受け入れるのがよいのかはわからない。専用施設の設置が進むとありがたいが、専用施設をつくると本体施設が人員不足になるとの意見もある。一時保護施設だけということではなく、専用施設や本体施設も含めて一緒に取り組む必要がある。

2. 川崎市南部児童相談所

(1) 一時保護の状況

- ・ 中高生の一時保護が多い。特にこの3年で中高生が急増した。この傾向は、大都市・政令市はいずれも同じ状況。自殺やいじめ対策もあり、援助希求の教育が進んだことも関係していると感じる。
- ・ 児童相談所にあがってくるケースは、地域資源の状況によって変わる。こどもの自我が出てきて、学童等の地域資源が薄くなる年齢頃から、もともと内在していた親子関係の問題や、思春期、発達特性のこどもへの対応の難しさから親子関係不調が顕在化する。年々増加する不登校児やその年齢層の社会資源（居場所）のなさも、中高生が増えた要因の1つと考えられる。
- ・ 適切な養育を受けていない（ネグレクト）こどもの思春期は振れ幅が大きい。また、小さいときから知っているわけではない思春期のこどもの試し行動や大人への拒否や反抗等には、対応の力量を求められる。そういうこどもは施設から受入れが難しいと言われたり、児童養護施設等に入所しても不適応により一時保護施設に返されてくる。施設から返されるという経験はこどもにとって「どこに行っても駄目だ」という自己肯定感を下げることに繋がってしまう、またこの時期を丁寧に支援しないと虐待の連鎖を生んでしまう。家に帰りたくなくお金もないので、犯罪（被害者にも加害者）にも近づく。それであれば一時保護施設で、中高生の自立を支えようと市としては考えている。
- ・ ケアラーも多く、大人の顔色をみるのが得意なこどもも多い。一見問題がなさそうでも、いろいろ抱えているこどもが多く、環境が変わることで反応を出すこともある。そのため「委託でも大丈夫そうなこども」という判断は難しい。学校には適応できているこどもでも、内面に何があるのかは時間を掛けないとわからない。一時保護開始時は能面の無表情のこどもが笑顔になっていく過程や保護所で「初めて人間扱いはされた」というこどもたちに対し、表面上の問題行動がないからとの区分けは意味がなく、丁寧な関りが求められる。家が嫌なこどもは学校に行きたいと口にするが、一時保護施設での生活を通して、学校は自分の居場所ではなかったことに気づくこどももいる。表面的な言葉の裏に様々な事情がある。
- ・ 施設によって力量は様々である。また、小規模化により、本体施設が縮小されている。小規模化した施設では、職員の育成や体制の課題から、課題のあるこどもの受入れが難しく、施設で受入れ可能なこども像が狭くなっているのが現状である。「こういうこどもであれば受入れ可能」といわれることもあるが、その条件に該当するこどもは少ないというのが現状である。また、こどもにとって合う職員がいるかは大きいですが、小規模だとそういう職員がいない場合もある。小規模化のメリットは大きいですが、難しいこどもにはデメリットにもなっている。
- ・ 公的なシェルターは児童相談所しかないので、社会的責務を果たす必要があると考えている。
- ・ 一時保護の後、こどもの次の生活を検討するために委託一時保護を有目的ですることもある。委託するにはある

程度方向性が見えること、こどもの特性をつかむことが必要なので、短くとも1か月は一時保護施設で保護する。在宅か施設かの方針が概ね決まってから、施設に行く子どもについては、子どもにとってのお試しと一時保護施設とは異なる環境でのアセスメントを目的として委託一時保護を行っている。在宅に戻る子どもでも、リピーターになりそうな子どもは、委託一時保護にして異なる環境を見てもらうことで、次の保護時の選択肢の幅が広がる。

(2) 一時保護施設と委託一時保護

- ・ 委託先には、こどものそのままの姿をみてほしい。保護者や学校からみえている子ども像の先入観なく、こどもがコミュニケーションがとれる子どもなのか、日常生活ができる子どもなのか、嘘をいっているとしてそれはなぜなのか。見立てのための情報がほしい。
- ・ 誕生日を祝う等、本来子どもたちがしてもらっていることをしてあげること、教えてあげること大切。（祝われたことがないと誕生日をお祝いできない親になってしまう）。選択肢を与えられたことがない子どもは「何がしたい？」と聞いても選べない。一時保護にはこどもがこれまで経験できていないことを経験する場でもあり、委託一時保護でも同じである。各施設の特色にあわせた支援を行ってほしい。
- ・ 一時保護施設は、それに加えて行動診断ができる場所。トラブルになったときにどう修正の仕方をするのか、どんなところに特性が表れやすいのか、自分の気持ちを伝えられるのか等、集団生活の場であるからできる見立てがある。穏やかに過ごしてほしい、だけでなく、若干の負荷がかかることでどのくらい力があるのかを確認する。一時保護施設での外出の機会は、社会的な場面でどんな行動ができるかをみるという目的もある。
- ・ 何のために一時保護をするのか。その目的にあった一時保護の場の選択が必要である。
- ・ 施設には施設としての機能・役割があるので、無理に一時保護施設に合わせる必要はないのではないか。
- ・ こどものこれからの生活を考えていくうえで、一時的に環境調整ができることは重要であるため、様々な委託先があるとよい。同じ一時保護でも選択肢があることは子どもにとってはメリットであり、一時保護の場所が増えることは望ましい。また、委託一時保護とする場合には、こども本人が納得できるような理由・目的をもってすることが、こどもにとっても施設にとっても重要である。

(3) 児童相談所と委託先との相互理解

- ・ 児童養護施設の場合、こどもが幼少期からの継続した養育が基本であり、様々な年齢・特性・背景を持つこどもが入れ替わり立ち替わり出入りする一時保護施設とは、元の基盤が異なる。また、児童養護施設は、情報のないこどもを受け入れることに慣れてはいない、ということも児童相談所は理解する必要がある。
- ・ 施設から「こどもに関する情報がほしい」といわれることが多いが、児童相談所としては伝えられることは共有している。しかし、児童相談所としても情報収集をしていくことで状況がわかってくるし、こども本人と保護者と学校の見立てが異なる場合はその真意を確認する必要があるなど、なんでも情報共有をすればよいというものでない。施設が混乱することが容易に想定できる。
- ・ 児童相談所の職員が増え、担当の役割や地域が分かれば、地域資源の全体像を知る機会が少なくなった。担当施設しか知らないと、各施設の特色が見えづらい。児童福祉司が施設に過剰な期待を持ったり、各施設の特色にあわせた動き方ができなくなったりしていることも課題である。
- ・ 施設にも、一時保護施設や児童相談所がどういうところかを知ってもらうことが大切である。施設側から、一時保護施設に研修に行きたいという希望を多く聞きたため、処遇の検討会議に出てもらったり、職員同士の引き継ぎの場面を見てもらったりしている。また、現在2施設に児童相談所の職員を派遣しており、児童相談所のノウハウを活かして施設を支援している。今後委託一時保護を依頼できる施設になってもらうことを期待したい。

3. 長野県中央児童相談所

(1) 一時保護の状況

- ・ 県内には児童相談所が5か所あるが、一時保護施設は2か所のみ。一時保護施設での一時保護が3割、7割が委託一時保護である。一時保護施設が少なく、県域が広いこともあり、積極的に委託一時保護を活用するという意識はある。
- ・ 一時保護施設では、虐待被害の影響が強いケースや司法面接を控えているケース、児童に暴力行為等の課題行動があるケース、保護者の連れ戻しの危険性があるケース等の緊急保護や、集中的なアセスメントのための行動観察を目的とした保護をしている。
- ・ 中央児童相談所の一時保護施設では、年間90～100人程度を保護している。定員は12名だが個室対応とすると実質8名程度が上限である。そのため、空き部屋がない状況で一時保護施設での一時保護が望ましいケースがあると、組み合わせを配慮して一時的に同部屋で対応できるか、受入れが難しい場合は一時的に委託一時保護とするか等、策を講じて保護場所の確保をしている。緊急保護を委託施設で開始した場合、そのまま解除となるケースもあれば、引き続き保護が必要な状況であれば、一時保護施設の状況をみて保護先を変更する場合もある。
- ・ 一時保護施設と委託一時保護のそれぞれの強みを活かして、こどもを保護できることが望ましいが、定員の問題や、例えば登校ができる立地地域であるか等、こどもの条件に合わない場合であっても、保護を優先せざるを得ない場合があり、その場合はこどもに説明をしている。

(2) 緊急保護の状況

- ・ 中央児童相談所の管内には、乳児院2か所、児童養護施設6か所がある。児童養護施設のうち3か所に一時保護専用施設があり、緊急保護の委託が必要な場合は、基本的に専用施設に依頼する。3か所の専用施設のそれぞれの特徴（入所児童の年齢や性別、特性等）を児童相談所として把握しており、委託先にも確認しながら、こどもにあった施設に委託している。
- ・ 専用施設の開設にあたり、専用施設の職員に対して一時保護施設の見学や研修を行っている。緊急保護の場合はこどもに関する情報が少ないことも理解したうえで、一時保護を受けてくれている。一時保護のこどもを専用に受けているため、少ない情報であっても、緊急にこどもの安全確保に協力していただき、児童相談所としても安心して委託ができる。本体施設での学齢児の一時保護はこどもの日課も異なるため、措置児童と保護児童の双方にとってストレスになっていると思われる。
- ・ 県内の一時保護専用施設は、一時保護施設よりも日課やルールは比較的柔軟であり、一部通学も可能であるが、貴重品やスマホの持ち込みは禁止等、一時保護施設と同じルールとなっている。
- ・ 一時保護にあたりアレルギーと服薬や医療面に関する情報は先行して一時保護施設や委託先に共有している。保護者から一時保護の同意を得る過程の中で確認することを第一としているが、保護者に確認できなくても、学校や保育所等のこどもの所属機関から情報をもらうことで概ね確認できる。こどもの特性や集団行動ができそうか等はできるだけ情報収集して一時保護施設や委託先にも伝えるが、一時保護後の調査で把握できることもあり、都度一時保護施設や委託先に共有するようにしている。
- ・ 一時保護にあたっては、児童福祉司はこどものフェイスシートを作成し、速やかに一時保護の受入れ先と情報共有している。緊急保護によりフェイスシートの作成が間に合わない場合は口頭でポイントを伝え、後からシートを提出することもある。フェイスシートをみると、一時保護を受ける側として必要な情報やポイントが一通りわかるようになっており、一時保護施設としても重宝しているツールである。

(3) こどもへの説明等

- ・ 生活の場所が移ること、保護される場所がわからないことは、こどもにとってストレスである。こどもが少しでも安心・納得できるよう、写真やパンフレットを用いながらできるだけ丁寧に生活場所の説明をするようにしている。
- ・ 一方で、急に委託一時保護にせざるを得ない場合は、時間を十分に確保することが難しい場合もあり、こどもへの説明や納得感が十分であるか等は課題の1つであると感じている。

(4) 行動観察

- ・ 専用施設には行動観察をお願いしたいため、一時保護施設で利用している行動観察票を共有し、記録の書き方等の研修も実施している。担当児童福祉司等と委託先との観察会議は実施していないが、委託先の行動観察の状況は、担当児童福祉司に密に共有されている。
- ・ 里親やファミリーホームでは、こどもの行動を観察するという視点ではなく、こどもが安心して生活できる環境をととのえてもらうことに専念してほしいため、行動観察は依頼していない。

(5) 一時保護委託先について

- ・ 年1回、専用施設の職員と一時保護施設の係長、児童相談所の所課長で連絡会議を実施して連携を図っている。
- ・ 児童相談所としては、一時保護専用施設が増えてほしいと考えている。入所措置とせずに一時保護のまま家庭調整等を行うことで一時保護児童数が増えていることから、施設の定員を減らした分を専用施設にしないかという提案をしている。
- ・ 里親への委託一時保護は、コロナを契機に減り、その頃から増えていないのが現状である。ただ、管内に専用施設がない児童相談所もあり、地域資源にあわせた委託先を開拓していると思われる。

4. 福岡市児童相談所

(1) 一時保護の状況

- ・ 一時保護施設には、小学生よりも中高生が多い。全体で非行が2割程度、養護（虐待を含む）が7割程度である。思春期の非行や親子関係不良、発達障害で行動化が激しいこどもなどが一時保護されていることが多い。家庭引き取りが難しく、児童養護施設でも受入れが難しく、児童精神科に入院することも一定数いる。
- ・ 児童養護施設は小規模化され、措置できる人数も限られている。特に非行等の中高生については、児童養護施設に措置することは難しい。在宅のまま面接を行うことを約束して、家庭引き取りをすることが多い。
- ・ 虐待で安全が確認できない場合や行動化が激しいなどの理由で、一時保護施設で引き続き受け入れる必要があるこどももいるが、そうでない場合は、なるべく早く委託に出すようにしている。
- ・ 委託する場合は、基本的に、学齢児は児童養護施設の一時的保護専用施設にお願いし、乳幼児は里親にお願いしている。ただ、学齢児であっても、こどもの通っている学校の校区の里親にお願いすることもある。
- ・ 非行傾向のある中高生以上のこどもを委託することはない。委託しても、委託先で無断外出等のトラブルを起こしてしまうと考えている。

(2) 緊急保護の対応

- ・ 緊急保護の場合は、まず一時保護施設で受け入れている。一時保護施設でアセスメントした上で、必要に応じて一時保護委託を行っている。学校の通学が可能なこどもは、できるだけ早く児童養護施設などに委託して、そこから通学できるようにしている。
- ・ 乳幼児については、一時保護施設で受け入れる体制がないので、当初から乳児院、里親に委託している。

- ・ ただし、学齡児であっても保護者の傷病など単純養護の場合は、直接委託先をお願いする場合もある。
- ・ たとえ一時保護施設が満員であったとしても、身柄付き通告や虐待を受けたこどもの場合は、やりくりをして一時保護施設で受け入れるようにしている。

(3) 児童相談所と委託先との関係性の構築

- ・ 以前、一時保護施設の定員を 10 名に減らした際に、各児童養護施設に依頼し、一時保護専用施設を作ってもらった。7 か所に一時保護専用施設がある。児童養護施設の本体施設では委託を受入れておらず、一時保護専用施設でのみ委託を受け入れてもらっている。
- ・ 一時保護専用施設には、学校に送迎してもらう体制も作ってもらい、通学できるようにお願いしている。ただし、最近では、職員が足りなくて、送迎できない場合もある。
- ・ 児童福祉司、児童心理司が委託先の施設に訪問して、定期的に心理アセスメントや、面接するように心がけている。
- ・ 一方で、委託先からは、なかなか会いに来てくれないと言われることはある。委託先との距離があることや、学齡児については、学校が終わってからの時間でないと会えないことなどの問題があり、児童相談所がすぐに会いにいけるわけではない。電話や Zoom などでの対応もしている。

(4) 委託先への情報提供

- ・ これまでは、委託に関しては、措置ではないので、委託先に保護者の情報は詳しく伝えていなかった。しかし、昨年報じられた、他県で委託先の施設職員が保護者に危害を加えられた事件を受けて、できるだけ委託先にも保護者の状況（保護者の一時保護への納得感など）を伝えるように変えた。こどもの情報については以前から委託先に伝えている。
- ・ 委託先には、措置ではなく、あくまでも一時保護として受入れをお願いしていることを伝えている。一時保護解除後にどうなったかを施設から聞かれることはあまりない。

(5) 行動観察

- ・ 週に 1 回、委託先からこどもの状況を報告してもらっている。委託先からの報告には、毎日何があったか出来事が記載されていることが多い。
- ・ 児童相談所は、こどもの集団適応がどうか、学校の様子はどうか、日常生活能力がどの程度あるかを知りたいと思っているので、委託先の報告からそれを読み取るようにしている。
- ・ 措置が前提であるなど、ケースによっては、行動観察の様式への記載をお願いすることもあるが、委託先に見立てまでをお願いすることは難しいと考えており、児童相談所で見立ては行っている。
- ・ また、一時保護専用施設に委託しているこどもは比較的安定しているこどもが多い。
- ・ 一時保護専用施設を作った当初は、一時保護専用施設で一時保護施設と同様の行動観察や、施設の心理士による心理アセスメントを行うことを想定していたが、施設職員の人員の関係などで、施設にそこまでお願いすることは難しいということが分かり、現在の形に落ち着いている。
- ・ 一時保護専用施設には、入れ替わりで常に各施設に 5 人から 10 人近くの委託をお願いしているので、こどもを受入れるだけで施設は精一杯だと考えている。
- ・ 基本的に委託先の職員は、援助方針会議には参加しないが、児童相談所担当者が委託先から意見を聞いて会議の時に報告している（必要に応じて参加を要請している）。会議の結果について、細かいことは伝えないが、一時保護の解除通知の中で、家庭引き取りなのか、施設への措置なのか、などは伝えている。

(6) 一時保護委託の課題

- ・ 市内に一時保護委託先の枠は多い。一方で、施設側で定員枠が空いていても、受け入れてもらえないことがある。

背景には、一時保護専用施設の職員配置が十分でないこともあると考えている。

- ・ また、一時保護委託をすると、どうしても一時保護施設で保護している場合に比べて、面接の頻度が下がり、展開が遅くなることから一時保護期間が長くなる。こどもが通学でき、落ち着いて過ごすことができるようになると、一時保護解除を焦らなくなるという面もある。
- ・ 加えて、一時保護委託は、こどもが日常に近い形で生活できるという点ではよいが、児童相談所にとっては、委託先の調整や情報のやり取り、面会の同席などで、一時保護施設にいる場合に比べて、数倍手間がかかるものである。委託しているこどもが多いと、児童福祉司の負担も大きく、手が回らなくなることから、一時保護の長期化につながってしまうこともある。

5. 兵庫県中央こども家庭センター

(1) 一時保護の状況

- ・ 兵庫県は歴史的経緯から児童養護施設数が多く、平成 5 年 4 月、当時 4 か所の児童相談所に併設されていた一時保護施設を中央こども家庭センターに集約（定員 20 名）した。その後の保護件数増に対応し、平成 14 年・15 年に増員し定員 40 名で運営してきたが、満床状態のために受入困難な状況が続き、平成 29 年以降は委託一時保護件数の増加が顕著となった。一方で、家庭養育優先原則の下、児童養護施設の小規模化・分散化が進み、職員体制面から委託一時保護の受入が困難になることが増えてきた。地理的には、虐待対応件数の多い阪神間に対し、児童養護施設は県西部に偏在し、当センター（明石市所在）までの送迎・訪問負担が大きい。これらを踏まえ、令和 7 年 4 月に川西こども家庭センターへ一時保護施設を新設した。
- ・ 県としては委託一時保護をなくし、児童福祉司の負担軽減も図りたいという方針である。現在の一時保護定員は、中央 54 名、川西 46 名の計 100 名となっている。中央は複数定員の居室が多く、定員上限までの受入が難しいため、現在も居室の個室化工事を進め、今後はユニット化・個室化を検討している。また、神戸市・明石市・尼崎市（令和 8 年 4 月開設予定）が各々児童相談所を設置しており、当センターの建替え（現地含む）についても検討中である。

(2) 一時保護施設と委託一時保護の使い分け

- ・ 自傷行為や無断外出の可能性のあるこども、性加害・性被害に関与したこども、暴力傾向や衝動性が高いこども、施設や里親宅で不適応となったこどもなど、委託一時保護では対応が難しいケースについては、一時保護施設での保護を基本としているが、一時保護施設に空きがないことも多い。
- ・ 一方、里親等の家庭的環境の利点、通学による学業保障、法 28 条等の司法判断、医療等専門機関の対応が必要な場合などで委託一時保護を活用している。兵庫県は広域であるため、児童及び職員の移動負担軽減・ケースワーク上の観点から、各センターから近い場所で委託する場合がある。

(3) 緊急保護について

- ・ 夜間・休日に発生した緊急保護は警察経由が多い。警察から当番センターへ連絡が入り、当番センターが保護要否を検討し受入先を確保する。こどもの安全確保のため、警察が保護対応の説明、アレルギー・服薬・既往歴・最終食事時刻の聴取等を実施し、受入先確定後は警察が移送している。開庁日以降、児童福祉司等が委託先を訪問し必要な説明等を行う。
- ・ 夜間・休日は 7 センターによる輪番とし、2 名体制で対応している。189 経由の相談も、保護の可能性があれば当番センターから警察に連絡し事実確認等を依頼している。令和 2 年度から現役警察官が県内児童相談所に出向、令和 6 年度からは児童虐待事案のリアルタイム情報共有システムを運用するなど、連携は良好である。警察の理解と協力がなければ、兵庫県ではこどもの緊急保護は成り立たない。

- ・ 緊急保護で一時保護施設に空きがない場合は「その日に受け入れてくれる場所」の受け皿確保が最優先となる。対応可能期限を確認し、期限までに次の委託先を探す必要がある。児童養護施設にも夜勤者はいるが受入決定に施設長等の確認を要するため負担が大きい。20 時頃までは里親に依頼することもあるが、委託先の受入状況次第でこどもが転々とせざるを得ないこともある。
- ・ 児童福祉司が委託先を訪問できるまでに時間が空くこともあり、委託先への留意事項等は可能な限り事前に説明するよう努めている。なお、一時保護は委託先の生活に合わせており、外出も基本的に制限していない。

(4) 行動観察及び行動診断について

- ・ 緊急保護後に行動診断が必要なケース、または家庭引取が困難で施設入所・里親委託の可能性が高くより適切な生活の場所を検討するケースは、一時保護施設に戻して行動観察・診断を実施する。児童相談所では医師・心理士等による専門的・集中的支援とアセスメントが可能であり、委託先で同レベルの診断を行うことは難しい。委託一時保護は、こどもを安全安心に預かっていただくことが第一である。
- ・ 一方、家庭引取が可能で通所指導とする場合など行動診断の必要性が低いケースは、委託先で一時保護解除とすることもある。

(5) 委託一時保護にあたっての委託先への支援

- ・ 服薬情報が不明な場合、委託先での服薬はリスクが高いため、開庁日に保健師等が委託先へサポートを実施している。
- ・ 児童相談所として、委託一時保護に特化した研修は未実施だが、インテークの方法やアレルギー情報が少ない場合の対応等は研修実施の意義がある。また、トラウマに関する研修は出前講座の形で実施中であり、要望があれば対応可能である。

(6) 里親について

- ・ 委託一時保護中もこどもの通学を継続させてあげたい。法 28 条等で処遇決定に時間を要する場合は、施設・教育機関等の協力により転校手続を取り地域の学校に通学できることもあるが、一時保護委託では在籍校の継続を検討したい。そのため、里親支援センター（県下 6 か所）と連携し、在籍校通学が可能となる委託先里親の開拓を継続していきたい。今後は事前登録制度の創設も検討している。
- ・ 「兵庫県社会的養育推進計画」では令和 11 年度までに里親委託率 52.9%を目標に、大学や民生児童委員の集会などで里親制度に関する出前講座、地域イベントでのブース出展、地域のケーブルテレビやラジオ出演などを通じて里親登録の拡大に取り組んでいる。
- ・ 川西のセンターでは一時保護施設設置前、委託一時保護の約半数を里親に委託し、緊急保護の受入が可能な里親も多かった。年 1 回のアンケートで受入可否・要件（状況・年齢・期間）・通学対応の可否等を把握し、受入経験のある里親から意欲のある里親に体験談を話してもらうなどして受託可能な里親を増やしてきた。豊岡のセンターでも里親会に所長が出席し、日常的に相談できる関係性を構築した。
- ・ 今後は里親支援センターのサポート機能（相談窓口の即応性、レスパイト、同行支援等）を強化・充実することで、里親からの連絡や相談を受けやすい体制を構築し、委託一時保護における里親の活用を広げていきたい。

(7) こどもの学習保障について

- ・ 一時保護施設では、県が契約した学習アプリを搭載したタブレット、または学校から配布されたタブレットによる学習支援が充実してきている。
- ・ 一時保護施設が保有するタブレットは、委託一時保護のこどもに貸与するほどの台数がなく、学校から配布されたタブレットは外部連絡等のセキュリティリスクなどから委託先での利用が難しい。学習保障の観点では、在籍校によるオンライン授業や学習アプリの動画授業の活用が有効と考える。

(8) 委託一時保護の課題と必要な支援

- ・ 委託一時保護の課題として、委託先の経済的インセンティブの充実が必要である。6 日目以降は一般生活費の単価が大幅に下がるため、1 週間以上の依頼が難しい場合がある。また、委託中のこどもが設備や備品を壊してしまった場合の修繕・補償制度も必要と考える。
- ・ 一時保護期間が長期化する傾向があり、施設入所や里親委託を決定しても行き先が決まらず調整に時間を要することがある。特性が強いこども・非行事案が増える中、児童心理治療施設や児童自立支援施設も人員体制上、定員までの受入は難しい状況にある。
- ・ 委託受入可能な施設等を一目で把握できる情報共有ツールがあれば良い。委託先と試みたことがあるが、情報の更新作業が滞ってしまい続かなかつた。
- ・ 他県では委託先が乏しく、一時保護施設が慢性的に定員オーバーとなり、十分なケアができずトラブルが多発している例もある。一時保護件数は時期や年度によっても変動があるため、委託先の存在や一時保護後の受け皿の確保は、一時保護施設の過剰な人員配置を防ぐ上でも効率的である。
- ・ 委託一時保護については、家庭的・小規模な環境の利点をより生かせるよう、委託先の拡充と支援体制の強化を進め、一時保護施設については、危機対応や専門的支援の機能を一層充実させ、リスクの高いケースや複合的な支援を要するケースに的確に対応できる体制を整備していくことが重要である。

6. 児童養護施設さんあい（一時保護専用施設 オリーブ）

(1) 県内の一時保護の状況

- ・ 専用施設は県内に7か所。オリーブには男女の2ユニットある。
- ・ 一時保護施設は定員超過状態。一時保護施設と専用施設とで役割分担をしたいが、一時保護施設が満床で専用施設に空きがあれば受け入れる、というのが現状。ただ、緊急保護よりも一時保護施設で長期化しそうなこどもの委託一時保護が多く、委託一時保護期間が半年から1年以上のこどももいる。
- ・ 各専用施設には管轄の児童相談所があり、各施設が管轄の児童相談所に対し、受け入れができるこども（できないこども）の年齢や性別、特性等や、入所前に確認したい情報、こども本人や保護者の同意があること等を、施設側からの条件として提示して、「確認書」を交わしている。
- ・ 専用施設への委託一時保護は、各々管轄の児童相談所から施設に依頼することになっている。管轄外の施設への委託一時保護は可能だが、施設を管轄する児童相談所に相談し、その児童相談所が施設と調整する。

(2) 緊急保護の対応

- ・ 夜間の受入れは不可としており、夜間の緊急保護の場合は一晩一時保護施設で受け入れた後、委託に移行する。
- ・ 受け入れた後に、受け入れが難しいと提示していた条件に該当することもとわかる場合もあるが、ある程度は仕方がないと思っている。一時保護施設での行動観察後の委託の方が安心して受けられはするが、一時保護施設と環境も変わるので、一時保護施設では見られなかったこどもの様子が出てくる場合もあり、施設としては全ての情報が揃っていないまでも対応は可能である。
- ・ ただ、こどもの健康に直結するような病気やアレルギーの情報が少ないのは困るが、健康関連の内容については受け入れてみてわかること、こども自身への聞き取りから確認できることも多い。
- ・ 一時保護施設の定員超過時の委託一時保護については、一時保護施設に空きができれば一時保護施設に移行するのが基本方針と聞いてはいるが、一時保護施設に空きが出ることはほぼないので、そのまま一時保護解除となることが多い。

(3) 専用施設におけるこどもの生活

- ・ 本体施設の子どもと一緒に生活しているが、一人での外出やスマホ利用ができないなど、本体施設の子どもよりは制限が多い。一時保護児童か措置児童かはお互いにわかっている。
- ・ 今年度は学習ボランティアに週3日来てもらっているが、毎年ボランティアが見つかるかはわからない。学校にもよるが、児童相談所も学校も、施設にお任せというところが多い。
- ・ 子どもにとって学校は大切なコミュニティなので通学は大切にしてあげたいという理由から、開示ケースであること、子どもと保護者が希望し、学校の了解があれば施設職員が送迎して通学させることも可能としている。ただし、施設として対応できるのは概ね15km範囲内。車で40分以内の範囲である。

(4) 行動観察等

- ・ こどもの生活の日記は全て児童相談所に共有している。施設主催の観察会議に児童相談所に入ってもらったこともある。施設が対応に苦慮していること等について、児童相談所に持ち帰ってもらい、協議してもらえるのはよい。
- ・ 委託先での行動観察は大切であり、児童相談所としても依頼するべきである。日常生活の中で子どもがどのような行動をするのか、職員との関係構築を通して子どもが安心して話してくれるようになるなど、施設でしか分からないこどもの様子を見られるのが施設の役割である。
- ・ 委託直後は頻りに連絡があるが、委託期間が長くなるにつれ、頻度が下がる。子どもによってはもっと児童福祉司に来てほしいと思っている。2週間に1回ぐらいは子どもと話をしにきてほしい。

(5) 児童相談所と委託先との関係性の構築

- ・ 令和5年度から、熊谷児童相談所管轄にある3つの専用施設で交流の機会をつくろうということで、年3回の情報交換会（合同学習会）を行っている。初年度のテーマは、一時保護の子どもが安心して過ごせるルールについて、学習支援について、外出・余暇活動について話し合い、取組みを共有しあった。
- ・ 2年目は、第1回で日記や行動所見などの記録の書き方について話し合い、第2・3回で難しいケースに関する事例検討を実施した。また、県内の一時保護施設に声掛けし、児童相談所にも参加してもらい、その後は児童相談所や一時保護施設も継続して参加している。
- ・ 今年度（令和7年度）は、第1回では経験の浅い職員に集ってもらい、一時保護施設の基本的な考え方と児童養護施設の役割を学ぶ場とし、施設見学会も実施した。第2回では、関東地方（埼玉県、茨城県、栃木県）で集まり、現状等の共有を行った。第3回は、埼玉で最も新しい施設の見学を行い、リーダー層で難しいケースに関する事例検討も実施した。
- ・ また、関東地方（埼玉県、茨城県、栃木県）の一時保護専用施設の集まりにおいてあげられる共通の課題は、以下の通りである。
- ・ 一番は予算。現状の職員配置では施設側や職員の負担が大きすぎる。
- ・ 二番目は人材確保。
- ・ 三番目は環境整備。性的事故防止やプライバシーが保護される空間を確保するためには個室を確保することが必須であるが、既存の施設を改修した場合など間取りや予算上の制約も多い。

第8章 考察

I. 調査結果分析

1. 児童相談所調査結果分析

(1) 委託一時保護の目的

- ・ 児童相談所における委託一時保護の位置づけ（委託一時保護を検討する理由）は、「こどもが通学できるようにするため」が 81.4%、次いで「一時保護施設の定員超過による、緊急保護の受け皿」が 78.4%であった。その他の選択肢にも一定数の回答があり、様々な目的で委託一時保護が行われている状況が確認された。
- ・ 委託一時保護の位置づけについて一時保護施設の入所状況別でみると、「常に定員超過の状況」「一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない」と回答した児童相談所においては、「一時保護施設の定員超過による、緊急保護の受け皿」との回答がそれぞれ 85.9%、89.1%と高く、一時保護児童数の増加等により一時保護施設での受け入れが難しく、一時保護を委託に頼らざるを得ない状況がうかがえる。
- ・ 一方で、「こどもが通学できるようにするため」「一時保護前の環境との連続性を確保するため」「一時保護施設での集団生活が難しいこどもの場合」等を目的とした委託一時保護は、一時保護施設の入所状況による違いは見られず、委託一時保護の目的として共通しているといえる。

(2) 定員超過時の一時保護施設の対応

- ・ 「常に定員超過の状況」の児童相談所では、一時保護施設の定員超過時でも「一時保護施設で受ける場合がある」との回答が 61.8%であった。一方で、「一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない」「定員以下で運営できている」児童相談所では、「定員超過時は基本的に委託一時保護としている」の回答がそれぞれ 63.2%、82.9%と多くなっており、定員超過時に一時保護施設で受けるか、委託一時保護とするかの対応に違いがみられた。
- ・ 一時保護施設の定員超過時でも「一時保護施設で保護するケース」としてあげられたのは、「無断外出・自傷他害等の行動上の問題があるこども」「保護者との対立等で安全確保が必要なこども」「協同面接、被害確認面接が見込まれるこども」等であり、「定員超過時は基本的に委託一時保護としている」と回答した児童相談所では、これらのケースが委託一時保護となっている可能性がある。

(3) 委託先への情報提供と、委託先との情報共有・コミュニケーション

- ・ 委託先に最低限伝えるべきと考える情報は、「こどもに関する基本的な情報（年齢、性別、名前）」「アレルギーや服薬等に関する情報」がいずれも 100.0%、「特別な配慮や支援が必要なこどもの特性に関する情報（障害、疾病の有無等）」が 99.5%、「一時保護となった理由」が 98.5%、他の選択肢についても、全て 7 割以上の回答であり、委託先に情報提供が必要であるという児童相談所の方針がうかがえる。
- ・ しかし、緊急保護を依頼した一時保護先からあげられた意見や要望として、「アレルギーや服薬等の情報がない」の回答が 22.0%であり、緊急保護の場合には児童相談所が把握できている情報自体が少ない実態があると考えられる。
- ・ 委託一時保護開始後の 1 週間における一時保護委託先との情報共有の平均的な頻度は「週に 2～3 回程

度」が 75.8%であり、委託先と密に情報共有をしている状況がうかがえる。一時保護委託先に対して、委託される子どもや委託先が安心して一時保護が行えるようにするために行っている取組みや工夫としても、「委託先にできる限り多くの情報を提供する」「委託先との定期的な情報共有・コミュニケーション」についての回答が多く、委託一時保護においては、児童相談所と委託先間での情報共有とコミュニケーションが重要であるといえる。

- ・ 情報共有については、委託先から「少ないと感じた子どもの情報」としての具体的な意見として、「保護者の情報を詳しく知りたい」「小さいことでも何でも知りたい」等の回答がある一方で、児童相談所が考える最低限伝えるべき情報のうち、保護者に関する情報としては、「保護先の保護者への開示の有無」「保護者からの連絡・面会の可否、保護者の意向、本児に対する思い」との回答であり、児童相談所が伝える必要があると考える情報に絞って委託先に共有している状況が推察され、児童相談所が委託先と共有すべき情報、共有してほしい情報に、児童相談所と委託先とで認識の違いがある可能性がある。

(4) 委託一時保護にあたっての子どもへの説明、子どもにとっての委託一時保護の目的

- ・ 一時保護施設を経由しない子どもの委託一時保護を行う場合の子どもへの一時保護（委託）に関する説明は、「児童相談所で説明を行ってから、委託先に向かう」が 84.3%、「委託先までの移動中に、児童相談所職員が説明する」が 61.4%、「その他」として、一時保護施設で一時保護する場合と同様に、学校や保育園等の「児童と面会した場所で実施する」との回答もあった。
- ・ 委託一時保護について、子どもの理解や納得を得られるよう、児童相談所として工夫していることとして、「一時保護や委託の目的・理由、今後の見通し」「委託先や委託先での生活」について、「子どもの年齢や理解力に応じたわかりやすい説明をしている」、「子どもの意向を確認している」等の回答が多くあげられた。
- ・ 一時保護（委託）について子どもに説明した際に、子どもから聞かれた意見（不安・不満、要望、期待等）として、「委託先の職員・入所児童や生活環境に関する不安・期待」「通学したい、部活動等に参加したい」「スマートフォンやインターネットを利用したい」「委託先での生活のルールを知りたい」「家族・友達と会いたい、連絡を取りたい」「一時保護期間・今後の見通し」「児童相談所職員や保護者との面会について」等の意見があったとの回答があり、委託一時保護に限らず、一時保護にあたっての子どもの意向や不安等にどう応えるか、丁寧な説明とともに、子どもの意向に応えられる方法がないかの検討が求められていると考えられる。
- ・ また、「一時保護施設がよい」「委託先に行きたくない」という子どもの意向もあり、委託一時保護とする理由について、子どもに対する丁寧な説明が必要であるとともに、委託一時保護とする理由が定員超過など、外的な要因による理由ではなく、1人1人の子どもの意見を尊重し、支援ニーズに合わせる必要から一時保護委託が選択されることが大切ではないか。
- ・ 管内の委託先に、個人のスマートフォンが持てる児童養護施設（一時保護専用施設）（以下、「児童養護施設等」という。）が「ある」児童相談所が 23.2%、里親・ファミリーホームが「ある」のは 56.2%、通学以外での外出ができる児童養護施設等が「ある」児童相談所は 54.1%、里親・ファミリーホームが「ある」のは 80.4%となっている等、子どもにとって一時保護の生活環境の選択肢は広がっている状況がうかがえ、委託一時保護が子どもにとってよい選択肢となることが望ましい。
- ・ 一方で、委託一時保護で緊急保護した場合に、一時保護施設の定員に空きができれば「基本的に、一時保護施設での保護に移行する」と回答した児童相談所が 49.5%となっており、一時保護の場所を変えることについて、子どもを中心にした対応となっているかを確認することが必要である。
- ・ なお、子どもとの面会等のための訪問は、「週に1回程度」が 61.9%、「週に2～3回程度」が 32.0%であったが、委託先や子どもによってはもっと来てほしいという意見もあり、委託にあたって面会についての意向を確認し、子どもの意向を踏まえた対応を検討することが重要であると考えられる。

(5) 委託一時保護による「通学」と通学しない場合のこどもの学習支援・過ごし方

- ・ 児童相談所における委託一時保護の位置づけ（委託一時保護を検討する理由）は、「こどもが通学できるようにするため」が 81.4%であった。令和 6 年度に通学ができることを目的として一時保護を「委託した」児童相談所が 74.7%、一時保護施設を経由せず委託一時保護の方が適切だと判断した理由としても「通学ができるため」が 76.7%となっており、一時保護中のこどもの通学を可能とする方策の 1 つとして委託一時保護は重要である。
- ・ 通学を目的とした委託一時保護はなかったと回答した児童相談所では、その理由として「通学を希望するこどもが通学できる範囲に委託できる先がなかった」が 44.9%、こどもが通学できるようにするために必要だと思う施策においても「管轄内における委託先を増やすこと（通学が可能な範囲に委託できる先を増やすこと）」が 89.7%となっており、一時保護中のこどもが通学できるようにするためには、委託先の拡充が必要である。また、通学可能とするには「委託先の職員体制の充実（送迎できる人員の確保）」との回答も 88.7%あり、委託先の拡充とあわせて体制面をどう確保するかを検討する必要がある。
- ・ 委託一時保護したこどもの通学がかなわない場合の学習支援対応について、「学習支援の内容は委託先に委ねている」が 42.8%となっており、委託一時保護中のこどもの学習支援は取り組むべき課題の 1 つであると考えられる。特に、本体施設や里親・ファミリーホームでの委託一時保護の場合には、日中のこどもへの対応、こどもの過ごし方等とあわせて検討が必要である。

(6) 委託先における行動観察

- ・ 「こどもの行動観察」について、児童養護施設等に「依頼している」は 71.6%、「期待したい」をあわせると 90.7%であった。一方、里親・ファミリーホームに「依頼している」は 48.5%、「期待したい」とあわせると 78.4%となっており、児童養護施設等と里親・ファミリーホームで違いがみられた。
- ・ 委託先に行動観察を期待しない理由としては、「行動観察は一時保護施設で実施するべきだから」「委託先には、自然にこどもを迎え入れてもらいたい」「里親は一般家庭であり、複数の目で見ておらず、主観的になることもあり得るため」といった意見があげられており、委託先には一時保護施設とは異なる形でこどもを受入れてほしい、見てほしい、という児童相談所の方針があることがうかがえる。
- ・ また、「『行動観察』という正式な形でなくても、こどもの生活の様子は共有している」「こどもの生活の様子を報告してもらうことで児童相談所も対象児童の特徴を把握できている」といった意見もあり、委託先には一時保護施設とは異なる役割を求めている、という意見も多く、児童相談所によって委託先の選択同様に考え方、捉え方の違いがあるといえる。
- ・ なお、児童相談所が行動観察を依頼する場合に行っていることとしては、「委託一時保護を行う際に、何を行動観察してほしいか等を個別に説明をしている」が 89.4%、「一時保護施設で利用しているアセスメントシートや行動観察の記録の様式等を、施設や里親・ファミリーホームとも共有している」が 26.8%であったが、「何を行動観察してほしいか等を個別に説明」の場合は、一時保護施設で行う行動観察とは異なる可能性がある。委託先に期待したい役割は児童相談所やケースによって異なると考えられ、何を依頼したいのかを丁寧に伝えることが必要である。一方で、一時保護施設の代替としての行動観察を期待する場合には、アセスメントシートや行動観察の記録の様式の共有、児童福祉司や児童心理司が参加して観察会議を行う等、委託先で行動観察ができるようにするための取組みを児童相談所として行うことが求められる。

(7) 一時保護施設の入所状況別の傾向

- ・ 「定員以下で運営できている」児童相談所では、委託一時保護の目的は、「こどもが通学できるようにするため」が最も多く、次いで「一時保護の長期化が見込まれる場合」であり、他と比べて「一時保護施設の定員超過による、緊急保護の受け皿」との回答は少ない。
- ・ 同じく「定員以下で運営できている」児童相談所では、一時保護施設を経由しない緊急保護について、令和6年度に依頼をしたのが70.7%と他と比べて少なく、その理由は一時保護施設の定員超過よりも「児童の特性等により、委託一時保護がよいと判断したため」「一時保護施設が遠方にあるため」「通学のため」「養育目的」等のその他の回答が多かった。委託一時保護による緊急保護を行ったケースでも一時保護施設に移行することなく一時保護解除とすることが多い。
- ・ 「定員以下で運営できている」児童相談所と、「一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない」児童相談所と比較すると、委託先への行動観察を「依頼している」「期待したい」かについて、児童養護施設等への依頼・期待は大きな違いはないが、里親・ファミリーホームへの依頼・期待は「定員以下で運営できている」児童相談所の方が低い値となっている。定員超過の影響がない場合においては、行動観察を必要とするケースは一時保護施設、または児童養護施設等で一時保護をするという状況がうかがえ、一時保護施設と委託一時保護、また委託一時保護でも児童養護施設等と里親・ファミリーホームを行動観察の必要度に応じて使い分けがされていると考えられる。
- ・ なお、緊急保護の依頼については、依頼から受入れまでの期間が「数時間以下」、夜間（19時以降）の受入れを「依頼した」との回答の割合が他と比べて高く、緊急保護の件数は少ないが、一時保護施設が遠方にしかない等、急ぎの対応を必要とするケースを委託先で受けざるを得ない状況があると推察される。
- ・ 「常に定員超過の状況」の児童相談所では、委託一時保護を検討する理由として「一時保護施設の定員超過による、緊急保護の受け皿」と回答した児童相談所が85.9%となっている。
- ・ 「常に定員超過の状況」の児童相談所では、一時保護施設の定員超過時でも、「一時保護施設で一時保護を受ける場合がある」と回答した児童相談所が61.8%と他に比べて高い。その背景には、前述の「無断外出・自傷他害等の行動上の問題があるこども」「保護者との対立等で安全確保が必要なこども」「協同面接、被害確認面接が見込まれるこども」、また「アセスメントが必要なこども」は一時保護施設で一時保護をするという方針が明確になっていることが挙げられる。さらに、委託先が不足している場合や委託先での対応が難しいケースでは、一時保護施設での対応が不可避となることがあるため、結果として、定員超過の状況下においても必要な受入れを行わざるを得ない状況が生じていると推察される。
- ・ 委託一時保護で緊急保護をしたこどもについて「基本的に、一時保護施設での保護に移行する」の回答が55.6%と他と比べて高い。委託先への行動観察を「依頼している」「期待したい」の割合は「定員以下で運営できている」児童相談所と同割合程度と低く、行動観察は一時保護施設の機能である、という整理がされている児童相談所も多いといえる。
- ・ なお、「常に定員超過の状況」であるが、委託一時保護を検討する理由として「一時保護施設の定員超過による、緊急保護の受け皿」と選択しなかった7か所の児童相談所では、委託先に緊急保護を依頼したケースがあってもその理由は一時保護施設での受入れが難しかったからではなく、養育目的やこどもの年齢・特性等により委託が望ましかったからとの回答であった。「緊急保護ではないが、一時保護施設での一時保護を経由しない委託」については、「通学ができるため」が83.3%と最も多く、他の児童相談所と比べても通学できることを理由とした（一時保護施設を経由しない）委託一時保護が多くなっている。
- ・ 定員超過で新たな一時保護を受入れることで、一時保護施設におけるこどもの生活環境等に問題がないかの懸

念はあるものの、一時保護施設が常に定員超過であったとしても、専門性や職員体制、一時保護施設の機能等の観点から、一時保護施設と委託一時保護の役割を明確にして運営されている児童相談所の状況がうかがえた。

- ・ 「一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない」と回答した児童相談所では、一時保護施設の「定員超過時は基本的に委託一時保護としている」との回答が 63.2%であり、定員超過時でも「一時保護施設で受ける場合がある」との回答が 61.8%であった「常に定員超過の状況」にある児童相談所と異なる一時保護施設の状況がうかがえた。
- ・ 緊急保護を依頼したこどもについて、児童相談所の依頼から施設で受け入れるまでの最短期間の「数時間以下」や、夜間（19 時以降）の緊急保護を「依頼したことがある」の割合も、「常に定員超過の状況」の児童相談所の回答と比べて高い。
- ・ 委託一時保護開始後の 1 週間における委託先との情報共有の平均的な頻度での「ほぼ毎日」の回答が 17.2%と他の児童相談所と比べて高く、里親・ファミリーホームにおいて行動観察を「依頼している」「期待したい」の合計も他と比べて高いなど、常に定員超過や定員以下で運営できている児童相談所とは異なる傾向がみられ、一時保護施設と委託一時保護の機能分担が明確ではない状況がうかがえる。

(8) 一時保護専用施設について

- ・ 管内に一時保護専用施設が「ある」と回答した児童相談所は 27.3%であったが、一時保護施設の定員超過を解消するために必要だと思う取組としては、「一時保護施設と同じように、緊急保護の受け入れや行動観察等が行える一時保護委託先を増やすこと（一時保護専用施設を増やすこと）」が 74.2%、「増やしていくべき」が 49.0%であった。一時保護施設と比べて「少人数・家庭的な雰囲気生活できる」「自由度が高く、権利制限の少ない生活ができる」といった意見や、本体施設での委託一時保護と違いとして「専用設備、専任職員が対応している」といった意見もあり、一時保護の受け皿の選択肢が増えることへの期待も大きいといえる。
- ・ 一方で、「職員数・体制の不足や確保の困難さ」「アセスメント・行動観察が困難」「学習支援専従の職員がいない」等の課題もあげられており、一時保護専用施設の実情に応じた委託一時保護の選択をするとともに、一時保護専用施設に期待する役割に応じた支援等の検討が必要であると考えられる。

2. 委託先調査結果分析

(1) 委託一時保護を依頼された理由

- ・ 児童相談所から委託一時保護を依頼された理由としては、児童養護施設、一時保護専用施設、ファミリーホームではいずれも、「一時保護施設の定員超過」が最も高くなっている。里親においては、「こどもが通学できるようにするため」が最も高く、52.3%となっている。里親では、「一時保護施設の定員超過」の割合も 40.9%と高くなっているが、他の委託先よりは低いことから、一定の使い分けがされていると考えられる。
- ・ また、一時保護専用施設は、他の委託先に比べると、「行動制限の少ない環境での行動観察を行うため」（39.6%）、「一時保護施設で同じ学校・地域のこどもが既に保護されており、別場所での一時保護を行うため」（28.3%）が高くなっており、児童相談所から依頼される理由が他の委託先と異なることがうかがえる。

(2) 委託先への情報提供と、委託先との情報共有・コミュニケーション

- ・ 委託一時保護の依頼時に最低限提供してほしい情報としては、いずれの委託先においても、「こどもに関する基

本的な情報（年齢、性別、名前）、「特別な配慮や支援が必要なこどもの特性に関する情報（障害、疾病の有無等）、「アレルギーや服薬等に関する情報」が上位にあげられた。これらの情報は、委託先が委託を受け入れるにあたっては必須の情報だと考えられる。

- ・ 実際に、情報が足りずに困った経験として、アレルギーや病気、服薬のこと、発達特性や行動面に関する事などが多くあげられていた。また、児童相談所からの情報提供の課題についても、事前に情報がほしい、こどもの特性などについて詳細な情報がほしい、定期的な面会をお願いしたいなどがあげられている。
- ・ 委託一時保護開始後の1週間における児童相談所との情報共有の平均的な頻度をみると、「ほぼ毎日」と「週に2～3回程度」で合わせて3～4割程度、「週に1回程度」で4～5割程度となっている。児童相談所へのアンケート調査では、一時保護委託先との情報共有の平均的な頻度は「週に2～3回程度」が75.8%となっており、委託先との回答に大きな違いがみられる。委託先の回答には、ケースや担当児童福祉司によるという回答もみられるが、児童相談所が感じる頻度と、委託先が感じる頻度の違いがあることも、双方にとって食い違いが生まれている1つの理由かと思われる。
- ・ また、委託一時保護後の1週間における、児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために来所する平均的な頻度については、「週1回程度」がいずれの委託先でも最も高く、5～6割程度となっている。
- ・ 委託先との情報共有の平均的な頻度が「週に1回程度」や「週に2～3回程度」、こどもの面会の頻度が「週1回程度」だとすると、児童相談所併設の一時保護施設に一時保護した場合と比べて、情報共有の頻度やこどもと話をする機会は少ないと考えられる。

(3) 委託一時保護先における通学、こどもの生活

- ・ 委託一時保護先における通学については、里親では「委託先として可能であり、児童相談所からの制限もない」という回答が63.6%と比較的高くなっているが、ファミリーホームでは52.4%、児童養護施設では44.7%、一時保護専用施設で37.7%となっている。
- ・ 通学が難しい理由としては、立地の問題や、登下校時の安全確保ができない、送迎可能な職員配置ができないという回答などがあげられた。
- ・ ファミリーホームのように1対少数の体制よりも、児童養護施設のように職員が見るこどもの人数が多い施設の方が通学の支援が難しくなることがうかがえ、通学の支援には通常の生活支援やケアとは別に体制が必要となることがうかがえる。
- ・ 1人での外出についても、いずれの委託先においても「難しい」という割合が最も高くなっている。その理由としては、安全性の確保が難しい、家族等の連れ去りの可能性がある、戻らずに逃げてしまう可能性があるという回答があげられており、外出や通学についても、職員が同行しないと実施が難しい状況がうかがえ、実現のためには職員の配置が課題になると考えられる。
- ・ スマートフォンやPCでのネットの利用については、里親、ファミリーホームでは、児童相談所からの制限はあるとしても、委託先としては可能という回答が約7割となっている。一方で、児童養護施設、一時保護専用施設については、「難しい」という割合が児童養護施設で63.1%、一時保護専用施設で75.5%となっている。共用のタブレット等は利用可能という回答もあったが、居場所が特定される、本人や入所しているこどもの情報が流出する可能性がある、誰と連絡するのか分からない、などの理由で難しいという回答があげられた。
- ・ また、委託先として実施したいができていないこととしては、いずれの委託先でも、外出、学習の充実、通学などがあげられていた。その他、児童養護施設では、行事への参加やお小遣いの支給、一時保護専用施設では、運動の機会、里親・ファミリーホームでは、こども同士のコミュニケーションをする機会などがそれぞれあげられていた。これらの実現にあたって必要なこととして、職員配置の増員や育成、予算の増加などがあげられた。

(4) 医療的な配慮が必要なこどもの状況

- ・ 医療的な配慮が必要なこどもの状況をみると、いずれの項目においても、一時保護専用施設で「いる」割合が高くなっている。特に、一時保護専用施設では、「服薬管理が必要なこども」が79.2%、「アレルギーへの配慮が必要なこども」が58.5%、「歯科以外の医療機関に定期的な通院が必要なこども」が50.9%となっており、他の委託先よりも割合が高くなっている。一時保護専用施設では、他の委託先に比べて、よりケアが必要なこどもが入所している状況がうかがえる。

(5) 委託先における行動観察

- ・ 委託先における行動観察について、他の委託先に比べて、一時保護専用施設で「実施している」割合が54.7%と高くなっている。
- ・ ただ、「実施している」、「十分ではないが実施している」を合わせると、いずれの委託先においても、8割以上が何らかの行動観察を実施しているという結果であった。
- ・ 一方で、児童相談所からの行動観察実施依頼については、「依頼があった」が一時保護専用施設で最も高く44.7%、次いで児童養護施設で31.5%となっている。里親やファミリーホームへの行動観察依頼は2割以下となっている。同様に、行動観察に関する児童相談所からのサポートについても、「行動観察に関して児童相談所からのサポートは受けていない」が里親で最も高く52.6%、一時保護専用施設では最も低く25.5%となっている。
- ・ 児童相談所からの依頼と、委託先における行動観察の実施状況には差が見られることから、それぞれの「行動観察」の認識にはばらつきがみられると思われる。
- ・ こどもの行動観察の実施・充実に向けて必要なこととして、委託先からは、児童相談所で使用している様式を提供してほしい、行動観察に関するポイントを教えてほしい、研修をしてほしい、合同で観察会議やケース会議をしてほしい、などの回答が多くあげられており、どのように行動観察したらよいか分からない、何が求められているのか分からないという委託先が多いのではないと思われる。

(6) 緊急保護

- ・ 一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護の状況を見ると、「緊急保護を受け入れた」の割合は一時保護専用施設で77.4%と最も高く、次いで、児童養護施設で57.8%、ファミリーホームで47.6%、里親で45.5%となっている。いずれの委託先においても、一定、緊急保護を受入れている状況がうかがえるが、特に一時保護専用施設では緊急保護を受け入れることが多い状況であった。
- ・ また、児童相談所の依頼から緊急保護を受け入れるまでの最短期間としては、半日程度以下が一時保護専用施設で87.8%、児童養護施設でも74.8%、ファミリーホームが80.0%と大半を占めている状況である。里親においては、他の委託先に比べると数は少ないものの、35.0%となっており、一定数は非常に短時間で受け入れている状況がうかがえる。
- ・ さらに、夜間（19時以降）の緊急保護受入れ依頼について、「依頼されたことがある」が一時保護専用施設で82.9%と最も高く、次いで児童養護施設で63.2%、ファミリーホームで60.0%、里親で40.0%となっている。
- ・ 特に一時保護専用施設については、緊急保護の受入れ割合も高く、依頼までの期間が短く、夜間の依頼も多いことから、児童相談所付設の一時保護施設に近い役割を担っている状況がうかがえる。
- ・ 緊急保護の受入れにおいて課題となったことについては、児童養護施設では、「こどもへの接し方や留意点等がわ

からない（こどもの特性がわからない）」が 69.3%と最も高く、次いで「委託一時保護の期間やその後の見通しがたっておらず、いつまで受け入れたらいいのか分からない」が 56.4%となっている。一時保護専用施設では、「アレルギーや服薬等の情報がない」が 65.9%と最も高く、次いで「こどもへの接し方や留意点等がわからない（こどもの特性がわからない）」が 61.0%となっている。ファミリーホームについては、いずれの課題も同程度の割合であるが、「夜間の対応を求められる」がやや高くなっている。

- ・ 一時保護専用施設については、アレルギーを持つこどもや、服薬をしているこどもが多く預けられる傾向にあることから、他の委託先に比べて、「アレルギーや服薬等の情報がない」ことでの影響を受けやすいものと思われる。
- ・ 里親については、「特に課題となったことはない」が 30.0%となっており、他の委託先よりも課題を感じる割合は低くなっている。里親において多くあげられた課題としては、「こどもへの接し方や留意点等がわからない（こどもの特性がわからない）」が 45.0%、「委託一時保護の期間やその後の見通しがたっておらず、いつまで受け入れたらいいのか分からない」が 35.0%となっている。
- ・ このように緊急保護の受入れにおける課題はさまざまあるものの、今後の緊急保護受入れ方針については、「受け入れる方針である」が児童養護施設で 81.0%、一時保護専用施設で 80.5%、ファミリーホームで 90.0%となっている。里親は他の委託先と比べるとやや低いものの、70.0%という高い割合になっている。その理由としては、困っているこどものためだから、誰かが受け入れないといけなから、それが使命だからといったものが多くあげられており、前向きな回答が多くなっている。

(7) 委託先として果たしていきたい役割・支援の向上のために必要なこと

- ・ 委託先として果たしていきたい役割について、「緊急保護への対応など一時保護施設と同様の機能・専門性をもつ施設」との回答は、一時保護専用施設で最も高く、58.5%となっている。「一時保護施設よりも行動制限の少ない生活環境の提供」については、いずれの委託先も 4～5 割程度で同程度の割合となっている。「通学を希望するこどもの受入れ」については、里親で最も高く、79.5%となっている。「少人数・家庭的な生活環境の提供」については、里親で 79.5%と最も高くなっているが、一時保護専用施設も 69.8%となっており、児童養護施設やファミリーホームに比べると高くなっている。
- ・ 支援の向上のために必要なこととしては、情報共有や話し合いの場を持ってほしい、施設側に何を求めているのか具体的に指示や指針を示してほしい、職員の配置の見直しと処遇の改善をしてほしい、職員の研修をしてほしいなどが多くあげられた。このほか、里親からは、経済的支援や物品の準備支援、一時保護期間中に里親がレスパイトを利用できる仕組み、助言やアドバイスがほしいという意見があげられた。

3. 委託一時保護されたこどもの調査結果分析

(1) 回答者の状況

- ・ 回答者の年齢は、「小学生」が 41.4%、「中学生」が 39.3%、「高校生」が 14.7%であったが、現在一時保護されている場所別でみると、里親・ファミリーホームでは「高校生」が 25.9%と専用施設や児童養護施設より多く、高校生は通学等が可能な里親・ファミリーホームへの委託が多い可能性がある。
- ・ 今の場所で生活している期間は、「2か月以内」が 66.1%であるが、「1年以上」も 8.8%いた。一時保護の場所別でみると、専用施設では無回答を除く全員が「6か月以内」であるのに対し、児童養護施設では 12.9%が、里親・ファミリーホームでは 18.5%が「1年以上」と回答しており、一時保護期間が長いこどもが多い。
- ・ 自分専用の部屋が「ある」こどもが 83.5%、「ない」こどもが 11.9%であった。

(2) 一時保護開始時の児童相談所からの説明等

- ・ 一時保護にあたり、生活する場所についての説明を受けたかについて、「された」との回答が 71.2%であったが、「されたが、わからなかった」「されなかった」との回答が 7.4%、「覚えていない」が 18.9%であった。「覚えていない」は、小学生や一時保護期間が「2 か月より長い」こども、また「児童養護施設」で生活しているこどもに多い。
- ・ ここで生活することになった理由の説明について、小学生の回答は「された」が 79.2%であったが、「されたが、わからなかった」が 9.9%、「覚えてない」が 8.8%となっており、わからなかったや覚えていないとの回答が中高生と比べて多い。
- ・ いつまでいなければならないのかについての説明は、「された」との回答が 49.5%であり、「されなかった」との回答が 29.5%であった。一時保護の開始時には具体的な期間の見通しが立っていないケースも多いが、自分がどうなるのかがわからない状況は、こどもにとって不安やストレスの要因になりうる。そのため、具体的な期間は伝えられなくても、どうなったら今の生活から出られるのか、学校に行けるのか等、少しでもこどもが先のことを考えられるような対応が望ましい。
- ・ 児童相談所の職員の面会については、「1 週間に 1 回ぐらい」が 30.5%と最も多いが、一時保護の期間が長くなるにつれ、面会の頻度は少なくなっている。また、専用施設のこどもでは「会いに来てくれる」との回答が 93.3%であるのに対し、児童養護施設や里親・ファミリーホームのこどもへの面会の頻度は専用施設と比べて少なく、「あまり会いに来てくれない」との回答も多い。高校生や里親・ファミリーホームのこどもは、2 割以上が「あまり会いに来てくれない」「ほとんど来てくれない」と回答しており、児童福祉司等ともしっかり面会をしたいと感じているこどもも多いといえる。
- ・ これまでのことや、来た時の気持ちについて「聞いてもらえた」が 80.4%、高校生では 85.7%のこどもが「聞いてもらえた」と回答している。また、児童相談所の職員に今後どうしたいかや、希望や思いについて「聞いてもらえている」が 91.2%であったが、「聞いてもらえていない」も 5.3%いた。ここでの生活で嬉しかったこととしても、「職員さんが話をきいてくれた」との回答も多く、一時保護中を含めてこどもの話を聞く時間をいかに確保するかが大切であるといえる。

(3) 今の生活場所（一時保護の場所）について

<できること、楽しいこと、嬉しいこと>

- ・ 今生活している場所でできることについては、多くの選択肢で里親・ファミリーホームにいるこどもの回答が最も高い割合であるが、「一人になることができる」「一緒に生活している他のこどもたちと話をすることができる」は最も低い。専用施設は里親・ファミリーホームとは反対に、多くの選択肢で低い割合となっており、委託先によりこどもにとっての生活環境が大きく違う状況であり、一時保護の目的やこどもの状況に応じた委託先の選択が必要である。
- ・ 「自分の希望や意見がかなったことがある」と回答したのは全体で 30.2%、高校生は 21.4%、専用施設のこどもは 20.2%である。こどもが希望や意見を言ってもよいと思えるようにしていくことは、一時保護中の大切な支援の 1 つであり、大きな課題であると考えられる。
- ・ ここでの生活について、「楽しい」と回答したこどもが 46.3%、「まあ楽しい」が 31.6%となっており、8 割弱のこどもが生活の中に楽しみがあるとの回答であったが、高校生で「楽しくない」が 21.4%と高い傾向がみられた。
- ・ ここでの生活について嬉しかったことが「あった」と回答したこどもは 72.3%となっており、一時保護中の体験やできるようになったことがあることや、職員が話を聞いてくれること、友達ができたこと、普通の生活が送れること、受け入れてくれること等、様々な意見があげられた。また、嬉しかったことでは「親」に関する回答がみられることが特徴であり、親に対するこどもの意向をどう受け止めるかの大切さがうかがえた。

<委託一時保護中の相談に関すること>

- ・ 不安なことや困ったことなど相談したいことが「あった」との回答は全体では 44.2%であるが、学年が上がるにつれ「あった」が多く、高校生では 57.1%、また一時保護期間が2か月以上のこどもで 63.2%となっており、進路を含めこれから自分がどうなるのか等についての不安があるのではないかと考えられる。この点、職員（里親）に「相談できている」こどもは 80.2%である一方で、「相談できていない」こどもは 19.0%おり、児童相談所は相談できていないこどもを把握し、こどもが悩みや困りごとを抱えなくてすむようにするにはどのような方法があり得るかを考える必要がある。
- ・ 相談相手は、「職員（里親）」が 64.4%に対し、「児童相談所職員」が 68.3%であり、児童相談所職員との回答の方が多かった。特に高校生は「児童相談所職員」との回答が 81.0%と高い割合となっている。日常生活については職員（里親）とも話しができるが、こどもにとっては児童相談所の職員との面会等により、今後のことや親のことについて「相談できる」機会が重要である可能性がある。

<嫌だ、変えてほしい、困っていること>

- ・ 生活に関する希望が多くあげられており、委託先においてこどもがこういった希望を出しやすい環境や仕組みづくり、1つでも多くの希望を叶えていくための工夫が期待される。一方、中には見直しが必要と考えられるルールや制限に関する意見もあった。
- ・ また、児童相談所職員との面会を増やしてほしいという意見や、委託先の職員に関する改善を求める意見も出されており、児童福祉司等が委託先でのこどもの声をどう拾っていくかの検討が必要である。

(4) 2か所以上で一時保護の経験のあるこどもの意見

- ・ 一時保護施設を含め、2か所以上での一時保護の経験のあるこどもは 65.3%であり、うち 74.2%が一時保護施設の経験があると回答した。
- ・ 一時保護された場所によつての「違い」としては、生活環境の他、生活上のルールや制限の違いが多くあげられた。様々な一時保護施設や委託先がある中で、一時保護先でのルール等にあわせて生活しているこどもの状況が確認され、以前の一時保護先と比べてマイナスの意見をもつこどもにとっては、ストレスが大きい状況がうかがえる。
- ・ 一時保護の目的の違いや、一時保護施設と委託先との役割・機能の違いはあるが、複数の場所での一時保護の経験があるからこそその意見も多く、こどもがどういう点を比較しているのか、こどもの意見から気づきを得て、改善につなげていくことが大切である。

4. 分析にあたって追加で参考にしたデータ

(1) 児童相談所アンケート：一時保護施設の入所状況別のクロス集計

図表 8-1 問1 当児童相談所における委託一時保護の位置づけ(委託一時保護を検討する理由)

(単位：%)

	[n=]	一時保護施設の定員超過による、緊急保護の受け皿	こどもが通学できるようにするため	一時保護の長期化が見込まれる場合	一時保護前の環境との連続性を確保するため	行動制限の少ない環境での行動観察を行うため	一時保護施設での集団生活が難しいこともの場合	一時保護施設で同じ学校・地域のこともが既に保護されており、別の場所での一時保護を行うため	その他	無回答
全体	194	78.4	81.4	58.8	39.7	19.1	49.0	58.8	10.8	0.0
常に定員超過の状況	64	85.9	84.4	51.6	42.2	12.5	46.9	48.4	9.4	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	89.1	81.3	62.5	40.6	21.9	50.0	65.6	7.8	0.0
定員以下で運営できている	60	58.3	81.7	63.3	38.3	25.0	51.7	61.7	15.0	0.0

図表 8-2 問 2① 一時保護施設の定員超過時でも、一時保護施設で一時保護を受ける場合はあるか

(単位：%)

	[n=]	一時保護施設で受ける場合がある	定員超過時は基本的に委託一時保護としている	無回答
全体	152	43.4	56.6	0.0
常に定員超過の状況	55	61.8	38.2	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	57	36.8	63.2	0.0
定員以下で運営できている	35	17.1	82.9	0.0

図表 8-3 問3 委託先に最低限伝えるべきと考える情報

(単位：%)

	[n=]	性別、名前) こどもに関する基本的な情報(年齢、 等)	特別な配慮や支援が必要なこどもの特 性に関する情報(障害、疾病の有無 等)	アレルギーや服薬等に関する情報	現在のこどもの生活圏域	こどもの家族構成、保護者の状況	一時保護となった理由	委託一時保護とする理由	一時保護中の支援の方針	一時保護委託先での対応を求めること (通学をさせてほしい、通院が必要 等)
全体	194	100.0	99.5	100.0	74.7	86.6	98.5	83.5	70.1	93.3
常に定員超過の状況	64	100.0	98.4	100.0	73.4	85.9	98.4	81.3	70.3	95.3
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	100.0	100.0	100.0	78.1	89.1	96.9	89.1	71.9	92.2
定員以下で運営できている	60	100.0	100.0	100.0	73.3	85.0	100.0	78.3	66.7	93.3

	[n=]	こどもへの接し方や留意点(こどもの 特性)	児童相談所がこどもに対して説明して いること	一時保護されることについてのこども の理解、納得感	一時保護期間の見通し	その他	無回答
全体	194	92.3	76.8	77.3	89.2	3.1	0.0
常に定員超過の状況	64	90.6	78.1	79.7	90.6	4.7	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	93.8	81.3	81.3	85.9	1.6	0.0
定員以下で運営できている	60	93.3	70.0	70.0	90.0	3.3	0.0

図表 8-4 問 4 一時保護委託先との情報共有の平均的な頻度(委託一時保護の開始後の1週間)

(単位：%)

	[n=]	ほぼ毎日	週に2〜3回程度	週に1回程度	その他	無回答
全体	194	11.3	75.8	9.8	3.1	0.0
常に定員超過の状況	64	7.8	79.7	12.5	0.0	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	17.2	70.3	4.7	7.8	0.0
定員以下で運営できている	60	10.0	78.3	11.7	0.0	0.0

図表 8-5 問 5 児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために施設に訪問する平均的な頻度

(委託一時保護の開始後の1週間)

(単位：%)

	[n=]	ほぼ毎日	週に2〜3回程度	週に1回程度	その他	無回答
全体	194	1.0	32.0	61.9	5.2	0.0
常に定員超過の状況	64	0.0	26.6	73.4	0.0	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	1.6	34.4	53.1	10.9	0.0
定員以下で運営できている	60	1.7	33.3	61.7	3.3	0.0

図表 8-6 問6 子どもが通学できるようにすることを目的とした、委託一時保護の有無(令和6年度)

(単位：%)

	[n=]	委託した	委託していない	無回答
全体	194	74.7	25.3	0.0
常に定員超過の状況	64	76.6	23.4	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	78.1	21.9	0.0
定員以下で運営できている	60	71.7	28.3	0.0

図表 8-7 問7 委託しなかった理由

(単位：%)

	[n=]	通学を希望する子どもがいなかった	通学を希望する子どもが通学できる範囲に委託できる先がなかった	通学できる範囲にある委託先はあったが、定員超過により受け入れてもらえなかった	通学できる範囲にある委託先はあったが、定員超過以外の理由で受け入れてもらえなかった	子どもが同意しなかった	通学できる範囲の委託先での生活に、子どもが同意しなかった	その他	無回答
全体	49	30.6	44.9	8.2	0.0	0.0	40.8	2.0	
常に定員超過の状況	15	26.7	60.0	13.3	0.0	0.0	33.3	0.0	
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	14	21.4	35.7	7.1	0.0	0.0	42.9	7.1	
定員以下で運営できている	17	41.2	41.2	0.0	0.0	0.0	47.1	0.0	

図表 8-8 問 8 在籍校への通学に対応(送迎や自力登校を認めているなど)している委託先の充足感

(単位：%)

	[n=]	十分にある	あるが不足している	ほとんどない	無回答
全体	49	0.0	53.1	46.9	0.0
常に定員超過の状況	15	0.0	46.7	53.3	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	14	0.0	50.0	50.0	0.0
定員以下で運営できている	17	0.0	52.9	47.1	0.0

図表 8-9 問 9 委託一時保護により、こどもが通学できる環境をつくるために、必要だと思う施策

(単位：%)

	[n=]	管轄内における委託先を増やすこと (通学が可能な範囲に委託できる先を増やすこと)	委託先の職員体制の充実(送迎できる 人員の確保)	費用面の支援の充実(付き添いの職員 の交通費等の送迎にかかる費用等)	こどもが安心して通学できるようにす るための在籍校の協力	その他	無回答
全体	194	89.7	88.7	72.2	82.0	6.2	0.5
常に定員超過の状況	64	98.4	92.2	78.1	78.1	7.8	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	87.5	85.9	71.9	92.2	6.3	0.0
定員以下で運営できている	60	83.3	88.3	66.7	73.3	5.0	1.7

図表 8-10 問 10 委託一時保護したこどもの通学がかなわない場合の、学習支援対応

(単位：%)

	[n=]	在籍校と調整し、 在籍校と調整し、 教員を派遣してもら っている	業、ICTを活用した課題の配信などを実 施している	在籍校と調整し、オンラインでの授 業、ICTを活用した課題の配信などを実 施している	一時保護施設の学習指導員等が委託先 を訪問するなどして支援している	担当の児童福祉司等がこどもと面会す る際に課題を渡すなどして支援してい る	委託先に課題等を渡してこどもに取り 組んでもらうようお願いしている	学習支援の内容は委託先に委ねている	特に何もしていない	その他	無回 答
全体	194	1.0	17.5	3.6	62.4	74.2	42.8	3.1	9.8	0.5	
常に定員超過の状況	64	3.1	17.2	3.1	67.2	73.4	42.2	4.7	12.5	0.0	
一時的に定員超過が 発生するが、慢性化 はしていない	64	0.0	18.8	1.6	64.1	79.7	40.6	3.1	9.4	0.0	
定員以下で運営でき ている	60	0.0	16.7	5.0	56.7	71.7	48.3	1.7	5.0	1.7	

図表 8-11 問 12 「こどもの権利制限が少ない生活」を送れるようにすることを目的とした、委託一時保護の有無
(令和6年度)

(単位：%)

	[n=]	委託した	委託していない	無回 答
全体	194	38.7	61.3	0.0
常に定員超過の状況	64	43.8	56.3	0.0
一時的に定員超過が 発生するが、慢性化 はしていない	64	39.1	60.9	0.0
定員以下で運営でき ている	60	35.0	65.0	0.0

図表 8-12 問 14① 個人のスマートフォンが持てる【児童養護施設(専用施設)】の有無

(単位：%)

	[n=]	ある	ない	無回答
全体	194	23.2	73.7	3.1
常に定員超過の状況	64	15.6	82.8	1.6
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	28.1	68.8	3.1
定員以下で運営できている	60	25.0	70.0	5.0

図表 8-13 問 14① 個人のスマートフォンが持てる【里親・ファミリーホーム】の有無

(単位：%)

	[n=]	ある	ない	無回答
全体	194	56.2	43.3	0.5
常に定員超過の状況	64	60.9	39.1	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	53.1	46.9	0.0
定員以下で運営できている	60	55.0	43.3	1.7

図表 8-14 問 14② 通学以外での外出ができる【児童養護施設(専用施設)】の有無

(単位：%)

	[n=]	ある	ない	無回答
全体	194	54.1	42.8	3.1
常に定員超過の状況	64	43.8	54.7	1.6
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	62.5	34.4	3.1
定員以下で運営できている	60	55.0	40.0	5.0

図表 8-15 問 14② 通学以外での外出ができる【里親・ファミリーホーム】の有無

(単位：%)

	[n=]	ある	ない	無回答
全体	194	80.4	19.1	0.5
常に定員超過の状況	64	82.8	17.2	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	81.3	18.8	0.0
定員以下で運営できている	60	76.7	21.7	1.7

図表 8-16 問 15 委託先では禁止されていない、児童相談所として、スマートフォンの利用や外出の禁止等を委託先に依頼することはあるか

(単位：%)

	[n=]	ある	ない (委託先にあつたことも委託先を)	無回答
全体	160	70.0	27.5	2.5
常に定員超過の状況	55	70.9	25.5	3.6
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	52	73.1	26.9	0.0
定員以下で運営できている	48	64.6	33.3	2.1

図表 8-17 問 16① 児童養護施設に「こどもの行動観察」を依頼しているか

(単位：%)

	[n=]	る依頼している	ない依頼している	無回答
全体	194	71.6	28.4	0.0
常に定員超過の状況	64	73.4	26.6	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	71.9	28.1	0.0
定員以下で運営できている	60	66.7	33.3	0.0

図表 8-18 問 16② 里親・ファミリーホームに「こどもの行動観察」を依頼しているか

(単位：%)

	[n=]	る 依 頼 して い	ない 依 頼 して い	無 回 答
全体	194	48.5	51.5	0.0
常に定員超過の状況	64	40.6	59.4	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	59.4	40.6	0.0
定員以下で運営できている	60	43.3	56.7	0.0

図表 8-19 問 17 委託先で、こどもの行動観察をできるようにするために、児童相談所として行っていること

(単位：%)

	[n=]	も 共 有 して い る	一 時 保 護 施 設 で 利 用 して い る	施 設 や 里 親 ・ フ ァ ミ リ ー ホ ー ム を 対 象 と す る 、 行 動 観 察 の 視 点 や 記 録 の 書 き 方 等 に 関 す る 研 修 を 行 っ て い る	行 動 観 察 に 関 す る マ ニ ュ ア ル 等 を 作 成 し て お り 、 施 設 や 里 親 ・ フ ア ミ リ ー ホ ー ム に も 提 供 し て い る	委 託 一 時 保 護 を 行 う 際 に 、 何 を 行 動 観 察 し て ほ し い か 等 を 個 別 に 説 明 を し て い る	視 点 等 を 共 有 し て い る	施 設 や 里 親 ・ フ ァ ミ リ ー ホ ー ム も 参 加 す る 観 察 会 議 等 を 実 施 し 、 行 動 観 察 の 視 点 等 を 共 有 し て い る	そ の 他	特 に 実 施 し て い な い	無 回 答
全体	142	26.8	3.5	0.0	89.4	0.7	7.0	2.1	0.7		
常に定員超過の状況	48	29.2	4.2	0.0	85.4	0.0	10.4	4.2	0.0		
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	48	27.1	2.1	0.0	93.8	2.1	4.2	2.1	2.1		
定員以下で運営できている	40	27.5	5.0	0.0	90.0	0.0	5.0	0.0	0.0		

図表 8-20 問 18① 児童養護施設に「こどもの行動観察」を期待するか

(単位：%)

	[n=]	期待したい	特に期待していない	無回答
全体	55	78.2	21.8	0.0
常に定員超過の状況	17	70.6	29.4	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	18	88.9	11.1	0.0
定員以下で運営できている	20	75.0	25.0	0.0

図表 8-21 問 18② 里親・ファミリーホームに「こどもの行動観察」を期待するか

(単位：%)

	[n=]	期待したい	特に期待していない	無回答
全体	100	62.0	31.0	7.0
常に定員超過の状況	38	57.9	36.8	5.3
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	26	76.9	19.2	3.8
定員以下で運営できている	34	58.8	32.4	8.8

図表 8-22 問 20 令和 6 年度に新たに一時保護したこどものうち、一時保護施設での一時保護を行わず、
直接、児童養護施設や里親等への委託一時保護を行ったことはあるか

(単位：%)

	[n=]	緊急保護を依頼した	緊急保護ではないが、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護を依頼した	一時保護施設を経由しない委託一時保護は依頼していない	無回答
全体	194	77.3	46.4	12.9	1.5
常に定員超過の状況	64	82.8	46.9	7.8	1.6
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	81.3	46.9	12.5	0.0
定員以下で運営できている	60	70.0	45.0	18.3	1.7

図表 8-23 問 21① 令和6年度に緊急保護を依頼したこどもについて、
児童相談所の依頼から施設で受け入れるまでの最短期間

(単位：%)

	[n=]	数時間以下	半日程度	1日程度	2日以上	無回答
全体	150	52.0	36.7	6.0	4.0	1.3
常に定員超過の状況	53	45.3	39.6	7.5	5.7	1.9
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	52	55.8	34.6	1.9	5.8	1.9
定員以下で運営できている	42	57.1	33.3	9.5	0.0	0.0

図表 8-24 問 21② 夜間(19時以降)の緊急保護受入れ依頼の有無(令和6年度)

(単位：%)

	[n=]	依頼したことがある	依頼したことはない	無回答
全体	150	73.3	26.0	0.7
常に定員超過の状況	53	62.3	37.7	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	52	76.9	21.2	1.9
定員以下で運営できている	42	83.3	16.7	0.0

図表 8-25 問 21③ 一時保護委託先に緊急保護を依頼した理由

(単位：%)

	[n=]	一時保護施設が定員超過しており、受入れが難しかったため	その他	無回答
全体	150	72.7	42.7	2.0
常に定員超過の状況	53	84.9	26.4	1.9
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	52	75.0	44.2	1.9
定員以下で運営できている	42	54.8	59.5	2.4

図表 8-26 問 21④ 緊急保護の委託一時保護をすることもについて、定員に空きができれば
一時保護施設に移行することを前提としているか

(単位：%)

	[n=]	基本的に、 一時保護施設での保護に移 行する	一時保護施設に移行することなく、一 時保護解除とすることが多い	無 回 答
全体	109	49.5	49.5	0.9
常に定員超過の状況	45	55.6	42.2	2.2
一時的に定員超過が 発生するが、慢性化 はしていない	39	48.7	51.3	0.0
定員以下で運営でき ている	23	39.1	60.9	0.0

図表 8-27 問 21⑤ 緊急保護を依頼した一時保護委託先から、あげられた意見や要望

(単位：%)

	[n=]	アレルギーや服薬等の情報がない	こどもへの接し方や留意点等がわからない(こどもの特性がわからない)	上記以外のこどもの情報が少ない	児童相談所からのこどもに対する説明が不十分	夜間の対応を求められる	受け入れ準備の時間がない(職員間での情報共有、居室等の準備が整わない等)	職員の勤務の調整が難しい ※施設	委託一時保護の期間は外出ができない等、拘束される ※里親	委託一時保護の期間やその後の見通しがたっておらず、いつまで受け入れたらいいのか分からない
全体	150	22.0	37.3	19.3	24.7	12.7	28.0	39.3	19.3	50.0
常に定員超過の状況	53	20.8	45.3	28.3	28.3	17.0	26.4	32.1	20.8	54.7
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	52	19.2	30.8	17.3	21.2	7.7	28.8	42.3	21.2	51.9
定員以下で運営できている	42	26.2	38.1	11.9	26.2	11.9	28.6	45.2	16.7	45.2

	[n=]	受入れが可能なかの判断が難しい・断りにくい	その他	特に意見や要望として聞いたことはない	無回答
全体	150	6.7	5.3	14.7	3.3
常に定員超過の状況	53	3.8	3.8	11.3	5.7
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	52	7.7	11.5	13.5	3.8
定員以下で運営できている	42	9.5	0.0	16.7	0.0

図表 8-28 問 22 一時保護施設ではなく、一時保護委託先での一時保護の方が適切だと判断した理由

(緊急保護ではないが、一時保護施設での一時保護を経由しない委託)

(単位：%)

	[n=]	通学ができるため	こどもの年齢から、委託の方が適しているため	こどもの性格上、集団生活が難しい・少人数の方が適しているため	一時保護施設で同じ学校・地域のこどもが既に保護されており、別の場所での一時保護を行うため	一時保護施設で同じ学校・地域のこどもが既に保護されているため(一時保護施設以外を希望した場合を含む)	その他	無回答
全体	90	76.7	51.1	40.0	42.2	12.2	28.9	2.2
常に定員超過の状況	30	83.3	43.3	36.7	23.3	3.3	26.7	3.3
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	30	70.0	56.7	40.0	46.7	13.3	33.3	3.3
定員以下で運営できている	27	77.8	51.9	44.4	51.9	18.5	29.6	0.0

図表 8-29 問 23 一時保護施設での一時保護を経由せずに、直接委託一時保護を行う場合、こどもへの一時保護(委託)に関する説明の仕方

(単位：%)

	[n=]	児童相談所で説明を行ってから、委託先に向かう	委託先までの移動中に、児童相談所職員が説明する	委託先に到着後、児童相談所職員が説明する	委託先に到着後、委託先の施設職員や里親等が説明する	後日、児童相談所職員が委託先に出向いて説明する	その他	無回答
全体	166	84.3	61.4	27.1	3.0	13.9	7.8	5.4
常に定員超過の状況	58	89.7	56.9	20.7	3.4	19.0	5.2	5.2
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	56	82.1	60.7	25.0	0.0	8.9	8.9	3.6
定員以下で運営できている	48	81.3	68.8	35.4	6.3	14.6	10.4	6.3

図表 8-30 問 29 一時保護施設の定員超過を解消するために必要だと思う取組(優先度が高い3つ)

(単位：%)

	[n=]	一時保護施設の増設や改築・改修等により、一時保護施設の定員数を増やすこと	一時保護施設と同じように、緊急保護の受け入れや行動観察等が行える一時保護委託先を増やすこと(一時保護専用施設以外の委託先の専門性向上や体制の充実等を図ること)	一時保護施設と同じように、緊急保護の受け入れや行動観察等が行える一時保護委託先を増やすこと(一時保護専用施設以外の委託先の専門性向上や体制の充実等を図ること)	一時保護解除後の受け皿となる施設や里親・ファミリーホームを増やし、一時保護施設からの退所が円滑にできるようにすること	親子関係再構築や保護者支援プログラムの実施等の充実により、家庭復帰できることもを増やすこと	その他	無回答
全体	194	49.0	74.2	54.6	64.4	32.5	10.3	5.2
常に定員超過の状況	64	56.3	81.3	48.4	73.4	29.7	10.9	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	54.7	82.8	59.4	60.9	29.7	10.9	1.6
定員以下で運営できている	60	38.3	65.0	60.0	63.3	41.7	10.0	6.7

図表 8-31 問 31 当児童相談所の管内での、一時保護専用施設の有無

(単位：%)

	[n=]	ある	ない	無回答
全体	194	27.3	67.0	5.7
常に定員超過の状況	64	29.7	70.3	0.0
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	29.7	64.1	6.3
定員以下で運営できている	60	23.3	66.7	10.0

図表 8-32 問 33 今後、一時保護専用施設が増えていくと良いと思うか

(単位：%)

	[n=]	増やしていくべき	専用施設は課題と感じる点が多く、増やすことは得策ではない	わからない	無回答
全体	194	49.0	4.1	39.7	7.2
常に定員超過の状況	64	62.5	1.6	32.8	3.1
一時的に定員超過が発生するが、慢性化はしていない	64	45.3	1.6	46.9	6.3
定員以下で運営できている	60	38.3	10.0	40.0	11.7

(2) 委託先のデータ比較

※児童養護施設、一時保護専用施設、里親・FH のアンケート調査のうち、比較可能なデータを比較している。

※選択肢の文言が異なる場合は、選択肢の文言を併記、選択肢がない場合は「-」と記載している。

図表 8-33 問 5 委託一時保護を依頼された理由(令和6年度)

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	FH [n=21]
一時保護施設の定員超過	68.1	62.3	40.9	47.6
こどもが通学できるようにするため	34.4	47.2	52.3	42.9
一時保護の長期化が見込まれるため	31.2	43.4	29.5	14.3
本施設において、入所/貴宅または貴FHへの措置となる予定であるため	56.4	-	9.1	33.3
一時保護前の環境との連続性を確保するため	12.1	22.6	22.7	19.0
行動制限の少ない環境での行動観察を行うため	8.5	39.6	6.8	14.3
一時保護施設で同じ学校・地域のこどもが既に保護されており、別場所での一時保護を行うため	5.7	28.3	4.5	4.8
その他	15.2	13.2	11.4	4.8
児童相談所から委託一時保護とする理由について説明を受けておらず、わからない場合があった	4.3	9.4	6.8	0.0
令和6年度の委託一時保護の受け入れはない	10.6	9.4	9.1	4.8

図表 8-34 問 8 委託一時保護の依頼時に最低限提供してほしい情報

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	FH [n=21]
こどもに関する基本的な情報（年齢、性別、名前）	95.4	92.5	90.9	90.5
特別な配慮や支援が必要なこどもの特性に関する情報（障害、疾病の有無等）	97.2	88.7	93.2	90.5
アレルギーや服薬等に関する情報	97.5	96.2	93.2	90.5
現在のこどもの生活圏域	47.5	58.5	45.5	42.9
こどもの家族構成、保護者の状況	73.4	60.4	68.2	61.9
一時保護となった理由	89.4	84.9	79.5	85.7
委託一時保護とする理由	72.0	58.5	56.8	66.7
一時保護中の支援の方針	56.0	41.5	61.4	57.1
一時保護委託先での対応を求めること（通学をさせてほしい、通院が必要等）	65.6	54.7	77.3	71.4
こどもへの接し方や留意点（こどもの特性）	76.6	66.0	68.2	76.2
児童相談所がこどもに対して説明していること	69.5	66.0	56.8	71.4
一時保護されることについてのこどもの理解、納得感	74.5	73.6	52.3	52.4
一時保護期間の見通し	76.6	56.6	77.3	85.7
その他	7.4	5.7	22.7	9.5
無回答	1.1	3.8	2.3	4.8

図表 8-35 問 11 委託一時保護後の 1 週間における児童相談所との情報共有の平均的な頻度

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	FH [n=21]
ほぼ毎日	3.9	1.9	6.8	9.5
週に 2～3 回程度	41.8	30.2	34.1	33.3
週に 1 回程度	40.1	52.8	36.4	38.1
その他	12.8	11.3	22.7	19.0
無回答	1.4	3.8	0.0	0.0

図表 8-36 問 12 委託一時保護後の 1 週間における、児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために
来所する平均的な頻度

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	FH [n=21]
ほぼ毎日	0.0	0.0	0.0	0.0
週に 2～3 回程度	12.1	15.1	15.9	23.8
週に 1 回程度	60.3	56.6	47.7	47.6
その他	26.2	24.5	36.4	28.6
無回答	1.4	3.8	0.0	0.0

図表 8-37 問 13 こどもの生活上の制限① 通学

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	FH [n=21]
施設/里親・FH として可能であり、児童相談所からの制限もない	44.7	37.7	63.6	52.4
施設/里親・FH としては可能だが、児童相談所からの制限がある	37.2	34.0	27.3	42.9
施設/里親・FH として難しい	14.9	22.6	4.5	4.8
無回答	3.2	5.7	4.5	0.0

図表 8-38 問 13 こどもの生活上の制限② 一人での外出

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	FH [n=21]
施設/里親・FH として可能であり、児童相談所からの制限もない	8.5	0.0	31.8	23.8
施設/里親・FH としては可能だが、児童相談所からの制限がある	24.1	13.2	15.9	38.1
施設/里親・FH として難しい	64.5	81.1	50.0	38.1
無回答	2.8	5.7	2.3	0.0

図表 8-39 問 13 こどもの生活上の制限③スマートフォンや PC でのネット利用

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	FH [n=21]
施設/里親・FHとして可能であり、児童相談所からの制限もない	16.0	3.8	34.1	14.3
施設/里親・FHとしては可能だが、児童相談所からの制限がある	17.4	15.1	38.6	57.1
施設/里親・FHとして難しい	63.1	75.5	25.0	23.8
無回答	3.5	5.7	2.3	4.8

図表 8-40 問 19① アレルギーへの配慮が必要なこどもの有無(令和7年 11 月1日時点)

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	FH [n=21]
いる	18.4	58.5	27.3	28.6
いない	67.4	37.7	65.9	66.7
無回答	14.2	3.8	6.8	4.8

図表 8-41 問 19② 服薬管理が必要なこどもの有無(令和7年 11 月1日時点)

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	FH [n=21]
いる	28.0	79.2	40.9	57.1
いない	57.4	17.0	54.5	38.1
無回答	14.5	3.8	4.5	4.8

図表 8-42 問 19③ 定期薬以外に必要な時にだけ服薬する薬が処方されていることものの有無(令和7年 11 月1日時点)

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	F H [n=21]
いる	12.1	32.1	25.0	19.0
いない	72.3	60.4	65.9	76.2
無回答	15.6	7.5	9.1	4.8

図表 8-43 問 19④ 歯科医院に定期的な通院が必要なことものの有無(令和7年 11 月1日時点)

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	F H [n=21]
いる	11.3	30.2	11.4	19.0
いない	73.8	66.0	79.5	76.2
無回答	14.9	3.8	9.1	4.8

図表 8-44 問 19⑤ 歯科以外の医療機関に定期的な通院が必要なことものの有無(令和7年 11 月1日時点)

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	F H [n=21]
いる	17.7	50.9	20.5	33.3
いない	67.0	45.3	72.7	61.9
無回答	15.2	3.8	6.8	4.8

図表 8-45 問 19⑥ ②～⑤以外の医療的な対応が必要なこどもの有無(令和7年 11月1日時点)

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	FH [n=21]
いる	5.3	11.3	25.0	19.0
いない	64.9	64.2	61.4	66.7
無回答	29.8	24.5	13.6	14.3

図表 8-46 問 21 委託一時保護中のこどもの行動観察の実施

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	FH [n=21]
実施している	37.6	54.7	38.6	33.3
十分ではないが実施している	44.7	34.0	47.7	52.4
あまり実施していない	12.1	5.7	11.4	9.5
実施していない	5.7	1.9	2.3	4.8
無回答	0.0	3.8	0.0	0.0

図表 8-47 問 22① 児童相談所からの行動観察実施依頼

(単位：%)

	児童養護施設 [n=232]	専用施設 [n=47]	里親 [n=38]	FH [n=18]
依頼があった	31.5	44.7	15.8	16.7
依頼はない	40.9	29.8	71.1	50.0
児童相談所による	25.4	23.4	13.2	33.3
無回答	2.2	2.1	0.0	0.0

図表 8-48 問 22② 行動観察に関する児童相談所からのサポート

(単位：%)

	児童養護施設 [n=232]	専用施設 [n=47]	里親 [n=38]	FH [n=18]
一時保護所で利用しているアセスメントシートや行動観察の記録の様式等の共有	25.0	57.4	28.9	22.2
行動観察の視点や方法に関する職員研修の実施	2.6	6.4	0.0	0.0
委託一時保護を受ける際に、何を行動観察してほしいか等の個別の説明がある	41.8	40.4	21.1	33.3
児童相談所職員と施設/里親・FH の職員が参加するケース会議（観察会議等）の実施	11.2	17.0	7.9	33.3
その他	5.2	4.3	2.6	5.6
行動観察に関して児童相談所からのサポートは受けていない	35.3	25.5	52.6	38.9
無回答	5.2	2.1	7.9	0.0

図表 8-49 問 22③ こどもの援助方針への行動観察結果の反映

(単位：%)

	児童養護施設 [n=232]	専用施設 [n=47]	里親 [n=38]	FH [n=18]
十分反映されている	13.8	19.1	26.3	38.9
反映されていることはあるが、十分とはいえない	44.0	42.6	36.8	27.8
反映されているとは思わない	3.9	4.3	10.5	0.0
わからない	36.6	34.0	23.7	33.3
その他	0.4	0.0	2.6	0.0
無回答	1.3	0.0	0.0	0.0

図表 8-50 問 23 行動観察を実施していない理由

(単位：%)

	児童養護施設 [n=16]	専用施設 [n=1]	里親 [n=1]	F H [n=1]
委託期間が短いから	31.3	0.0	100.0	0.0
児童相談所から依頼がないから	75.0	100.0	0.0	0.0
方法がわからないから	12.5	0.0	0.0	100.0
その他	18.8	0.0	0.0	0.0
無回答	6.3	0.0	0.0	0.0

図表 8-51 問 25 一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護の有無(令和6年度)

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	F H [n=21]
緊急保護を受け入れた	57.8	77.4	45.5	47.6
緊急保護ではないが、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護があった	13.1	9.4	11.4	23.8
一時保護施設を経由したこどものみだった	13.1	5.7	27.3	19.0
令和6年度の委託一時保護の受け入れはない	15.2	-	-	-
無回答	0.7	7.5	15.9	9.5

図表 8-52 問 26 児童相談所の依頼から緊急保護を受け入れるまでの最短期間(令和6年度)

(単位：%)

	児童養護施設 [n=163]	専用施設 [n=41]	里親 [n=20]	F H [n=10]
数時間以下	46.6	63.4	20.0	40.0
半日程度	28.2	24.4	15.0	40.0
1日程度	6.1	0.0	25.0	10.0
2日以上	17.8	9.8	40.0	10.0
無回答	1.2	2.4	0.0	0.0

図表 8-53 問 27 夜間(19 時以降)の緊急保護受入れ依頼の有無(令和6年度)

(単位：%)

	児童養護施設 [n=163]	専用施設 [n=41]	里親 [n=20]	FH [n=10]
依頼されたことがある	63.2	82.9	40.0	60.0
依頼されたことはない	33.7	17.1	60.0	40.0
無回答	3.1	0.0	0.0	0.0

図表 8-54 問 28 一時保護施設に空きが出た場合の、緊急保護で受け入れたこどもへの対応

(単位：%)

	児童養護施設 [n=163]	専用施設 [n=41]	里親 [n=20]	FH [n=10]
基本的に、一時保護施設での保護に移行する	42.9	34.1	40.0	40.0
一時保護施設に行くことなく、一時保護解除になることが多い	55.2	63.4	45.0	50.0
無回答	1.8	2.4	15.0	10.0

図表 8-55 問 29 緊急保護の受入れにおいて課題となったこと

(単位：%)

	児童養護施設 [n=163]	専用施設 [n=41]	里親 [n=20]	FH [n=10]
アレルギーや服薬等の情報がない	53.4	65.9	20.0	20.0
こどもへの接し方や留意点等がわからない (こどもの特性がわからない)	69.3	61.0	45.0	30.0
上記以外のこどもの情報が少ない	28.8	19.5	25.0	20.0
児童相談所からのこどもに対する説明が不十分	48.5	58.5	20.0	10.0
夜間の対応を求められる	49.1	46.3	15.0	40.0
受け入れ準備の時間がない (職員間での情報共有、居室等の準備が整わない等)	45.4	36.6	10.0	0.0
職員の勤務の調整が難しい	49.7	51.2	10.0	20.0
委託一時保護の期間は外出ができない等、拘束される	-	-	20.0	20.0
委託一時保護の期間やその後の見通しがたっておらず、いつまで受け入れたらいいのか分からない	56.4	46.3	35.0	20.0
受入れが可能かの判断が難しい・断りにくい	27.6	34.1	5.0	30.0
その他	9.8	7.3	5.0	20.0
特に課題となったことはない	1.2	2.4	30.0	10.0
無回答	1.8	2.4	0.0	20.0

図表 8-56 問 30 今後の緊急保護受入れ方針

(単位：%)

	児童養護施設 [n=163]	専用施設 [n=41]	里親 [n=20]	FH [n=10]
受け入れる方針である	81.0	80.5	70.0	90.0
受け入れない方針である	1.2	0.0	0.0	0.0
特に決まっていない	11.7	9.8	20.0	10.0
その他	4.9	9.8	10.0	0.0
無回答	1.2	0.0	0.0	0.0

図表 8-57 問 33 委託一時保護を受けたものの対応が難しくなった場合の児童相談所の対応

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	FH [n=21]
一時保護施設で引き受けてもらえる	58.9	64.2	29.5	23.8
他の委託先を探してもらえる	57.8	69.8	43.2	57.1
こどもの対応に関して助言を提供してくれる	34.0	35.8	36.4	23.8
その他	7.1	15.1	9.1	0.0
児童相談所からの対応は特にならない	2.5	1.9	6.8	0.0
対応が難しくなったこどもはいない	17.0	1.9	20.5	33.3
無回答	0.4	3.8	4.5	0.0

図表 8-58 問 34 一時保護委託先として果たしていきたい役割

(単位：%)

	児童養護施設 [n=282]	専用施設 [n=53]	里親 [n=44]	FH [n=21]
緊急保護への対応など一時保護施設と同様の機能・専門性をもつ施設	40.8	58.5	22.7	28.6
一時保護施設よりも行動制限の少ない生活環境の提供	53.5	56.6	56.8	42.9
通学を希望するこどもの受入れ	51.4	56.6	79.5	61.9
少人数・家庭的な生活環境の提供	41.5	69.8	79.5	57.1
自施設において、施設入所となる/里親・自 FH に措置される可能性が高いこどもの受入れ	59.9	43.4	43.2	52.4
その他	6.7	7.5	13.6	9.5
わからない	2.5	0.0	4.5	0.0
無回答	0.4	5.7	0.0	0.0

II. 考察

1. 多様な目的の委託一時保護の受け皿の確保

- ・ 通学をはじめ、多様な目的で委託一時保護が実施されており、児童相談所によっては一時保護施設の定員超過時の受け皿としての役割も委託先に期待している状況にある。一時保護施設が定員超過となっている自治体においては、一時保護が必要な子どもを確実に一時保護できるよう、委託先を含めた一時保護の体制づくりが必要となっている。
- ・ 少人数での生活環境などの委託先のほか、スマホの利用や外出等が可能な委託先もあり、多様な委託先を確保することが、子どもの意向や状況にあった一時保護の場所の選択を可能にするものと考えられる。
- ・ また、子どもと委託先の双方の状況に応じたマッチングも大切である。児童相談所が子どもや委託先についての情報を把握したうえで、委託先がもつ特徴を十分に生かすことが、子どもと委託先とのマッチングを円滑にすると考えられる。
- ・ 一時保護施設での一時保護を含め、子どもにとって、どこで一時保護を行うのが望ましいか、児童相談所にはそれを適切に判断することが求められている。

2. 一時保護委託先における子どもの権利擁護や支援の質の確保の取組

- ・ 一時保護のインテークでの説明を、子どもは不安や緊張など、複雑な感情の中で聞くことになる。児童相談所付設の一時保護施設で一時保護する場合は、児童福祉司からの説明を子どもが理解できているか、納得できているか、わからなかったところはないか、一時保護について子どもがどのような想いを持っているか等を、一時保護施設職員から子どもの状況や状態を踏まえつつきめ細やかに確認することや、必要に応じて繰り返し説明することが可能である。一方で、委託一時保護では、児童相談所との情報共有の頻度が低い場合があり、子どもの情報や手続状況に関する情報量に限界がある。児童相談所の職員が子どもと面会をする頻度も週1回程度となっており、児童相談所付設の一時保護施設での一時保護に比べると、子どもが一時保護に関して説明を聞く機会や意見を求める機会が少ないのではないかと考える。
- ・ 委託先からも子どもと児童相談所職員との面会を増やしてほしいという意見も多い。委託先の職員や里親に相談できている子どもも多いが、保護解除後の生活や親のこと等については児童相談所職員でないと相談できないこともその理由の1つと考えられる。子どもにとっては児童相談所の職員との面会が「相談できる」機会としても重要であるという認識のもと、一時保護施設での保護と比べると児童福祉司の面会頻度が少ない可能性がある委託一時保護において、子どもが気兼ねなく相談できる環境をどうつくっていくかは大きな課題といえる。
- ・ 児童相談所が委託一時保護を検討する理由として、「子どもが通学できるようにするため」が約8割となっており、委託一時保護の役割として通学ができることは重要な要素となっているが、実際に通学ができる委託先は多くはないのが現状である。学校と委託先が離れている、送迎できる職員がいないなどの理由があることから、通学が可能な距離に委託先を増やしていくことや、送迎の職員を確保していくことが求められる。
- ・ また、通学ができない場合には、学習はもちろんであるが、友人や先生等とのつながり、社会とのつながり、様々な経験を得る機会、体を動かす機会などがなくなることになる。できる限り、それに代わるものを委託先で用意していくことが必要である。
- ・ 学習については、委託先では、職員の体制不足や子どもに合わせた学習指導ができる態勢が弱くなる傾向がうかがえる。外部人材の活用や、タブレット学習を取り入れている委託先もみられるため、そういった取組みを行えるよ

う、一時保護施設の資源を活用したり、教育委員会などとも連携したりしながら、環境を整えていく必要がある。また、原籍校と連携し、教材の提供や学校の状況などを伝えることもこどもの安心感につながると考えられ、取り組んでいく必要がある。

- ・ 日中活動については、各委託先で様々工夫している状況はみられたが、こどものアンケートからは、やることが限られる、友達と連絡したい・遊びたい、もっと外出したい、スマホ・インターネットが使いたいなどの意見があがっていた。委託先からもやりたいができていないこととして、外出や運動の機会、行事の参加などがあげられているが、特に通学できない場合の日中のこどもの過ごし方の選択肢を増やすことを検討していく必要がある。

3. 委託一時保護におけるこどもの健康・医療に関する情報と対応

- ・ 一時保護されているこどもには、服薬しているこどもも多い。一時保護施設の場合には、入所時に看護師が服薬の状況等を確認し、服薬の必要性や仮に服薬しなかった場合等の対応を行える体制があるが、看護師のいない施設や里親・ファミリーホームでは対応が難しい。
- ・ また、緊急保護等でこどもの情報が十分でない場合や急な体調不良時など、委託先からは医療機関の受診が必要となった時の対応について苦慮している状況がうかがえた。
- ・ こどもの健康面の情報について十分に把握できていないケースを委託する場合は当然ながら、医療機関の受診等が必要となった場合の対応、連絡先等については委託先への事前の説明が必要である。また、直接委託先に向かう場合において、服薬に関する確認・管理をどのように行うかについて、検討が必要であると考えられる。
- ・ 一時保護施設では、アレルギーの有無等の情報が無い場合の対応がマニュアル化されているが、委託先では一時保護施設のような対応は難しい。児童相談所からは比較的情報のあるこどもを委託している状況がうかがえたが、委託先からは必要な情報が不足しているといった意見もあった。緊急保護を委託する場合には、施設や里親へ情報や対応の仕方等のノウハウをしっかりと伝えていかないと事故やミスマッチが起こる可能性があり、児童相談所としての慎重な判断と丁寧な対応が求められる。

4. 委託一時保護についての委託先への丁寧な説明と理解を得るための取組

- ・ 委託一時保護にあたって、委託先が安心して一時保護を受けられるようにするための工夫として、「委託先にできる限り多くの情報を提供する」「委託先との定期的な情報共有・コミュニケーション」等があげられた。
- ・ 情報共有に関する課題は、共有される情報や頻度もさることながら、委託先が「情報共有がされていない」と感じているところにあるのではないかと考えられる。特に、緊急保護の場合には児童相談所も把握できていない情報も多く、その状況を含めて委託先への説明が必要である。また、一時保護後に把握できた情報について、委託先が「伝えてもらっている」と思える、児童相談所への信頼があるかも大きい。こどもに関する情報量の違いを含め、措置による施設入所や里親委託と一時保護との違い、一時保護において委託先に期待したいことを、委託先と共有しておくことが委託先との信頼関係につながると考えられる。
- ・ ケース単位での情報共有やコミュニケーションは大切であるが、それだけではなく、一時保護ならびに委託一時保護という制度・目的上の背景・理由を委託先に説明し、委託一時保護についての理解を得るための取組みが重要ではないか。委託一時保護にあたって、児童相談所に求めたいこと、委託先に依頼したいこと、何の情報をもどのように共有するか等について児童相談所と委託先とで認識あわせをすることが重要であり、そのプロセスが一時保護や委託一時保護についての委託先の理解につながると考えられる。
- ・ ただし、児童相談所が収集する情報は、関係機関から収集するものなど、扱いに制限の係る機微な情報も多く、

委託先と共有することが求められる情報と、共有すべきでない情報の適切な分類も重要となる。委託一時保護においても、個人情報・プライバシー保護の観点から児童相談所から報告・共有できることは一定の制約が生じることに留意が必要であると考えられる。

5. 委託一時保護における行動観察の目的

- ・ 「行動観察」については、児童相談所と委託先との間で、想像する内容の違いがあると推察される調査結果であった。
- ・ こどもの様子について観察（確認）し、それを記録することはこどもの一時保護を行う施設・里親に共有して求められることではあるが、その視点や観察（確認）した結果をどう取り扱うかは、一時保護施設と委託先によって、また児童相談所が委託先に何を求めるかによっても異なる。
- ・ 一時保護施設における行動診断の機能は、児童相談所が行う一時保護の目的の1つである。一時保護等を通じてこどもの行動観察や生活場面における面接等を通じ、こどもの行動上の特徴や課題等を明らかにして行動診断を行い、援助指針につなげる役割をもっている。行動診断は、複数の職員の観察結果を比較検討するなどして総合的な行動観察を行うとされている。また、「一時保護の支援に携わる職員においては、関わりながら行動観察によるこどもの全体像の把握を行っていくことが重要であり、こうした状態像に至った背景として家族の状況や生育歴、身体的成長の状況等の情報も必要」とされており、一時保護施設でこういった情報を踏まえながら行動観察・行動診断を行う。
- ・ 一方で、児童相談所運営指針では、児童相談所が行う行動診断について、「こどもと職員・里親等の関係や、生活の一つ一つへの反応などを通して、こどもの行動の背景を考えることが最も重要なアセスメントとなる」とされており、委託先でのこどもの状況をもとに、児童相談所として行動診断を行うことが求められている。本調査でも、委託先では、行動制限のない中で、先入観無しに、「こどもの自然な姿を見てほしい」など、一時保護施設とは違う形で、一時保護施設ではできないことを委託先に期待しているという児童相談所の意見も多くみられた。
- ・ 児童相談所は、委託先で確認されたこどもの様子を行動診断につなげる機能をもっており、そのためどのような点を観察してほしいのか、どのようにこどもに接してほしいのかを委託先に丁寧に伝えることが重要であるといえる。

6. 一時保護専用施設に期待する役割と課題

- ・ 一時保護専用施設は、一時保護のこどものための日課や生活空間のある、委託一時保護の重要な受け皿として、今後も増えていくことが期待されている。ヒアリング調査でも、一時保護施設に余裕がなく委託を検討する場合には、まず一時保護専用施設を検討するという状況が確認されており、その期待値は大きい。児童相談所が一時保護専用施設に期待することを明確にするとともに、その期待に応えてもらうために児童相談所が行えることを整理する必要がある。
- ・ 専用施設については、「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（令和6年3月21日こ支虐発83号こども家庭庁支援局長通知）により、必要な職員体制が示されているが、人員不足や勤務時間の課題がある、という意見も多い。また、通学についても送迎する体制の確保が必要という意見も多くなっており、職員体制の拡充が求められている。加えて、専用施設職員向けの研修の充実等の専門性向上の取り組みが必要である等、専用施設の役割の明確化と、それに応じた基準の策定が期待される。

7. 里親・ファミリーホームへの委託一時保護

- ・ 委託一時保護をはじめ、社会的養育者として、里親への期待が高まっている一方で、里親自身が考える、子どもを受け入れる理由や役割等との間にギャップがある可能性がある。
- ・ 家庭養育の推進の観点から、里親委託の活用は重要である。里親が社会資源の1つであり、公的養育を担う存在であると位置づけ、そうした役割を担うという意識を持った里親を増やしていくことが必要である。ショートステイや実親支援など、より幅広い機能を里親に担ってもらえるようになることが望ましい。
- ・ 里親向けの登録前研修やレベルアップ研修において委託一時保護に関する時間を設け、里親が一時保護の意味や支援のあり方、委託一時保護を受ける際の留意点を学ぶ機会をつくる等、里親が多様な子どもに適切なケアができるようにしていくための取組みが求められている。
- ・ 一時保護を専門に受け入れる一時保護専用施設があるように、一時保護やショートステイを受けてもらうことを前提にした里親を増やすという方法も考えられる。待機料や月額での報酬を支払い、緊急保護を受けてもらう里親を確保している自治体もある。自治体が求める里親像を明確にし、戦略的にリクルートや養成・トレーニングを行うとともに、必要な仕組みを検討する等、委託一時保護が可能な里親を増やしていく取組みが必要である。
- ・ 里親自身の機能拡充に合わせ、関係者もその認識を持って里親を支えていくことが必要である。

8. 児童相談所の一時保護施設がもつべき機能の底上げ

- ・ 一時保護施設について、「常に定員超過の状況」「定員超過の場合もあるが慢性化はしていない」「定員以下で運営できている」が各々3割程度。一時保護施設の入所率により、委託一時保護の使い方に違いがみられる。
- ・ 一時保護施設が「定員以下で運営できている」児童相談所では、委託一時保護とするケースは概ね決まっていると考えられる。そのため、委託一時保護には行動観察を必要としないケースの他、一時保護施設が遠方であるケース等、委託先から一時保護解除することも多くなっている。
- ・ 一時保護施設が「常に定員超過の状況」にある児童相談所では、委託一時保護の後に一時保護施設の一時保護に移行し行動観察等を行う等、一時保護施設で保護をしたい子どもを一旦委託一時保護とせざるを得ない状況がうかがえる。また、一時保護施設で受けるべきケースを決めており、一時保護施設が定員超過であっても一時保護施設で受けるという児童相談所も多く、一時保護施設として行うべき機能を明確にして、委託一時保護と使い分けている状況がうかがえる。
- ・ 一方で、「一時保護施設の定員超過が時々発生する」児童相談所では、定員超過時は委託一時保護としていところも多く、委託先での行動観察の実施等の期待が高いといった傾向がみられた。委託後の訪問頻度も他と比べて多く、一時保護施設での一時保護に近い形での委託一時保護を行っている可能性がある。
- ・ 児童相談所によって委託一時保護の目的の傾向が異なる背景には、一時保護施設の入入れ体制や対応力の違いがあると考えられる。必要な一時保護を確実にいえるよう委託一時保護を含めた受け皿の確保が必要であるが、本来一時保護施設が持つべき役割・機能を果たすための改善も必要である。
- ・ 委託一時保護は、一時保護施設での一時保護以上に労力のかかるものであり、一時保護施設で受けられるのであれば、情報共有や委託先への訪問等に係る時間は削減される。子どもとの面会の頻度の課題もあり、委託一時保護は長期化しやすいという意見もあった。また、委託先からは委託一時保護を受けるにあたり、緊急時に備え休日や夜間でも相談できるようにしてほしいとの意見も多い。緊急保護や難しい子どもの受入れにあたって、児童相談所としての対応を一時保護施設の職員と一緒にいえることは、児童福祉司の安心感や精神面での負担軽減にもつながる。

- ・ 一時保護も措置も行政処分であり、それができるのは児童相談所だけである。児童相談所には、こどもの心身の安全を守り、こどもの援助指針を決め、必要な支援を行う責任がある。その児童相談所としての機能を果たすために、児童相談所には一時保護施設が設置されている。
- ・ 委託先を増やすことで一時保護の受け皿は拡充されるが、児童相談所としての責任と権限を有する一時保護施設と委託先とは法制度上の位置づけが異なる。一時保護専用施設を含め、専門性や職員体制が一時保護施設に仮に近い状況になったとしても、一時保護施設がもつ役割を常に意識する必要がある。

9. こどもにとってよりよい一時保護の在り方とは

- ・ 一時保護施設の定員超過により、委託一時保護される場合、一時保護施設の空きが出たら基本的に一時保護施設に移動する、という児童相談所も多かったが、こどもにとっては、少し落ち着いたところにまた生活の場所が変わることになる。
- ・ 一時保護施設での一時保護後に、委託一時保護に移ることもあり、移動すること自体を否定するものではないが、一時保護の場所が変わることが、こどものためであることが後からでも理解・納得できるかどうかはこどもにとって重要である。
- ・ 一時保護施設が定員超過の状況で必要な一時保護を行うという状況において、一時保護の受け皿をどう確保するかの施策を検討するにあたっては、一時保護されるこどもの視点も大切にし、こどもにとって望ましい一時保護の在り方を考える必要がある。
- ・ また、中高生でスマートフォンを持っていないことを理由に一時保護を拒否することも一定数いる。そのニーズに応えるために委託一時保護とする、という児童相談所の考え方があるとうかがえるが、一時保護施設で守らなければならないこどももいる中で、一時保護施設でこどもが居心地よく過ごすために、一時保護施設でもできることを変えていけないか、何が一番大切なのかを考える必要がある。委託先の拡大や質の向上の取組と並行して、一時保護施設の在り方や変革も求められていると考えられる。

10. 一時保護中のこどもの権利擁護のために、今後取組みが求められる事項

- ・ 一時保護について、一時保護施設の拡充を求めるのか、専用施設をつくるのか、委託一時保護で対応するのか、自治体や児童相談所によって、各自治体の広さや児童相談所数、財政面等の様々な事情から3つの考え方に分かれる傾向があると考えられるが、こどもにとって適切な環境という観点からバランスよく検討していく必要がある。
- ・ 一時保護施設については、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号）が策定、施行されたとともに、「一時保護ガイドライン」が全面改正されたことから、全国の一時保護施設においてこどもの最善の利益が図られるよう取組みが進められている。一方、「一時保護ガイドライン」は一時保護の基本的な業務の在り方等を示したものであり、その対象は一時保護施設に限定したものではないが、一時保護施設と委託先では職員体制や建物・設備の違いもあり、委託先において「一時保護ガイドライン」と同水準の取組みを実現することは難しいのが現状である。しかし、こどもや保護者にとっては同じ一時保護であり、一時保護施設か委託一時保護かにかかわらず、一定の水準は保つ必要がある。
- ・ 令和7年児童福祉法等改正法により、「一時保護委託者の登録等に関する基準」が策定され、一時保護委託先における質の担保が図られることとなっている。今後、委託一時保護を実施するにあたっては、同基準の趣旨

を踏まえつつ、「一時保護ガイドライン」で示されているこどもの権利擁護や質を担保するための取組みが行なえるよう、必要な職員体制や設備等の環境整備を進めることが重要である。

- ・ 委託一時保護の位置づけが自治体によって異なる。一時保護に至った理由や目的によって、何を大切にするか、優先するかに基づいて一時保護の場所を選択することになる。しかし、本調査では、委託一時保護が望ましいとの理由ではなく、一時保護施設の代替（一時保護施設の定員超過時の受け皿）として委託一時保護が活用されている実態が確認された。一方で、委託先においては一時保護施設と比べ、学習支援の充実やアドボケートの取組み等の子どもの権利を保障するための対策における課題も見受けられ、一層の取組が必要ではないか。
- ・ また、通学支援を理由に委託一時保護としているが、実際には対応できていないところも多い。通学のためには送迎等の多くの人手と費用が必要であり、その対応を委託先に求めるだけでは通学の保障を実現することは難しい。通学については一時保護施設においても体制面に苦慮しているところであり、一時保護中のこどもの権利擁護の観点から今後取組むべき重要な課題であるといえる。

資料編

- アンケート調査票① 児童相談所
- アンケート調査票② 児童養護施設
- アンケート調査票③ 一時保護専用施設
- アンケート調査票④ 里親・ファミリーホーム
- アンケート調査票⑤ 委託一時保護中のこども

2. 一時保護委託先とのやりとりについてお伺いします。

問3. 全児童相談所にお伺いします。 貴児童相談所では、委託一時保護の依頼をするにあたって、委託先どのような情報を共有していますか。最低限伝えるべきと考える情報について教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. こどもに関する基本的な情報(年齢、性別、名前)
2. 特別な配慮や支援が必要なこどもの特性に関する情報(障害、疾病の有無等)
3. アレルギーや服薬等に関する情報
4. 現在のこどもの生活圏域
5. こどもの家族構成、保護者の状況
6. 一時保護となった理由
7. 委託一時保護とする理由
8. 一時保護中の支援の方針
9. 一時保護委託先での対応を求めること(通学をさせてほしい、通院が必要等)
10. こどもへの接し方や留意点(こどもの特性)
11. 児童相談所がこどもに対して説明していること
12. 一時保護されることについてのこどもの理解、納得感
13. 一時保護期間の見直し
14. その他()

問4. 委託一時保護中のこどもに関して、委託一時保護の開始後の1週間において、一時保護委託先との情報共有の平均的な頻度を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1. ほぼ毎日
2. 週に2~3回程度
3. 週に1回程度
4. その他()

問5. 委託一時保護の開始後の1週間において、児童相談所が委託一時保護中のこどもの面会等のために施設に訪問する平均的な頻度を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1. ほぼ毎日
2. 週に2~3回程度
3. 週に1回程度
4. その他()

3. 一時保護委託先の現状や期待することについてお伺いします。

<こどもの通学等について>

問6. 貴児童相談所では、令和6年度に「こどもが通学できるようにする」ことを目的として、児童養護施設、里親、ファミリーホームに委託一時保護をしましたか。(あてはまるもの1つに○)

1. 委託した → 問9へ
2. 委託していない

問7. 問6で「2. 委託していない」と回答した児童相談所にお伺いします。

委託しなかった理由について教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| 1. 通学を希望することもなかった |
| 2. 通学を希望することも通学できる範囲に委託できる先がなかった |
| 3. 通学できる範囲にある委託先はあったが、定員超過により受け入れてもらえなかった |
| 4. 通学できる範囲にある委託先はあったが、定員超過以外の理由で受け入れてもらえなかった
→ その理由を具体的に () |
| 5. 通学できる範囲の委託先での生活に、子どもが同意しなかった |
| 6. その他 () |

問8. 貴児童相談所が管轄する一時保護委託先(児童養護施設、里親、ファミリーホーム)に在籍校への通学に対応(送迎や自力登校を認めているなど)している委託先はありますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | |
|----------|--------------|-----------|
| 1. 十分にある | 2. あるが不足している | 3. ほとんどない |
|----------|--------------|-----------|

問9. 全児童相談所にお伺いします。委託一時保護により、子どもが通学できる環境をつくるために、必要だと思う施策を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| 1. 管轄内における委託先を増やすこと(通学が可能な範囲に委託できる先を増やすこと) |
| 2. 委託先の職員体制の充実(送迎できる人員の確保) |
| 3. 費用面の支援の充実(付き添いの職員の交通費等の送迎にかかる費用等) |
| 4. 子どもが安心して通学できるようにするための在籍校の協力 |
| 5. その他 →具体的に () |

問10. 委託一時保護した子どもの通学がかなわない場合、学習支援についてどのような対応をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| 1. 在籍校と調整し、教員を派遣してもらっている |
| 2. 在籍校と調整し、オンラインでの授業、ICTを活用した課題の配信などを実施している |
| 3. 一時保護施設の学習指導員等が委託先を訪問するなどして支援している |
| 4. 担当の児童福祉司等が子どもと面会する際に課題を渡すなどして支援している |
| 5. 委託先に課題等を渡して子どもに取り組んでもらうようお願いしている |
| 6. 学習支援の内容は委託先に委ねている |
| 7. 特に何もしていない |
| 8. その他 →具体的に () |

問11. 委託一時保護した子どもの通学がかなわない場合、有効だと思う学習支援の方法、また、それを実施するために必要だと思う施策について教えてください。

--

<子どもの権利制限の少ない生活の場の確保について>

問12. 貴児童相談所では、令和6年度に「子どもの権利制限が少ない生活」を送れるようにすることを目的として、児童養護施設、里親、ファミリーホームに委託一時保護をしましたか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---------|-------------------|
| 1. 委託した | 2. 委託していない → 問14へ |
|---------|-------------------|

問13. 問 12 で「1. 委託した」と回答した児童相談所にお伺いします。

委託先に対して、どのような生活の自由度を期待しましたか。具体的に教えてください。

--

問14. 全児童相談所にお伺いします。 以下のような生活を送れる一時保護委託先はありますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	児童養護施設（専用施設）		里親・ファミリーホーム	
	1. ある	2. ない	1. ある	2. ない
① 個人のスマートフォンが持てる	1. ある	2. ない	1. ある	2. ない
② 通学以外での外出ができる	1. ある	2. ない	1. ある	2. ない

問15. 問 14 のいずれかで「1. ある」と回答した児童相談所にお伺いします。委託先では禁止されていなくても、児童相談所として、スマートフォンの利用や外出の禁止等を委託先に依頼することはありますか。

1. 依頼することがある	2. 依頼することはない (委託先にあったことを委託している)
--------------	------------------------------------

<こどもの行動観察について>

問16. 貴児童相談所は、一時保護委託先として児童養護施設、里親、ファミリーホームに「こどもの行動観察」を依頼していますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

① 児童養護施設	1. 依頼している	2. 依頼していない
② 里親・ファミリーホーム	1. 依頼している	2. 依頼していない

問17. 問 16 のいずれかで、「1. 依頼している」と回答した児童相談所にお伺いします。

委託先で、こどもの行動観察をできるようにするために、児童相談所として行っていることを教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 一時保護施設で利用しているアセスメントシートや行動観察の記録の様式等を、施設や里親・ファミリーホームとも共有している 2. 施設や里親・ファミリーホームを対象とする、行動観察の視点や記録の書き方等に関する研修を行っている 3. 行動観察に関するマニュアル等を作成しており、施設や里親・ファミリーホームにも提供している 4. 委託一時保護を行う際に、何を行動観察してほしいか等を個別に説明をしている 5. 施設や里親・ファミリーホームも参加する観察会議等を実施し、行動観察の視点等を共有している 6. その他 →具体的に () 7. 特に実施していない

問18. 問 16 のいずれかで、「2. 依頼していない」と回答した児童相談所にお伺いします。一時保護委託先の児童養護施設、里親、ファミリーホームの役割・機能として、「こどもの行動観察」を期待しますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

① 児童養護施設	1. 期待したい	2. 特に期待していない
② 里親・ファミリーホーム	1. 期待したい	2. 特に期待していない

問19. 問 18 のいずれかで「2. 特に期待していない」と回答した児童相談所にお伺いします。

委託先に行動観察を期待しない理由を教えてください。

--

<緊急保護の受入れ>

問20. 貴児童相談所が令和 6 年度に新たに一時保護した子どものうち、一時保護施設での一時保護を行わず、直接、児童養護施設や里親等への委託一時保護を行ったことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 緊急保護を依頼した
2. 緊急保護ではないが、一時保護施設を経由しない子どもの委託一時保護を依頼した → 問 22 へ
3. 一時保護施設を経由しない委託一時保護は依頼していない → 問 24 へ

問21. 問 20 で、「1. 緊急保護を依頼した」と回答した児童相談所にお伺いします。

①令和 6 年度に緊急保護を依頼した子どもについて、児童相談所の依頼から施設で受け入れるまでの最短期間を教えてください。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 数時間以下	2. 半日程度
3. 1 日程度	4. 2 日以上

②令和 6 年度に、夜間（19 時以降）に緊急保護の受入れを依頼したことはありますか。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 依頼したことがある	2. 依頼したことはない
--------------	--------------

③一時保護委託先に緊急保護を依頼した理由について教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 一時保護施設が定員超過しており、受入れが難しかったため
2. その他 ()

④ ③で「1. 一時保護施設が定員超過しており、受入れが難しかったため」と回答した児童相談所にお伺いします。緊急保護として委託一時保護をすることもについて、定員に空きができれば一時保護施設に移行することを前提としていますか。基本的な考え方を教えてください。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 基本的に、一時保護施設での保護に移行する
2. 一時保護施設に移行することなく、一時保護解除とすることが多い

⑤緊急保護を依頼した一時保護委託先から、あげられた意見や要望があれば教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. アレルギーや服薬等の情報がない
2. こどもへの接し方や留意点等がわからない(こどもの特性がわからない)
3. 上記以外のこどもの情報が少ない→具体的にどのような情報が少ないか()
4. 児童相談所からのこどもに対する説明が不十分
5. 夜間の対応を求められる
6. 受け入れ準備の時間がない(職員間での情報共有、居室等の準備が整わない等)
7. 職員の勤務の調整が難しい ※施設
8. 委託一時保護の期間は外出ができない等、拘束される ※里親
9. 委託一時保護の期間やその後の見通しがたっておらず、いつまで受け入れたらいいのかわからない
10. 受入れが可能かの判断が難しい・断りにくい
11. その他 →具体的に()
12. 特に意見や要望として聞いたことはない

⑥緊急保護を依頼した一時保護委託先が、安心してこどもを受け入れられるようにするために行っている取組や工夫等があれば教えてください。

問22. 問 20 で、「**2. 緊急保護ではないが、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護を依頼した**」と回答した児童相談所にお伺いします。

一時保護施設ではなく、一時保護委託先での一時保護の方が適切だと判断した理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 通学ができるため
2. こどもの年齢から、委託の方が適しているため
3. こどもの性格上、集団生活が難しい・少人数の方が適しているため
4. 一時保護施設で同じ学校・地域のこどもが既に保護されており、別の場所での一時保護を行うため
5. こどもから一時保護の場所についての希望があったため(一時保護施設以外を希望した場合を含む)
6. その他 →具体的に()

問23. 問 20 で、「**1. 緊急保護を依頼した**」「**2. 緊急保護ではないが、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護を依頼した**」のいずれかに○と回答した児童相談所にお伺いします。一時保護施設での一時保護を経由せずに、直接委託一時保護を行う場合、こどもへの一時保護(委託)に関する説明どのようにして行いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 児童相談所で説明を行ってから、委託先に向かう
2. 委託先までの移動中に、児童相談所職員が説明する
3. 委託先に到着後、児童相談所職員が説明する
4. 委託先に到着後、委託先の施設職員や里親等が説明する
5. 後日、児童相談所職員が委託先に向かい説明する
6. その他 →具体的に()

5. 一時保護を必要とするこどもの状況についてお伺いします。

問30. 委託一時保護のこどもを含め、一時保護を必要とするこどもの健康状態についてお伺いします。令和7年11月1日時点において、医療的な対応や配慮が必要なこどもの人数を教えてください。

	一時保護施設	委託一時保護	
		児童養護	里親・FH
① アレルギーへの配慮が必要なこども	人	人	人
② 服薬管理が必要なこども	人	人	人
③ 定期薬以外に、必要な時にだけ服薬する薬が処方されているこども (例：睡眠薬、アナフィラキシー時のエピペン、喘息発作時の吸入薬)	人	人	人
④ 歯科医院に定期的な通院が必要なこども	人	人	人
⑤ 歯科以外の医療機関に定期的な通院が必要なこども	人	人	人
⑥ ②～⑤以外の医療的な対応が必要なこども → 具体的に ()	人	人	人

6. 一時保護専用施設^{*}についてお伺いします。

※一時保護実施特別加算費実施要綱に基づいて設置された一時保護専用施設をいいます。

問31. 貴児童相談所の管内に、一時保護専用施設はありますか。(あてはまるもの1つに○)

1. ある → () 件 2. ない → 問33へ

問32. 問31で、「1. ある」と回答した児童相談所にお伺いします。

一時保護施設と比較して、一時保護専用施設の良い点と課題だと感じる点について教えてください。

① 一時保護施設よりも、一時保護専用施設の方が「良い」と思うところ	
② 一時保護施設と比べて、一時保護専用施設の「課題」と感じる点	

問33. 今後、一時保護専用施設が増えていくと良いと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 増やしていくべき
2. 専用施設は課題と感じる点が多く、増やすことは得策ではない
3. わからない

問34. 問33で、「1. 増やしていくべき」「2. 増やすことは得策ではない」のいずれかを回答した児童相談所にお伺いします。そのように回答された理由について教えてください。

<最後に> 同封した里親・FH票、委託一時保護中のこどもの調査票の配布数をご記入ください。

里親・FH 調査票 () 件	こども 調査票 () 件
-----------------	---------------

問5. 令和6年度について、貴施設での委託一時保護を依頼された理由について教えてください。（あてはまるものすべてに○）

1. 一時保護施設の定員超過
2. こどもが通学できるようにするため
3. 一時保護の長期化が見込まれるため
4. 本施設において、入所となる予定であるため
5. 一時保護前の環境との連続性を確保するため
6. 行動制限の少ない環境での行動観察を行うため
7. 一時保護施設で同じ学校・地域のこどもが既に保護されており、別場所での一時保護を行うため
8. その他 →具体的に（ ）
9. 児童相談所から委託一時保護とする理由について説明を受けておらず、わからない場合があった
10. 令和6年度の委託一時保護の受け入れはない

問6. 貴施設において、委託一時保護の受け入れが難しいこどもの特性や委託の条件があれば教えてください。

問7. 問6で回答したこどもを受け入れるとした場合、必要と考えられる施策、児童相談所や行政に求める支援等があれば教えてください。

2. 委託一時保護における児童相談所とのかかわりについてお伺いします。

問8. 委託一時保護の依頼を受けるにあたり、最低限提供してほしい（その情報がないと委託一時保護の受け入れが難しい）情報は何か。（あてはまるものすべてに○）

1. こどもに関する基本的な情報（年齢、性別、名前）
2. 特別な配慮や支援が必要なこどもの特性に関する情報（障害、疾病の有無等）
3. アレルギーや服薬等に関する情報
4. 現在のこどもの生活圏域
5. こどもの家族構成、保護者の状況
6. 一時保護となった理由
7. 委託一時保護とする理由
8. 一時保護中の支援の方針
9. 一時保護委託先での対応を求めること（通学をさせてほしい、通院が必要等）
10. こどもへの接し方や留意点（こどもの特性）
11. 児童相談所がこどもに対して説明していること
12. 一時保護されることについてのこどもの理解、納得感
13. 一時保護期間の見通し
14. その他（

問14. 問13で、「3. 施設として難しい」と回答した施設にお伺いします。そのように回答した理由を教えてください。

① 通学	
② 一人での外出	
③ スマートフォンや PC 等でのインターネットの利用	

問15. 全施設にお伺いします。 在籍校への通学ができない場合に、こどもの学習保障として、貴施設で取り組んでいることを教えてください。

問16. こどもの日中活動について、貴施設において工夫して取り組んでいることがあれば教えてください。

問17. 委託一時保護中のこどもの生活に関して、貴施設で実施したいができていないことがあれば教えてください。

問18. 問17で回答された「実施したいができていないこと」について、何を改善すればできるようになると思われますか。

問19. 全施設にお伺いします。 令和7年11月1日時点の委託一時保護中のこどものうち、以下の医療的な対応や配慮が必要なこどもはいますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

① アレルギーへの配慮が必要なこども	1. いる	2. いない
② 服薬管理が必要なこども	1. いる	2. いない
③ 定期薬以外に、必要な時だけ服薬する薬が処方されているこども (例：睡眠薬、アナフィラキシー時のエピペン、喘息発作時の吸入薬)	1. いる	2. いない
④ 歯科医院に定期的な通院が必要なこども	1. いる	2. いない
⑤ 歯科以外の医療機関に定期的な通院が必要なこども	1. いる	2. いない
⑥ ②～⑤以外の医療的な対応が必要なこども → 具体的に ()	1. いる	2. いない

問24. 全施設にお伺いします。 委託一時保護のこどもの行動観察の実施またはより充実するために必要だと思う取組や児童相談所や行政に求める支援があれば、教えてください。

--

5. 一時保護施設を経由しないこどもの受入れの状況・課題についてお伺いします。

問25. 令和6年度について、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護はありましたか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---|--|
| 1. 緊急保護を受け入れた | |
| 2. 緊急保護ではないが、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護があった → 問33へ
※「2.」のケースがあっても、緊急保護の受け入れがあった場合は「1.」を選択してください。 | |
| 3. 一時保護施設を経由したこどものみだった → 問33へ | |
| 4. 令和6年度の委託一時保護の受け入れはない → 問33へ | |

問26. 問25で、「1. 緊急保護を受け入れた」と回答した施設にお伺いします。令和6年度に受け入れた緊急保護のこどもについて、児童相談所の依頼から貴施設で受け入れるまでの最短期間を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 数時間以下 | 2. 半日程度 |
| 3. 1日程度 | 4. 2日以上 |

問27. 令和6年度に、夜間（19時以降）に緊急保護の受入れを依頼されたことはありますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 依頼されたことがある | 2. 依頼されたことはない |
|---------------|---------------|

問28. 緊急保護として貴施設で受け入れたこどもが、一時保護施設に空きが出た場合に一時保護施設に移行することはありますか。(あてはまるもの1つに○)

- | |
|---------------------------------|
| 1. 基本的に、一時保護施設での保護に移行する |
| 2. 一時保護施設に行くことなく、一時保護解除になることが多い |

問29. 緊急保護の受入れにおいて、課題となったことがあれば教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| 1. アレルギーや服薬等の情報がない |
| 2. こどもへの接し方や留意点等がわからない(こどもの特性がわからない) |
| 3. 上記以外のこどもの情報が少ない→具体的にどのような情報が少ないか() |
| 4. 児童相談所からのこどもに対する説明が不十分 |
| 5. 夜間の対応を求められる |
| 6. 受け入れ準備の時間がない(職員間での情報共有、居室等の準備が整わない等) |
| 7. 職員の勤務の調整が難しい |
| 8. 委託一時保護の期間やその後の見通しがたっておらず、いつまで受け入れたらいいのか分からない |
| 9. 受入れが可能かの判断が難しい・断りにくい |
| 10. その他 →具体的に() |
| 11. 特に課題となったことはない |

問30. 貴施設において、今後も緊急保護を受け入れる方針はありますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 受け入れる方針である
2. 受け入れない方針である
3. 特に決まっていない
4. その他 →具体的に ()

問31. 問30のように回答した理由を教えてください。

問32. 貴施設において、緊急保護の子どもを受け入れ続けるために、必要と考えられる施策や児童相談所や行政に求める支援があれば教えてください。

問33. **全施設にお伺いします。**貴施設において、委託一時保護を受けたものの貴施設での対応が難しくなったことがあった場合、児童相談所にはどのような対応をしてもらえますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 一時保護施設で引き受けられる
2. 他の委託先を探してもらえる
3. 子どもの対応に関して助言を提供してくれる
4. その他 →具体的に ()
5. 児童相談所からの対応は特くない
6. 対応が難しくなったことは無い

6. 今後の委託一時保護の在り方についてお伺いします。

問34. 一時保護委託先として、貴施設はどのような役割を果たしていきたいと思いませんか。(あてはまるものすべてに○)

1. 緊急保護への対応など一時保護施設と同様の機能・専門性をもつ施設
2. 一時保護施設よりも行動制限の少ない生活環境の提供
3. 通学を希望する子どもの受入れ
4. 少人数・家庭的な生活環境の提供
5. 自施設において、施設入所となる可能性が高い子どもの受入れ
6. その他 →具体的に ()
7. わからない

問35. 一時保護委託先の支援の質を向上するために、児童相談所や行政から必要だと思う支援があれば教えてください。

7. 同封した委託—保護中の子どもへの調査について

同封した委託—保護中の子どもの調査票の配布数をご記入ください。

子ども調査票の配布数	()	通
------------	---	--	---	---

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

「児童相談所による委託一時保護に関するアンケート」調査票
<一時保護専用施設向け>

本体施設名	
本体施設種別	1. 児童養護施設 2. 自立援助ホーム 3. ファミリーホーム 4. その他 ()
専用施設名 (※)	
所在地	(都・道・府・県) (市・区・町・村)
電話番号	
メールアドレス	
専用施設の 設置場所	1. 専用施設は、本体施設と同じ建物にある 2. 専用施設は、本体施設と同じ敷地内にあるが、建物は別である 3. 専用施設は、本体施設の敷地外にある 4. その他 ()

※以下、本調査において、「専用施設」とは、一時保護実施特別加算費実施要綱に基づいて設置された一時保護専用施設を指します。

※一時保護施設とは、児童相談所付設の一時保護施設を指します。

※1 つの本体施設に対して、複数の専用施設を設置している場合は、専用施設名の欄に複数の専用施設名を記載ください。回答いただく調査票は1部で構いません。

1. 委託一時保護の受入れ状況についてお伺いします。

問1. 貴施設において、委託一時保護を受け入れることものの年齢を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 乳幼児	
2. 小学校低学年	
3. 小学校高学年	
4. 中学生	
5. 高校生	
6. その他 ()	

以降は、問1で、「1.乳幼児」以外に回答した施設にお伺いします。以下、すべて学齢児以上の委託一時保護の状況についてご回答ください。(「1.乳幼児」のみに回答した施設はここで回答終了です。)

問2. 令和6年度の委託一時保護の受入れ状況(学齢児以上のみ)を教えてください。(数字を記入)

延受入れ人数	1人あたりの平均保護日数	最長の保護日数
人	日	日

問3. 令和6年度について、貴施設での委託一時保護を依頼された理由について教えてください。（あてはまるものすべてに○）

1. 一時保護施設の定員超過
2. こどもが通学できるようにするため
3. 一時保護の長期化が見込まれるため
4. 一時保護前の環境との連続性を確保するため
5. 行動制限の少ない環境での行動観察を行うため
6. 一時保護施設で同じ学校・地域のこどもが既に保護されており、別場所での一時保護を行うため
7. その他 →具体的に（ ）
8. 児童相談所から委託一時保護とする理由について説明を受けておらず、わからない場合があった
9. 令和6年度の委託一時保護の受け入れはない

問4. 貴施設において、委託一時保護の受け入れが難しいこどもの特性や委託の条件があれば教えてください。（乳幼児を除いてお考えください）

問5. 問4で回答したこどもを受け入れるとした場合、必要と考えられる施策や児童相談所や行政に求める支援等があれば教えてください。

2. 委託一時保護における児童相談所とのかかわりについてお伺いします。

問6. 委託一時保護の依頼を受けるにあたり、最低限提供してほしい（その情報がないと委託一時保護の受け入れが難しい）情報は何か。（あてはまるものすべてに○）

1. こどもに関する基本的な情報（年齢、性別、名前）
2. 特別な配慮や支援が必要なこどもの特性に関する情報（障害、疾病の有無等）
3. アレルギーや服薬等に関する情報
4. 現在のこどもの生活圏域
5. こどもの家族構成、保護者の状況
6. 一時保護となった理由
7. 委託一時保護とする理由
8. 一時保護中の支援の方針
9. 一時保護委託先での対応を求めること（通学をさせてほしい、通院が必要等）
10. こどもへの接し方や留意点（こどもの特性）
11. 児童相談所がこどもに対して説明していること
12. 一時保護されることについてのこどもの理解、納得感
13. 一時保護期間の見直し
14. その他（

問12. 問11で、「3. 施設として難しい」と回答した施設にお伺いします。そのように回答した理由を教えてください。

① 通学	
② 一人での外出	
③ スマートフォンや PC 等でのインターネットの利用	

問13. 全施設にお伺いします。在籍校での通学ができない場合に、こどもの学習保障として、貴施設で取り組んでいることを教えてください。

--

問14. こどもの日中活動について、貴施設において工夫して取り組んでいることがあれば教えてください。

--

問15. 委託一時保護中のこどもの生活に関して、貴施設で実施したいができていないことがあれば教えてください。

--

問16. 問15で回答された「実施したいができていないこと」について、何を改善すればできるようになると考えられますか。

--

問17. 全施設にお伺いします。令和7年11月1日時点の委託一時保護中のこどものうち、以下の医療的な対応や配慮が必要なことはありますか。（それぞれあてはまるもの1つに○）

① アレルギーへの配慮が必要なことも	1. いる 2. いない
② 服薬管理が必要なことも	1. いる 2. いない
③ 定期薬以外に、必要な時にだけ服薬する薬が処方されていることも (例：睡眠薬、アナフィラキシー時のエピペン、喘息発作時の吸入薬)	1. いる 2. いない
④ 歯科医院に定期的な通院が必要なことも	1. いる 2. いない
⑤ 歯科以外の医療機関に定期的な通院が必要なことも	1. いる 2. いない
⑥ ②～⑤以外の医療的な対応が必要なことも → 具体的に ()	1. いる 2. いない

問22. 全施設にお伺いします。委託一時保護のこどもの行動観察を実施またはより充実するために必要だと思う取組や児童相談所や行政に求める支援があれば、教えてください。

--

5. 一時保護施設を経由しないこどもの受入れの状況・課題についてお伺いします。

問23. 令和6年度について、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護はありましたか。(あてはまるもの1つに○)

1. 緊急保護を受け入れた
2. 緊急保護ではないが、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護があった → 問 31 へ ※「2.」のケースがあっても、緊急保護の受け入れがあった場合は「1.」を選択してください。
3. 一時保護施設を経由したこどものみだった → 問 31 へ

問24. 問 23 で、「1. 緊急保護を受け入れた」と回答した施設にお伺いします。令和6年度に受け入れた緊急保護のこどもについて、児童相談所の依頼から貴施設で受け入れるまでの最短期間を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1. 数時間以下	2. 半日程度
3. 1日程度	4. 2日以上

問25. 令和6年度に、夜間(19時以降)に緊急保護の受入れを依頼されたことはありますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 依頼されたことがある	2. 依頼されたことはない
---------------	---------------

問26. 緊急保護として貴施設で受け入れたこどもが、一時保護施設に空きが出た場合に一時保護施設に移行することはありますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 基本的に、一時保護施設での保護に移行する
2. 一時保護施設に行くことなく、一時保護解除になることが多い

問27. 緊急保護の受入れにおいて、課題となったことがあれば教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. アレルギーや服薬等の情報がない
2. こどもへの接し方や留意点等がわからない(こどもの特性がわからない)
3. 上記以外のこどもの情報が少ない→具体的にどのような情報が少ないか()
4. 児童相談所からのこどもに対する説明が不十分
5. 夜間の対応を求められる
6. 受け入れ準備の時間がない(職員間での情報共有、居室等の準備が整わない等)
7. 職員の勤務の調整が難しい
8. 委託一時保護の期間やその後の見通しがたっており、いつまで受け入れたらいいのかわからない
9. 受入れが可能かの判断が難しい・断りにくい
10. その他 →具体的に()
11. 特に課題となったことはない

問28. 貴施設において、今後も緊急保護を受け入れる方針はありますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 受け入れる方針である
2. 受け入れない方針である
3. 特に決まっていない
4. その他 →具体的に ()

問29. 問28のように回答した理由を教えてください。

問30. 貴施設において、緊急保護の子どもを受け入れ続けるために、必要と考えられる施策や児童相談所や行政に求める支援があれば教えてください。

問31. **全施設にお伺いします。**貴施設において、委託一時保護を受けたものの貴施設での対応が難しくなったことがあった場合、児童相談所にはどのような対応をしてもらえますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 一時保護施設で引き受けもらえる
2. 他の委託先を探してもらえる
3. 子どもの対応に関して助言を提供してくれる
4. その他 →具体的に ()
5. 児童相談所からの対応は特でない
6. 対応が難しくなったことは無い

6. 今後の委託一時保護の在り方についてお伺いします。

問32. 一時保護委託先として、貴施設はどのような役割を果たしていきたいと思えますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 緊急保護への対応など一時保護施設と同様の機能・専門性をもつ施設
2. 一時保護施設よりも行動制限の少ない生活環境の提供
3. 通学を希望する子どもの受入れ
4. 少人数・家庭的な生活環境の提供
5. 自施設において、施設入所となる可能性が高い子どもの受入れ
6. その他 →具体的に ()
7. わからない

問33. 一時保護委託先の支援の質を向上するために、児童相談所や行政から必要だと思う支援があれば教えてください。

7. 委託—保護中の子どもへの調査について

同封した委託—保護中の子どもの調査票の配布数をご記入ください。

子ども調査票の配布数 () 通

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

「児童相談所による委託一時保護に関するアンケート」 調査票
<里親・ファミリーホーム向け>

◆里親の方

お住まい	(都・道・府・県)	(市・区・町・村)
------	-----------	-----------

◆ファミリーホームの方

所在地	(都・道・府・県)	(市・区・町・村)
ファミリーホーム名		
電話番号		
メールアドレス		

1. 里親ご自身または貴ファミリーホームについてお伺いします。

里親の方にお伺いします

問1. 里親ご自身（以下「里親の方」という）について教えてください。

里親種別	1. 養育里親	里親の経験年数	年
	2. 専門里親 3. 養子縁組里親 4. 親族里親	調査回答時点で現在委託を受けているこどもの人数（委託一時保護除く）	人

ファミリーホームの方にお伺いします

問2. ファミリーホーム（以下「FH」という）について教えてください。

ファミリーホーム定員	人	調査回答時点で、現在委託を受けているこどもの人数（委託一時保護除く）	男	人
			女	人

2. 委託一時保護の受入れ状況についてお伺いします。

問3. 里親の方または貴 FH において、委託一時保護として受け入れたことがあるこどもの年齢を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

1. 乳幼児	2. 小学校低学年	3. 小学校高学年
4. 中学生	5. 高校生	6. その他（ ）

以降は、問3で、「1.乳幼児」以外に回答した里親・FH にお伺いします。以下、すべて学齢児以上の状況についてご回答ください。（「1.乳幼児」のみに回答した里親・FH はここで回答終了です。）

問4. 貴宅または貴 FH に措置予定のこども（28 条ケースを含む）以外の委託一時保護を受け入れていますか。

1. 受け入れている
2. 自里親宅または自 FH に措置予定のこどもの委託一時保護しか受けていない ⇒回答はこれで終了です。

問5. 令和6年度の委託一時保護の受入れ状況（学齢児以上のみ）を教えてください。（数字を記入）

延受入れ人数	1人あたりの平均保護日数	最長の保護日数
人	日	日

問6. 令和6年度について、委託一時保護を依頼された理由について教えてください。（あてはまるものすべてに○）

1. 一時保護所の定員超過
2. こどもが通学できるようにするため
3. 一時保護の長期化が見込まれるため
4. 貴宅または貴 FH への措置となる予定であるため
5. 一時保護前の環境との連続性を確保するため
6. 行動制限の少ない環境での行動観察を行うため
7. 一時保護所で同じ学校・地域のこどもが既に保護されており、別場所での一時保護を行うため
8. その他 →具体的に（ ）
9. 児童相談所から委託一時保護とする理由について説明を受けておらず、わからない場合があった
10. 令和6年度の委託一時保護の受け入れはない

問7. 里親の方又は貴 FH において、委託一時保護の受入れが難しいこどもの特性や委託の条件があれば教えてください。（乳幼児を除いてお考えください）

問8. 問7で回答したこどもを受け入れるとした場合、必要と考えられる施策や児童相談所や行政に求める支援等があれば教えてください。

3. 委託一時保護における児童相談所とのかかわりについてお伺いします。

問9. 委託一時保護の依頼を受けるにあたり、最低限提供してほしい（その情報がないと委託一時保護の受入れが難しい）情報は何か。（あてはまるものすべてに○）

1. こどもに関する基本的な情報（年齢、性別、名前）
2. 特別な配慮や支援が必要なこどもの特性に関する情報（障害、疾病の有無等）
3. アレルギーや服薬等に関する情報
4. 現在のこどもの生活圏域
5. こどもの家族構成、保護者の状況
6. 一時保護となった理由
7. 委託一時保護とする理由
8. 一時保護中の支援の方針
9. 一時保護委託先での対応を求めること（通学をさせてほしい、通院が必要等）
10. こどもへの接し方や留意点（こどもの特性）
11. 児童相談所がこどもに対して説明していること
12. 一時保護されることについてのこどもの理解、納得感
13. 一時保護期間の見通し
14. その他（ ）

問25. **全ての里親・FHの方にお伺いします。**里親の方または貴 FH で委託一時保護のこどもの行動観察を実施またはより充実するために必要だと思う取組や児童相談所や行政に求める支援があれば、教えてください。

--

6. 一時保護施設を経由しないこどもの受入れの状況・課題についてお伺いします。

問26. 令和6年度について、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護はありましたか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---|--|
| 1. 緊急保護を受け入れた | |
| 2. 緊急保護はないが、一時保護施設を経由しないこどもの委託一時保護はあった → 問34へ | |
| ※「2.」のケースがあっても、緊急保護の受け入れがあった場合は「1.」を選択してください。 | |
| 3. 一時保護施設を経由したこどものみだった → 問34へ | |

問27. **問26で、「1. 緊急保護を受け入れた」と回答した方にお伺いします。**令和6年度に受入れた緊急保護のこどもについて、児童相談所の依頼から里親の方または貴 FH で受け入れるまでの最短期間を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 数時間以下 | 2. 半日程度 |
| 3. 1日程度 | 4. 2日以上 |

問28. 令和6年度に、夜間(19時以降)に緊急保護の受入れを依頼されたことはありますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 依頼されたことがある | 2. 依頼されたことはない |
|---------------|---------------|

問29. 緊急保護として里親の方または貴 FH で受け入れたこどもが、一時保護施設に空きが出た場合に一時保護施設に移行することはありますか。(あてはまるもの1つに○)

- | |
|---------------------------------|
| 1. 基本的に、一時保護施設での保護に移行する |
| 2. 一時保護施設に行くことなく、一時保護解除になることが多い |

問30. 緊急保護の受入れにおいて、課題となったことがあれば教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---|--|
| 1. アレルギーや服薬等の情報が無い | |
| 2. こどもへの接し方や留意点等がわからない(こどもの特性がわからない) | |
| 3. 上記以外のこどもの情報が少ない→具体的にどのような情報が少ないか() | |
| 4. 児童相談所からのこどもに対する説明が不十分 | |
| 5. 夜間の対応を求められる | |
| 6. 受け入れ準備の時間がない(職員間での情報共有等、居室等の準備が整わない等) | |
| 7. 職員の勤務の調整が難しい | |
| 8. 委託一時保護の期間は外出ができない等、拘束される | |
| 9. 委託一時保護の期間やその後の見通しがたっておらず、いつまで受け入れたらいいのかわからない | |
| 10. 受入れが可能かの判断が難しい・断りにくい | |
| 11. その他 →具体的に() | |
| 12. 特に課題となったことはない | |

問31. 里親の方または貴 FH において、今後も緊急保護を受け入れる方針はありますか。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 受け入れる方針である
2. 受け入れない方針である
3. 特に決まっていない
4. その他 →具体的に ()

問32. 問 31 のように回答した理由を教えてください。

問33. 里親の方または貴 FH において、緊急保護の子どもを受け入れ続けるために、必要と考えられる施策や児童相談所や行政に求める支援があれば教えてください。

問34. 全ての里親・FH の方にお伺いします。里親の方または貴 FH において、委託一時保護を受けたものの里親・貴 FH での対応が難しくなった子どもがいた場合、児童相談所にはどのような対応をしてもらえますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 一時保護施設で引き受けてもらえる
2. 他の委託先を探してもらえる
3. 子どもの対応に関して助言を提供してくれる
4. その他 →具体的に ()
5. 児童相談所からの対応は特でない
6. 対応が難しくなった子どもはいない

7. 今後の委託一時保護の在り方についてお伺いします。

問35. 一時保護委託先として、里親の方または貴 FH はどのような役割を果たしていきたいと思いませんか。(あてはまるものすべてに○)

1. 緊急保護への対応など一時保護施設と同様の機能・専門性をもつ場所
2. 一時保護施設よりも行動制限の少ない生活環境の提供
3. 通学を希望する子どもの受入れ
4. 少人数・家庭的な生活環境の提供
5. 里親・自 FH に措置される可能性が高い子どもの受入れ
6. その他 →具体的に ()
7. わからない

問36. 一時保護委託先の支援の質を向上するために、児童相談所や行政から必要だと思う支援があれば教えてください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

これからの一時保護について考えるためのアンケート調査

このアンケートは、一時保護中のみなさんが、安心して居心地のよい生活ができるように、一時保護先で生活しているみなさんからご意見をお聞きするものです。

みなさんからお聞きしたご意見は、一時保護先での生活をよりよくするために使わせてもらいます。

このアンケートは、一時保護先の職員さんや里親さん、児童相談所の人が直接見ることはないですし、だれが答えたかわからないように名前を書かなくてよいので、あなたの素直な気持ちを聞かせてください。

- ※ あなたの名前は書かなくてよいです。
- ※ 答えたくない質問や、わからないことは、答えなくてよいです。
- ※ 自分で答えることが難しい場合には、まわりの大人に聞いて、お手伝いしてもらってもよいです。
- ※ アンケートを書き終わったら、いっしょに入っている封筒にいれて、テープをはがして封をして、郵便ポストにいれるか、児童相談所の人（担当の人、ケースワーカー）、施設の人や里親さんに渡してください。（切手はいりません）

- ※ また、パソコンやスマートフォンから答えることもできます。
こちらのアドレスまたはQRコードから回答フォームにアクセスしてください。
パソコンやスマートフォンから回答した場合は、この紙での回答はいりません。



<https://questant.jp/q/CHOSACHILD>

- ※ 答えるのにわからないことや、こまったことがあって、まわりの大人に聞きにくいときは、こちらに聞くこともできます。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（担当者 八木、栗山）

メール：hogo-itaku2025@murc.jp 電話：06-7739-4935（月～金曜日 10時～17時）

I. 基本情報

問1. 今のあなたの学年は。

1. 小学
2. 中学
3. 高校

年生（高校については、通っていない人は学年は書かなくてよいです）

問2. 今のところに来たのはいつですか。（今の場所で生活している期間）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 2週間以内 | 2. 1か月以内 | 3. 2か月以内 |
| 4. 6か月以内 | 5. 1年以内 | 6. 1年以上 |

問3. 今いる場所はどこですか。

- | | | |
|-------------|-------------------------|-------------|
| 1. 児童養護施設 | 2. 一時保護中の子どもだけが
いる施設 | 3. 里親さんのところ |
| 4. ファミリーホーム | 5. わからない | 6. その他（ ） |

III. 今の場所での生活について

問12. 今生活している場所ですることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 学校に通うことができる
2. 自分が行きたいといったところに出かけることができる
3. スマホでメールやLINEができる
4. 自分がやりたいこと、好きなことができている(勉強したり、運動したり、音楽を聴いたりするなど)
5. 家族と会いたい時や話したいときに、会ったり電話で話したりできる
6. 友だちと会いたい時や話したいときに、会ったり電話で話したりできる
7. 学校の先生(担任の先生等)と会えている
8. 話をしたいと思った時に、すぐに職員(里親)さんと話せる
9. 自分の希望や意見がかなったことがある(具体的に:)
10. 一人になることができる
11. 一緒に生活している他のこどもたちと話をするすることができる
12. あてはまるものはない

問13. ここでの生活は楽しいですか。

1. <u>楽しい</u>	2. <u>まあ楽しい</u>	3. <u>楽しくない</u>
↓	↓	
楽しかったことを具体的に		

問14. ここでの生活でうれしかったことはありますか。

1. <u>あった</u>	2. <u>なかった</u>
↓	
あった場合は具体的に	

問15. ここでの生活で、不安なことや困ったことなど相談したいことはありましたか。

1. <u>相談したいことがあった</u>	2. <u>相談したいことはなかった</u>	
↓		
「1.相談したいことがあった」を選択した場合、職員(里親)さんに相談できていますか。		
1. <u>相談できている</u>	2. <u>相談できていない</u>	
↓		
「1.相談できている」を選択した場合、誰に相談していますか。(あてはまるものすべてに○)		
1. <u>職員(里親)さん</u>	2. <u>児童相談所の職員さん</u>	3. <u>その他()</u>

こども家庭庁 令和7年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
児童相談所による一時保護委託の実態と在り方
報告書
令和8年3月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
住所：大阪市北区梅田 2-5-25
電話：06-7637-1480
